

# 東京都子供・若者計画（第3期）

令和7年3月



## ～「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定に当たって～

東京都は、すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現するため、「2050 東京戦略」を打ち出しました。この戦略では、2050 年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、これまでの取組を一層加速させていくこととしています。

いつの時代も、社会の発展の原動力は「人」です。「2050 東京戦略」に合わせ、子供・若者の成長を社会全体で応援していくため、今般、「東京都子供・若者計画（第3期）」を策定しました。

少子高齢化、人口減少、生成 AI をはじめとするテクノロジーの進化など、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。孤独・孤立などの社会課題も顕在化してきました。

時代の変化に対応し、子供・若者が生き生きと活躍できる東京を創り出していかなければなりません。この計画では、「子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援」、「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」を3つの柱に、施策を展開していきます。

未来への可能性を秘めた子供・若者は、私たちにとってかけがえのない存在です。子供たちの笑顔があふれ、若者が大きな夢や希望を抱き、それを叶えることができる社会を目指し、区市町村、国、関係機関、民間団体などと幅広く連携して、取組を着実に推進します。

都民の皆様のご理解・ご協力を心からお願ひいたします。

令和7年3月

東京都知事

子・若者会



# 目 次

## 第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	4
4 計画期間	4

## 第2章 計画の「理念」・「基本方針」・「施策推進の視点」

1 計画の理念	5
2 基本方針	5
3 施策推進の視点	6

## 第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

### 基本方針 I 子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	11
・【1 基本的生活習慣の形成】	11
・【2 確かな学力の育成】	11
・【3 豊かな人間性の育成】	12
・【4 健やかな心と体をつくる】	13
2 社会形成、社会参加できる力の育成	25
・【1 時代の変化に対応できる力の育成】	25
・【2 社会貢献の精神の育成】	26
・【3 健康・安全に生活できる力を養う】	27
・【4 多様な交流機会の確保】	27
3 社会的・職業的自立を支援	41
・【1 就業能力・意欲の習得の促進】	41
・【2 職業教育、職業訓練の充実】	41
・【3 様々な就業支援】	41
・【4 社会生活において必要な知識の付与】	42
4 学びの機会の確保	51
・【1 就園・就学支援】	51
・【2 様々な学習支援】	52

## 基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

1 困難な状況ごとの取組	59
・【1 いじめ】	59
・【2 不登校・中途退学】	61
・【3 障害のある子供・若者への支援】	63
・【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】	66
・【5 ひきこもりに係る支援】	68
・【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】	70
・【7 子供の貧困】	74
・【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】	76
・【9 自殺対策】	78
・【10 居場所のない子供・若者】	80
・【11 ヤングケアラー】	82
・【12 困難な問題を抱える若年女性への支援】	84
・【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	86
(1) 外国人等	86
(2) 難病等	87
(3) 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援	88
2 被害防止と保護	129
・【1 児童虐待防止対策】	129
・【2 社会的養護体制の充実】	131
・【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】	133
(1) 児童ポルノ	133
(2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援	133

## 基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

1 家庭の養育力・教育力の向上	146
・【1 子育て支援の充実】	146
・【2 家庭教育への支援】	148
2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成	163
・【1 開かれた学校づくり】	163
・【2 放課後等の居場所づくり】	164
・【3 地域における多様な活動の展開】	164
3 子供・若者の育成環境の整備	170
・【1 地域における子供の安全対策】	170
・【2 社会環境の健全化の推進】	171
・【3 若者自立支援の総合的な展開】	171

## 第4章 推進体制等の整備

1 都における計画の推進体制	180
2 区市町村の役割	182
・子供・若者支援地域協議会の仕組み	183
3 関係機関との連携の強化、人材の養成	185
4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組	188
・当事者の視点に立った若者の数値目標	189

## 関係資料集

1 子供・若者の意見を聴く取組	191
2 東京の子供・若者の現状	201
3 関係法令等	244
4 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過	300

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

東京都は、子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望をもって活躍できる社会の実現を目指しています。子供・若者は次代の社会の担い手であり、その健やかな成長は将来の東京の発展の礎をなすものです。

都は平成27年、東京都子供・若者計画を策定し、子供・若者が社会の一員として敬愛され、かつ、良好な環境の中で、心身ともに健やかに成長できるよう、福祉、教育、雇用、男女平等、青少年健全育成等の各分野の施策において、様々な取組を行ってきました。

令和2年には東京都子供・若者計画（第2期）を策定し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野を超えた連携・協働を進めてきました。

子供・若者を取り巻く社会状況は、少子高齢化や情報化、グローバル化の急激な進行など、大きく変化しています。新型コロナウィルス感染症の流行は、つながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少などをもたらし、ヤングケアラーをはじめとする様々な問題に通底する孤独・孤立などの社会課題も顕在化しています。

また、困難を有する子供・若者については、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、若年無業者（ニート）、ひきこもり等の問題が相互に影響しあうなど、様々な問題を連錠と複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。令和5年の第33期東京都青少年問題協議会の「犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援」に関する答申においても、いわゆる「ト一横」に「居場所」を求めて来訪する青少年の背後にある、虐待やいじめへの対策等といった、彼らの根本の悩みを解消するための施策が非常に重要であることも指摘されました。

こうした状況やこれまでの都の取組を踏まえ、子供・若者の一人ひとりが健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として、国こども大綱における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項を勘案し策定します。

子供・若者への支援は、福祉、教育、雇用など、関連分野における施策を総合的に行うことが必要となります。都では、「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」を推進するため、子供・若者分野の施策を含む計画として、「東京都教育ビジョン」、「東京都子供・子育て支援総合計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都職

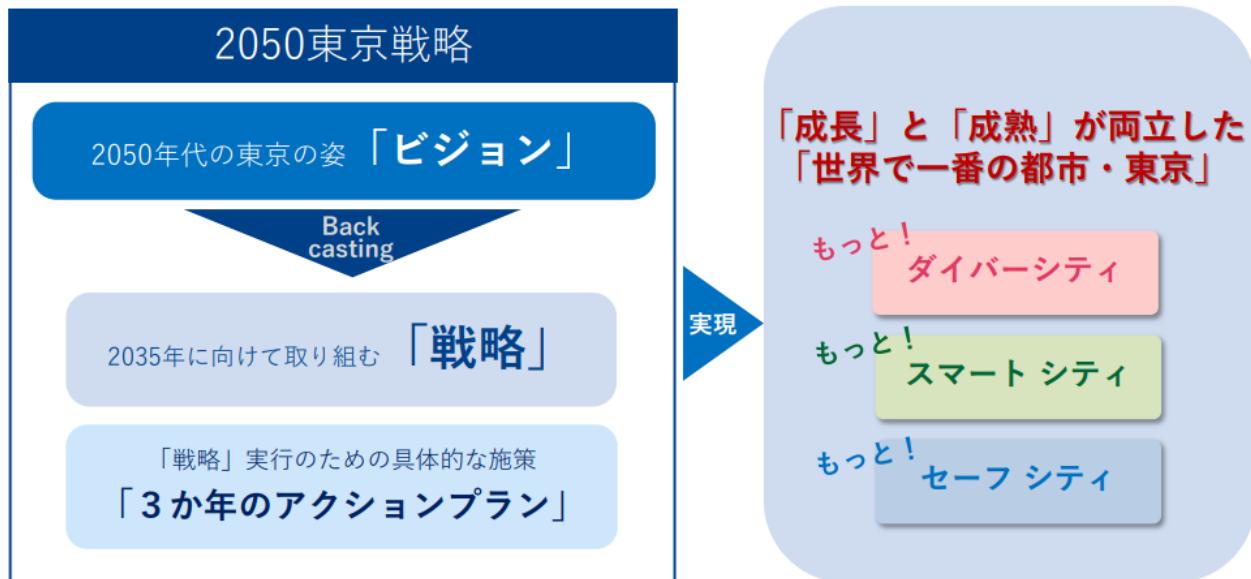
業能力開発計画」等を策定しています。さらに、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション」を策定しています。

本計画は、「2050 東京戦略」を推進する観点から、基本方針及び施策推進の視点を示したうえで、都の様々な分野の計画等と整合を図りながら子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化することで、取組の状況及び方向性を示し、子供・若者育成支援を効果的に推進します。

また、乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子供・若者を支援するために、都のみならず、区市町村、国、関係機関、民間団体等との連携を含む地域における子供・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。

## ＜参考①＞「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」（令和7年3月）

東京都では、2050年代に東京が目指す姿として、新たな「ビジョン」を描き、バックキャストの視点で「ビジョン」を実現するための2035年に向けた「戦略」を定めた「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」を策定しました。



「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」抜粋

## ＜参考②＞「こども未来アクション 2025」（令和7年1月）

多様な手法で様々な環境下にある子供から聴いた生の声を盛り込み、子供政策に反映するとともに、子供を取り巻く環境や直面する課題等を踏まえ、都庁一丸となってスピード感を持って実践する子供目線の取組を体系的にまとめました。

# 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進



## 子供政策の基本スタンス

- ◆ 子供を客体でなく主体として捉え、生まれてから幼児期、学童期、青年期など、ステージを通じて一貫してサポートし、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を大切に育んでいく



- ◆ 子供の意見やエビデンスに基づき、子供の実情や抱える課題を的確に把握し、子供に寄り添った子供のための実効性ある政策を練り上げ、機動的に展開していく

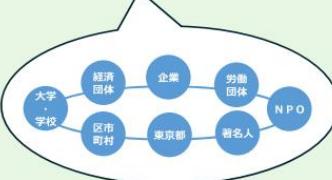


## 政策展開のアプローチ

- ✓ 都政の政策全般を「子供目線」で捉え直す



- ✓ 多様な主体と協働・連携を深め、社会全体で子供へのサポートを強化していく

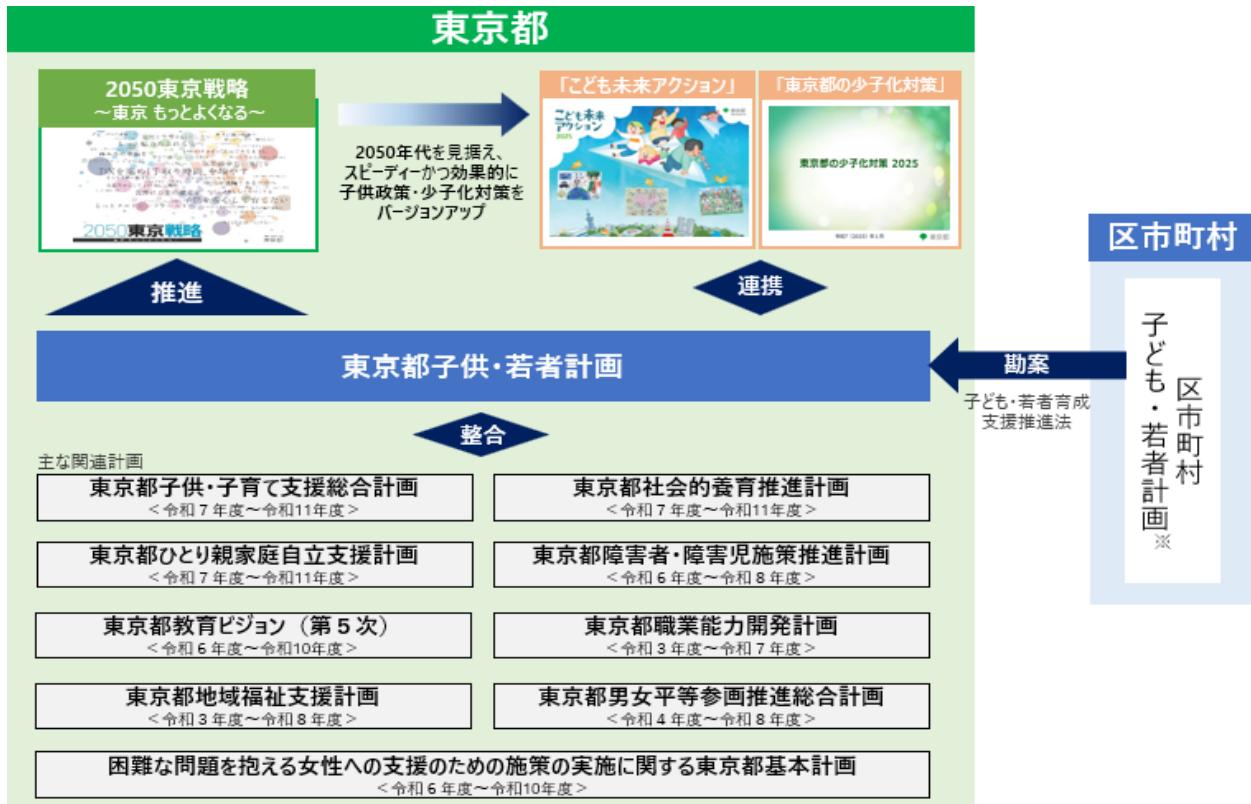


- ✓ DXの推進により、新たな時代にふさわしい取組を展開する



「こども未来アクション 2025」抜粋 (P. 5)

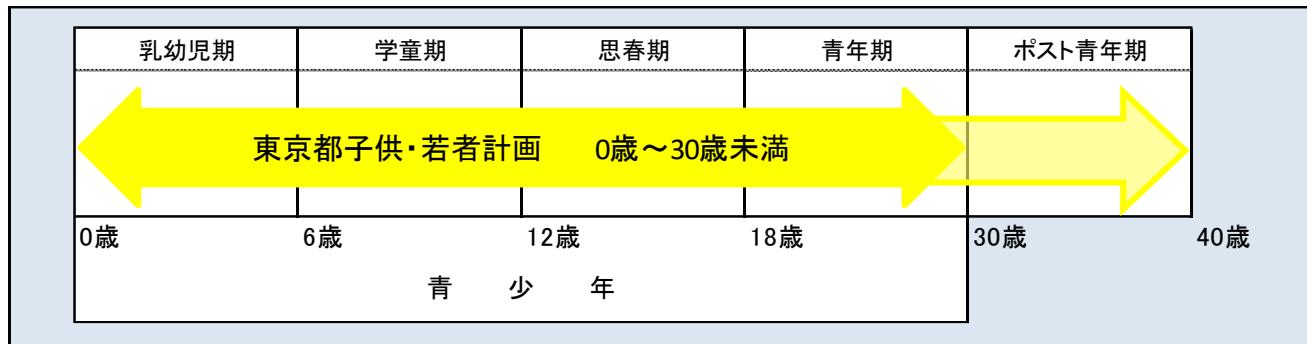
## <参考③> 本計画と関連計画等との関係図



※区市町村は、各法令の規定により区市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして、「区市町村こども計画」（こども基本法第10条第2項）を作成することができるとされている。

### 3 計画の対象

本計画の対象となる子供・若者の範囲は、国が定めた「こども大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期までの青少年としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とします。



### 4 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## 第2章 計画の「理念」・「基本方針」・「施策推進の視点」

### 1 計画の理念

本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画です。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としてこども基本法が令和5年に施行されました。これに基づき国が定めた「こども大綱」を踏まえ、子供・若者の一人ひとりが、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

「社会的自立」については多様な解釈が可能ですが、本計画では、子ども・若者育成支援推進法やこども大綱等の主旨を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会の多様な人々と関わり合い、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していくける青年と位置付けます。

### 2 基本方針（計画の理念の実現に向けて取り組むべき方向性）

#### 基本方針Ⅰ 子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

#### 基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組
- 2 被害防止と保護

#### 基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成
- 3 子供・若者の育成環境の整備

### 3 施策推進の視点

#### 視点1 子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

- ・子供・若者は、社会からの支えを受けながら、自立した個人として自ら自己を確立していく主体です。そこには、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現が含まれます。
- ・子供・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関して、必要な情報や正しい知識を学ぶことができるようにしていくことが必要です。
- ・また、子供・若者の成長や発達には個人差があるため、一人ひとりの心身の成長に配慮しながら、「将来」をよりよく生ききることができるよう、子供・若者の「今」を支援することが必要です。

#### 視点2 当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、対話をしながら支援に反映する視点

- ・大人と共に生きるパートナーとして子供・若者を捉え、その主体性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、その年齢や発達の程度に応じて自己決定権を最大限尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要です。自分の意見がどのように反映されたのかなど、フィードバックを充実させていくことも重要です。
- ・また、困難な状況に置かれた子供・若者、様々な状況にあって声を上げにくい子供・若者、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子供・若者も、自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識を持つことが重要です。その際には、言語化された意見だけでなく、様々な形で発せられる思いや願いを汲み取るための十分な配慮を行うことも求められます。

#### 視点3 子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行う視点

- ・子供・若者の支援に当たっては、青年期における社会的自立に向け、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行うことが求められます。
- ・また、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、福祉、教育、雇用、保健・医療を切れ目なく提供することも大切です。

#### 視点4 子供・若者一人ひとりが幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する視点

- ・一人ひとりの子供・若者が自己を確立し、円滑に社会生活を営み、社会の主体的な形成者となるためには、個々の子供・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子供・若者がその置かれている状況を克服していくよう支援していくことが必要です。
- ・支援の個々の過程では、その結果が必ずしも期待通りになるとは限りません。子供・若者のその時々の状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくことも重要です。
- ・また、子供・若者の困難や課題の背景には子供の育った家庭の抱える問題が影響している場合もあれば、困難に陥った子供・若者を支えようとする家族がともに困難に陥ってしまう場合もあります。
- ・子供・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題の全体像を見通し、状況に応じて伴走する等、家族も含めた支援を行っていくことが重要です。

#### 視点5 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

- ・子供・若者は、家庭、学校・職場、地域社会との関わりの中で成長・発達していきます。
- ・子供・若者は、様々な人との関わりの中で成長していきます。子供・若者が困難や課題を抱えこまないためには、子供・若者やその家族を地域や社会全体で受け入れ、支えていく必要があります。
- ・福祉、教育、雇用等、様々な分野で支援が行われていますが、子供・若者の抱える困難や課題には、複合的な要因や背景があることを十分理解した上で、複数の支援機関等が重なり合うような密接な連携、いわゆる“スクラム連携”を組み、情報共有等を適切に行って、子供・若者やその家族のどのような悩みや課題も取りこぼしなく支援していくことが求められます。
- ・次代の子供・若者を育てていくのは、養育の第一義的責任をもつ父母その他の保護者のほか、社会の責任です。一人ひとりが社会の一員としての役割と責任を自覚し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要です。

## <参考> (国)「こども大綱」(令和5年12月22日)

### こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。



### こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(大綱の見直し)

おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。



### 第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

<b>基本方針 I</b>	子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援
1	社会的自立に向けた「基礎」の形成 【1 基本的生活習慣の形成】 【2 確かな学力の育成】 【3 豊かな人間性の育成】 【4 健やかな心と体をつくる】
2	社会形成、社会参加できる力の育成 【1 時代の変化に対応できる力の育成】 【2 社会貢献の精神の育成】 【3 健康・安全に生活できる力を養う】 【4 多様な交流機会の確保】
3	社会的・職業的自立を支援 【1 就業能力・意欲の習得の促進】 【2 職業教育、職業訓練の充実】 【3 様々な就業支援】 【4 社会生活において必要な知識の付与】
4	学びの機会の確保 【1 就園・就学支援】 【2 様々な学習支援】
<b>基本方針 II</b>	社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
1	困難な状況ごとの取組 【1 いじめ】 【2 不登校・中途退学】 【3 障害のある子供・若者への支援】 【4 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策】 【5 ひきこもりに係る支援】 【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】 【7 子供の貧困】 【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】 【9 自殺対策】 【10 居場所のない子供・若者】 【11 ヤングケアラー】 【12 困難な問題を抱える若年女性への支援】 【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】
2	被害防止と保護 【1 児童虐待防止対策】 【2 社会的養護体制の充実】 【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】
<b>基本方針 III</b>	子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備
1	家庭の養育力・教育力の向上 【1 子育て支援の充実】 【2 家庭教育への支援】
2	地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成 【1 開かれた学校づくり】 【2 放課後等の居場所づくり】 【3 地域における多様な活動の展開】
3	子供・若者の育成環境の整備 【1 地域における子供の安全対策】 【2 社会環境の健全化の推進】 【3 若者自立支援の総合的な展開】

## 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

子供・若者の一人ひとりが生き生きと活躍できる社会を実現するためには、社会全体で力を合わせて、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望をもって自ら伸び、育つ教育」を目指して、様々な取組を行っていくことが必要です。

社会的自立に向けた基礎を形成するために、地域社会、家庭、学校等の各局面において子供・若者本人による心身の成長・発達を支援していきます。

### 【1 基本的生活習慣の形成】

- 子供の心身の健康や意欲は、健康的な生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎にもなります。その基盤・基礎を自ら確立していくための支援を地域社会、家庭、学校等の各局面で行います。
- 乳幼児期に基本的生活習慣を十分に培うことができるよう、各家庭に対して各種の支援を行います。小学校では、挨拶をすることや社会生活上のきまりを身につけ、善悪を判断し、人間としてしてはならないことを理解する指導を重視していきます。中高生については、睡眠時間はじめとする生活習慣の改善などを図っていきます。
- 子供自らが食に関する判断力を養い健全な食生活を身に付けられるよう、家庭での食育を支援するとともに、学校でも食育の推進を図っていきます。

### 【2 確かな学力の育成】

- 小・中学校においては、児童・生徒一人ひとりが「学びの基礎」となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得することができるよう習熟度別指導や反復学習を行い、「できないこと」「わからないこと」をそのままにしない学習を徹底します。
- 児童・生徒が、習得した知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を培うとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、高等学校教育の充実を図り、能力や適性、興味・関心、進路希望等、生徒の選択に応じて学ぶことができるよう、多様なタイプの都立高校を充実させます。
- 「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開します。次世代の学びの基盤を作るプロジェクト「L P X (Learning Platform Transformation)」を推進し、生徒の学びを常にアップデートすることで、デジタルとリアルの最適な組み合わせによる新たな教育を展開するとともに、都立高校の持つ多様な魅力を強調し、ブランド化を展開することで魅力づくりを効果的に推進します。

- 生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、魅力ある専門高校づくりを進めます。
- チャレンジスクールやエンカレッジスクールなどにおいて、小・中学校や高校で十分に力を発揮することができなかつたりした生徒の学び直しを応援します。

### 【3 豊かな人間性の育成】

- 子供は、成長の過程で他者と人間関係を築きながら、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、多様性を尊重できる豊かな人間性を育んでいきます。地域社会、家庭、学校等の各局面において、その人間性の醸成を支援していきます。
- 学校教育では、子供が誰に対しても思いやりの心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にできるよう、思考力、判断力、表現力等を育成し、自分や相手の考えを相互に伝えたり理解したりするための言語活動を充実させ、人間関係力の基礎となるコミュニケーション能力の向上を支援していきます。
- 学校では、子供の人権を尊重する視点を踏まえ、学校の教育目標や生徒の実態等に応じて校則を定めています。また、各校の校則は学校の実情や生徒の意見、保護者の意識、社会の状況等を踏まえ、適宜見直しを行っています。
- 体罰、不適切な指導、暴言等の一層根絶に向けて、対応例を活用した研修を実施するとともに、体罰や性暴力を含めた相談シートを全児童・生徒に配布し、総合的な実態把握に取り組みます。また、部活動の指導者にコンプライアンスと倫理規定に基づく言動を徹底し、科学的トレーニングを導入するなどにより、体罰や不適切な行為のない部活動を推進します。
- 子供が自分のように気付き自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう、「自尊感情測定尺度※」を活用しながら、「褒められる、認められる、感謝される」体験を地域社会、家庭、学校等の各局面において増やすための支援をしていきます。
- 家庭において社会性や礼儀、規範意識を大切にする心を育んでいけるように支援するとともに、学校教育でも道徳教育を充実させ、社会性や礼儀、規範意識を大切にする心を育めるよう支援します。
- 子供が人権尊重の理念を知り、正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、家庭での教育を支援するとともに、地域社会や学校でも人権教育を推進していきます。
- 子供をはじめ、全ての都民に「東京都こども基本条例」をわかりやすく伝えるハンドブックや動画を活用し、理解促進に向けた普及啓発を実施します。
- 子供の体験活動を実施する区市町村の支援を通じて、子供が社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を育成します。また、区市町村における学校外の体験活動の創出を促し、全ての子供が多様な体験活動にチャレンジできる環境を整備します。

※自尊感情とは、他者との関わり合いを通して、自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」をかけがえのない存在・価値ある存在として捉える気持ちのことです

す。「自尊感情測定尺度」の東京都版として開発した「自己評価シート」を活用することで、子供の自尊感情の傾向を把握することができます。

#### 【4 健やかな心と体をつくる】

- 子供・若者の発育・発達のためには、心と体が健康であることが基本です。定期的な健康診断等により健康管理を行っていくほか、感染症予防やアレルギー対策等にも取り組みます。
- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わる、生きる力の重要な要素です。子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようするため、子供自らの生活スタイルを活動的なものにしていきます。
- 東京都では、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、スポーツを楽しむとともに、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進してきました。今後も、学校の特色として継続させる活動を、「学校 2020 レガシー」として実施していきます。
- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。
- 子供にとって「遊ぶ」ことは、生きるチカラを育むことです。子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、ハード・ソフトの両面から取組を推進していきます。
- 学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、高等学校・中学校において学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証していきます。併せて、小学校を対象としたスキーム等の検討を進めています。

«「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育»



【資料】東京都教育委員会「東京都教育ビジョン（第5次）」

# 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成に係る施策等一覧

## 1－(1) 基本的生活習慣の形成

◇…新規事項

基本的生活習慣の形成	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、保育所等の就学前教育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前教育における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。基本的生活習慣を確立するための資料を作成、学校を通じて、家庭へ配布します。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p>◆食を通じた子供の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。</li> <li>「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援します。</li> </ul>	都	保健医療局
<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようになります。</li> <li>学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

## 1－(2) 確かな学力の育成

### ①学力の向上

基礎学力の保障等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。</li> <li>「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。</li> </ul>	区市町村	教育庁
<p>◆I C Tの活用による通信制課程の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立高校通信制課程に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、I C Tを活用した学習環境を整備します。</li> </ul>	都	教育庁

◇児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長 ・「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布 ・保護者向け資料の作成・配布 ・授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等の発信 ・基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用による、基礎的・基本的な事項の定着 ・「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進	都	教育庁
◇私立学校への助成 ・私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。	都	生活文化局

## ②高校教育の充実

特色のある教育活動を行う学校	(実施主体)	(所管局)
◆進学指導重点校 ・選定基準に基づく過去3か年の適合状況を踏まえるとともに各学校の取組状況などを総合的に勘案し、7校を指定しています。（令和5年度から5か年間）【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】	都	教育庁
◆進学指導特別推進校 ・進学指導重点校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、各学校の取組状況等を総合的に勘案し、7校指定しています。（令和5年度から5か年間）【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際、小松川】	都	教育庁
◆進学指導推進校 ・進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、地域ニーズ・地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し、15校指定しています。（令和5年度から5か年間）【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北、多摩科学技術、上野、昭和】	都	教育庁
◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都	教育庁
◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】	都	教育庁
◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	都	教育庁
◇フラッグシップ校で全展開に向けた準備を推進 ・都立高校で「新たな教育のスタイル」を各校の特色に応じて展開していく旗振り役として、「新たな教育のスタイル」の実施校（仮称）の開校に向けた準備を実施します。	都	教育庁

◇都立新宿山吹高等学校をモデル校として先行実施 ・民間事業者や専門学校等と連携した講座を受講して単位を認定し、場所に捉われずに、学校内外でも柔軟に学べる環境を整備します。 ・グローバル人材等に関する講座など、時間に捉われずに、検定受講の促進に向けたオンデマンド講座を実施します。 ・学習時間の管理や単元毎の理解度の入力等ができるシステムを導入し、デジタルを活用して生徒の学びをサポートします。	都	教育庁
◇学校外の専門機関との連携や学びのツールを強化 ・ミネルバ大学と連携し、都立学校生徒の国際感覚を醸成するとともに、多様な価値観や考え方につれることにより、課題解決に取り組む姿勢を育成します。 ・デジタル教科書を「教科書」として活用できるよう研究開発を行い、都立高校等にて実践します。 ・学習指導要領に位置する教科等の内容を超えた学びを提供できるよう、新たな分野に関するデジタル教材を開発します。	都	教育庁
◇学習成果を可視化し、成果を評価 ・主体的な学習の支援に向け、学習状況を可視化し、講座情報の一覧化など生徒の学習履歴・学習状況を一元管理可能な L M S (Learning Management System) を導入します。 ・C B T (Computer Based Testing) 方式を導入し、採点やフィードバックを迅速化します。	都	教育庁
◇探究型の学びや多様な学習ニーズに対応した学びを支援 ・外部人材や地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の実践を通じて探究的な学びを充実するとともに、全都立高校等が一堂に会し探究活動の成果を発表するフォーラムを開催します。 ・不登校者数が多いチャレンジスクールや昼夜間定時制等の 6 校を「新たな教育のスタイルの研究校」に指定します。	都	教育庁
多様なタイプの高校	(実施主体)	(所管局)
◆中高一貫教育校 ・公立学校における中等教育の複線化を図り、6 年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。 ・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校では、高校からの入学者の募集は行いません。 【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】	都 区市町村	教育庁
◆総合学科高校（総合学科） ・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】	都	教育庁
◆単位制高校 (1) 多様な学習型 ・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】	都	教育庁

(2) 進学重視型 ・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。 【墨田川、国分寺、新宿】		
(3) 専門型 ・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】		
◆昼夜間定時制高校（単位制） ・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】	都	教育庁
◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科）・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。 【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘、小台橋】 ・多摩地域で初となる立川地区チャレンジスクールの新設（2025年度開校予定）に向けて、教育理念や育てたい生徒像に沿った教育課程の編成などの準備を着実に実施します。	都	教育庁
◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科） ・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工科、蒲田、東村山、中野工科】	都	教育庁
学び直しの支援	(実施主体)	(所管局)
◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	都	教育庁 (再掲)
◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都	教育庁 (再掲)

## 1 – (3) 豊かな人間性の育成

### ①人間関係力の育成

コミュニケーション能力の向上	(実施主体)	(所管局)
◆言語活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。	各学校	教育庁
◆「自尊感情測定尺度（東京都版）」 ・自尊感情とは、自分のできることできないことなどの要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ちです。「自尊感情測定尺度」の東京都版として開発した「自己評価シート」を活用することで子供の自尊感情の傾向を把握することができます。	都	教育庁

子供の読書活動の推進（「第四次東京都子供読書推進計画」）	(実施主体)	(所管局)
<p>◆不読率の改善と読書の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆成長段階に応じた読書活動の支援</p> <p>(1) 乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。</li> </ul> <p>(2) 小・中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていくよう区市町村を支援します。</li> </ul> <p>(3) 高校生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。</li> </ul> <p>(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデイジー図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
様々な体験活動の機会の提供	(実施主体)	(所管局)
<p>◆体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。</li> </ul>	各学校	教育庁
<p>◇子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「体験活動」推進枠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供の体験活動を実施する区市町村の支援を通じて、子供が社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を育成します。また、区市町村における学校外の体験活動の創出を促し、全ての子供が多様な体験活動にチャレンジできる環境を整備します。</li> </ul>	区市町村	子供政策連携室
<p>◇子供の多様な体験機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供や、親子が一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◇（仮称）子供・若者体験活動施設事業の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創するため、ユース・プラザ事業に代わる新たな事業を構築します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◇Tokyo IBL (Inquiry-Based Learning) Project Scope 【TIPS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒一人一人の探究活動を一層充実させるため、専門的な知見を有する大学等との連携や外部人材を活用して、都立高等学校等における教科等横断的な学びの充実に向けた取組を支援します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◇都立学校生の国際交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立学校生を海外に派遣し、様々な交流プログラムを提供します。</li> <li>2025年度は、SDGs取組推進国における事例学習や企業訪問等を行うコースを新設します。</li> </ul>	都	教育庁

◇東京 2025 世界陸上・東京 2025 デフリンピックの魅力に触れる ・子供たちが大会の観戦を通じて、スポーツの素晴らしさ、互いに尊重し合うことの大切さ、多様性などを学ぶ機会として 2025 年に開催される世界陸上・デフリンピックの観戦機会を提供します。	都	スポーツ推進本部
◇キッズ・ユース・プロジェクト ・子供や若年層を対象として、美術、演劇、音楽などの良質な芸術文化に触れる企画を増やすための取組を積極的に推進します。	都	生活文化局
◇とうきょうこどもクリエイティブラボ ・デジタル社会を担う小中学生が、幅広いデジタルの体験ができるよう、都内自治体や民間企業等と連携し、体験の機会を充実させます。 ・事前申込みなしで、いつでもデジタル創作体験ができる常設体験拠点「くりらぼベース」を運営するとともに、民間事業者等とデジタル体験の普及・拡大に取り組む「くりらぼネットワーク」の活動を推進します。	都	デジタルサービス局
◇東京都こどもホームページ ・未来を担う子供たちが楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への興味・関心を高められるよう、子供の意見やアイデアを取り入れながら、多彩な情報を発信します。	都	子供政策連携室
◇中高生 Web サイト（仮称）の構築 ・中高生にとっての「都政への窓口」であるとともに、日常的に利用したくなるコンテンツを盛り込んだ Web サイトについて、中高生の意見を聴きながら構築します。	都	子供政策連携室
◆高等学校「家庭」における保育体験活動の充実 ・都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実します。	都	教育庁

## ② 規範意識、社会性の育成

道徳教育の充実	(実施主体)	(所管局)
◆「東京都道徳教育教材集」の活用 ・都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を実施し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。	区市町村	教育庁
◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	都	教育庁
◆学校における動物愛護等の普及・啓発 ・小学校において児童による継続的な動物飼育を円滑に実施するために、獣医師等との効果的な連携の在り方について検討し、実践する「小学校動物飼育推進校」を指定し、各推進校での成果を全都に普及・啓発していきます。	都	教育庁
人権の尊重	(実施主体)	(所管局)
◇東京都こども基本条例の普及啓発 ・令和 4・5 年度は、子供との対話を通じて、条例ハンドブック及び条例解説動画を制作しました。令和 6 年度以降は、これらのコンテンツを活用しながら、国内外の多様な主体との連携を通じて、条例理念の普及啓発の場や子供政策に係る意見交換等を行う場を創出していきます。	都	子供政策連携室

◆人権教育の推進 ・児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることを学ぶとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◇校則の見直し ・学校では、子供の人権を尊重する視点を踏まえ、学校の教育目標や生徒の実態等に応じて校則を定めており、各校の校則は学校の実情や生徒の意見、保護者の意識、社会の状況等を踏まえ、適宜見直しを行っています。	都	教育庁
◇体罰や不適切な指導の防止 ・平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、都内全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を徹底します。 (1)教員研修の実施 経験年数や職層に応じた体系的な研修や服務事故再発防止研修として、ロールプレイを活用したアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施します。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施します。 (2)指導者講習会の開催 部活動の指導者にコンプライアンスと倫理規定に基づく言動を徹底し、科学的トレーニングを導入するなどにより、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、顧問、部活動指導員を対象とする指導者講習会を開催します。	都	教育庁
規範意識等の醸成	(実施主体)	(所管局)
◆「都立高校生活指導指針」 ・学校が社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、「都立高校生活指導指針」を示すとともに、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて」を作成しています。	都	教育庁

## 1-(4) 健やかな心と体をつくる

アレルギー疾患対策	(実施主体)	(所管局)
◆「東京都アレルギー疾患対策推進計画」に基づく施策の推進 ・「東京都アレルギー疾患対策推進計画」(令和3年度改定)に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開します。 ・また、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。	都	保健医療局
◆食物アレルギーの事故防止 ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
体力向上の推進	(実施主体)	(所管局)
◇「TOKYO ACTIVE PLAN for students」 【PROJECT1】個別最適な学びを実現する授業の実践 ・結果の有効活用を推進する 東京都統一体力テスト 体力調査のデジタル化	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別最適な学びを保証する指導方法の開発</li> <li>・好事例等を全都に広げる機会の設定</li> </ul> <p><b>【PROJECT2】スポーツライフの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な運動機会を創出する関係団体等と連携した取組</li> <li>・運動習慣の確立・定着・改善に効果のある取組の開発</li> </ul> <p><b>【PROJECT 3】健康的な生活スタイルの確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教育の充実に向けた外部指導者等との連携</li> <li>・健康的な生活習慣の確立・定着・改善に効果のある取組の開発</li> </ul> <p><b>【PROJECT 4】多様なニーズに応じた運動部活動の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なニーズに対応した運動部活動の推進</li> <li>・専門家等との連携や段階的な地域移行</li> <li>・デジタル技術を活用した運動部活動の実施</li> <li>・合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する部活動の指定</li> </ul> <p><b>【PROJECT 5】東京 2020 大会レガシーの浸透</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京 2020 大会出場選手等の派遣等</li> <li>・パラスポーツの指導力の向上を図る取組の設定</li> <li>・体力向上の取組を強化する月間の設定</li> </ul>		
<b>スポーツを通じた心身の健全育成</b>	(実施主体)	(所管局)
<p>◇<b>学校 2020 レガシー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで「オリンピック・パラリンピック教育」として実施してきた取り組みのうち、学校の特色とする活動を「学校 2020 レガシー」として実施します。</li> </ul>	小・中：区 市町村 高：都	教育庁
<p>◇<b>東京 2025 世界陸上を契機としたスポーツ振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上競技の解説や上達するためのトレーニングを紹介する冊子（スポーツドリル（仮称））を作成し、都内小学4～6年生へ配布します。</li> <li>・好きな時間に、好きなコースをランニングし、全国どこからでも参加できるバーチャルランを実施します。</li> </ul>	都	スポーツ推進本部
<b>乳幼児期の子育ち支援</b>	(実施主体)	(所管局)
<p>◇<b>とうきょう すくわくプログラム推進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。</li> </ul>	都 区市町村	子供政策連携室 生活文化局 福祉局 教育庁
<p>◇<b>「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の実効性の高い事業展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労等の有無にかかわらず、乳幼児期から他者と関わる機会を確保し、非認知能力の向上など、全ての乳幼児が健やかに成長できるよう、「子育ち」を後押し。あわせて、在宅子育て家庭の孤立を防ぎ、「子育て」支援を充実させます。</li> </ul> <p>→第一子の利用負担額を無償化し、子育てに係る経済的負担を軽減（第二子以降の利用負担額については、2024年度から無償化）</p> <p>→地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、引き続き、預かりの上限時間を設けずに取組を推進</p>	区市町村	福祉局

◇保育所等における地域の子育て支援事業 ・保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を生かした子育て支援を実施します。 →相談拠点を増やすことを重視し、裾野の拡大を図るため、2025年度から区市町村への補助要件を細分化・緩和	区市町村	福祉局
◇「医療的ケア児等の育ちの支援事業」を新たに実施 ・医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。 →医療的ケア等の程度を勘案し、児童1人に対して、看護師と保育士等との同時保育も可能	区市町村	福祉局
◇虐待等の不適切な保育に関する相談対応事業 ・認証保育所・認可外保育施設における不適切な保育に関する相談への対応を強化するため、虐待等の不適切な保育に関する専用相談窓口を設置・運営するとともに、速やかに相談内容の事実確認を行い、必要な対応につなげる初動対応等の体制を強化します。	区市町村	福祉局
◇保育サービス推進事業 ・都民の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る施設への補助における加算項目に、不適切保育や職員のメンタルケアに関する研修を新たに追加します。	区市町村	福祉局
「遊び」の環境整備	(実施主体)	(所管局)
◇子供の遊び場等整備事業 ・子供の意見を踏まえながら、プレーパークやボール遊び場など、地域資源を活用した遊び場等の創出に取り組む区市町村を支援しています。	区市町村	子供政策連携室
◇子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進枠） ・子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を支援しています。	区市町村	子供政策連携室
◇子供の「遊び」普及啓発事業 ・「遊び」の専用SNSを活用し、子供の「遊び」の大切さについて、分かりやすく親しみを感じる発信を行うとともに、子供と一緒に楽しみながら参加できる企画を実施することで、地域社会の理解を促進しています。 ・「東京都こどもホームページ」において、楽しみながら「遊び」に興味を持てるようコンテンツを充実させます。	都	子供政策連携室
◇都立特別支援学校で移動式冒険遊び場を実施 ・土日の都立特別支援学校の校庭等を活用し、冒険遊び場を実施します。 ・都立特別支援学校に在籍する児童・生徒及び地域の子供が参加し、遊びを通したインクルーシブな学びの場を創出します。 ・プレーリーダーを配置して子供たちの自由な発想を促し、安心して伸び伸びと遊べる環境づくりに取り組みます。 ・地域住民等にインクルーシブな遊び環境の整え方等の学びを提供し、人材育成を伴った地域のつながりの創出を図ります。	都	教育庁

学校の居心地向上	(実施主体)	(所管局)
<p>◇学校の居心地向上検証プロジェクト</p> <p>・学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証します。また、高等学校・中学校に適用するスキーム等を踏まえ、小学校を対象としたスキーム等を検討します。</p>	都	子供政策連携室

## 2 社会形成、社会参加できる力の育成

情報通信技術の普及・発展、国際化の進展、A I 技術の急速な発展、雇用の流動化など、現在の子供・若者を取り巻く社会状況は大きく動いています。子供・若者が、変化の激しいこれからの中を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を習得するだけでなく、それらを応用する能力も身につけることで、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する力を育んでいく必要があります。

さらに、社会の一員として生活していくために、公共の精神をもち、自らの意見を表明し、社会に主体的に参画しながらよりよい社会づくりに取り組む力を身に付けることも必要です。

### 【1 時代の変化に対応できる力の育成】

- 世界を舞台に活躍できる国際感覚豊かなグローバル人材を育成するため、小学校段階から外国語活動・外国語の指導を適切に行えるように支援していきます。
- 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲、主体的に行動する力をもった次代のリーダーとなる人材を育成するとともに、自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観をもつ人々と協働しながら課題を解決する力を身に付けるため、高校在学中の留学や海外の大学への進学などを支援します。
- 都立学校の生徒を海外へ派遣し、日本とは異なる文化に触れ世界的な視野を獲得する研修等、様々な交流プログラムを実施します。また、多様な文化に触れる機会を確保するため、海外の生徒を受け入れ、都立高校生等が様々な国・地域の生徒と交流を行う機会を創出します。
- 東京都立大学では、世界で活躍できる人材の育成に向けた国際化の推進を図り、特色あるプログラムの展開や海外留学の促進、外国人留学生・教員の受入を強化します。
- 日本や海外の伝統・文化を正しく理解するための取組や異文化交流等を推進し、世界各地の人びと相互理解を深め、共に活躍できる多文化共生意識を涵養します。
- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、長期的に持続可能（サステナブル）な東京を維持していくため、新たな価値を生み出していくことができるよう、将来の科学技術をリードする人材を輩出していきます。
- 情報教育等により、I C T（情報通信技術）活用能力を高めるとともに、情報モラル教育を推進します。
- 教育D Xで学びをアップデートします。生成A I の活用や子供の興味関心に応じてリモートで授業を受ける仕組みなど、デジタルを大幅に組み込んだ教育D Xを本格的に展開します。また、教育D Xを通じ、一人ひとりに最適な学びと協働的な学びのベストミックスを図り、学び方や教え方を転換します。

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援については、国が実施している特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究における取組成果を、区市町村教育委員会へ周知していきます。
- 都立高等学校及び都立中等教育学校の生徒を対象に、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成するため、各都立学校における教科等横断的な学びの充実に向けた取組を支援していきます。
- 中学校等において、一人一人のキャリア形成と自己実現に向け、充実した人生と学習、学ぶことや働くことの楽しさと価値、学ぶことと職業などについての題材を設定し、地域の職業人などの体験談などを取り入れながら、自分なりの考えをまとめ、発表したり、互いに話し合ったりする学習活動を推進します。都立高校において、生徒一人一人の探究活動を一層充実させるために、専門的な知見を有する大学等との連携や外部人材の活用が必要です。各校で実施する探究活動に、専門的な知見を有する外部人材の活用を支援することで、生徒のチャレンジ精神や主体性、創造性などの素養を育成します。
- 東京都立大学及び都立産業技術高等専門学校においては、高度情報化社会を牽引する人材の育成に取り組みます。また、東京都立大学においては、総合大学の特徴を生かし、分野横断や文理融合による教育プログラムを充実させます。
- グローバル人材の育成に向け、より多くの若者が「海外留学の最初の一歩」を踏み出すきっかけづくりをサポートします。
- アントレプレナーシップ（起業家性）の育成等を通じて、誰もが夢に向かって羽ばたける土壌を作ります。
- 東京都立大学において、起業家性を醸成するため、アントレプレナーシップ講座を開講するとともに、「TMUビジネスアイデアコンテスト」を実施します。
- 東京都立産業技術高等専門学校において、スタートアップに関して、全学生向けにワークショップ等を開催し、希望者に教育支援プログラムを提供します。

## 【2 社会貢献の精神の育成】

- 子供が社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを体験できる取組を充実させます。高等学校では、道徳教育とキャリア教育を一体的に学習するとともに、探究に至るプロセスを学ぶため、東京都独自教科「人間と社会」を推進します。
- 持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGsに関する教育を推進するなどし、これからの中学生に生きる子供が、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、自らの課題と考え、解決していくための能力や態度を育んでいけるよう支援します。

### 【3 健康・安全に生活できる力を養う】

- 子供が、健康について自ら考え判断し行動する実践力を家庭において育成し、生涯にわたる健康づくりの基礎となる健康的な生活習慣の確立を図るために支援を行うとともに、学校においても同様の取組を推進していきます。
- 学習指導要領に基づき、精神疾患の予防と回復に関する正しい理解を推進していきます。
- 思春期の子供・若者には、メンタルヘルスや障害のある方を正しく理解していくこと等で問題行動等を防ぐ心の健康づくりや性感染症予防等について必要な知識を身に付けるための支援を行うとともに、薬物乱用やアレルギー疾患等の諸課題について知識を深めるための支援にも取り組みます。
- 全ての子供が生涯にわたって自身の安全を守るとともに、他者や社会の安全に貢献できることを目指し、地域社会や学校で安全教育や防災教育を推進します。
- 性に関する取組については、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け適切な行動選択ができるようするとともに、今日的な課題にも対応できるよう進めています。
- 思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページにおいて、ユースヘルスケアの普及啓発を推進します。
- 都立高校等におけるユースヘルスケアに関する相談環境の整備を推進していきます。
- 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」を設置し、電話・メール・対面での相談を実施していきます。
- 「性自認」「性的指向」に悩む児童・生徒を適切に支援するために、教員が正しい知識をもち、きめ細かな対応ができるよう、取り組んでいきます。
- 児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするために、児童・生徒向けに、「自分の不安や悩みに早期に気付き、SOSを出す力を一層高める」ための動画や、教職員に対して、「教職員が子供のSOSを受け止め、支援する力を向上させる」ための動画を作成し、「SOSの出し方に関する教育」について推進していきます。さらに、薬物乱用防止に関する指導については、学校の教育計画に位置付け、発達段階をとらえ教育活動全体を通じて計画的・系統的な指導を行っていきます。
- 多様な精神疾患や精神保健医療に対する偏見や誤解が生じないよう、引き続き若年層から高齢者まで広く都民に正しい理解を促進するための取組を実施します。

### 【4 多様な交流機会の確保】

- 子供・若者が社会参加の意義や社会貢献の精神を学ぶことができるよう、地域の資源や人材を活用し、自然体験やスポーツ・文化活動など多様な交流や体験の機会を提供していきます。
- 社会の一員としての役割や多様な価値観を持つ人々との共生の重要性への理解を深めながら、社会参加や社会貢献活動への意欲を育むとともに、社会性や豊かな人

間性を涵養するため、ボランティア活動や国際交流活動へ子供・若者が参加できる機会を積極的に設けていきます。

- 子供・若者が性別にとらわれず可能性や選択肢を広げていくことができるよう に、固定的な性別役割分担意識の払拭や性別による無意識の思い込み（アンコンシ ャス・バイアス）に気づくための様々な取組を推進します。
- 若者と地域のつながりを創出するため、若者を対象に、これから町会・自治会 活動等に関するフォーラムを開催します。

## 2 社会形成、社会参加できる力の育成に係る施策等一覧

### 2-(1) 時代の変化に対応できる力の育成

#### ①グローバル人材の育成

◇…新規事項

英語教育等の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆TOKYO ENGLISH CHANNEL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚期から高校生までを対象として、日常生活の場面を通して英語に親しむのものから、アートや最先端技術を学ぶものまで多様な動画教材を提供します。</li> <li>・都内と海外の生徒が集い、海外の大学等の講座を受けるほか、スポーツ、文化、SDGs 等様々なテーマについてオンライン上で議論する場を設定します。</li> <li>・英語を実践的に活用する機会や、キャリアプランについて考える契機として、都立高校生を対象に英語を活用する職場で仕事を体験してもらいます。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆小学校における英語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで作成してきた英語教育に関わる指導資料等の活用を図るとともに、指導主事等の学校訪問等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導することで、小学校における英語教育の充実を図ります。</li> </ul>	区市町村	教育庁
<p>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。</li> <li>・確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。</li> </ul>	区市町村	教育庁
<p>◆J E T プログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立高校では、J E T プログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。</li> </ul> <p>※J E T プログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme) とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、J E T プログラムを推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J E T プログラムのうち、A L T※の活用により、外国人青年を雇用した私立中学校と高等学校に対し、報酬等の経費を補助します。</li> </ul> <p>※A L T (Assistant Language Teacher) 外国語指導助手</p>	都 公益財団法人東京都私学財團	教育庁 生活文化局
<p>◆グローバル人材育成に係る先進的な取組を推進する都立高校の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の主体的に学び続ける態度と総合的な英語力を育成するとともに、積極的な国際交流を行うなど、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆英語を活用する職場での仕事体験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立高校生の英語力向上を図るため、英語を活用する職場での仕事体験を実施します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆英語以外の外国語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。</li> </ul>	都	教育庁

◇私立学校教員海外派遣研修事業費補助 ・世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助します。	公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
◇私立高等学校外部検定試験料補助 ・私立高等学校が、在籍する生徒の英語力向上を目的として外部検定試験（高等学校における英語教育レベルを満たし「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込みるもの）を実施する場合、当該試験に係る経費を補助します。	公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
国際社会で活躍する日本人の育成	(実施主体)	(所管局)
◆海外留学等の支援 ・都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を支援します。 ・私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
◇国内外の研究機関やスタートアップ等を活用した探究活動の実施等 ・国内外の研究機関やスタートアップ等を活用した探究活動や、海外探究フィールドワークを実施するとともに、全都立校が一堂に会し探究活動の成果を発表し合うフォーラムを開催します。	都	教育庁
◆国際社会で活躍できる人材の育成 ・東京都立大学において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。 ・世界を舞台に活躍するグローバル人材を輩出するため、幅広い分野を英語で履修する国際系新学部の開設に向けた準備を推進します。 ・英語で学位が取得できる全学的プログラムの導入に向けた準備を進め、留学生と共に学べる環境を実現します。 ・優秀な人材の博士課程への進学を促進するため、博士課程の学生を対象に、奨学金制度を創設するとともに、キャリア支援を充実します。 ・東京都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。	東京都公立大学法人	総務局
◇都版海外留学制度（大学生等向け） ・グローバル人材の育成に向け、より多くの若者が「海外留学の最初の一歩」を踏み出すきっかけづくりをサポートします。	都	子供政策連携室
◇都立学校の国際交流プログラム ・（派遣）学校での学びを現地ならではの経験を通じ実践的に深められるよう、現地教育機関等と連携し、独自プログラムを実施します。 ・（受入）校内で生きた国際交流の機会を創出することで、都立高校生の国際感覚を醸成します。	都	教育庁
◆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設（平成30年9月） ・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生等の英語力の向上や異文化理解を促進します。	都	教育庁

◇Tokyo GLOBAL Student Navi ・東京都におけるグローバル人材育成に関する施策や取組の認知度を向上させるためのポータルサイトを活用・充実させます。	都	教育庁
◆国際バカロレアの取組 ・都立国際高校で、平成27年度に国際バカロレア機構から「国際バカロレア」※の認定を取得し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得による海外大学進学を進め、国際社会で活躍する人材を育成しています。 ※国際バカロレア：スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。 国際バカロレアのプログラムには、PYP（初等教育プログラム）、MYP（中等教育プログラム）、DP（ディプロマ・プログラム）の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。	都	教育庁
◇都の教員等を対象とする海外大学院への留学プログラムの創設 ・都の教員や技術職・専門的な職種全般を対象に、海外大学院へ派遣する留学プログラムを創設します。	都	教育庁 総務局
◇リモートで学ぶ環境の整備 ・生徒の興味と関心に応じてリモートで授業を受ける仕組みの構築を検討します。	都	教育庁
◇デジタル教科書、電子資料の活用推進 ・デジタル教科書を「教科書」として活用できるよう研究開発を行い、都立高校等にて実践します。	都	教育庁
◇世界と伍して渡り合うことのできる人材像の調査実施 ・世界と伍して渡り合うことのできる人材像についての調査を実施します。	都	子供政策連携室
日本人としての自覚と誇りの育成	(実施主体)	(所管局)
◆外国人との交流 ・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
多文化共生意識の涵養	(実施主体)	(所管局)
◇「やさしい日本語」普及啓発事業 ・「やさしい日本語」の活用を促進するため、区市町村や社会福祉協議会、外国人支援団体等に対して、活用事例集や研修等を通して普及啓発を実施します。	区市町村	生活文化局
◇都立学校や都内公立学校を対象とする国際交流事業を通じた多文化共生社会の実現に向けた意識の醸成 ・都立学校や都内公立学校を対象として、国際交流事業を通じて、多文化共生社会の実現に向けた意識を醸成するとともに、海外を視野に入れたキャリア形成を後押しします。	都	教育庁
◇ダイバーシティ推進校 ・在京外国人等対象の入試実施校のうち、新設する4校を「ダイバーシティ推進校」として指定し、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とともに、日本語指導が必要な生徒が在籍する他校を支援します。 ・ダイバーシティ推進校では、国籍を問わず多様な生徒がともに学ぶ環境の特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推進します。	都	教育庁

## ②科学技術を担う人材育成

小・中学校における理数教育の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「小学生科学展」 ・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。</p>	都	教育庁
<p>◆「中学生科学コンテスト」 ・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。</p>	都	教育庁
都立高校等における取組	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「理数リーディング校」の指定 ・「理数リーディング校」を指定し、新学習指導要領における「理数探求」について先進的に研究開発を行います。主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法について研究し、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え方育成する取り組みを行っています。</p>	都	教育庁
<p>◆理数教育の推進 ・東京サイエンスハイスクールの指定などをとおして、理数教育を充実させ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成します。</p>	都	教育庁
<p>◆科学の甲子園東京都大会、研究発表会 ・「科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。 ・「研究発表会」における「理数リーディング校」や「SSH（スーパー サイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。</p>	都	教育庁
<p>◆東京都立産業技術高等専門学校（品川キャンパス） ・情報システム工学コースにて、データプラットフォーム等の高度 ICT インフラの設計・構築・運用、またそれを利活用し新たな価値を創出できる人材の育成に取り組みます。また、高度 ICT インフラおよびサービスに対するサイバー攻撃に対処することができるセキュリティスペシャリストの育成を目的とした、情報セキュリティ技術者育成プログラムを開設しています。</p>	東京都公立大学法人	総務局
<p>◆Society 5.0 時代の人材育成 ・東京都立産業技術高等専門学校においては、AI や IoT、ビッグデータ等を活用した新しいものづくりを牽引する人材の育成に取り組みます。 ・東京都立大学においては、データサイエンス・AI の技術の本質を理解し、これらの技術を利用したサービスやシステムを課題解決のために活用できる人材を育成します。</p>	東京都公立大学法人	総務局

## ③ 情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力

情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力	(実施主体)	(所管局)
<p>◆TOKYOスマート・スクール・プロジェクト ・子供たちの学ぶ意欲に応え、子供の力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育の ICT 化を推進します。</p>	都	教育庁

◆学校教育におけるＩＣＴ環境整備の促進 ・学校教育におけるＩＣＴ環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
◇ＩＴ人材育成のための教育プログラム「Tokyo P-TECH」の実施 ・工科高校、専門学校、企業等が連携して、ＩＴ人材育成のための教育プログラム「Tokyo P-TECH」を実施します。	都	教育庁
◇工科高校等における実践的なデジタルスキル等の習得支援 ・工科高校等において、実践的なデジタルスキル等の習得支援を実施します。	都	教育庁
◇東京都立産業技術高等専門学校におけるデジタルツインを技術的に牽引できる人材の育成 ・東京都立産業技術高等専門学校において、新たに「ＡＩスマート工学」コースと「情報システム工学」コースを設置し、デジタルツインを技術的に牽引できる人材を育成します。	東京都公立大学法人	総務局
◇東京都立産業技術高等専門学校において医工連携に向けたＡＩ技術等を学ぶ、コースを跨いだ教育プログラムの実施 ・医工連携を担う人材として、ＡＩ技術等をＩｏＴ機器に実装し医療に関連する機器等に応用できる技術者を育成するため、東京都立産業技術高等専門学校において医工連携に向けたＡＩ技術等を学ぶ、コースを跨いだ教育プログラムを実施します。	東京都公立大学法人	総務局
◇次世代を担う若年者向け情報セキュリティ・ＩＣＴ教育の強化 ・サイバーセキュリティ TOKYO for Junior、ＩＣＴ基礎 Lab. for Juniorなどの勉強会を実施することで、次世代を担う若年者向け情報セキュリティ・ＩＣＴ教育を強化します。	東京都公立大学法人	総務局
◆情報モラル教育の推進 ・「ＳＮＳ東京ルール」に基づき、スマートフォンやＳＮＳを適切に活用することについて、児童・生徒が主体的に考えさせる指導を行います。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆情報教育に関する啓発・指導等 ・都内全公立学校を対象に学校非公式サイトを巡回し、不用意な書き込みにより自分や他人の個人情報を漏らさないよう子供を守ります。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆「ファミリｅルール講座」 ・青少年のインターネット・ＳＮＳ利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態やそれらの防止策を学べる講座を開催しています。また、大学生を活用したグループワーク等を通じて、家庭でのルール作りや生徒自身による自主ルール作りも実施しています。	都	都民安全総合対策本部
◇被害防止啓発用リーフレットの作成 ・青少年のインターネット・ＳＮＳ利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態やそれらの防止策に関する啓発用リーフレットを作成し、配布しています。	都	都民安全総合対策本部
◇ＳＮＳトラブル防止動画コンテスト ・都内在住・在学・在勤の13歳から29歳までの青少年等からＳＮＳ利用に起因するトラブル防止を啓発する動画・静止画を募集するコンテストを開催し、受賞作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る気運を醸成しています。	都	都民安全総合対策本部

#### ④ 学びの深化

更なる資質・能力の向上	(実施主体)	(所管局)
<p>◇更に進んだ学習をしたい児童・生徒への指導に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施している「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」における取組成果を、区市町村教育委員会へ周知します。</li> <li>・区市町村教育委員会が実施している先進的な実践事例を区市町村教育委員会と共有します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◇Tokyo IBL (Inquiry-Based Learning) Project Scope 【TIPS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒一人一人の探究活動を一層充実させるため、専門的な知見を有する大学等との連携や外部人材を活用して、都立高等学校等における教科等横断的な学びの充実に向けた取組を支援します。</li> </ul>	都	教育庁 (再掲)
<p>◇中学校の職場体験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めます。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p>◇Society 5.0 時代の人材育成</p> <p>○理数分野得意な才能をもつ生徒に対する高度な各分野の教育プログラムを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 科学者や研究者による指導</li> <li>② 著名人による講演</li> <li>③ 研究機関探訪・見学等</li> <li>④ 生徒一人1台端末を活用したオンライン学習の勧め</li> <li>⑤ 海外大学等への進学サポートシステム</li> </ul>	都	教育庁

#### ⑤ アントレプレナーシップの醸成

アントレプレナーシップの醸成	(実施主体)	(所管局)
<p>◇アントレプレナーシップの醸成</p> <p>○アントレプレナーシップ教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者のチャレンジを後押しする「TIB Students」を推進し、学校等への講師派遣や民間企業との連携プログラムを促進します。</li> <li>・起業等に関心のある学生の活動を支援する「TIB JAM」や、学生グループがグローバルイベント等を企画・運営する「ITAMAE」を実施します。</li> </ul>	都	スタートアップ戦略推進本部
<p>◇アントレプレナーシップ講座の開講等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都立大学において、起業家性を醸成するため、アントレプレナーシップ講座を開講するとともに、「TMUビジネスアイデアコンテスト」を実施します。</li> <li>・東京都立産業技術高等専門学校において、スタートアップに関して、全学生向けにワークショップ等を開催し、希望者に教育支援プログラムを提供します。</li> </ul>	東京都公立大学法人	総務局

## 2-(2) 社会貢献の精神の育成

社会貢献意識（とその実践力）の育成	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小・中学校における奉仕活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供たちが、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立とうとする意欲を高めたりするための、道徳教育の充実を推進しています。</li> </ul>	区市町村	教育庁
<p>◆都立高校の教科「人間と社会」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。</li> </ul>	都	教育庁 (再掲)
<p>◆環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育に関する指導資料の作成等を通して、児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働き掛ける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ります。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての全日制及び一部の定時制の都立高校において、一泊二日の宿泊防災訓練を実施しています。また、被災地等を訪問し、復興支援に関わるボランティア活動や、災害地の人々との交流活動等を通して、災害への高い使命感と奉仕の精神を併せもった人材の育成を図っています。</li> </ul>	都	教育庁

## 2-(3) 健康・安全に生活できる力を養う

健康教育の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆心の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心のケアを十分に行い、問題行動等（思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ、暴力行為、自殺）、不登校などの未然防止及び解決に取り組みます。</li> <li>全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆精神疾患の予防と回復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領に基づき、生徒が精神疾患の特徴や対処に関する正しい理解ができるよう、保健体育科主任連絡会等で指導の工夫や留意点を周知し、推進していきます。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆性感染症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、平成31年3月に「性教育の手引」を改訂し、性感染症予防を含む性教育の実施を支援しています。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆食物アレルギーの事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁 (再掲)
<p>◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼすことを理解できるよう指導します。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

・未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及します。 ・児童・生徒が正しい知識を身に付け薬物乱用を決して行わないよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。		
◆公立学校における食育の推進 ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができます。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁 (再掲)
◇東京ユースヘルスケア推進事業 ・中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」を設置し、電話・メール・対面での相談を実施するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援、健康教育、普及啓発を実施する区市町村を支援します。	都 区市町村	福祉局
◇プレコンセプションケア ・将来の妊娠・出産に向けた健康管理に関する講座を開催し、受講者のうち希望者には検査等の費用を助成しています。 また、プレコンセプションケアに関する動画を作成し、SNS等で発信しています。	都	福祉局
◇都立高校等における産婦人科医を活用したユースヘルスケア事業 ・都立高校等において、産婦人科医が、生徒が抱える思春期特有の様々な悩みに対して、養護教諭等と連携し、対面やオンラインにより個別相談を行います。	都	教育庁
◇SNSを活用した相談対応や助言の実施 ・SNSを活用し、専門性を備えた相談員が、依存症や思春期等のこころの悩みなどについて、相談対応や助言を実施します。	都	福祉局
◇人権教育普及啓発事業 ・学校において性自認や性的指向に係る児童・生徒の悩みに対して、きめ細かな対応ができるよう、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」に性自認や性的指向に関わる資料を掲載し、都内公立学校の全教員に配布しています。	都	教育庁
HIV／エイズについての普及・啓発活動	(実施主体)	(所管局)
◆相談機関等の周知 ・保健所や「東京都HIV／エイズ電話相談」での相談、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会の実施など、広く啓発を行います。	都 区市町村	保健医療局
◆エイズ啓発拠点事業（ふおー・ていー） ・若年層がHIV／エイズの予防について学び、自発的に感染予防行動を取ることの大切さを伝えるため、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加を通じて、若年層への働きかけを行うとともに、都内各地の青少年センターや大学等に出向き、啓発活動を実施します。 ・自主的な啓発活動に取り組む学生団体やボランティア団体等からの相談を受け、助言等を行うとともに、団体同士の協力関係を構築するためのネットワーク会議を実施します。	都	保健医療局

◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業 ・同年代の若者同士が、HIV／エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動への支援として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。	都	保健医療局
◇性教育の授業（公立中学校） ・現代的な課題を踏まえ、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、産婦人科医を講師として招へいした授業を実施します。	中：区市町村 高：都	教育庁
◇生涯の健康に関する理解促進事業（都立高等学校） ・生徒が、健康管理について理解を深めるとともに、生涯を通じて自らの健康や環境を管理し、改善していくための資質・能力を育成することを目的として、産婦人科医を招へいしたライフプランと健康との関わりに関する授業を実施します。	中：区市町村 高：都	教育庁
ユースヘルスケア	(実施主体)	(所管局)
◇ユースヘルスケア普及啓発事業 ・思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページにおいて、ユースヘルスケアの普及啓発を推進します。	都	子供政策連携室
◇性教育の授業（公立中学校） ・現代的な課題を踏まえ、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、産婦人科医を講師として招へいした授業を実施します。	中：区市町村 高：都	教育庁 (再掲)
◇生涯の健康に関する理解促進事業（都立高等学校） ・生徒が、健康管理について理解を深めるとともに、生涯を通じて自らの健康や環境を管理し、改善していくための資質・能力を育成することを目的として、産婦人科医を招へいしたライフプランと健康との関わりに関する授業を実施します。	中：区市町村 高：都	教育庁 (再掲)
◇都立高校等における産婦人科医を活用したユースヘルスケア事業 ・都立高校等において、産婦人科医が、生徒が抱える思春期特有の様々な悩みに対して、養護教諭等と連携し、対面やオンラインにより個別相談を行います。	都	教育庁 (再掲)
◇東京ユースヘルスケア推進事業 ・中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援します。	都 区市町村	福祉局 (再掲)
安全教育・防災教育	(実施主体)	(所管局)
◆「安全教育プログラム」 幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。 ・教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布しています。 ・高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に掲載しています。 ・幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

◆「防災ノート～災害と安全～」 ・防災教育の推進 <p>「防災ノート～災害と安全～」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成します。</p> <p>また、国立・私立学校においては、防災教育デジタル教材「防災ノート」の情報提供や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行います。</p>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁 生活文化局
◆「生命（いのち）の安全教育」 ・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校における「生命（いのち）の安全教育」を促進します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆「SOSの出し方に関する教育」 ・「SOSの出し方に関する教育」の推進 <p>児童・生徒の「SOSを出す力」、教職員の「子供のSOSを受け止め支援する力」を向上させるための方策等について検討するため、令和5年度、「SOSの出し方に関する教育推進委員会」を設置するとともに、学校における自殺予防教育を推進させるため、「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料として、平成30年に、授業で活用できるDVD教材を作成、令和6年に「自分の不安や悩みに早期に気付き、SOSを出す力を一層高める」ための児童・生徒向け動画や「教職員が子供のSOSを受け止め、支援する力を向上させる」ための教職員向けの動画を作成しました。</p>	都	教育庁
精神疾患等に対する理解促進	(実施主体)	(所管局)
◆普及啓発事業 ・精神保健に関する都民等の理解を深めるため、東京都精神保健福祉民間団体協議会及び東京都精神保健福祉協議会への委託により、刊行物の発行、講演会等を実施します。	都	福祉局
◆心のサポーター養成事業 ・精神疾患や精神障害に関する普及啓発として、心のサポーター養成の取組を区市町村が実施できるよう支援します。	都	福祉局

## 2-(4) 多様な交流機会の確保

地域の居場所づくり	(実施主体)	(所管局)
◆児童館 ・地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。 ・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。	区市町村	福祉局
◆放課後児童対策の推進 ・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。 ・放課後子供教室の実施を推進し、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等、様々な機会を提供します。 ・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ります。	区市町村	福祉局 教育庁

◇朝の子供の居場所づくり ・学校始業前に小学校を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、企業やNPO等の協力を得て、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する区市町村を支援します。	区市町村	教育庁
◇東京みんなでサロン事業 ・都営住宅の集会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、NPO等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多彩なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各地で展開します。	都	住宅政策本部
自然体験・スポーツ・文化活動の推進	(実施主体)	(所管局)
◆青少年社会教育施設（「東京スポーツ文化館」、「高尾の森わくわくビレッジ」） ・子供・若者の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。 ・新たに「多様性への理解促進と自立に向けた体験」ができる機会と場の提供に向け、検討を進めています。	都	教育庁
◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成 ・子供から高齢者、障害のある人を含め、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場である地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。	都 区市町村	スポーツ推進本部
◇スポーツの魅力や価値観に触れる ・プロスポーツチーム等との連携等により、スポーツを「する」体験や直接「みる」機会を通じて、子供をはじめとした都民がスポーツの楽しさを感じ、スポーツの魅力や価値観に触れることができる機会を創出します。	都	スポーツ推進本部
◇キッズ・ユース・プロジェクト ・子供や若年層を対象として、美術、演劇、音楽などの良質な芸術文化に触れる企画を増やすための取組を積極的に推進します。	都	生活文化局 (再掲)
社会参加・社会貢献活動の推進	(実施主体)	(所管局)
◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方にに関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	都	教育庁 (再掲)
◆地域の底力発展事業助成について ・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、子ども・若者の育成支援を行う取組も助成の対象としています。	都	生活文化局
◇地域とつながる若者フォーラムの開催 ・若者と地域のつながりを創出するため、若者を対象に、これからの町会・自治会活動等に関するフォーラムを開催します。	都	生活文化局
◇ボランティア活動への興味・関心を広げる発信等の実施 ・中高生を含む若年層などの幅広い層に対し、ボランティア活動への興味・関心を広げる発信等を実施します。	都	生活文化局
◇子供・若者の社会性の発達に繋がるリアルな体験や交流を行う活動の提供 ・多摩地域ユース・プラザで、子供・若者の社会性の発達に繋がるリアルな体験や交流を行う活動を提供します。	都	教育庁

◇性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関する取組	都	生活文化局
・性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する認知や関心を高めるため、普及啓発を行います。教育機関と連携した実態調査の結果を踏まえ、キッザニア東京と連携した親子向けのイベントや、子供向け新聞とのタイアップによる小学生等に対する普及啓発などを実施します。		
◇女子中高生向けオフィスツアーニーの実施	都	生活文化局
・S T E M分野での女性参画を促進するため、企業等と連携した女子中高生向けオフィスツアーニーを実施し、将来の自分をしっかりとイメージして進路選択することを応援します。		
◆おもてなし親善大使	都	産業労働局
・おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。		
◇S N Sトラブル防止動画コンテスト	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
・都内在住・在学・在勤の13歳から29歳までの青少年等からS N S利用に起因するトラブル防止を啓発する動画・静止画を募集するコンテストを開催し、受賞作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る気運を醸成しています。		

### **3 社会的・職業的自立を支援**

いつの時代においても若者は社会の担い手として活躍することが期待される存在ですが、とりわけ少子化の進行や今後の人口減少による労働力不足が見込まれる中においてその役割は重大性を増しています。

全ての子供・若者が、自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって自立し、様々な場面で社会参加・社会参画できるよう支援します。

#### **【1 就業能力・意欲の習得の促進】**

- 学校教育においては、子供が「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に希望を持ち、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を自ら身に付けることができるよう、キャリア教育を充実し、「学校から社会への移行」をスムーズなものとします。
- 小学校段階から勤労観・職業観 に関する 4 つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」）の育成を支援します。
- 児童・生徒が働くことの意義を理解し、勤労観・職業観を自ら形成するとともに、自己の能力を発揮し、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、職場体験やインターンシップの機会を充実させます。
- 中高生の政策提案を反映した、中高生と企業・団体とをマッチングする「職業体験プラットフォーム（仮称）」を構築し、多様な職業体験の機会を提供します。

#### **【2 職業教育、職業訓練の充実】**

- 農業、工業、商業等に関する学科を有する専門高校では、時代の変化に対応し、社会が求める人材の育成を推進します。
- 専修学校は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に対応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしています。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の涵養や自己学習能力の育成を図るなど、若者の職業的自立に寄与していきます。
- 職業能力開発センター等では、若年者の無業者やフリーター等を対象に、能力開発を支援し就業の促進を図るため、若年者それぞれの特性に応じた職業訓練によるリスキリング等を実施します。

#### **【3 様々な就業支援】**

- 若者の安定した職業生活を支援するため、若者と企業のマッチングの機会を確保したり、中小企業における就業体験を展開したりなどします。

- 高校、大学とハローワーク等との連携を充実させ、新規学卒者が未就業のままにならないよう、ハローワークに常駐する学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく就職を支援します。
- 東京しごとセンターヤングコーナーにおいて就業支援のワンストップ窓口を設置し、専任の就職支援アドバイザーを配置し、就職活動の各段階に応じた相談や支援を行います。また、ヤングコーナーにはハローワークを併設し、職業相談、職業紹介を行います。
- 新規学卒者のみならず、若年者の就職を幅広く支援し、さらに、起業や就農等、様々な就業の形を支援します。
- 若手技術者が不足している中小企業の中核人材確保を支援するため、奨学金を利用する大学生等が中小企業に就職し、継続して在籍した場合、奨学金返還をサポートする中小企業を支援します。
- 働き手の経済的サポートに取り組む中小企業等と奨学金の返還を抱える求職者とのマッチングの機会を提供します。
- 博士人材を政策連携団体等が活用する「博士人材活用プロジェクト」を先行実施します。
- 不安定な就労状態等にある低所得の若年・中年単身者に対して、就労支援策と連携して都営住宅を試行的に提供します。
- 様々な理由により就労に困難を抱える若者の一般就労に向けた支援の充実・強化を図るため、都、都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方方に立って、就労支援や「ソーシャルファーム」の創設及び活動の促進に取り組みます。
- 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めています。
- 福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。
- 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、就労に当たっては、障害者への合理的配慮について企業等に周知・啓発を図っていきます。
- 福祉施設における就労支援の充実・強化を図るため、障害者が働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

#### 【4 社会生活において必要な知識の付与】

- 学校教育では、次代を担う子供が、社会ルールや法、司法、政治参加について学び、自由で公正な社会の担い手としての知識を身に付けることができるよう、法に関する教育を推進します。

- 子供・若者が実社会において円滑に社会生活を営むことができるよう、主権者教育や消費者教育、金融リテラシー教育等を充実させ、様々な社会問題について考え、行動するための力を育成します。
- 大学、短大、専門学校、高等学校等の就職希望者を対象に、労働法及びトラブル事例などを解説し、労働法等に関する正しい知識の普及、及び意識啓発等に取り組みます。
- インターネットやスマートフォン利用に関するトラブルなどを防止し、サイバー犯罪などの加害者にも被害者にもならないよう、注意喚起を行います。
- DV・ストーカーをはじめとする犯罪被害を防止するため、注意すべき事項、被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先等を知つてもらう普及啓発活動に取り組みます。
- 重大な犯罪に加担するきっかけになる闇バイトに関わらないために、闇バイトへの応募を思い留まらせるための普及啓発活動に取り組みます。

### 3 社会的・職業的自立を支援に係る施策等一覧

#### 3-（1）就業能力・意欲の習得の促進

◇…新規事項

就業能力・意欲の習得	(実施主体)	(所管局)
◇キャリア教育の推進 ・キャリア教育に係る取組事例等について情報収集を行い、優れた取組等について義務教育指導課事業説明会等を通じて全都に紹介します。	都	教育庁
◇「職業体験プラットフォーム（仮称）」の構築 ・中高生の政策提案を反映した、中高生と企業・団体とをマッチングする「職業体験プラットフォーム（仮称）」を構築し、多様な職業体験の機会を提供します。	都	子供政策連携室
◆中学校の職場体験 ・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めます。	都 区市町村	教育庁 (再掲)
◆インターンシップ ・一部の都立高校においては、「人間と社会」における体験活動として、インターンシップを実施します。 ・国際ロータリークラブと連携したインターンシップ事業を実施します。	都	教育庁
◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム ・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。	都	教育庁
◇NPOと連携した社会人基礎力向上 ・若者支援に関する専門的知識や実社会での多様な経験を有する青少年NPO等と連携して、都立総合学科高校生に実践的・体験的学習機会を提供し、高校生の社会貢献意識を高めるとともに、地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な社会人基礎力（「前に踏み出す力」、「考え方」、「チームで働く力」）を育成しています。	都	教育庁
◇就労支援策と連携した都営住宅の試行的提供 ・不安定な就労状態等にある低所得の若年・中年単身者に対して、就労支援策と連携して都営住宅を試行的に提供します。	都	住宅政策本部

#### 3-（2）職業教育、職業訓練の充実

専門高校	(実施主体)	(所管局)
◆国際関係に関する学科 ・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。 ・国際高校では、多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色です。国際高校には、海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を設置しています。 ・大島海洋国際高校では「海洋国際科」として、「船」「海洋」「寄宿舎」という教育環境を生かし、実践的な海洋教育やグローバル人材の育成に力を入れています。【国際、大島海洋国際】	都	教育庁

◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身につけ技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都	教育庁 (再掲)
◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】	都	教育庁 (再掲)
◆デュアルシステム科 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科、葛西工科、多摩工科】	都	教育庁
◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	都	教育庁 (再掲)
◆総合芸術高校（芸術科） ・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】	都	教育庁
◆東京都立産業技術高等専門学校（荒川キャンパス） ・航空宇宙工学コースの2年生から5年生を対象に、航空整備技術を有し、かつ技術知識レベルの高度化に対応できる人材の育成を目的とした、航空技術者育成プログラムを開設しています。	東京都公立大学法人	総務局
◇Tokyo IBL(Inquiry-Based Learning) Project Scope 【TIPS】 ・専門高校が企業・団体、地域・商店街、大学・専門学校等と連携したり、学科の異なる学校同士が協働したりすることにより、時代の変化に対応し、社会が求める人材の育成を推進します。	都	教育庁 (再掲)
産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施	(実施主体)	(所管局)
◆デュアルシステムの推進 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。	都	教育庁 (再掲)
◆都立高校と職業訓練機関との連携 ・職業能力開発センター等において、ものづくり教育及びものづくりを支える人材を育成するため、都立高校生を対象とした資格取得等の講座を実施しています。	都	産業労働局 教育庁
◆企業OBを含めた熟練技能者の活用 ・工科高校入学生のものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培养するため、熟練技術者による講演・実演等を行う「ものづくり人材育成プログラム」を実施します。	都	教育庁

◇私立専修学校職業実践専門課程推進補助 ・職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に対し、補助を実施しています。	都	生活文化局
複線型ものづくり人材育成ルートの構築	(実施主体)	(所管局)
◆東京都立産業技術高等専門学校 ・東京都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るために、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。	東京都公立大学法人	総務局
◆工科高校から高等専門学校への編入促進 ・都立工科高校から都立産業技術高等専門学校への編入を受入れるとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適応できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。	東京都公立大学法人	総務局
職業訓練	(実施主体)	(所管局)
◆若年者に対する職業訓練によるリスクリング等の実施 ・30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援しています。 ・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」を城東職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センターに、また、主に就業経験の浅い若者を対象とした「エンジニア基礎養成科」を城東職業能力開発センターに、「電気制御基礎養成科」を多摩職業能力開発センターに設置し、ものづくり作業を通じて企業で行われている多様な仕事を理解し、自分を活かせる職種を見つけることで就業を支援しています。	都	産業労働局

### 3-(3) 様々な就業支援

就業支援	(実施主体)	(所管局)
◆若者と企業のマッチング機会の確保 ・未内定の学生等に対して、中小企業とのマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。 ・都内中小企業における就業体験を展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。	都	産業労働局
◆新卒応援ハローワークにおける正社員就職支援 ・新卒応援ハローワークは、都内2カ所（新宿、八王子）にあります。 ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介、就職面接会等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。 ・就活スケジュールに合わせて個別担当者制支援によるきめ細かな就職支援を行っています。 ・障害や家庭・経済環境により就職活動に困難な課題を抱える学生等は、大学や地域の関係機関と連携した専門チームによるチーム支援を行っています。	国（東京労働局）	—

◆わかものハローワークにおける正社員就職支援 ・わかものハローワークは、都内3か所（東京（渋谷）・新宿・日暮里）にあります。 ・正社員就職を希望する34歳以下の若者を対象として、個別担当者制によるきめ細かな就職支援を行っています。 ・各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、オンライン相談等様々な支援メニューがあります。	国（東京労働局）	—
◆東京しごとセンターヤングコーナー ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じてきめ細かく支援します。 ・カウンセリング、セミナー及び各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行います。	都	産業労働局
◆非正規雇用対策の推進 ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内の実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。	都	産業労働局
◆若者の早期の職場定着を促進 ・東京しごと財団が実施する都の就職支援事業により職業紹介を受けた若者世代の者を正規雇用労働者として採用し、計画的な育成計画の策定や結婚・育児支援制度の整備など採用後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して、助成金を支給します。	都	産業労働局
◆奨学金返還をサポートする中小企業への支援 ・若手技術者が不足している中小企業の中核人材確保を支援するため、奨学金を利用する大学生等が中小企業に就職し、継続して在籍した場合、奨学金返還をサポートする中小企業を支援します。	都	産業労働局
◆中小企業等と奨学金の返還を抱える求職者とのマッチングの機会の提供 ・働き手の経済的サポートに取り組む中小企業等と奨学金の返還を抱える求職者とのマッチングの機会を提供します。	都	産業労働局
◆就労支援策と連携した都営住宅の試行的提供 ・不安定な就労状態等にある低所得の若年・中年単身者に対して、就労支援策と連携して都営住宅を試行的に提供します。	都	住宅政策本部 (再掲)
◆起業支援 ・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げます。 ・次代を担う小中学生が、起業を身近に感じ、将来の職業の選択肢とすることができるような環境作りに向けて、学校での起業家教育の支援や、学校以外でも起業を学ぶことができるイベントを行います。 ・起業を目指す高校生に対し、起業に必要なスキル・知識をテーマにした育成プログラム、専門家による実践的な講義やメンタリングを内容とする養成プログラムを行い、起業の機運を醸成していきます。	都	産業労働局

・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。		
◇「博士人材活用プロジェクト」の先行実施 ・博士人材を政策連携団体等が活用する「博士人材活用プロジェクト」を先行実施します。	政策連携団体等	総務局
◆就農支援（平成29年度より開始） ・青年農業者の育成・指導に取り組む、都内の先進的農業者を「東京都指導農業士」として都知事が認定し、東京農業の担い手育成活動を推進しています。 ・新規就農相談センター（(公財)東京都農林水産振興財団を指定）に、「就農コンシェルジュ」を設置し、女性の就農相談や指導農業士等を講師とする研修を実施しています。	都	産業労働局
◇ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業 ・ソーシャルファームの裾野を広げる「TOKYO SOCIAL FIRM ACTION」の取組を実施し、都民や事業者へ向けた普及啓発や情報提供を行い、ソーシャルファーム創設等の更なる気運を醸成し、その取組を都内に根付かせていきます。	都	産業労働局
◇区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めています。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。	区市町村	福祉局
◇障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一體的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援していきます。	都 国（東京労働局）	産業労働局 福祉局
◇工賃アップセミナー事業 ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	都	福祉局
◇受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	都	福祉局
◇区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・各区市町村の就労継続支援B型事業所で構成されたネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。	都	福祉局

◇福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	都	福祉局
◇就労継続支援B型事業所マネジメント事業 ・就労継続支援B型事業所が工賃向上を目指す上で抱える様々な課題について、事業所の状況に応じて自ら解決できるよう伴走型支援を実施します。	都	福祉局
◇生産活動に係る営業開拓等支援事業 ・就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援することで、工賃向上を図ります。	都	福祉局

### 3-（4）社会生活において必要な知識の付与

社会形成への参画支援	(実施主体)	(所管局)
◆法に関する教育の推進 ・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施します。 ・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行います。	都	教育庁
◆消費者教育 ・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施します。 ・学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供します。 ・消費者教育コーディネーターを設置し、教職員や学校からの個別相談に対応するとともに、消費者教育教材等を授業や課外活動などで活用する具体的な方法等の提案を行います。	都	生活文化局
◆金融リテラシー教育 ・学校（小・中・高等学校・大学）等における金融経済教育の拡充を支援するため、出張授業やセミナー、教員向けの研修会・説明会などへの講師派遣を無料で実施します。	都	産業労働局
◆労働法制の普及等に関する取組 ・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組みます。	国（東京労働局）	—
◆労働法に関する普及啓発 ・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組みます。	都	産業労働局

犯罪被害の防止のための普及啓発等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻な中、安全・安心にインターネット等を利用できる環境の整備に取り組んでいく必要があります。この課題に対処するため、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNSでの出会いの危険性等について普及啓発を実施しています。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◆女性に対する犯罪の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場（学校等）での具体的被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起します。</li> </ul>	都	警視庁 都民安全総合対策本部
<p>◆犯罪防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大な犯罪に加担するきっかけになる闇バイトに関わらない、また、暴力団（匿名・流動型犯罪グループ含む）に加わらないための防犯講話を実施するなど普及啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部

## 4 学びの機会の確保

次代を担う子供・若者が社会を生き抜く力を身に付け、未来のよりよい社会づくりに参画し得る存在となるための基礎的な条件として、生涯にわたって学び続ける意欲を涵養し、また個別の発達段階に応じた具体的な学習の機会を的確に提供していくことが重要です。

### 【1 就園・就学支援】

- 児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担能力に応じて、経済的な支援を実施します。
- 私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を都が補助します。
- 経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、区市町村が学用品費などを支給する就学援助を行います。
- 特別支援学校へ就学する児童・生徒については、保護者負担を軽減するとともに教育の機会均等を実現するため特別支援教育就学奨励費を支給します。
- 意欲ある全ての生徒及び学生が安心した教育を受けられるよう、就学支援金や高校生等奨学のための給付金の制度を実施します。
- 都立高校等においては、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するために、資格試験の受験料等を対象とした給付型奨学金制度を実施します。
- 私立高校においては、家庭の経済状況等にかかわらず、子供たちが将来にわたって安心して学べる環境を実現するため、授業料について、所得制限なく国の就学支援金と合わせて都内私立高校平均授業料額まで支援します。
- 私立中学校においても、家庭の経済状況等にかかわらず、個性に応じた学校を選択できるよう、授業料の一部を支援します。
- 都立産業技術高等専門学校においては、就学支援金に加え、所得制限なく授業料軽減等の支援を行います。
- 教育費の負担を軽減するため、所得制限なく東京都立大学等の授業料を実質無償化します。
- 高校生を対象とした東京都育英資金貸付事業や大学生等を対象とした様々な奨学金制度など子供・若者の学びを支援する制度を充実させます。
- 東京都立大学において優秀な人材の博士課程への進学を促進するため、博士課程の学生を対象に、奨学金制度を創設するとともに、キャリア支援を充実します。
- 人の育成や都市強靭化など東京の将来を支える人材確保に資する教員・技術系職員（土木・建築・機械・電気）向けの奨学金返還支援により、若者をサポートします。

## 【2 様々な学習支援】

- 地域学校協働活動推進事業等の取組を通じ、地域の人材等を有効に活用して、放課後等の学習支援活動や、生活習慣・育成環境の改善に関する支援活動を行う区市町村の取組を支援します。

## 4 学びの機会の確保に係る施策等一覧

### 4-(1) 就園・就学支援

◇…新規事項

就園支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</li> </ul>	都 区市町村	生活文化局
<p>◇私立幼稚園等施設等利用費負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>	区市町村	生活文化局
就学支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆就学援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。</li> </ul>	区市町村	教育庁
<p>◆特別支援教育就学奨励費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。</li> <li>東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆就学支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国公私立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。</li> <li>私立の高等学校及び都立の高等専門学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。</li> <li>就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。</li> </ul>	都	教育庁 生活文化局 総務局
<p>◆学び直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。</li> </ul>	都	教育庁 生活文化局 総務局

◆高校生等のための奨学給付金	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局 総務局
・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯等を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。		
◆高等教育の修学支援新制度	国（文部科学省）	保健医療局 生活文化局 総務局
・真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するための国の制度です。また令和6年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大しており、令和7年度からは多子世帯の学生等について、所得制限なく、国が定める上限額まで授業料・入学会員を無償とすることとしています。		
◆私立高等学校等特別奨学金補助事業	都 公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
・都内に居住する私立高等学校等に通う生徒の保護者に対し、所得制限なく授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。		
◇私立中学校等特別奨学金補助事業	都 公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
・都内に在住する私立中学校等に通う生徒の保護者に対し、所得制限なく授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。		
◇授業料免除制度（都立高等学校等）	都	教育庁
・都立高等学校等に在学する生徒のうち、都内在住で、所得要件により高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象とならない世帯に対して、授業料を全額免除する制度です。		
◇東京都公立学校給食費負担軽減事業	区市町村	教育庁
・都として国に先行し、都内区市町村が行う学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を支援します。		
◇東京都立大学等における経済支援	都	総務局
・教育費の負担軽減を図るために、国に先駆け、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校において所得制限なく授業料を実質無償化します。 ・優秀な人材の博士課程への進学を促進するため、東京都立大学において博士課程の学生を対象に経済的支援等を実施します。※R7年度から国の制度改正により、多子世帯の学生（大学学部生及び高専4年生以上）は、生計維持者の住所にかかわらず授業料を全額免除		
奨学金等	(実施主体)	(所管局)
◆東京都立産業技術高等専門学校における給付型奨学金	東京都公立大学法人	総務局
・家庭の経済状況が教育の格差につながることのないよう、東京都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、就学支援金に加え、所得制限なく授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援を行います。		
◆東京都育英資金貸付事業	公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
・高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける制度です。		

◆都立高校における給付型奨学金による支援 ・家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するためには必要な経費を、現物支給による奨学金の形で支給します。	都	教育庁
◆大学生等への奨学金等 ・意欲ある学生などが経済的理由により修学を断念することがないよう、高等教育の修学支援新制度や、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実に取り組んでいます。	国（文部科学省） 独立行政法人日本学生支援機構	一
◇博士課程の学生を対象とする奨学金制度の創設等 ・東京都立大学において優秀な人材の博士課程への進学を促進するため、博士課程の学生を対象に、奨学金制度を創設するとともに、キャリア支援を充実します。	東京都公立大学法人	総務局
◇東京の将来を支える人材確保に資する教員・技術系職員向けの奨学金返還支援 ・人の育成や都市強靭化など東京の将来を支える人材確保に資する教員・技術系職員（土木・建築・機械・電気）向けの奨学金返還支援により、若者をサポートします。	都	教育庁 総務局 生活文化局
◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講した際に受講費用の一部を支給するとともに、これを修了し、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、 町村は都	福祉局

#### 4- (2) 様々な学習支援

学習や進学への支援	(実施主体)	(所管局)
◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図ります。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。	区市、 町村は都	福祉局
◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	区市、 町村は都	福祉局
◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局

<p><b>◆地域未来塾</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みづくりのもとで、放課後等の様々な学習支援活動を実施している区市町村を支援します。</li> </ul>	小・中： 区市町村	教育庁
<p><b>◆校内寺子屋</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として 30 校を指定し、実施しています。</li> </ul>	都	教育庁

子供・若者は、発達段階ごとの課題を達成しながら成長し、社会的・職業的自立の時期を迎えます。しかし、個々の子供・若者を取り巻く環境は様々であり、それぞれの段階で生じた困難な状況を子供・若者自身の力だけで解決できない場合もあります。子供・若者が今よりも力をつけ、課題を克服することができるよう支援していきます。

### **乳幼児期**

乳幼児期は、保護者の下で愛情と保護を受けて成長・発達し、自己形成していくますが、子供自身や保護者が様々な困難を抱えて人間関係をうまく構築できない場合もあります。そのような子供や保護者に対して、安心できる人間関係を構築できるように支援していきます。

### **小　学　生**

学齢期の子供は学校や地域へと活動範囲を広げ、同年齢・異年齢の集団の中で、人間関係を築きながら成長していきます。一方で、周りの子供と人間関係をうまく構築できず集団になじめない子供や、学力や体力の不振などにより学習等への意欲が育まれない子供もいます。そのような子供に対して、人間関係の構築を支援し、学習への意欲向上をサポートしていきます。

### **中　学　生**

思春期には、子供の活動範囲や交友関係が拡大し、保護者や教師との関係は相対的に小さくなり、特定の仲間集団との関係が強くなります。また、それまでに育まれてきた生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあります。さらに、この時期は生徒指導に関する問題行動や不登校などが表出しやすい傾向もみられます。こういった背景の下で、その後の社会的自立にとって困難な状況におちいることがないよう、子供の自立心を尊重しながらサポートしていきます。

### **青　年　期**

青年期は、本来、保護者のもとから離れ、社会へと参画しはじめ、自立した大人となるための最終的な移行時期です。しかし、さまざまな困難を抱えて、明確な将来展望を持てずにいる若者も少なからずいます。また、多様な働き方が推進される一方で、将来について十分に考える余裕がないまま進学や就職をし、採用時に必要な職業人としての基本的な能力や態度が十分に身に付いていないといった課題も指摘されています。こういった問題に対処するため、移行の節目節目で困難な状況におちいらないよう的確なサポートをしていきます。

特に、社会的自立に困難を抱える子供・若者やその家族への支援を進めるにあたっては、以下の点に留意していきます。

- 子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重すること
- 支援に当たっては、大人と共に生きるパートナーとして子供・若者を捉え、その主体性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、その年齢や発達の程度に応じて自己決定権を最大限尊重し、支援に反映させていくこと
- 子供・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題の全体像を見通し、状況に応じて伴走する等、家族も含めた支援を行っていくこと
- 支援の過程では、その結果が必ずしも期待通りになるとは限らないため、子供・若者のその時々の状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくこと
- 生まれてから現在に至るまでの成育環境において、様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、問題を複合的に抱えて非常に複雑で多様な状況になっていることが多いため、その事情をよく理解しながら支援を行っていくこと

## **1 困難な状況ごとの取組**

---

### **【1 いじめ】**

#### **<現状・課題>**

- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残し、全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、かけがえのない子供の命を奪うこともある憂慮すべき問題です。
- 複雑・多様化するいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、学校や保護者、地域、関係機関が連携し、社会総がかりで取り組むことが求められます。
- いじめはどの学校、どの学級にも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により、速やかに解決することが必要です。

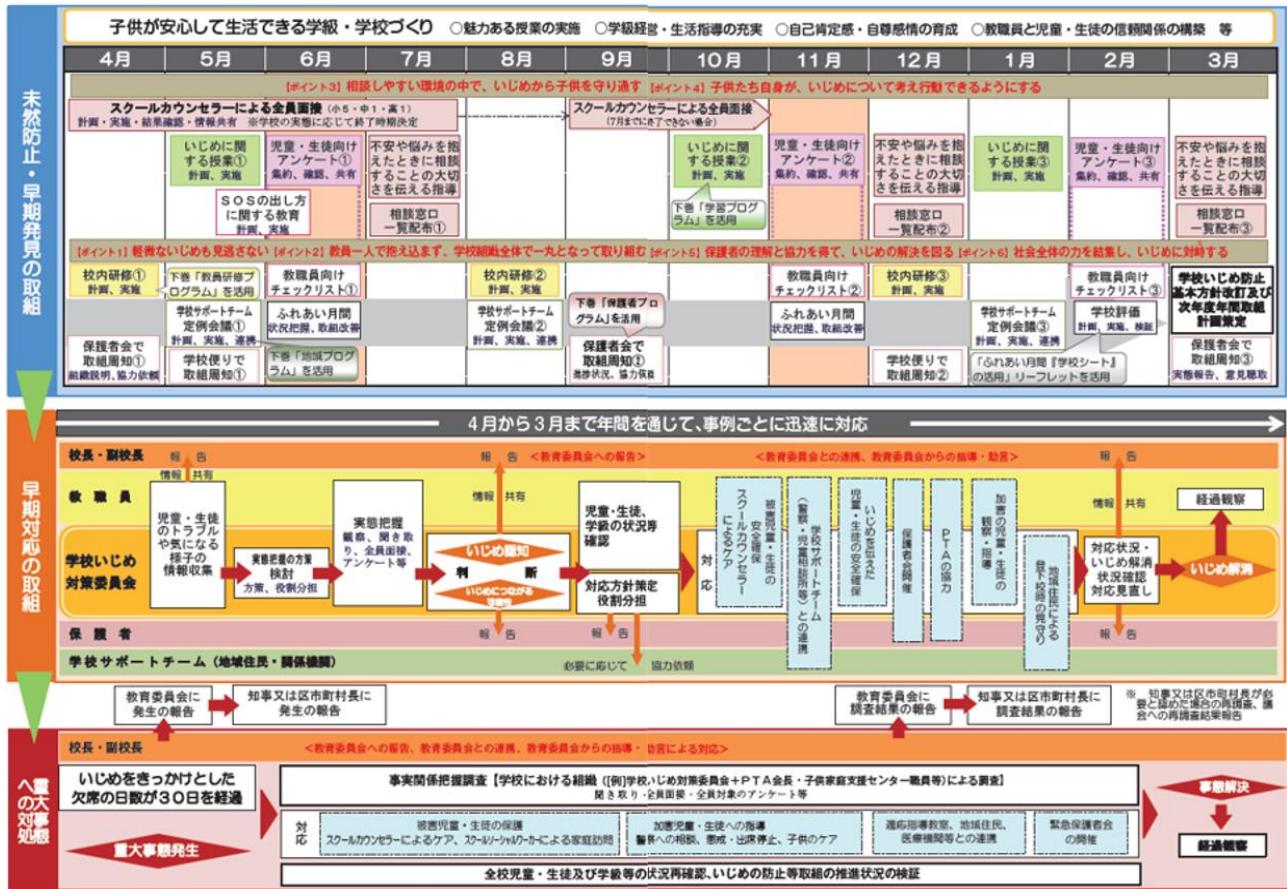
#### **<取組・今後の方向性>**

- 平成26年6月の「東京都いじめ防止対策推進条例」制定を受け、公立学校・私立学校を対象とする「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定しています。
- 都内全ての学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていきます。

#### **<主な相談窓口>**

- 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」（教育相談センター）
- 「学校問題解決サポートセンター」 等

『学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応』



【資料】東京都教育委員会「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」

## 【2 不登校・中途退学】

### ＜現状・課題＞

- 東京都の令和5年度の不登校児童・生徒数は31,726人で、11年連続で増加しています。不登校の児童・生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあります。
- 不登校への対応については、未然防止や早期支援、長期化への対応が必要です。学校が保護者・地域・関係機関・民間団体と連携して取組むことに加え、子供の不安や悩みを受け止めて相談に当たる体制の整備も重要です。
- また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようするため、児童・生徒の実情に応じた長期的な視点による対策を総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

### ＜取組・今後の方向性＞

#### 1 個別支援の充実

- 本人の状況に応じた支援を充実させるため、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの充実に向けた支援や学びの多様化学校の設置支援、区市町村教育委員会及び学校等とフリースクール等民間施設・団体等との連携を推進するなど、不登校等の子供たちの学びの充実を図ります。
- 学校生活になじめず生きづらさを抱えた子供が自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進します。
- 高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方に対して、学び直しや都立高等学校への就学に向けた支援を行います。

#### 2 相談体制の整備

- スクールカウンセラーを都内全ての公立小・中・高等学校に配置し、心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。小・中学校には、家庭訪問をして児童・生徒や保護者の相談に応じる「家庭と子供の支援員」も配置しています。
- 学校だけで解決できない不登校等問題に対しては、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。
- 中途退学者の割合が高い定時制高校の1年生を対象に、専門家を学校に派遣し、「グループエンカウンター」などの活動を実施し、学校や学級への生徒の帰属意識を高める取組を行います。
- 「東京都教育相談センター」では、不登校・登校しぶり、ひきこもりの状態にあるお子様とその保護者を支援するために「青少年リストアプレイス」及び「思春

期サポートプレイス」を開設しています。「青少年リストアートプレイス」では、現在どの学校にも在籍していない方を対象とした「就学サポート」や、特色ある教育課程を実施している学校の説明会である「リストアートのための学校説明会」を開催しています。また、「思春期サポートプレイス」では、心理や医療、福祉等の専門家による講演会や、当センターの心理職を交えて、保護者の方が話し合う「グループミーティング」を定期的に実施しています。今後もこうした支援を引き続き行っています。

#### ＜主な相談窓口＞

- 教育相談センターにおける個別相談
- 「青少年リストアートプレイス」「思春期サポートプレイス」 等

### 【3 障害のある子供・若者への支援】

#### ＜現状・課題＞

- 全ての都民が共に暮らす共生社会、障害者が地域で安心して暮らせる社会、障害者がいきいきと働く社会を実現するため、様々な施策を展開しています。
- 障害のある子供・若者が自立や社会参加に向けて主体的に取り組むことができるようになるためには、障害者施策だけでなく、母子保健施策や子供・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、各関係施策を行う機関が連携して取り組んでいくことが求められます。
- 障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

#### ＜取組・今後の方向性＞

##### 1 共生社会実現に向けた取組の推進

- 広く都民、事業者に対して、障害者への差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、障害者差別解消法・障害者差別解消条例の趣旨の普及を図っていきます。
- 障害者差別解消条例の制定により、東京都は、国に先駆けて民間事業者における合理的配慮の提供を義務化しています。事業者等が障害者差別解消法・障害者差別解消条例を正しく理解し、適切に障害者への差別解消に向けた取組を進めるよう、東京都は、障害者への差別解消に関する相談事例を広く周知するなど、事業者等の主体的な取組に資する支援を行います。
- 障害の有無にかかわらず子供たちが共に学び、体験する環境を整備し、インクルーシブな教育を推進します。

##### 2 社会で生きる力を高める支援の充実

###### (1) 障害児支援の充実

- 障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。
- 障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が着実に進んでいます。利用児童に対し適切なサービスが提供されるよう、障害通所支援事業所の支援の質の向上に取り組みます。
- 医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。

###### (2) 全ての学校における特別支援教育の充実

- 児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級において特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。

(3) 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

### 3 いきいきと働く社会の実現

(1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

- 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、就労に当たっては、障害者への合理的配慮について企業等に周知・啓発を図っていきます。
- 中小企業を中心に企業での雇用・職場定着の促進に向けた取組を支援します。
- 都、都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方方に立って、就労支援や「ソーシャルファーム」の創設及び活動の促進に取り組みます。

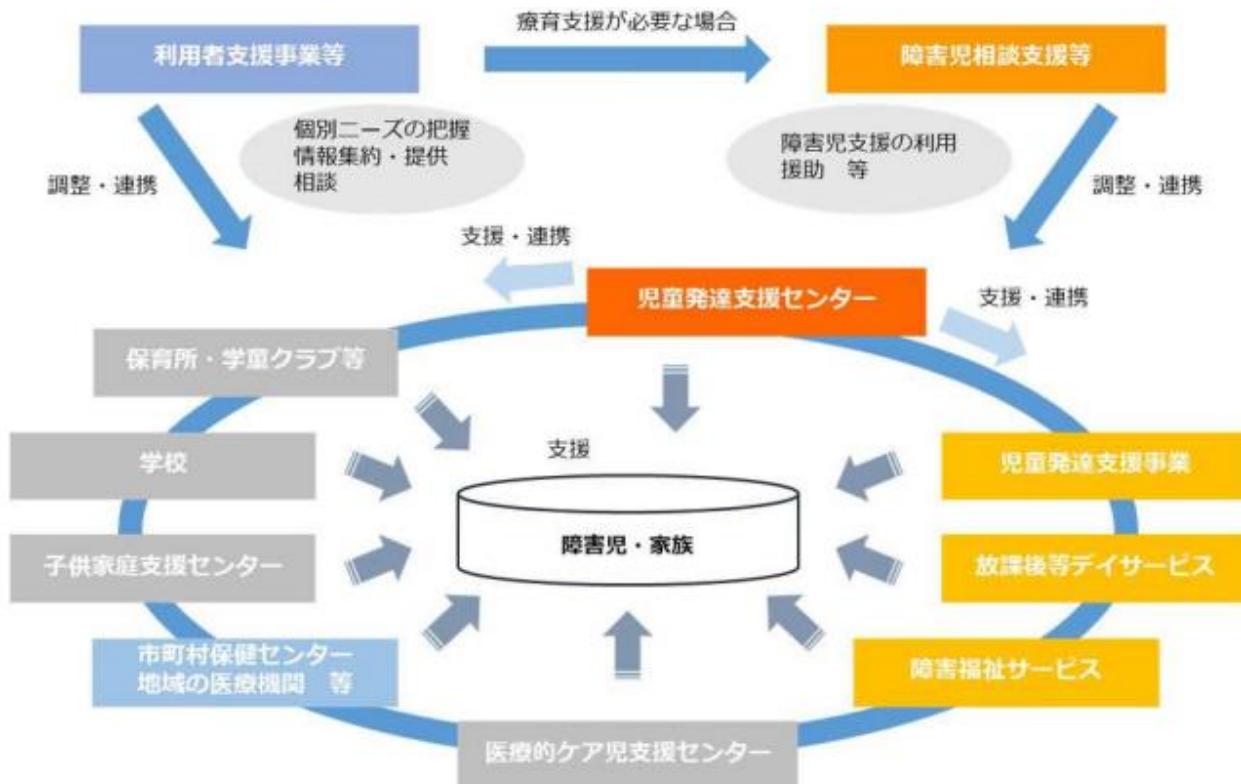
(2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

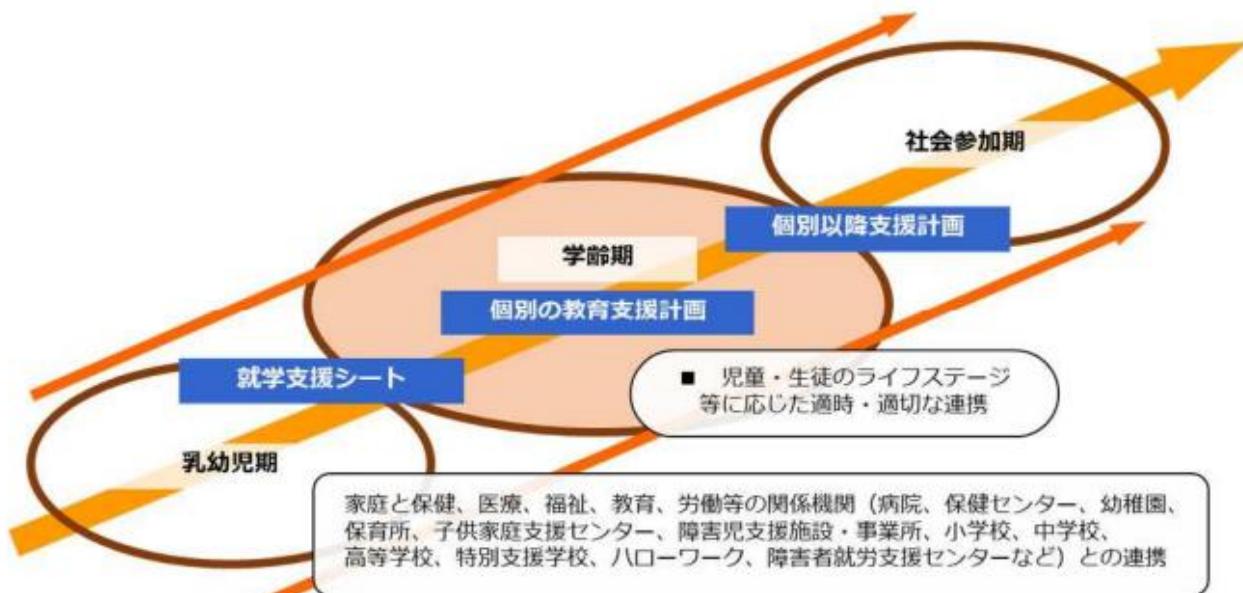
#### ＜主な相談窓口＞

- 児童発達支援センター
- 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）
- 東京都心身障害者福祉センター
- 都立（総合）精神保健福祉センター
- ハローワーク
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」 等

## ≪障害児とその家族を支援≫



## ≪「個別の教育支援計画」を活用した一貫性のある支援の充実≫



【資料】東京都福祉局「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」

## 【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】

### ＜現状・課題＞

- 全国におけるフリーター<sup>※1</sup>の数は、令和5年には134万人となり、若年無業者（ニート<sup>※2</sup>）59万人となっています。
- 若年無業者等の社会的自立を支援するためには、基本的な能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別的に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要です。
- 非正規雇用の全てが問題というわけではないものの、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者（不本意非正規）の割合は、令和5年には全国で9.6%存在し、特に25～34歳の若年層で13.1%と高くなっています。
- 平成27年9月には、「若者雇用促進法」が公布され、青少年の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等が総合的に講じられることとなりました。
- 東京都の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を充分に発揮できるよう、包括的な支援を行っていく必要があります。

### ＜取組・今後の方向性＞

- 地域の若者支援機関からなるネットワークを構築・維持するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタント等が一人ひとりの状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習、資格取得支援等を実施する集中訓練プログラムなど、各種プログラムを実施し、多様な就労支援メニューを提供していきます。
- 学校等関係機関との連携を一層強化し、高校中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の切れ目ない就労支援を実施していきます。
- 若年者の不本意な早期離職を防ぐため、若年者と企業の双方に対するセミナー等を実施するなど、職場支援を行っていきます。
- 国と連携し、不本意な非正規雇用者の正規雇用化に向けた支援をはじめとした非正規雇用対策を展開します。

※1 フリーター：年齢が15～34歳で次の者をいいます。

- ①雇用者のうち勤め先における呼称がパート・アルバイトの者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態がパート・アルバイトの者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない他の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態がパート・アルバイトの者

※2 若年無業者（ニート）：15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいいます。

## ＜主な相談窓口＞

- 地域若者サポートステーション
- わかものハローワーク
- 東京しごとセンターヤングコーナー
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

## 『地域若者サポートステーション事業の概要』

### 1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

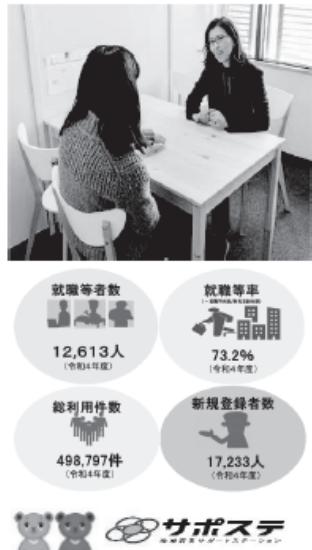
### 2 事業概要等

#### 実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

#### 支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとoff-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



【資料】厚生労働省資料

## 【5 ひきこもりに係る支援】

### ＜現状・課題＞

- ひきこもりとは、様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であり、必ずしも問題行動や疾患を意味するわけではありません。
- ひきこもり状態となるきっかけには社会生活上のさまざまなトラブルやそこから生じる傷つき体験等があると言われており、背景に精神障害や発達障害が見られることもあります。
- ひきこもりの状態にある本人は、自尊感情を失っていたり、生きがいをもって自分らしく、よりよく生きる意欲や勇気を失っていたりする場合が少なくありません。また、長期間に渡るひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性があることに留意が必要です。
- 地域社会におけるひきこもりへの偏見（本人の甘え、怠け、親の育て方が悪いなど）や差別的な対応は、当事者や家族を追い詰め、孤立させる要因となっています。

### ＜取組・今後の方向性＞

#### 1 ひきこもりに係る支援の充実

##### (1) 都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信

- ひきこもりへの正しい理解を促進するため、インターネット広告や交通広告のほか講演会等により普及啓発していくとともに、区市町村の相談窓口や支援団体等を紹介するリーフレットの作成や合同説明相談会の開催により、ひきこもりで悩む本人や家族等に情報発信していきます。

##### (2) 一人ひとりの状態・状況に応じた相談支援

- 都のひきこもりに関する相談窓口「東京都ひきこもりサポートネット」において、電話、メール、訪問（アウトリーチ）、来所による相談や、ピアソポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施するほか、家族向けセミナーや個別相談会等を行い、本人や家族の状態・状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- 都内で相談対応や居場所の提供を行う支援団体等と連携して本人・家族をサポートします。

##### (3) 身近な地域における支援の充実

- ひきこもりの状態にある本人とその家族が、身近な地域で切れ目のないきめ細かな支援を受けられるよう、支援体制の充実に取り組む区市町村を支援します。

#### 2 今後の取組の方向性

- ひきこもりの状態にある本人や家族が、安心して一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行っていくと

ともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援していきます。

### ＜主な相談窓口＞

- 東京都ひきこもりサポートネット（訪問相談の受付は、各区市町村の窓口）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

### ＜都の令和6年度ひきこもりに係る支援事業の取組について＞

#### ●ひきこもりに係る支援協議会の運営

➢ 学識経験者や当事者団体・家族会、関係機関等からなる協議会において、当事者・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援について検討

都民・関係者への普及啓発・効果的な情報発信	当事者・家族向けの相談等支援	区市町村等への支援	人材育成
<p><b>●広報の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当事者やその家族、一般市民に向け、インターネット広告、新聞広告、交通広告、コンビニ広告等の広告事業を実施</li> <li>➢ 都の取組のほか、区市町村のひきこもり相談窓口や関係機関等を紹介するリーフレットを作成し、都民等に周知</li> <li>➢ 当事者・家族向け広報ポスターの作成・配布</li> <li>➢ ひきこもりに関する講演会を開催</li> </ul>	<p><b>●ひきこもりサポートネットの運営</b></p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 土曜日を含む週6日対応の電話相談、メール相談、訪問相談、来所等による個別相談により、当事者やその家族等の状態・状況に応じたきめ細かな相談支援を実施</li> <li>➢ 家族会に委託し、ピアソポーターによるオンライン相談を実施</li> <li>➢ 家族セミナー、個別相談会を実施</li> <li>➢ 都の連携団体や関係機関等による合同説明相談会を実施</li> </ul> <p><b>●社会参加等応援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 都の連携団体「ひきこもり等のサポートガイドライン」の理念に沿って活動する団体として協定を締結する団体と連携・協働したサポートを実施。また、多様な地域資源の情報を収集のうえ新たな連携団体を開拓</li> </ul>	<p>○地域におけるネットワーク構築支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ サポートネットと区市町村が、各自の取組状況や連携の在り方に合わせた情報交換等を実施し、地域連携ネットワークの構築を推進</li> </ul> <p>○多職種専門チームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ サポートネットにおいて医療、心理、法律等の専門職を配置したケース検討会議を隔月で開催し、困難ケースへの助言等を実施</li> </ul> <p><b>○ひきこもりに係る支援者交流会（新規）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 区市町村等において相談窓口や居場所を運営する現場の支援者が一同に集まり、支援事例の共有や意見交換等を行う交流会を実施</li> </ul>	<p><b>●ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 区市町村における事業の立ち上げを支援するため、国の「ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する自治体に対し、事業経費について補助</li> </ul> <p>*負担割合：国1/2、都1/4、区市町村1/4</p> <p>*原則2年を上限</p> <p><b>●ひきこもりに係る支援者等育成研修等事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ひきこもりに係る支援に従事する支援者、社会参加を支援する民間団体、地域包括支援センター、民生児童委員向け研修を実施</li> </ul>

【資料】東京都福祉局「東京都ひきこもりに係る支援協議会（令和6年6月）資料」

## 【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】

### ＜現状・課題＞

- 都内における刑法犯少年<sup>\*1</sup>の検挙・補導人員は、平成22年から減少傾向でしたが、令和4年から増加に転じており、14歳未満の検挙・補導人員も増加傾向にあります。
- 刑法犯少年の検挙人員に占める再犯者の割合は、約5割となっており、特に特殊詐欺における再犯者率は依然として高い傾向にあります。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者も、地域社会の一員として社会復帰を果たすことが重要であり、そのためには、地域社会が適切に支援していくことが大切です。具体的には、非行少年の立ち直りには、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受入れを進めることができます。
- 東京は多くの繁華街を有しており、特に新宿歌舞伎町地区においては、少年に対する有害なサービスの提供や、いわゆる「ト一横」に集した少年による過量服薬（オーバードーズ）等の問題行為が顕在化しているほか、こうした少年らに悪意を持った大人が接近するなどの状況も認められ、憂慮すべき情勢にあります。
- 様々な不安や悩みを抱えて「ト一横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう、注意喚起を行うほか、青少年・若者への相談業務を行う「きみまも@歌舞伎町」を運営し、関係機関と連携を図りながら様々な支援に繋いでいます。
- スマートフォンの普及など、情報通信機器の目覚ましい進歩に伴い、様々な情報をどこでも瞬時に入手できる時代になりましたが、インターネット上の情報には、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。特に大麻に関しては「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、また、全国における大麻事犯の検挙人員のうち約7割を30歳未満が占めるなど、若年層での大麻乱用が広がっています。また、非行・犯罪に陥らずとも、様々な悩みや生きづらさから、薬局、ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる市販薬を過剰摂取（オーバードーズ）してしまう若年層も増えています。そのため、若年層への普及啓発により、違法薬物に関して正しい知識を付与するとともに、医薬品の適正使用について伝え、専門機関等への相談を促すことが必要です。
- 少年による医薬品の過量服用等の問題行動や、過量服薬を企図する少年が犯罪の被害に巻き込まれる事案等が発生しています。このような状況を防止するため、警察と医薬品販売業者を始め、関係機関、関係団体との連携を強化し、更なる対策を推進しています。
- 違法薬物や危険ドラッグは、インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。

## ＜取組・今後の方向性＞

- 「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、少年の非行の防止や修学支援等に取り組みます。
- 少年非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。
  - ・ 街頭補導活動による早期発見・早期対応、少年の特性や立ち直りに配意した少年事件の捜査・調査活動に努めます。
  - ・ 暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、加入阻止と構成員の離脱支援を推進します。
  - ・ 少年が犯罪被害に遭うことを防止するとともに、被害少年の早期救出、保護に努めます。
- SNS等を通じて犯罪実行者募集情報（闇バイト）に応募し、匿名・流動型犯罪グループによる犯行に加担するがないよう、広報啓発活動を推進します。
- 「非行の入り口」とされる「万引き」防止への対策や、薬物乱用防止に向けた対策を推進します。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者の立ち直りとその家族を支援するため、相談体制を充実するとともに、就労や生活の場の確保に向けた支援を行います。
  - ・ 警視庁少年センター（都内8か所）、「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年育成課）等において適切に相談に対応するとともに、東京都若者総合相談センター「若ナビα」にて非行少年や非行・犯罪歴を有する若者を支援します。
  - ・ 都内に2か所ある児童自立支援施設において、様々な問題を抱えた子供を受け入れ、施設における生活を基礎とした関わりの中で、児童の健全育成を図ります。
  - ・ 協力雇用主制度の普及啓発等に努めます。
- 非行防止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りを支援する地域・社会づくりを推進します。
  - ・ 「サポートチーム」、「学校問題解決チーム」、「学校・警察連絡協議会」等の既存の仕組みを活用します。
  - ・ 国における非行少年の処遇と社会復帰支援の取組を踏まえつつ、様々な悩み、背景を抱えた非行少年やその家族が必要な支援を安心して受けられる環境を整備するため、研修等を通じて民間支援団体等を支援します。
  - ・ “社会を明るくする運動”を推進することで、地域における立ち直り支援及び非行防止の気運を醸成します。
  - ・ 保護司や地域の支援者の支援力の向上を図るため、再犯防止支援ガイドブックを作成し、配布します。

※1 刑法犯少年の「少年」：20歳に満たない者（少年法第2条第1項）をいいます。

## ＜主な相談窓口＞

- 警視庁少年センター（都内8か所）
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年育成課）
- 各警察署

- 法務少年支援センター
- 保護観察所「りすたぼ」
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

＜参考＞～国における非行少年処遇のための制度・施設～

- 非行防止、相談活動等
  - ・ 少年鑑別所は、①家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行うほか、②少年鑑別所に送致するとの観護措置の決定により収容されている少年等に対して観護処遇を行っています。また、③「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助しています。
  - ・ 鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。
  - ・ 観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。
  - ・ 「法務少年支援センター」としては、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、N P O 等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。
- また、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などのトラブル、交友関係などについて、本人や家族、学校の先生などからの相談に応じます。
- 矯正教育、更生に向けた指導
  - ・ 少年院においては、少年の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより改善更生と円滑な社会復帰を図っています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。特に、一人一人が抱える問題性の改善に向けた教育の一つとして、各種教育プログラムを実施しています。
  - また、少年院においては、加害少年に対する被害者の視点を取り入れた教育を充実させているほか、保護観察所においては、加害少年に対するしょく罪指導等を実施しています。
  - ・ 令和4年4月に少年法等の一部を改正する法律が施行され、18歳及び19歳の者を「特定少年」として位置付け、一定の特例が設けられたことから、少年

院において特定少年に対する新たな教育プログラムを実施しています。

- ・ 刑事施設・少年院・保護観察所においては、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導をはじめとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図ります。特に少年院においては、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とする指導を重点的に実施しています。
- 就労支援等
- ・ 刑事施設・少年院においては、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励します。特に少年院においては、企業などのニーズを踏まえ、ビジネスマナーやパソコン学習などを柱としたプログラムを基礎的な職業指導として実施しています。また、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。
  - ・ 保護観察所においては、犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主制度の拡充に努めています。特に20歳未満で協力雇用主に雇用された人の職場定着を促進するため、面談等の手厚いサポートをしている協力雇用主に対し、就労奨励金の加算を行っています。
  - ・ さらに、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進します。
- 更生保護
- ・ 犯罪や非行をした人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。
  - ・ 犯罪や非行をした人が、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。我が国では、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。
- 第二次再犯防止推進計画
- ・ 「第二次再犯防止推進計画」に基づき、国・地方公共団体・民間との緊密な連携協力の下、少年の再非行の防止や修学支援等を推進しています。
- 地域援助
- ・ 保護観察所では、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、その御家族や支援者などからの相談を受けて、職員が困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関と連携するなどして必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートしています（りすたぼ）。

## 【7 子供の貧困】

### ＜現状・課題＞

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和3年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は11.5%となっています。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和3年は10.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯では44.5%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中10番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

### ＜取組・今後の方向性＞

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。
- 民間団体が行う地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する取り組みに対して引き続き補助を実施していきます。
- 家庭の課題の早期把握に資する事業について、子供の貧困対策として位置づけます。

## ≪子供の貧困対策の推進≫

### 子供の貧困の課題

- 生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていく必要があります。
- 乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。
- 貧困の状況にある子供やその家庭において、必要な支援制度を知らない、利用の仕方が分からぬ等の状況がみられます。

### 取組の方向性

妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を通して、子供の貧困を早期に把握し、支援につなげます。

**子供のライフステージに応じた問題発見と支援**

**子供の貧困の早期把握**

**子供の貧困に対する施策**

【資料】東京都福祉局「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」をもとに作成

## 【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】

### ＜現状・課題＞

- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、「子育て」と「家計の支え手」という二つの役割を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、また、経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- また、それぞれの家庭が抱える課題は、母子家庭では、家計についてが最も多く、父子家庭では、子供の教育や家事について等生活面の問題など、状況により異なります。
- ひとり親家庭を支えるためには、様々な機関で支援が必要な家庭を把握し、母子家庭・父子家庭の特性やニーズに配慮した支援を行うことが必要です。

### ＜取組・今後の方向性＞

- 都では、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、次の4つの分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。

#### 1 相談体制の整備

関係機関が連携して、支援が必要なひとり親家庭を把握し、必要な支援につなげるとともに、ひとり親家庭の状況に応じた多様な相談体制を整備します。また、養育費不払の際の差押え費用、弁護士等による専門相談の取組等を支援します。

#### 2 就業支援

それぞれの家庭の状況や課題を踏まえ、関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援を実施します。

#### 3 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開します。

#### 4 経済的支援

ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を経済面から支援します。

### ＜主な相談窓口＞

- 東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）
- （各区市町村）母子・父子自立支援員

## «「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）」の理念と施策分野»

### 3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

### 4つの施策分野

#### 1 相談体制の整備

ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援につなげる体制を整備する。

#### 2 就業支援

ひとり親家庭のより安定した就業を支援する。

#### 3 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開する。

#### 4 経済的支援

ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行う。

【資料】東京都福祉局「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）」

## 【9 自殺対策】

### ＜現状・課題＞

- 都内の自殺者数は、平成 10 年から 23 年までの 14 年間は、2,000 人台後半で推移し、23 年の 2,919 人をピークに減少傾向となり、令和元年には 1,920 人まで減少しましたが、2 年以降は増加傾向に転じ、5 年は 2,196 人となりました。年代別には、10 代、20 代、30 代の死因のトップが自殺であり、若年者が自殺に追い込まれないようにすることが、重要課題の 1 つとなっています。
- 自殺は個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因や背景があるため、自殺対策には、社会的な取組が必要です。このため、社会的要因への対策を含め、行政や各分野の団体・機関、個人等が相互に連携協力して総合的に取り組むことが求められます。

### ＜取組・今後の方向性＞

- 都における自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として実施していきます。
- 心の悩みや自殺念慮を抱えている人、その家族・友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の充実に努めます。
- 自殺の背景となる健康問題、家庭問題、いじめ、過労、失業、多重債務など、様々な問題に的確に対応するため、各相談・支援機関において、役割や機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど連携協力体制を強化していきます。
- 自殺未遂者が再び自殺を企図することを防ぐため、救急医療機関に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療につなぐ相談調整窓口を運営します。また、この窓口に子供サポートチームを設置するほか、学校や地域の支援機関に対し、子供の自殺に対する理解や対応力向上に関する研修を実施するなど、自殺リスクの高い子供への支援を強化します。
- 生きづらさを抱える方や孤独・孤立のリスクを抱える方が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、民間団体等への支援を通じて自殺対策に資する居場所づくりを推進します。
- インターネットの検索連動型広告を用いて、自殺のリスク要因となり得る、うつ、虐待、性的マイノリティ、依存症等の悩みを抱える方を、早期に適切な支援窓口につなげる取組を実施します。
- 児童・生徒の自殺を防止するため、様々な相談窓口の情報を掲載した普及啓発資料を、学校等を通じて配布します。
- 大学等の講義やガイダンスで活用可能なメンタルヘルスケア等の知識付与・実践に資する動画コンテンツを作成し、大学等における自殺対策を支援します。

- 区市町村において、自殺の危険を示すサインに気付き、必要に応じて適切な相談機関等につなぐなど、自殺防止に取り組む人材であるゲートキーパー（相談支援者）の養成を行います。

## ＜主な相談窓口＞

- 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～
- S N S 自殺相談「相談ほっとLINE@東京」
- 東京都自殺未遂者対応地域支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

## 《SNS 自殺相談》



## 《中学生向け普及啓発資材》



【資料】東京都保健医療局資料

## 【10 居場所のない子供・若者】

### ＜現状・課題＞

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、更にはコロナ禍を経て、子供・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。自殺やひきこもり等、様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の存在が指摘されています。
- 居場所は、孤独・孤立の問題を抱える当事者にとって、身近な地域における人の「つながり」や自身の役割を持つ場となり、相談等の場にもなるとともに、地域コミュニティの形成・維持にも資するものです。
- とりわけ困難を抱えた環境で育つ若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられます。いわゆる「ト一横」を訪れる若者も、様々な背景を有し、何かしらの「居場所」求め来訪している状況にあります。課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所（リアルな空間だけでなくインターネット空間も含め）をつくることで、全ての若者が居場所を持てるよう支援を行っていく必要があります。
- また、子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備することが求められます。

### ＜取組・今後の方向性＞

- 区市町村が若者への支援施策を円滑に実施できるよう、相談センターの設置や居場所づくり等に対し補助を行っています。若者の抱える問題が複雑化する中、より多くの区市町村で、それぞれのニーズに応じた若者の居場所づくりが進むよう、新たな居場所の設置や、既存施設の夜間延長等を働きかけていきます。
- 悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を見つけられるよう、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ぼた+」を充実させていきます。このサイトにおいて、様々な民間支援団体と連携して、住む場所にかかわらず誰もが利用できる居場所を掲載し、団体からのメッセージや利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っていきます。
- 家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援します。
- 引き続き子供が気軽に立ち寄ることが出来る「居場所」（拠点）を整備する区市町村の支援を行っていきます。

### ＜主な相談窓口＞

- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」
- きみまも@歌舞伎町

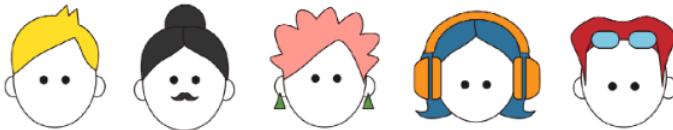
## ≪若者をサポートするポータルサイト「若ぽた+」≫

東京都 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT  
若ぽた+ wakapota plus  
若者をサポートするポータルサイト

都庁総合トップページ 生活文化スポーツ局 若者のサポートについて  
文字サイズ変更 **縮小** **標準** **拡大** 日本語 English 中文簡化 繁體中文 한국어

TOP サポートを探す 居場所を探す おすすめ診断 現在地で探す コラム サポート・居場所の紹介

## こころ安らぐ場所、きっとあるはず。



自分の好きなこと 性格 家族 友だち パートナー 居場所 時尚 性 こころ それって誰かに話してみたことある？

都内のサポート・居場所を検索できます。おすすめ診断もあります。



【資料】東京都都民安全総合対策本部資料

## 【11 ヤングケアラー】

### ＜現状・課題＞

- 子ども・若者育成支援推進法の基本理念を定めた第2条第7号において、その子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」(以下「ヤングケアラー」という。)が明記されました。
- 法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様です。
- 18歳以上のヤングケアラーも、中学生や高校生から、場合によっては小学生の段階から困難な状況が継続しているケースが想定されます。その困難な状況が18歳以降も続いているという観点から、年齢による切れ目のない支援が求められます。
- また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見して、適切な支援につなげていくことが必要です。

### ＜取組・今後の方向性＞

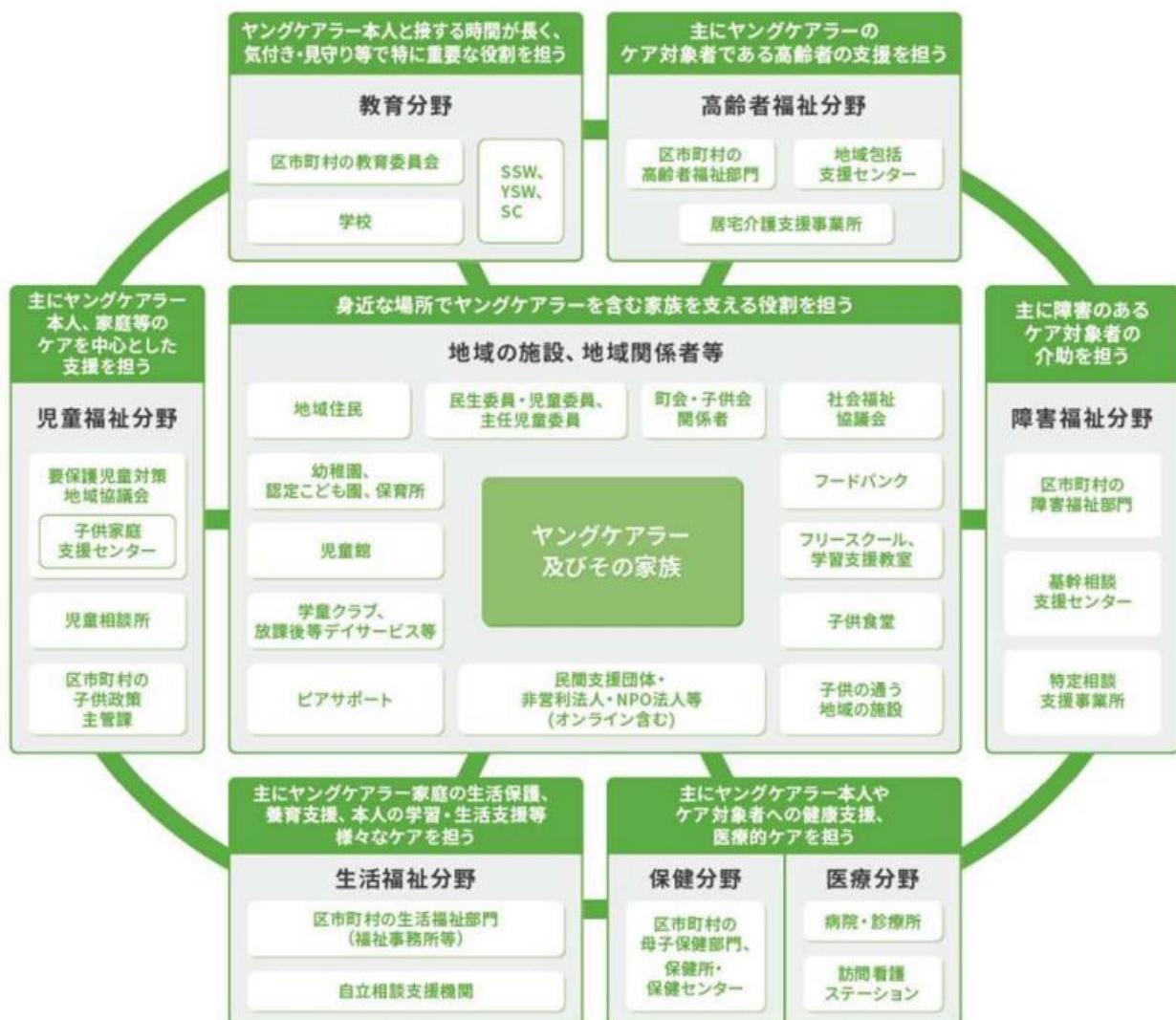
- ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発の取組を進めています。
- 児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携促進のため、ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営を行うとともに、支援機関の連携のつなぎや助言等を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援として、区市町村に対する補助を行います。
- 相談のしやすい場の整備として、ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援するヤングケアラー相談支援等補助事業を実施していきます。
- ヘルパー人材の確保に向け、都内共通カリキュラムを策定します。
- 18歳以上のヤングケアラーである若者への支援に当たっては、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を一次的な窓口として位置づけ、個々の若者の相談に応じ、課題の整理の支援や区市町村へのつなぎを行うほか、子供・若者総合相談センターや子供・若者支援地域協議会の区市町村による設置も推進していきます。
- 悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートを見つけられるよう、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ぼた+」において、18歳以上のヤングケアラーへの支援を行っている民間団体と連携し、支援団体の取組や利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っていきます。

- ヤングケアラー支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた教職員が、児童・生徒の状況の変化を把握しつつ、必要に応じて関係機関につなぐ体制を確保していきます。

### ＜主な相談窓口＞

- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

### 《ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関》



【資料】東京都福祉局「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」

## 【12 困難な問題を抱える若年女性への支援】

### ＜現状・課題＞

- 東京は、新宿、渋谷、池袋、秋葉原などといった日本有数の繁華街を複数抱えているため、都内だけでなく、全国から未成年を含む若年の女性が集まり、性犯罪等に巻き込まれる可能性があります。
- 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、対象者を早期に把握し、多様な支援を切れ目なく包括的に提供していく必要があります。また、若年の女性は困難を抱えていても、既存の行政機関の支援が届きにくい場合もあり、民間団体と協働していくことが必要です。
- 若年女性が予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できない場合、養育の希望の有無にかかわらず、周囲からの支援を得られない中で出産するという心理面の負担、妊娠、出産という身体面の負担、受診にかかる費用等の経済面の負担に直面するなど、様々な困難を抱える可能性があります。本人の意向が尊重され、安心して相談支援を受けられることが重要です。

### ＜取組・今後の方向性＞

- 女性相談支援センターにおいて、状況に応じて相談しやすい方法を選択できるよう、電話や来所等に加えてSNSを活用した相談を実施し、関係機関等と連携して対象者に適切な支援を提供します。
- 民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、様々な困難な問題を抱えた若年女性を早急に把握し、必要な支援につなげるとともに、安全・安心な一時的な居場所での食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み事に対する相談支援を行います。
- 予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「ときょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。
- 18歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。
- 女性自立支援施設においては、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を対象に、心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助や自立のため支援等を、本人の意向を踏まえて行います。特に妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。

### ＜主な相談窓口＞

- （各区市町村）女性相談支援員
- 子供家庭支援センター

- 児童相談所
- 女性相談支援センター
- 「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」

## «困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の目指す5つの基本目標»

この計画では、基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、都における困難な問題を抱える女性に対する支援を推進していきます。

### 基本目標1

#### 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供

女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、配偶者の有無、同居家族がいる、単身世帯であること等により様々です。女性が自立した生活<sup>4</sup>を送ることができる社会を実現するためには、個々の課題に対して、多様な支援を切れ目なく包括的に提供することが必要です。

### 基本目標2

#### 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心とした支援の実施

困難な問題を抱える女性の自立を実現するには、支援する側が本人の意思や意向を最大限に尊重し、連携・協働して、本人を中心とした支援を実施することが必要です。

### 基本目標3

#### 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化

困難な問題を抱える女性が同伴する児童に対しても、心理的なサポートや学習支援等を実施するなど、一人の児童として尊重することが必要です。

### 基本目標4

#### 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進

東京は、新宿、渋谷、池袋、秋葉原などといった日本有数の繁華街を複数抱えているため、都内だけでなく、全国から未成年を含む若年の女性が集まり、性犯罪等に巻き込まれる可能性があります。若年女性への支援を充実させが必要です。

### 基本目標5

#### 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援 基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

困難な課題を抱える女性に対して、最適な支援を提供するためには、支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働できる体制整備が必要です。

<sup>4</sup> 基本方針では、「困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである」としています。

## 【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】

### (1) 外国人等

#### ＜現状・課題＞

- 文部科学省が令和5年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」では、都内公立学校には、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童・生徒が、合わせて6,312人在籍しています。
- 高等学校においては、外国籍等の生徒の就労支援について、配慮して対応していく必要があります。
- 地域においては、国際交流協会等の団体が、日本語教室、相談対応や交流の機会の提供等を行っています。
- 多くの関連機関とさらに連携を図りながら、日本語を母語としない子供を支援していく必要があります。

#### ＜取組・今後の方向性＞

- 日本語指導が必要な児童・生徒一人一人の実態を把握し、必要な日本語指導を行うことが重要です。
- 多文化共生社会の実現に向けた意識や豊かな国際感覚の醸成のため、都立高校生等の海外派遣、海外からの生徒受入、都立学校に対する海外の学校との交流支援などを行います。
- 学校においては、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図っていきます。
- 東京労働局と連携し、高校生のための合同企業説明会の開催について周知します。また、全ての就職を希望する生徒の進路実現に向けて、各学校が管轄のハローワーク等と連携し、切れ目のない継続した支援ができるよう対応します。
- 困りごとを抱える子供やその保護者に寄り添い、学校や行政・NPO等とも連携し、課題に取り組む「多文化キッズコーディネーター」を設置する区市町村を支援します。
- 日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援します。

#### ＜主な相談窓口＞

- 就学相談（各区市町村教育委員会）
- 教育相談センター
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

## (2) 難病等

### <現状・課題>

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等については、学校での教育や体験活動等が制限されざるを得ない側面があります。こうした児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けた取組が求められます。
- また、難病のある人が円滑に職業生活を営むためには、疾患管理との両立が重要な課題になります。

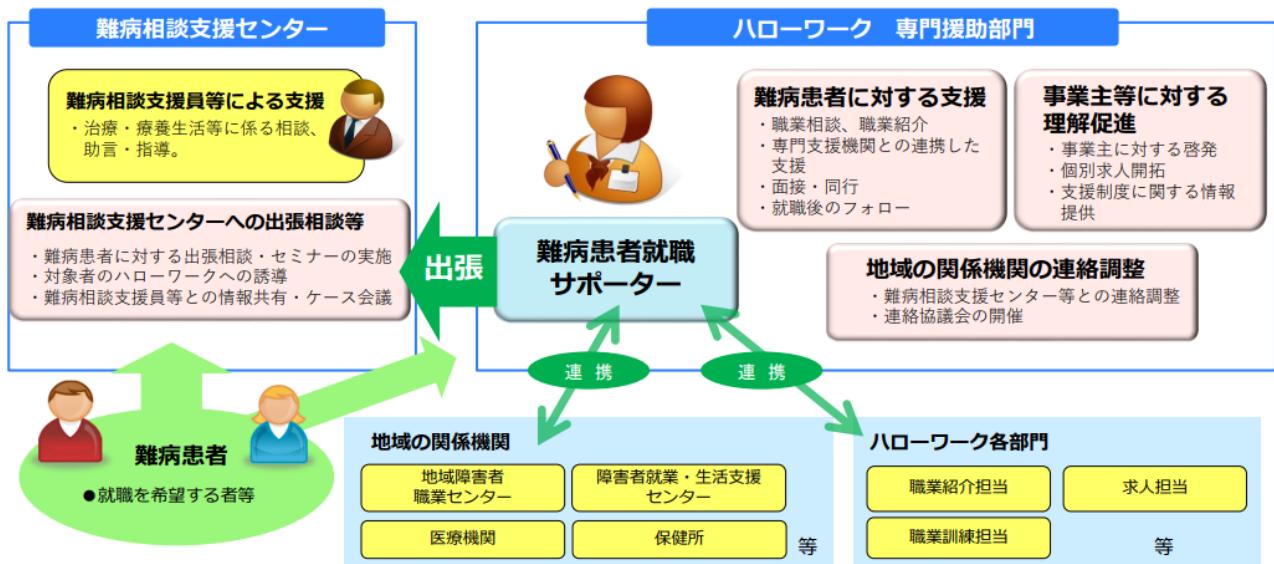
### <取組・今後の方向性>

- 長期に入院等が必要な児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けて、地域における支援の充実を図っていきます。
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。
- 難病のある人を支援するため、都は、「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」及び「東京都難病ピア相談室」を設置し、地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、交流活動の促進、就労支援などを行います。
- 難病のある人の就職に当たっては、無理なく安全・健康に働くことができ、しかも、能力を発揮し興味や価値観に合った仕事を見出すことが大切です。そのような仕事に就労もしくは就労継続できるよう支援していきます。
- 難病患者の就労支援に関しては、「東京都難病相談・支援センター」及び「東京都多摩難病相談・支援室」に配置された「難病患者就労コーディネーター」による相談と併せ、ハローワークに配置された「難病患者就職サポーター」による出張相談を実施します。難病患者就職サポーターは難病患者との職業相談、面接への同行、就職後のフォローを実施します。
- また、職場での理解や配慮を整備することも重要であり、雇用する企業側への支援も実施します。

### <主な相談窓口>

- 東京都難病相談・支援センター
- 東京都多摩難病相談・支援室

## 『東京都における難病患者の安定的な就職に向けた支援の連携』



【資料】厚生労働省資料

### (3) 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

#### ＜現状・課題＞

- 性自認及び性的指向に関しては、望む性別で取り扱われることによりストレスや苦痛を感じたり、少数派であるために興味本位に見られたり、偏見や差別により、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面しているなどの現状があります。また、住宅を賃貸・購入する際に、性的マイノリティのカップルであることを理由に入居を断られることや共同でローンを組むことができないこともあるといったことなど、生活上の困りごとも存在しています。
- 都では、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「人権尊重条例」という。）や、人権尊重条例に基づく第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画により、必要な取組を実施することで、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図っています。

#### ＜取組・今後の方向性＞

- 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画において、4つの施策の柱（相談・支援体制の充実、啓発・教育の推進、職員理解の推進、庁内外の取組の推進）を掲げ、具体的な取組を推進していきます。
- 令和4年11月から運用を開始した東京都パートナーシップ宣誓制度により、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。
- 専門の相談窓口を設けて、当事者やその家族等が悩みを相談できるよう対応するほか、当事者同士が悩みを共有し合える機会を提供していきます。
- 性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を持つ方であるアライを広めていくための施策を推進していきます。

- 公共施設等の各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者向けの周知を図り、全ての人が安心してトイレを利用できる環境を目指します。

#### ＜主な相談窓口＞

- 性自認及び性的指向に関する専門相談（電話・ＬＩＮＥ）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

# 1 困難な状況ごとの取組に係る施策等一覧

## 1－(1) いじめ

◇…新規事項

支援体制の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。</li> <li>家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員O B、警察官O B、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。</li> </ul>	区市町村	教育庁
<p>◇教育相談体制の充実等</p> <p>いじめなどの課題を抱える児童・生徒への支援の充実等のため、スクールソーシャルワーカー、心理の専門家、地域の協力者、退職教員など、小・中学校における外部人材の活用への支援等により、教育相談体制を充実・強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談主任の指名</li> <li>相談内容等の交通整理役（中学校でモデル実施）</li> <li>スクールカウンセラーのためのガイドラインを新たに作成</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>24時間体制で、いじめ相談を含む、電話相談窓口を設置しています。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆学校問題解決サポートセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定者等の課題を多く抱える都立学校に継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。</li> <li>また、上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて「自立支援チーム」を派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◇「高校生いじめ防止協議会」の開催</p> <p>子供自身が、いじめ問題について考え方行動できるようにするための取組の一つとして「高校生いじめ防止協議会」を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題の当事者である子供たちが、自分たち・学校・社会に対して必要な取組を考え、東京都教育委員会（以下、都教育委員会）いじめ問題対策委員会へ提案</li> <li>提案を受けた都教育委員会いじめ問題対策委員会は、答申の参考とともに、都教育委員会は答申を受け、施策を実行</li> </ul>	都	教育庁

学校における「いじめ総合対策」の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》</li> <li>○ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》</li> <li>○ポイント3 相談しやすい雰囲気の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》</li> <li>○ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え方行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》</li> <li>○ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》</li> <li>○ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》</li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都 特：都、区	教育庁
<p>◆四つの段階に応じた具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出</li> <li>(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底</li> <li>(3) いじめを許さない指導の充実</li> <li>(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成</li> <li>(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成</li> </ul> </li> <li>2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知</li> <li>(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く認知</li> <li>(3) 全ての教職員による子供の状況把握</li> <li>(4) 子供たちの訴えを確実に受け止める体制の構築</li> <li>(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報</li> </ul> </li> <li>3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底</li> <li>(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例</li> <li>(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例</li> <li>(4) 重大事態につながらないようにするための対応</li> <li>(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援</li> </ul> </li> <li>4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重大事態発生の判断</li> <li>(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援</li> <li>(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援</li> <li>(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決</li> <li>(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告</li> </ul> </li> </ul>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

教育委員会の取組	(実施主体)	(所管局)
<p>◆いじめ防止等の対策の推進に向けた指導資料の作成</p> <p>○いじめ防止のための「学習プログラム」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成</li> <li>2 互いの個性の理解</li> <li>3 望ましい人間関係の構築</li> <li>4 規範意識の醸成</li> </ol> <p>○いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「いじめ」の定義の確実な理解</li> <li>2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進</li> <li>3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組</li> <li>4 いじめを生まない環境づくり</li> <li>5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携</li> <li>6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知</li> <li>7 いじめの早期発見のための情報共有</li> <li>8 いじめの解消に向けて効果のあった取組</li> </ol>	都	教育庁
<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆「東京都いじめ問題対策連絡協議会」</p> <p>次の事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項</li> <li>・いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携に関する事項</li> <li>・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。</li> <li>・教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べることができます。</li> <li>・都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。</li> </ul>	都	教育庁

## 1 – (2) 不登校・中途退学

相談・支援体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学齢期の子育ち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活になじめず生きづらさを抱えた子供が自分らしくありのまま成長できるよう、フリースクール等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進します。</li> </ul>	都	子供政策連携室
<p>◆不登校の子供への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースクール等民間施設・団体等との連携促進及び区市町村が設置する教育支援センターの機能強化に向けた支援等、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。</li> </ul>	都	教育庁

◆NPO等と連携した学びのセーフティネット事業 ・不登校等、高校生活に困難を抱えている生徒や都立高校中途退学者等に対して、NPO等と連携した支援を行っています。	都	教育庁
◇バーチャル・ラーニング・プラットフォーム ・不登校等の理由により学校や教育支援センター等につながることのできない児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒への支援に向けて、仮想空間を活用した居場所・学びの場を自治体等に提供します。	都	教育庁
◇学校の居心地向上検証プロジェクト ・学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証します。 また、高等学校・中学校に適用するスキーム等を踏まえ、小学校を対象としたスキーム等を検討します。	都	子供政策連携室 (再掲)
◇不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験活動プログラム ・令和5年度から不登校の児童生徒を対象に、青少年教育を行うNPO等を活用したキャンプ体験やミュージカルワークショップなど、多様なプログラムを通して友達づくりや他者理解の機会を提供する「未来きらめきプロジェクト」を実施しています。 ・また、不登校対応に精通した研究者等による専門家会議を設置してプログラムに参加した子供及び保護者へのインタビューを行い、プログラム内容の評価・検証を行っています。	都	教育庁
◇「思春期サポートプレイス」 ・学齢期の不登校や登校しづり、ひきこもり状態にある児童・生徒とその保護者を主な対象に、心理や医療の専門家を交え共に考える場を保護者に提供し、将来的な社会的自立を支援しています。 (1) 講演会 ・子供の学校復帰や社会参加に向けて、不登校やひきこもりの状態にある子供の保護者の方を対象に、心理や医療、福祉の専門家による講演会を行います。 (2) グループミーティング ・教育相談センターの心理職を交えて、子供の成長を支える親子関係の在り方について、保護者の方が話し合うグループを提供します。	都	教育庁
◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁 (再掲)
◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	区市町村	教育庁 (再掲)

◇小・中学校における不登校対応 ・小・中学校に校内別室指導支援員を配置するとともに、不登校対応事例データベースを活用することで、不登校の未然防止や早期支援を充実させます。	都	教育庁
◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 ・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定者等の課題を多く抱える都立学校に継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて「自立支援チーム」を派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。 ・また、就労支援機関や若者支援機関と連携し生徒等の自立に向けた支援を行っています。	都	教育庁 (再掲)
◇不登校対応巡回教員配置事業 ・不登校対応を専門に担う教員が、授業をもたずに複数校を巡回。不登校の未然防止・早期発見・長期化への対応など、校内体制を整備します。	都	教育庁
◇区市町村への不登校対応支援 ・令和6年度から都立学校「自立支援チーム」派遣事業を通じて培ったノウハウを活用し、区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、専門性の高い都のユースソーシャルワーカー等を区市町村へ派遣し、スクールソーシャルワーカーに対する助言・サポートなどの支援を実施しています。 ・効果的なスクールソーシャルワーカー活用のためのガイドライン（令和6年度作成）を踏まえ、区市町村のスクールソーシャルワーカー等を対象とした体系的な研修を実施します。	都	教育庁
◆教育相談センターにおける個別相談 ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。	都	教育庁
◆都立学校における不登校・中途退学対応 ・都立学校における不登校生徒や中途退学者、進路未決定者等を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関等と連携し、不登校、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する支援を行います。	都	教育庁
◆定時制高校における中途退学未然防止対策 ・平成28年度より定時制課程（55校）に在籍する1学年生徒に講師が生徒を対象にエンカウンターのプログラムを実施しています。	都	教育庁
◆「青少年リストアートプレイス」 ・高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方、小学校で不登校、登校しぶりの状態にある方やその保護者を支援しています。 (1) リスタート登録 ・登録をした人には定期的に「リストアート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (2) 就学サポート	都	教育庁

・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。  (3)リスタートのための学校説明会 ・特色ある教育課程を実施している都立高校（チャレンジスクールや昼夜間定時制、通信制等）の説明会を行います。		
◇地域における多様な居場所確保事業 ・地域の社会資源を活用し、学校に通うことが難しい児童等の居場所を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助します。	区市町村	福祉局
◇アプリを活用した生徒の健康管理 ・学校が生徒の心身の健康状態を日常的・継続的に把握することにより、支援が必要な生徒を早期発見し、必要に応じて面談を行うなど、生徒への支援を実施します。	都	教育庁
◇校内居場所カフェ ・都立のチャレンジスクール（2校）に校内居場所カフェを設置し、ユースソーシャルワーカーが日常の学校生活に関わり、生徒との信頼関係を構築することにより、生徒が抱える様々な課題・悩みを早期発見し、一人ひとりの生徒に応じた支援を実施します。	都	教育庁
◇チャレンジクラスの設置拡大 ・不登校生徒の多様なニーズに対応するため、公立中学校にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置します。	都	教育庁
◇学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査 ・不登校児童生徒の低年齢化が進んでいることを踏まえ、小学生等を対象に不登校の背景や要因を分析するための実態調査を実施します。	都	子供政策連携室
◇エデュケーション・アシスタントを活用した小1重点支援事業 ・小学校1年生において、指導上の工夫や学習環境の整備、学級編制の工夫など、児童が安心して学べる取組を推進するため、副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントを、全小学校への配置に加えて小学校1年生の各学級に1名追加配置するモデル事業を実施します。	都	教育庁
学び直しの支援	(実施主体)	(所管局)
◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	都	教育庁 (再掲)
◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都	教育庁 (再掲)
◆単位制高校（多様な学習型） ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。	都	教育庁

### 1－（3）障害のある子供・若者への支援

共生社会実現に向けた取組の推進	(実施主体)	(所管局)
◇共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 ・障害者の差別解消に向けた体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、全ての都民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合うことのできる共生社会の実現を目指します。	都	福祉局
◇共生社会実現に向けた意識啓発推進事業 ・デフリンピックを契機に、ファミリー層や若者が集う商業施設等でイベントを開催するとともに、動画・SNS等を活用した普及啓発や共生社会の理念に賛同する企業等の登録・公表を実施し、共生社会実現に向けた意識啓発を推進します。	都	福祉局
◇「インクルーシブな学び」プログラム事業 ・障害の有無に関係なく、共に学び、共に生きるために必要なインクルーシブ社会の担い手を育成するための取組を実施します。	都	教育庁
◇学校卒業後の障害者の「学びの場」づくり ・障害者と大学生等の若者が交流を伴う学びに参加し、相互理解を深めることで、お互いに支え合いながら社会生活を営んでいくことの意義を理解するためのモデルプログラムの開発・実施します。	都	教育庁
◇インクルーシブな教育の推進 ・隣接、近接する特別支援学校と都立高校（各5校）において、専任職員を新たに配置して両校の協働活動を調整 ・障害の有無にかかわらず、ワークショップや講演を実施 ・特別支援学校等卒業後の進路に関する調査を実施	都	教育庁
◇相互理解の促進 ・都立特別支援学校において、成人の障害のある人やボランティア等とインクルーシブなアート、スポーツ系プログラム等の体験を実施することで、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合う機会を特別支援学校生に提供します。	都	教育庁
◇ふれあいフェスティバルの開催 ・「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人とない人が同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図ります。	都	福祉局
◇文化芸術関連行事の実施 ・障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施します。 (1) 障害者美術展の開催 (2) ふれあいコンサートの実施	都	福祉局
◇障害者芸術活動基盤整備事業 ・障害者の芸術活動の支援拠点を設置し、活動基盤を整備することにより、芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進を図ります。	都	福祉局
◇障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業 ・障害者の実演芸術分野の発表の機会を定期的に創出し、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーション向上や多様な人々の交流、相互理解につなげます。	都	福祉局

都内の障害者団体等を通じて、障害者の実演芸術分野の発表者を募集・選定し、都民ホールにおいて発表会を開催します。		
<b>障害児支援の充実</b>	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆早期教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児教育相談を実施しています。</li> <li>担当教職員と医師、言語聴覚士、臨床心理士等の外部専門家の連携による指導や、担当教職員に対する専門的見地からの助言を行います。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆学童クラブ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学童クラブにおいて、障害のある子供や医療的なケアを必要とする子供を受け入れるために必要な経費を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。</li> </ul>	都 区市町村	福祉局
<p>◇都型放課後等デイサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後等デイサービスの質の向上を図るため、経験豊富なコア職員の配置など都が定める基準を満たす事業所に対し、運営等に要する経費の一部を補助します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◇地域生活基盤の更なる整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての障害児を対象に0～2歳の障害児通所支援事業所の利用者負担を無償化します。</li> <li>障害児・者への全身管理を伴う歯科医療を実施する医療機関に対して、必要となる医療機器の調達に要する費用を補助します。</li> </ul>	都	福祉局 保健医療局
<p>◇ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の児童の保護者等が都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料等の一部を補助します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◇医療的ケア児等の育ちの支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。</li> </ul>	区市町村	福祉局 (再掲)

◇ 5歳児健診に取り組む区市町村への支援 ・子供の特性を早期に発見し、必要な支援につなげるため、5歳児健診に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇聴覚障害児が安心して過ごせる放課後の居場所づくり ・「大塚ろう学校」をモデル校として、空き教室等を活用し、聴覚障害児が安心して過ごせる放課後の居場所づくりを実施します。	都	教育庁
◇障害のある子供に対するＩＣＴを活用した教育環境の整備 ・病院内分教室における分身ロボットの配備や病院・施設内分教室及び訪問教育におけるタブレット端末の導入により、ＩＣＴを活用し、障害のある子供が自らの状況に応じた学びができるよう取組を展開します。 ・在籍校の同時双方向型の授業とオンデマンド型の授業による学習支援を実施し、長期入院する高校生が遠隔教育により在籍校の単位を修得できるようにする仕組みを構築します。	都	教育庁
◇運動習慣の定着支援・運動機会の創出 ・障害児・者に対し、福祉施設等日中の居場所やスポーツ施設での運動機会を提供するなど、身近な地域におけるスポーツの習慣化を支援します。 ・障害の程度や環境等の様々な要因によりスポーツへのアクセスが難しい障害児・者等に、eスポーツ等を活用して身近な場所でのスポーツ参加を促進します。	都	スポーツ推進本部
◇盲ろう者支援センターの運営 ・盲ろう者（児）からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営します。	都	福祉局
<b>特別支援教育の充実</b>	(実施主体)	(所管局)
◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） ・就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあって、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的な考え方や流れ等を説明した「就学相談の手引き」を発行するとともに、区市町村教育委員会の就学相談担当者向けの説明会や早期支援・早期連携を円滑に進めるために就学前機関職員向けの講習会等を実施し、最新の資料及び専門性向上に資する情報提供を図ります。	都	教育庁
◆高等学校等への受入れ体制の整備 ・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造 等）	都	教育庁 総務局
◆都立特別支援学校の適正な規模と配置 ・東京都特別支援教育推進計画（第二期）等に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。	都	教育庁

・あわせて、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。		
<p><b>◆都立特別支援学校における外部専門家の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。</li> <li>・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。</li> </ul>	都	教育庁
<p><b>◆特別支援教育の理解啓発の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理解啓発活動を実施しています。</li> </ul>	都	教育庁
<p><b>◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。</li> </ul>	都	生活文化局
<p><b>◆特別支援学校における通学支援・医療的ケアの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアを必要とする児童・生徒を対象とする看護師同乗の医療的ケア児専用通学車両を拡充するとともに、安全な運行をサポートする専任職員を配置します。</li> <li>・特別支援学校での人工呼吸器の管理など医療的ケア体制を充実することにより、児童・生徒の安全な学校生活を支援するとともに、付き添いを要していた保護者の負担の軽減を図ります。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p><b>◇特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごせるようインクルーシブな教育を推進し、教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、区市町村立小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置のための支援を行います。さらに、公立小中学校におけるインクルーシブな教育の更なる推進の実効性を高めるために、異校種期限付異動により配置した都立特別支援学校教員の専門性の活用、環境整備のための必要な支援等を行う重点地区を指定するとともに、協議会において事業の検証等を行います。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p><b>◇インクルーシブな教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接、近接する特別支援学校と都立高校（各5校）において、専任職員を新たに配置して両校の協働活動を調整</li> <li>・障害の有無にかかわらず、ワークショップや講演を実施</li> <li>・特別支援学校等卒業後の進路に関する調査を実施</li> </ul>	都	教育庁 (再掲)
<p><b>◇特別支援学校における特別支援教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害特別支援学校の登下校時の安全確保の充実</li> <li>・視覚障害特別支援学校における歩行訓練士の活用</li> </ul>	都	教育庁
<p><b>◇高等学校における特別支援教育の普及・啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行います。</li> </ul>	都	教育庁

発達障害等のある子供・若者への支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆公立学校における発達障害教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室を導入しています（小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度までに全校導入完了）。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、令和3年度より教員が外部の専門人材とともに、生徒の障害の特性に応じて、放課後の時間帯などに授業を行う通級指導を開始しています。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p>◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。</li> </ul> <p>（対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p>	都	福祉局
<p>◆区市町村との連携体制の構築</p> <p>(1) 「エリア・ネットワーク」の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。</li> <li>・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。</li> </ul> <p>(2) 都立特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p>◆SNSを活用した相談対応や助言の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSを活用し、専門性を備えた相談員が、依存症や思春期等のこころの悩みなどについて、相談対応や助言を実施します。</li> </ul>	都	福祉局 (再掲)
<p>◆発達検査体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達検査に関する相談体制、事後のフォローアップ体制、事前の広報啓発を通じ、誰もが安心して発達検査やその後の支援を受けられるよう、体制整備を実施します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部

からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。		
・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。		
・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。		
<b>職業教育の充実</b>	(実施主体)	(所管局)
<b>◆特別支援学校における就労支援</b>		
・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。		
(1) 民間の活力による企業開拓等	都	教育庁
・民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。		
(2) 企業向けセミナーの実施		
・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。		
<b>◆高等部職能開発科の設置</b>	都	教育庁
・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。		
<b>一般就労に向けた支援の充実・強化</b>	(実施主体)	(所管局)
<b>◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</b>	区市町村	福祉局 (再掲)
・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めています。		
・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。		
<b>◆障害者就業・生活支援センター事業</b>	都 国（東京労働局）	産業労働局 福祉局 (再掲)
・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一體的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。		
<b>雇用の場と機会の提供</b>	(実施主体)	(所管局)
<b>◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</b>	区市町村	福祉局
・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。		
<b>多様な職業訓練・職場実習の機会の提供</b>	(実施主体)	(所管局)
<b>◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施</b>	都	産業労働局
・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施します。		

◆障害者職業訓練の地域展開 ・ 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。（城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校）	都	産業労働局
◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 ・ 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	都	産業労働局
◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・ 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を支援します。	都	福祉局
◇ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業 ・ ソーシャルファームの裾野を広げる「TOKYO SOCIAL FIRM ACTION」の取組を実施し、都民や事業者へ向けた普及啓発や情報提供を行い、ソーシャルファーム創設等の更なる気運を醸成し、その取組を都内に根付かせていきます。	都	産業労働局 (再掲)
雇用促進に向けた企業への支援策	(実施主体)	(所管局)
◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 ・ 「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・ また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	都	産業労働局
◆ハローワーク ・ 更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・ 各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・ 障害特性に応じたきめ細かい支援を実施します。 (1) 精神障害者 ・ 全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2) 発達障害者、難治性疾患患者 ・ 東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等を活用して就職促進を図ります。	国（東京労働局）	—
◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・ 大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。	都	産業労働局

◆障害者の雇用・就労等の促進 ・初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで、専門家による伴走型の支援を充実します。	都	産業労働局
福祉施設における就労支援の充実・強化	(実施主体)	(所管局)
◆工賃アップセミナー事業 ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	都	福祉局 (再掲)
◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	都	福祉局 (再掲)
◆区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・各区市町村の就労継続支援B型事業所で構成されたネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。	都	福祉局 (再掲)
◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	都	福祉局 (再掲)
◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	区市町村	福祉局
◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	区市町村	福祉局
◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供します。 ①生活介護②自立訓練（機能訓練・生活訓練）③就労移行支援④就労継続支援（A型・B型）	区市町村	福祉局
◇就労継続支援B型事業所マネジメント事業 ・就労継続支援B型事業所が工賃向上を目指す上で抱える様々な課題について、事業所の状況に応じて自ら解決できるよう伴走型支援を実施します。	都	福祉局 (再掲)

◇生産活動に係る営業開拓等支援事業 ・就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援することで、工賃向上を図ります。	都	福祉局 (再掲)
--	---	-------------

## 1-(4) 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策

若年無業者(ニート)への就労・職業訓練	(実施主体)	(所管局)
◆地域若者サポートステーション(愛称: サポステ)(厚生労働省認定事業) ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施します。 ・若年無業者等になることを未然に防止のため学校等関係機関との連携を強化し、在学中から卒業後にかけて切れ目のないアウトリーチ型の支援を実施します。	国(東京労働局)	—
◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」 ・働くことによる社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門スタッフのもとで就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援プログラムを実施しています。 ・若者の就労支援機関のスタッフ向けセミナーを実施します。	都	産業労働局
正規雇用化のための就労支援	(実施主体)	(所管局)
◆非正規雇用対策の推進 ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。	都	産業労働局 (再掲)
◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援 ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組みます。	国(東京労働局)	—
◆わかものハローワークにおける正社員就職支援 ・わかものハローワークは、都内3か所(東京(渋谷)・新宿・日暮里)にあります。 ・正社員就職を希望する34歳以下を対象として、個別担当者制によるきめ細かな就職支援を行っています。 ・各種セミナー、ジョブクラブ(就活応援塾)、オンライン相談等様々な支援メニューがあります。	国(東京労働局)	— (再掲)
◆トライアル雇用制度 ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るために、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試行雇用する事業主に対して助成措置(トライアル雇用助成金)をしています。	国(東京労働局)	—

早期離職防止のための支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京しごとセンター「若者のキャリアデザイン支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就職活動中から入社3年目までの若者及び企業の育成担当者並びに管理監督者向けにセミナーやプログラム等を開催し、若年者の早期離職の防止を図るとともにキャリア形成を支援しています。</li> </ul>	都	産業労働局
<p>◇若者の早期の職場定着を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京しごと財団が実施する都の就職支援事業により職業紹介を受けた若者世代の者を正規雇用労働者として採用し、計画的な育成計画の策定や結婚・育児支援制度の整備など採用後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して、助成金を支給します。</li> </ul>	都	産業労働局 (再掲)
人間関係の悩みや漠然とした不安・孤独などの若者総合相談・支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。</li> <li>LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。</li> <li>AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)

## 1-(5) ひきこもりに係る支援

都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信	(実施主体)	(所管局)
<p>◇ひきこもりへの正しい理解の促進に向けた普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当事者やその家族を含めた社会全体に対し、正しい理解の促進に向けたインターネット広告や交通広告等を行うほか、ひきこもりに関する講演会を実施します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◇ひきこもり相談窓口、支援団体等の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもりで悩んでいる当事者や家族向けに、都及び区市町村の相談窓口や関係機関、支援団体等を紹介するリーフレットを作成・配布するほか、都内の支援団体等が集まり活動内容の発表やブース展示を行う合同説明相談会を開催します。</li> </ul>	都	福祉局
一人ひとりの状態・状況に応じた相談支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問、来所による相談やピアソポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施します。</li> <li>家族支援として家族セミナー・個別相談会を実施します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◆「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者、家族会・当事者団体、相談・支援に係わる関係機関や区市町村による「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、当事者・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援の実現に向け、支援の在り方等について検討します。</li> </ul>	都	福祉局

◇東京都社会参加等応援事業 ・都が作成した「ひきこもり等のサポートガイドライン」の理念に沿って、都内で相談対応や居場所活動などを行う支援団体等の情報を発信するとともに、当該団体と連携・協働して当事者等をサポートします。	都	福祉局
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。	都	都民安全総合対策本部(再掲)
身近な地域における支援の充実	(実施主体)	(所管局)
◇区市町村への支援 ・区市町村が、国のひきこもり支援推進事業を開始する際の立ち上げ経費を補助するほか、東京都ひきこもりサポートネットに設置した多職種専門チームが、区市町村における複雑・困難な事例に対し適切に助言するなど、ひきこもり支援の充実に取り組む区市町村を支援します。	都	福祉局
◆地域における若者の自立等支援体制の整備 ・地域のニーズに応じて、区市町村において若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の補助を行います。 ・区市町村職員向け情報交換会を実施します。	都	都民安全総合対策本部
◇地域におけるネットワーク構築支援事業 ・区市町村ごとの取組状況や連携の在り方に応じた情報共有及び意見交換、事例検討を実施することにより、各区市町村における連携ネットワークの構築を支援します。	都	福祉局

## 1－（6） 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援

少年非行防止・保護総合対策の推進	(実施主体)	(所管局)
◆補導活動の強化 ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。	都	警視庁
◆犯罪被害の防止 ・いわゆる「JKビジネス」に関連して生じる諸問題に対し、特定異性接客営業等の規制に関する条例等に基づき、営業の更なる事態把握、行政・司法の両面から取締りの徹底及び教育・啓発活動の強化等を推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。	都	警視庁

◆犯罪防止活動 ・重大な犯罪に加担するきっかけになる闇バイトに関わらない、また、暴力団（匿名・流動型犯罪グループ含む）に加わらないための防犯講話を実施するなど普及啓発活動に取り組みます。	都	都民安全総合対策本部（再掲）
◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	都 区市町村	警視庁
◆第二次東京都再犯防止推進計画に基づく施策の推進 ・令和6年3月に策定した「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できるよう、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを推進します。	都	都民安全総合対策本部
◆健全育成コンクール ・都内在学の小学生・中学生・高校生を対象とし、非行防止をテーマとした作品のコンクールを開催することで、少年の「犯罪を許さない心」を育むとともに、優秀作品をポスターなどで周知し、犯罪防止の環境整備を推進します。	都	都民安全総合対策本部
万引き防止対策の推進	(実施主体)	(所管局)
◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人でできることを協議します。	都	都民安全総合対策本部 警視庁
◆万引き防止に関する啓発活動 ・都内全小学校の中から子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」の実施校を選定し、各校や各地域の実態に合わせた内容で開催します。また、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、小学生、中学生に配布します。さらに、習得した知識を生かして、児童に万引き防止標語を作成してもらうことで、効果的な啓発を図ります。	都	都民安全総合対策本部
違法薬物の対策強化・医薬品の適正利用	(実施主体)	(所管局)
◆薬物乱用のない社会づくり ・「東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・危険ドラッグ対策について取組を継続していくとともに、若い世代を中心に大麻の乱用が拡大している実態を踏まえ、青少年に対し大麻の危険性・有害性について啓発を強化していきます。 ・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。 ・市販薬を過剰摂取（オーバードーズ）してしまう若年層の拡大を踏まえ、小学生に対して医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を教えるための教材を作成し、薬物乱用防止教室等での活用を周知していきます。また、小学生が医薬品の適正使用を学べる環境を整備するため学習アプリ開発を行います。	国 都	保健医療局 警視庁

・若年層の様々な悩みや生きづらさを考慮し、元薬物依存症者等の実体験をベースにした啓発動画等を活用し、専門機関へ相談することの重要性を啓発していきます。		
◇児童・生徒の薬物乱用防止に関する覚書の締結 ・警視庁と、公益社団法人東京都薬剤師会・公益社団法人日本薬剤師会及び一般社団法人くすりの適正使用協議会の3団体は、児童・生徒の薬物乱用防止活動を効果的に推進していきます。 具体的には、①「～正しい知識で自分を守る～TOKYO薬物乱用防止教室」の共同実施、②小売店舗等における児童・生徒を薬物乱用から守るためにの取組の推進、③情報の共有と連携の3本柱で対策を講じていきます。	都	警視庁
相談体制の充実	(実施主体)	(所管局)
◇犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援 ・様々な不安や悩みを抱えて、いわゆる「ト一横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう相談窓口「きみまも@歌舞伎町」を、体制を強化し運営します。	都	都民安全総合対策本部
◇非行に関する相談体制 ・少年自身や非行問題で悩む保護者等からの相談に応じるため、都内8か所にある少年センターにおいて来所・電話相談に対応しているほか、電話による相談窓口「ヤング・テレホン・コーナー」を開設しています。	都	警視庁
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを府内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。	都	都民安全総合対策本部(再掲)
◆東京都子供・若者支援協議会の運営 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。	都	都民安全総合対策本部
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動	(実施主体)	(所管局)
◇児童自立支援施設の運営 ・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童のほか、環境上の理由により生活指導等を要する児童に対して入所・通所による指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者についての相談援助を行います。	都	福祉局

◆「就労支援」や「生産体験活動」の実施 ・関係機関と連携した就労支援やボランティアと連携した生産体験活動など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。	都	警視庁
◆協力雇用主制度の普及啓発 ・非行からの立ち直りに関する研修会等において、協力雇用主による講演を実施するほか、法務省作成の協力雇用主制度のリーフレットやアンケート結果を配付し、保護司・民間支援団体・公的機関の職員等が制度や実態を知る機会を作る場を設けています。 ・法務省の依頼により、協力雇用主の登録拡大に向けた広報等への協力を区市町村に呼びかけています。	都	都民安全総合対策本部
◆自治体における就労支援 ・保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。	都	都民安全総合対策本部
◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中の就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。	国（東京労働局）	—
非行少年の立ち直りを支援する社会づくり	(実施主体)	(所管局)
◇警視庁と東京都教育庁との連絡会議 ・東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、「警視庁と東京都教育庁との連絡会議」を開催しています。	都	教育庁
◆再犯防止に関する研修会 ・立ち直り支援の事例等を紹介する研修会を行うことにより、地域の支援者等の連携強化を図ります。これにより、支援に携わるNPO法人等の民間団体や行政職員等の再犯防止に対する理解を醸成し、裾野の拡大と取組の支援を行います。	都	都民安全総合対策本部
◆“社会を明るくする運動”の推進 ・各種行事において東京都推進委員会委員長（東京都知事）から運動の推進を図るために挨拶を述べるほか、シンポジウムでは職員がパネリストとして出席し同運動に対する都民の意識啓発を行います。	国 都 区市町村	都民安全総合対策本部
◆非行少年・再犯防止支援ガイドブック ・再犯防止に関する知識や支援制度、関係機関を一元化し、保護司、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関の職員が犯罪をした者等の立ち直りを支援する際の支援力の向上を図るとともに、再犯防止に関する支援ネットワークの基礎を構築します。	都	都民安全総合対策本部
少年鑑別所	(実施主体)	(所管局)
◆少年鑑別所 ・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における	法務省	—

非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。		
<p>◆鑑別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。</li> <li>・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。</li> </ul>	法務省	—
<p>◇観護処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年鑑別所では、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行います。観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。</li> </ul>	法務省	—
<p>◆法務少年支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、N P O等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。</li> <li>・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。</li> </ul>	法務省	—
少年院	(実施主体)	(所管局)
<p>・少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。</p> <p>◆矯正教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人一人の特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。</li> <li>・少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。</li> <li>・また、円滑な社会復帰を図るために、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。</li> <li>・ゲストスピーカーによる講話や個別指導等を通して、自己の犯罪・非行が与えた被害を直視させ、その重大性や被害者の状況を認識させるとともに、被害者等の心情等を理解させ、自らの責任を自覚し、誠意を持って対応していくための方策について考え方を導く指導を実施しています。</li> </ul>	法務省	—

・「特定少年」に対しては、成年であることの自覚及び責任を喚起させ、社会参加に必要な知識の付与等を目的として「成年社会参画指導」を実施しています。 ・麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者を対象として、薬物の害と依存性を認識させ、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用させないことを目的とした「薬物非行防止指導」を実施しています。		
<b>更生保護</b>	(実施主体)	(所管局)
◆更生保護 ・更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に指導・支援することにより、再犯・再非行を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助ける仕組みであり、保護観察所において、保護司や更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。 ・更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動等があります。	法務省	—
◇更生に向けた指導 ・保護観察所においては加害少年に対し、しょく罪指導等を実施しています。 ・少年院及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施により、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導をはじめとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図っています。	法務省	—
◇就労支援 ・保護観察所では犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主制度の拡充に努めています。特に20歳未満で協力雇用主に雇用された人の職場定着を促進するため、面談等の手厚いサポートをしている協力雇用主に対し、就労奨励金の加算を行っています。 ・東京都就労支援事業所が少年院からの出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として行う、就労及び職場定着に向けた支援事業を推進します。	法務省	—
◇地域援助 ・保護観察所では、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、その御家族や支援者などからの相談を受けて、職員が困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関と連携するなどして必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートしています（りすたば）。	法務省	—

## 1-(7) 子供の貧困

<b>子供の貧困</b>	(実施主体)	(所管局)
◆子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・公的な支援につながっていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。	区市町村	福祉局

◆子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局
◆子供の貧困対策支援事業 ・生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげる目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆子育てサポート情報普及推進事業 ・生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげる目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。	都	福祉局
◆子供サポート事業立上げ支援事業 ・生活困窮世帯の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆フードパントリー設置事業 ・住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聞くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・意向に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局
◆ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 ・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	都	福祉局
◆ひとり親家庭相談体制強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆校内寺子屋 ・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。	都	教育庁 (再掲)
◆私立高等学校等特別奨学金補助事業 ・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。	都 公益財団法人東京都私学財団	生活文化局 (再掲)

◇子供の多様な体験機会の確保事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供や親子と一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇子どもの進路選択支援事業 ・西多摩福祉事務所において、生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により、学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行います。	都	福祉局

## 1－(8) ひとり親家庭に育つ子供への支援

相談体制の整備	(実施主体)	(所管局)
◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・区部にあるひとり親の総合支援拠点に加え、新たに多摩地域に総合支援拠点を設置します。また、ひとり親同士の情報交換の場として、ひとり親グループ相談会を実施します。 ・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・親子交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。	都	福祉局
◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談、子供の生活・学習支援など、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立相談支援機関窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	区市、 町村は都	福祉局
◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	都	生活文化局
◆ひとり親家庭相談体制強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
就業支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援と併せ、子供の希望や適性などを踏まえたキャリアカウンセリングや求人情報の提供、小論文・作文対策など、子供に対しても丁寧な就業支援を実施します。	都	福祉局 (再掲)

◆在宅就業推進事業 ・ITを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、業務の開拓や、受発注・納品等のサポートを行うことにより、円滑に在宅就業に従事できるよう支援します。	都	福祉局
◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	区市、 町村は都	福祉局
◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。 ・都内各区市町村において、キャラバン型のセミナー及び就職相談を実施するとともに、セミナー等受講後、ひとり親の方などきめ細やかな支援を望む女性を想定し、飯田橋及び多摩においてキャリアカウンセリング機能を強化します。 ・経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しします。	都	産業労働局
◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行います。	国（東京労 働局）	—
◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。	都	産業労働局
◇ひとり親向け就業支援の実施 (成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業「ひとり親向け就業支援コース」) ・PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、デジタルスキルや柔軟な働き方が可能な業種のスキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援します。	都	産業労働局
◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。	区市町村	福祉局
◆生活保護受給者等就労自立促進事業 ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハ	区市、 町村は都 国（東京労 働局）	福祉局

ローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。		
◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、 町村は都	福祉局 (再掲)
◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、 町村は都	福祉局
◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、 町村は都	福祉局
子育て支援・生活の場の整備	(実施主体)	(所管局)
◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	区市、 町村は都	福祉局
◇ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） ・就学前の児童の保護者等が都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料等の一部を補助します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	区市、 町村は都	福祉局 (再掲)
◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局 (再掲)
◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。	区市、 町村は都	福祉局 (再掲)

◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当せん倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	都	住宅政策本部
◆公社住宅における入居機会の確保 ・(ひとり親世帯への支援) 住宅問題の解消に向け、東京都住宅供給公社と自治体が連携し、相談会を開催。本来、月収として含まない「児童育成手当」「児童扶養手当」「児童手当」を、月収額に合算して収入審査を実施(児童手当の月収合算は、すべての子育て世帯に適用)。あき家先着順募集の一部住宅において、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「3年間」対象住戸の家賃を20%割引きします。 また、契約始期日から1か月間の家賃を無料にします。	東京都住宅供給公社	住宅政策本部
◇公社住宅における子育て世帯への入居支援 ○優先入居の実施 ・子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進します。 ○近居の支援 ・世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新築募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、一部住宅の空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」及び家賃を一定期間割引する「近居サポート割」を実施します。 ○子育て世帯 住まい相談窓口の設置 ・子育て支援メニューと各自治体と連携した公社住宅の募集情報の紹介などの子育て関連情報を提供します。	東京都住宅供給公社	住宅政策本部
◆住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進 ・子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村協議会の設置を推進します。	都	住宅政策本部
◇子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給 ・金融スキームの活用 ファンドへの出資を通じて、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅を提供します。 ・空き家の有効活用 区市町村と連携し、空き家を地域資源として活用し地域の課題解決に取り組む民間事業者等に対して、ひとり親世帯等を対象としたシェアハウスへの改修に係るメニューを新たに設けるなど、取組を後押しします。 ・開発と合わせた導入 都市開発諸制度等による開発と合わせたアフォーダブル住宅の導入に向けた促進策を検討します。 ・多摩ニュータウンのまちづくり 子育て世代に選ばれ、ライフステージに合わせて、空き住戸の活用など多様な住まいの供給を促進します。	都 民間	産業労働局 都市整備局 住宅政策本部

◆母子生活支援施設等の支援力の向上		
・母子生活支援施設等における支援の核となる基幹的職員を育成するとともに、各職種の職員に対し、専門性向上やスーパーバイズ等実践的な技術の習得等を支援します。	都	福祉局
・母子生活支援施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。また、母子生活支援施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。	都	福祉局
◆施設に入所する子供の自立支援の充実		
・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。	都	福祉局
◆ひとり親家庭向けポータルサイトの創設		
・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	都	福祉局 (再掲)
◇東京みんなでサロン事業		
・都営住宅の集会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、N P O 等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多彩なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各地で展開します。	都	住宅政策本部 (再掲)
◇若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保		
・若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保します。	都	住宅政策本部
◇小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保		
・都営住宅において、小学校就学前の子供が2人以上いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施します。 また、18歳未満の児童が1人または2人いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施します。	都	住宅政策本部
◇広報・普及啓発		
・ひとり親家庭等に向けた支援・制度等の有益な情報をまとめたポータルサイト「シングルママ・シングルパパくらし応援ナビ Tokyo」を運営・周知します。	都	福祉局
経済的支援	(実施主体)	(所管局)
◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付		
・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・区市、 町村は都 ・区市町村 ・都、区市	福祉局
◆ひとり親家庭等医療費助成		
・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局

<p><b>◆身元保証人確保対策事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設や女性自立支援施設等に入所中、または退所した子供等や、里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託中、または委託解除後の子供等に対し、就職や賃貸住宅等の貸借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人（連帯保証人を含みます。）となった場合の損害保険契約を社会福祉法人全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、対象となる方の社会的自立の促進に寄与します。</li> </ul>	東京都及び区市（ただし、児童相談所設置区及び八王子市を除く。）	福祉局
<p><b>◆自立生活スタート支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。</li> </ul>	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局
<p><b>◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。</li> </ul>	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局 (再掲)
<p><b>◇養育費の確保に向けた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養育費立替保証に係る支援、公正証書等による債務名義の作成補助、戸籍抄本等の書類取得補助、その他先駆的な取組（裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る支援等）の実施に係る経費に加え、共同親権の導入及び法廷養育費制度の創設に対応する経費を負担する区市（町村部については都が実施）を支援します。</li> </ul>	区市、 町村は都	福祉局

## 1－(9) 自殺対策

相談・支援の充実による自殺防止	(実施主体)	(所管局)
<p><b>◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。</li> </ul>	都	保健医療局
<p><b>◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。</li> </ul>	都 区市町村	保健医療局
<p><b>◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。</li> </ul>	区市町村	保健医療局
<p><b>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)

・L I N E 相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しA I 音声マイニングを導入する等のD X化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・A I 等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。		
◆S N S自殺相談 ・若年層に対する自殺対策を強化するため、S N Sを活用した自殺相談を実施します。	都	保健医療局
◇地域自殺対策強化事業 ・自殺対策に資する居場所づくりや自死遺族等への支援等、自殺対策に取り組む民間団体等の取組を東京都地域自殺対策強化補助事業等により支援します。	都	保健医療局
◇悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組の実施 ・インターネットの検索連動型広告を用いて、悩みを抱える方を都ホームページ「東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～」に誘導する取組を推進し、自殺予防のための相談窓口や、悩みや居住地に応じた適切な専門相談機関につなげる取組を実施します。	都	保健医療局
◇児童・生徒への相談窓口の周知の強化 ・児童・生徒の自殺は長期休業明け前後に多い傾向があることから、自殺の予防に関する様々な相談窓口の情報を掲載した普及啓発資材を長期休業明け等の時期を捉えて、学校等を通じて配布します。	都	保健医療局
◆子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆「S O S の出し方に関する教育」の推進 (1) D V D教材等を活用した「S O S の出し方に関する教育」 ・「S O S の出し方に関する教育を推進するための指導資料」(平成30年2月 東京都教育委員会)等を活用した「S O S の出し方に関する教育」の授業を、学級活動(ホームルーム活動)、保健体育(保健分野)等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。 (2) 全ての子供たちを対象とした「S O S の出し方に関する教育」 ・子供が悩みを抱えたときに助けを求めることが等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。	都	教育庁 (再掲)
◇大学等における自殺対策推進のための支援 ・大学等の講義やガイダンスで活用可能なメンタルヘルスケア等の知識付与・実践に資する動画コンテンツを作成し、大学等における自殺対策を支援します。	都	保健医療局
自殺未遂者に対する支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、	都	保健医療局

相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。また、この窓口に子供サポートチームを設置するほか、学校や地域の支援機関に対し、子供の自殺に対する理解や対応力向上に関する研修を実施するなど、自殺リスクの高い子供への支援を強化します。

## 1－(10) 居場所のない子供・若者

居場所のない子供・若者への支援	(実施主体)	(所管局)
<b>◇子供・若者自立等支援体制整備補助事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村が、子供・若者のための居場所を新規に又は既存事業を拡充して整備する事業のうち、19歳以上の若者を対象に含む居場所を新たに設置する場合、補助率・補助上限額の引き上げ等を行います。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<b>◇犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な不安や悩みを抱えて、いわゆる「ト一横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう相談窓口「きみまも@歌舞伎町」を、体制を強化し運営します。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
<b>◇若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」の運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイトを運営し、都内の様々な民間支援団体と連携して、住む場所にかかわらず誰もが利用できる居場所の情報を充実させていくとともに、団体からのメッセージや利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っていきます。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<b>◇子供の居場所創設事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<b>◇子供食堂推進事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局 (再掲)
<b>◇子供若者シェルター・相談支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援します。</li> </ul>	都	福祉局

## 1－(11) ヤングケアラー

ヤングケアラーへの支援	(実施主体)	(所管局)
<b>◇ヤングケアラー普及啓発事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発を実施します。</li> </ul>	都	子供政策連携室
<b>◇ヤングケアラー支援マニュアルの改訂</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラー支援についての法制化等を踏まえ、2022年度に作成した関係機関向けの支援マニュアルを改訂します。</li> </ul>	都	福祉局
<b>◇ヤングケアラー支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携促進のため、ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営を行います。</li> </ul>	都	福祉局

◇東京都ヤングケアラー・コーディネーター配置促進事業 ・関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげができるよう、関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置といった区市町村の取組を支援します。	都	福祉局
◇東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業 ・相談のしやすい場の整備として、ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援するヤングケアラー相談支援等補助事業を実施していきます。 ・さらに、18歳以上のヤングケアラーを支援するための人員増配置分に対する上乗せ補助を実施していきます。	都	福祉局 都民安全総合対策本部
◇ヘルパー人材の確保 ・ヘルパー人材の確保に向け、都内共通カリキュラムを策定します。	都	福祉局
◇ヤングケアラー・コーディネーターの配置 ・東京都若者総合相談センター「若ナビα」を18歳以上のヤングケアラー等からの一次的な相談窓口として新たに位置付けることに伴い、ケアラー等を区市町村や関係機関等に繋ぐほか、相談情報の収集・分析や、研修等を通じて相談員の育成を行う専門職を配置します。	都	都民安全総合対策本部
◇子供・若者自立等支援体制整備補助事業 ・区市町村が、子供・若者のための居場所を新規に又は既存事業を拡充して整備する事業や区市町村職員対象の研修等を通じて、引き続き、子供・若者総合相談センターや子供・若者支援地域協議会の区市町村による設置についても支援していく。	都 区市町村	都民安全総合対策本部 (再掲)
◇若者をサポートするポータルサイト「若ぽた+」の運営 ・悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイトを運営し、18歳以上のヤングケアラーへの支援を行っている民間団体と連携し、支援団体の取組や利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っています。	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
◇就労支援 ・家庭と仕事の両立支援ポータルサイトにおいて、働くヤングケアラーに向けた企業の取組事例や両立体験談等を掲載します。	都	産業労働局
◇学校内外における居場所づくり ・都立のチャレンジスクール(2校)に校内居場所カフェを設置します。 ・区市町村への補助やNPO等の活用により、学習支援や食事提供、就労支援等を行う地域における居場所を設置します。	都	教育庁 福祉局
◇スクールソーシャルワーカー等の活用 ・学校において、いじめや不登校、暴力行為、ヤングケアラー等の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーの配置を希望する区市町村への補助を実施します。 ・ユースソーシャルワーカーを継続して派遣する都立学校を拡充します。	都	教育庁

◇アプリを活用した生徒の健康管理 ・学校が生徒の心身の健康状態を日常的・継続的に把握することにより、支援が必要な生徒を早期発見し、必要に応じて面談を行うなど、生徒への支援を実施します。	都	教育庁 (再掲)
◇「SOSの出し方に関する教育」の推進 (1) DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」 ・「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」(平成30年2月 東京都教育委員会)等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動(ホームルーム活動)、保健体育(保健分野)等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。 (2) 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」 ・子供が悩みを抱えたときに助けを求めることが等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。	都	教育庁 (再掲)
◇啓発資料の作成・周知 ・令和4年6月に教職員向けデジタルリーフレット「キーワード『見付けてつなぐ』ヤングケアラーを支援するために」を作成し、ヤングケアラーへの支援における学校の役割や具体的な取組等の周知を図っています。 また、長期休業期間前には、児童・生徒に向けた相談窓口一覧を配布し、子供たちが不安や悩みがある場合、教職員等に相談するとともに、学校外の相談窓口を利用できるよう周知しています。	都	教育庁

## 1－(12) 困難な問題を抱える若年女性への支援

相談等支援	(実施主体)	(所管局)
◇女性相談支援センターにおける相談の実施 ・女性相談支援センターにおいて、状況に応じて相談しやすい方法を選択できるよう、電話や来所等に加えてSNSを活用した相談を実施し、関係機関等と連携して対象者に適切な支援を提供します。	都	福祉局
◇若年被害女性等支援事業 ・民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、様々な困難な問題を抱えた若年女性を早急に把握し、必要な支援につなげるとともに、安全・安心な一時的な居場所での食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み事に対する相談支援を行います。	都	福祉局
◇「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」 ・予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。	都	福祉局
◇妊娠・出産に関する相談 ・妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、悩みを抱える妊産婦を孤立させずに適切な支援につなげます。また「妊娠したかも？」という悩みや疑問にチャットボット形式で対応します。	都	福祉局

◇ 18歳未満の妊産婦への支援	都	福祉局
・18歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。	都	福祉局

## 1－(13) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

### ① 外国人等

就学相談	(実施主体)	(所管局)
◆就学支援 ・就学年齢に達した外国籍の子供や帰国児童・生徒で、日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、日本語学級などにおいて、一人一人の日本語の習熟に応じた日本語指導を行います。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。	都 区市町村	教育庁
児童・生徒相談等（東京都教育相談センター等）	(実施主体)	(所管局)
◆通訳を介した外国人児童・生徒の高校等進路・教育相談の充実 ・英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応します。	都	教育庁
◆土曜来所相談 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。	都	教育庁
◆外国人児童・生徒 ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版）	都 区市町村	教育庁
◇子供・子育てメンター“ギュッとチャット” ・「子育てのつながり創出」の子供・子育てメンター“ギュッとチャット”において、日本語を母語としない子供や保護者がチャットで気軽に相談できるよう多言語対応を実施します。 ・多様な相談相手（心理士、保健師等の専門職、元教員、子供と年齢の近い若者等）に継続的に相談が可能です。	都	子供政策連携室

◇日本語を母語としない子どもへの支援 ・区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと（学校や生活全般の悩み等）に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対して補助を行います。	区市町村	生活文化局
◇多文化キッズサロン設置支援事業 ・日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援します。	区市町村	子供政策連携室
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを府内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。	都	都民安全総合対策本部（再掲）
日本語指導等の充実	(実施主体)	(所管局)
◇「日本語指導推進ガイドライン」の作成及び活用促進 ・都内の外国人生徒等教育の基本的な方針や外国人生徒等に関する諸課題への解決策を示した教員向け指導資料「日本語指導推進ガイドライン」に基づいた日本語指導の事例を収集し、発表会等を通じて教員の資質・能力の向上のため、共有を図ります。	都	教育庁
◇アセスメントの実施支援 ・児童・生徒の実態に応じた支援につなげるため、義務教育段階の児童・生徒を対象に実施する「対話型アセスメント」について、都が人材育成等により、区市町村への導入を支援します。 ・都立高校の生徒を対象に、オンラインテストによって日本語能力を測定するアセスメントを実施します。	都	教育庁
◇春期・土曜日本語講座 ・高校入学時点で日本語の能力が入門・初級レベルの都立高校の新入生を対象に、春期・土曜に4か国語（英語・中国語・ネパール語・日本語）で、日本語を学習する講座を実施し、教科の学習につながる日本語を早期に学習開始し、高校生活を円滑に開始できるよう、中学から高校への接続を支援します。	都	教育庁
◆日本語指導のための教材の充実 ・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」の改訂・充実を図り、ホームページへの掲載を継続するなどし、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実に向け、都立学校や区市町村教育委員会の取組を支援します。	都 区市町村	教育庁

<p><b>◆都立高校における教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒等対象」の入学者選抜の適切な募集枠を検討していきます。</li> <li>・学校設定教科・科目、取り出し授業（習熟度別授業）等学習支援を受けることができるようになります。</li> <li>・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。</li> <li>・日本語指導が必要な外国人生徒等に対し、外部人材等を活用した支援を行います。</li> </ul>	都	教育庁
<p><b>◇日本語指導が必要な生徒に対する入試相談の体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「在京外国人生徒等対象の入試の説明・相談会」を開催します。</li> <li>・都立高校合同説明会において、日本語指導が必要な生徒等のための相談ブースを設置します。</li> </ul>	都	教育庁
<p><b>◇都立高校入試に関する案内冊子等の多言語化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内中学3年生に向けて配布している冊子「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」を5か国語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語）に翻訳し配布するとともに、都教育委員会ホームページにも掲載します。</li> <li>・都立高校入試（推薦入試、一般入試（第一次募集・分割前期募集）、海外帰国生徒対象の入試）において、インターネットを活用した出願のための手引を5か国語に翻訳し配布するとともに、都教育委員会ホームページにも掲載します。</li> </ul>	都	教育庁
<p><b>◇高校生向けた就労支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京労働局と連携し、高校生のための合同企業説明会の開催について周知します。</li> <li>・就職未内定者に対して、各学校が管轄のハローワークと連携した支援を継続するよう周知します。</li> </ul>	都	教育庁
<p><b>◆定住外国人の若者の就職等の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定住外国人の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的として研修などの支援を行います。</li> </ul>	国（東京労働局）	—
<p><b>◇地域日本語教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育を通じて、外国にルーツをもつ人々と地域とのつながりをはぐくむことができるよう、区市町村等の地域日本語教育の体制整備を行います。</li> </ul>	都 区市町村	生活文化局
<p><b>◇ダイバーシティ教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在京外国人生徒等対象の入試実施校のうち、新設する4校を「ダイバーシティ推進校」として指定し、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とともに、日本語指導が必要な生徒が在籍する他校を支援します。</li> <li>・ダイバーシティ推進校では、国籍を問わず多様な生徒がともに学ぶ環境の特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推進します。</li> </ul>	都	教育庁 (再掲)

◇異文化を尊重する態度等を育成するための教育の充実 ・学校において、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図っています。	都	教育庁
---	---	-----

## ② 難病等

相談支援体制	(実施主体)	(所管局)
◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	都	福祉局
◇医療的ケア児等の育ちの支援事業 ・医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆病院内教育 ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員が病院を訪問して教育を行う「病院内訪問」により、病院内教育を行います。	都	教育庁
◆難病相談・支援センターの運営 ・都内3か所に「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」、「東京都難病ピア相談室」を設置し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行っています。「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」では、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。「難病ピア相談室」では、ピア相談員（難病患者や家族）が、ピア相談を行っているほか、患者家族・交流会を実施しています。	都	保健医療局
◆特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） ・難病のある方は、その疾病的特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないとことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 ・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。	国（東京労働局）	—
◇東京都難病・がん患者就業支援奨励金 ・難病やがん患者の治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業を支援するため、奨励金を支給します。	都	産業労働局

◆難病患者就職サポートー	国（東京労働局）	—
・ハローワークの障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポートー」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。		

### ③ 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

相談支援体制	(実施主体)	(所管局)
◆性自認及び性的指向に関する専門相談（電話・SNS） ・性自認及び性的指向に係る様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安の解消を図ります。	都	総務局
◆交流の場・機会の提供 ・自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者が集い、交流できる場・機会を提供します。	都	総務局
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。	都	都民安全総合対策本部（再掲）
啓発・教育	(実施主体)	(所管局)
◇東京都アライマーク「TOKYO ALLY」 ・自身がアライ（性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を持つ方）であることを表明していただくため、アライマーク「TOKYO ALLY」を作成し、「TOKYO ALLY」のグッズを配布しています。	都	総務局
職員理解及び庁内外の取組	(実施主体)	(所管局)
◇東京都パートナーシップ宣誓制度 ・パートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことと証明（受理証明書を交付）する制度です。本制度により、多様な性に関する都民の皆様の理解を推進するとともに、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者の方々が暮らしやすい環境づくりにつなげています。	都	総務局
◇多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくり ・異性の介助が必要な方やトランジジェンダーの方のニーズに応える、男女共用トイレの設置事例等を紹介したハンドブックを公共施設や公園、商業施設、鉄道等の各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者に向けて周知を図り、取組が進むことで、全ての人が安心してトイレを利用できる環境を目指します。	都	福祉局

◇職員向け研修

- ・中央研修において各局等の研修講師を育成する講師養成研修及び新規採用職員を対象とする新任研修を実施し、様々な人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、性自認及び性的指向に関する内容を取り上げ、理解推進を図っています。

都

総務局

## 2 被害防止と保護

### 【1 児童虐待防止対策】

#### ＜現状・課題＞

- 児童虐待の防止に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正などにより、制度的な充実が図られてきました。
- しかしながら、都内児童相談所における児童虐待対応件数は、令和5年度には29,140件、区市町村における児童虐待対応件数は25,061件となっています。
- 虐待は子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。発育・発達などの遅れといった身体症状や、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれるだけでなく、他人とのコミュニケーションがうまく取れず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度に自尊感情が低下し自殺願望を持つことや、アルコールや薬物依存となることもあります。
- 一方、虐待をする親たちの背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和、親自身が虐待を受けて育ってきた影響や経済的な問題など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。
- 年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要です。
- また、区立児童相談所の設置が進められる中、区立児童相談所も含めた東京全体での児童相談体制の強化が求められています。
- 体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。

#### ＜取組・今後の方向性＞

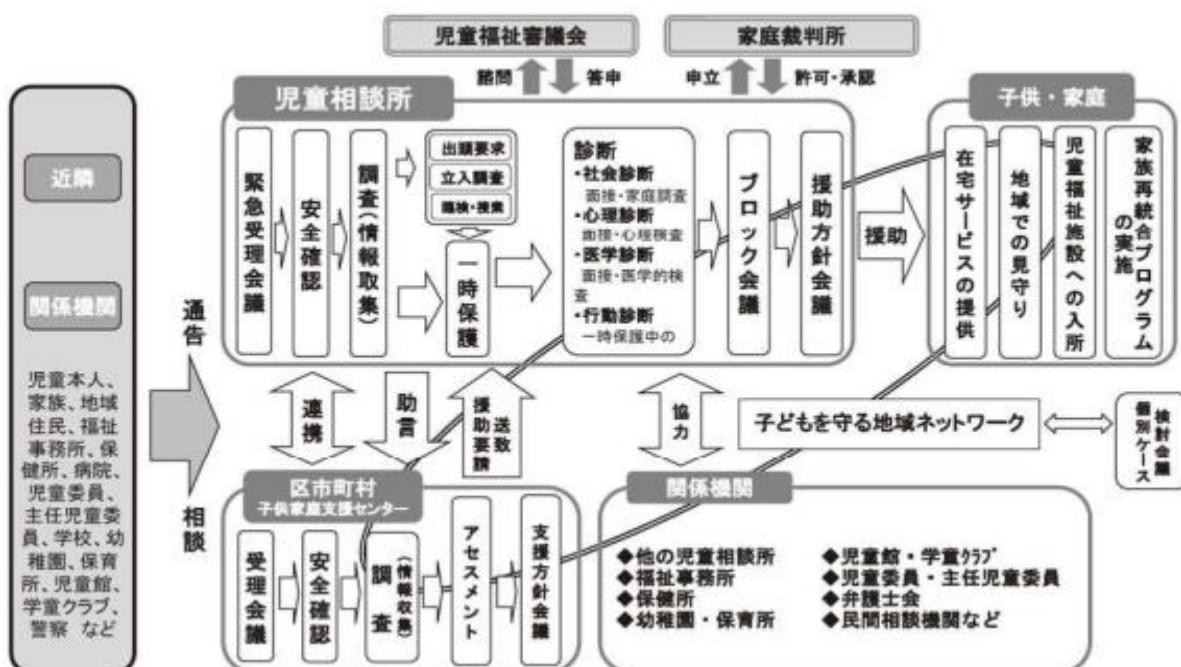
- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進します。
- 都児童相談センターの体制を強化し、相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門性向上、人材育成の共同推進に向けた取組を進め、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担います。
- また、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置なども合わせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないよう、より一層の連携強化を図ります。また、東京ルールの運用状況を検証し、必要な見直しを実施します。

- ケアニーズが高く個別支援が必要な一時保護児童が増えていることから、一時保護所の体制強化を図るとともに、一時保護需要を踏まえ、引き続き区市町村と十分に連携のうえ、児童養護施設や里親、民間一時保護所等への一時保護委託も一層促進していきます。
- 平成31年4月から施行した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。
- 当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護相談事業のさらなる周知を図ります。
- 児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置します。

### ＜主な相談窓口＞

- 子供家庭支援センター
- 児童相談所
- 児童虐待を防止するためのLINE相談「親子のための相談LINE」
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」等

### ＜児童虐待相談に対する児童相談所の対応＞



【資料】東京都福祉局「東京都児童相談所事業概要」

## 【2 社会的養護体制の充実】

### ＜現状・課題＞

- 現在、都内には、社会的養護を必要とする約4,000人の子供が、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親による養育が困難な子供でしたが、近年では、虐待により心身に傷を受けた児童や何らかの障害のある児童など、個別的ケアが必要な子供が増加しています。
- 社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められます。

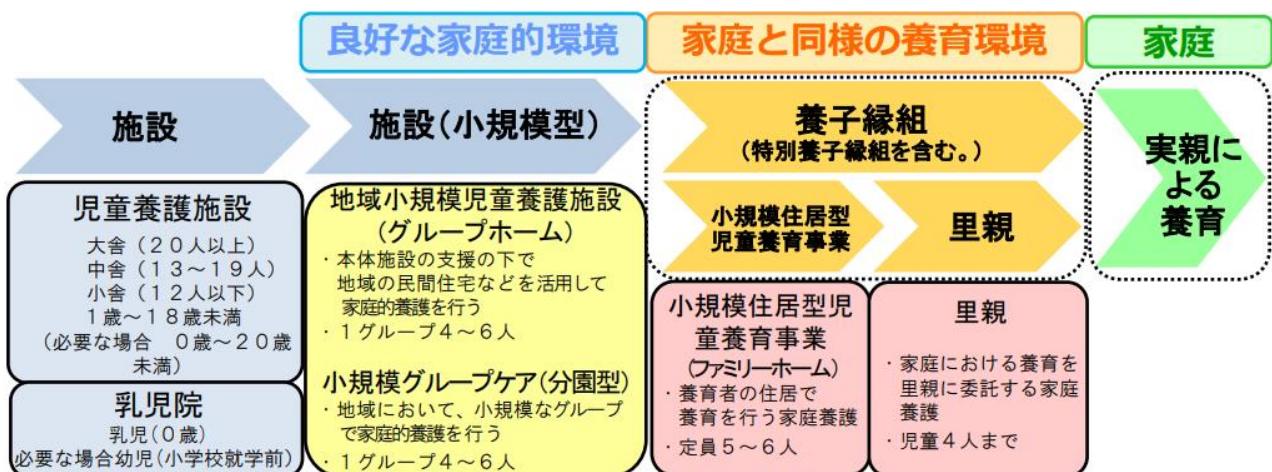
### ＜取組・今後の方向性＞

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等委託を推進します。また、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築し、里親に対する支援の充実を図ります。
- 個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童に対して、施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。
- 自立支援担当職員を介し、大学等への進学を希望する児童に対し、進学に有用な情報の提供や学習にかかる経費を支援するなど、一人ひとりの進学に当たっての課題解決に向けた取組を推進していきます。
- 児童相談所が決定する措置等について、子供が考えを整理し、周りの大人に伝えることを支援するため、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象に意見表明等支援員を導入しており、今後、導入先の拡大を検討します。

### ＜主な相談窓口＞

- 出身の児童養護施設又は自立援助ホーム
- ふらっとホーム（社会的養護経験者等）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

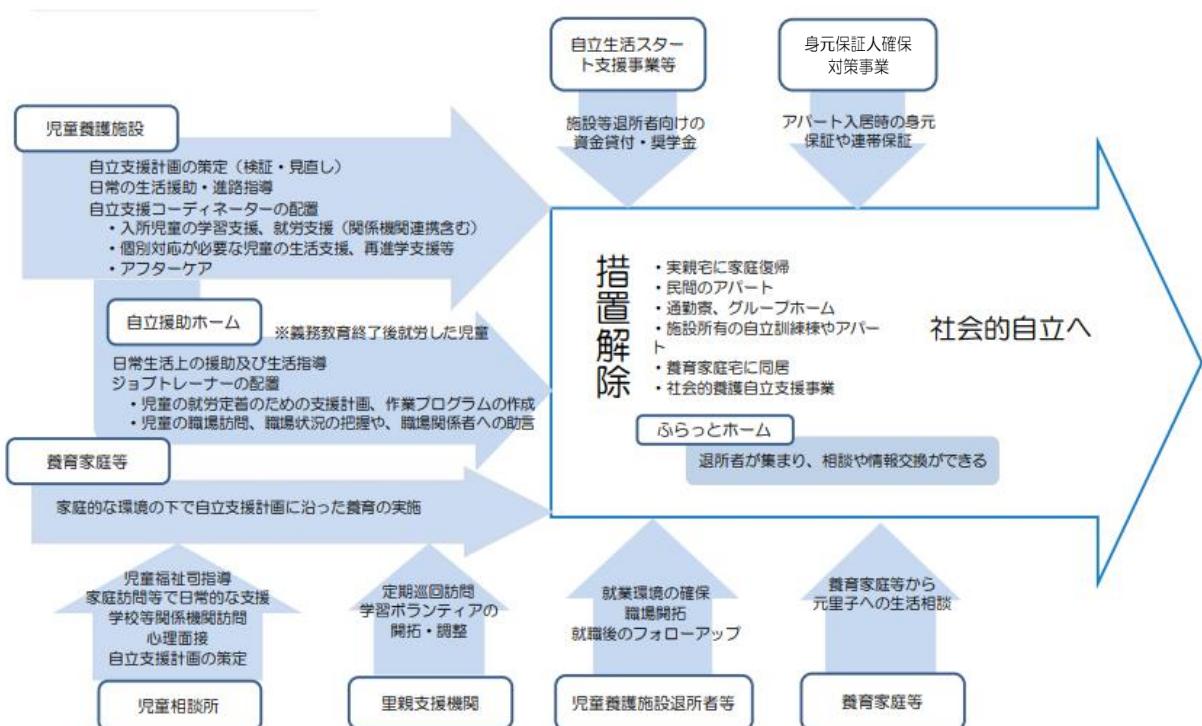
## 《社会的養育に関する体系図》



【資料】「資料集「社会的養育の推進にむけて（令和7年1月）」」（こども家庭庁）

[資料集「社会的養育の推進にむけて（令和7年1月）」](#)

## 《自立支援の体系図》



【資料】東京都福祉局資料

### 【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】

#### (1) 児童ポルノ

##### ＜現状・課題＞

- 児童ポルノは、児童（18歳未満の男女）の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利条約で保護された児童の権利を踏みにじるものです。
- 児童ポルノ事犯の検挙状況は増加傾向にあり、これに伴って被害児童も後を絶ちません。特に、当該事犯は、性に対する判断能力が形成途上であることに付け込まれた児童が被害に遭うなど、憂慮すべき事態となっています。
- 児童ポルノの画像が一旦インターネット上に流出すれば、コピーが繰り返され、その削除は事実上不可能であり、被害に遭った児童の苦しみは将来にわたって続くことになります。
- 子供の未来を守るため、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見・保護及び児童ポルノ被害の未然防止を推進するため、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

##### ＜取組・今後の方向性＞

- 被害防止啓発用リーフレットの作成・配布により、児童ポルノを排除し、児童ポルノの被害を防止するための広報・啓発を推進します。
- 地域、学校、家庭への啓発講座などを通じて、有害情報の例のほか、コミュニケーションサイト、スマートフォンのアプリなどインターネット利用に起因する青少年の犯罪被害の状況などに関する情報提供を行うとともに、名前や電話番号などの書き込み、写真の送付などを安易に行わないことなど、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。
- 被害児童の精神的被害の軽減を図るため、専門職員などによる継続的なカウンセリング、関係機関が連携した継続的な支援を行っていきます。
- 児童ポルノの根絶に向けたスローガンである「見ない」、「持たない」、「作らない」の下、「S T O P ! 児童ポルノ・情報ホットライン」の活用を図り、児童ポルノ事犯の取締りを強化していきます。

##### ＜主な相談窓口＞

- S T O P ! 児童ポルノ・情報ホットライン
- ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」等

#### (2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

##### ＜現状・課題＞

- 犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又は遺族の方々は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心

身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、更に周囲の者等による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等による二次的な被害にも苦しめられることがあります。

- 特に、人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きいものがあります。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

### ＜取組・今後の方向性＞

- 都では、「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、全庁を挙げて犯罪被害者やそのご家族への様々な支援策を実施しています。
- 現行の第4期支援計画では、目指すビジョンとして「関係機関の連携強化による支援の充実」を掲げ、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する総合的な支援体制に向けた整備を推進しています。また、犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として、「被害者等支援専門員（コーディネーター）」を都に配置し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言や同行などを行い、適切な支援につなげています。
- 都と（公社）被害者支援都民センターが協働で運営する「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」では、犯罪被害者やそのご家族のために、電話・面接相談、警察署や裁判所等への付添いのほか、精神科医等によるカウンセリングを行っています。また、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と民間支援団体が協働して「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤルN a N a 及び子供・保護者専用性被害相談ホットライン）」を設け、24時間365日被害者や性被害に遭った子供の保護者等からの相談を受け付けています。民間支援団体の支援員が、被害者等の状況に応じて、医療機関や警察等に付き添います。さらに、若年層に普及しているLINEを活用した「性被害相談窓口」を設け、子供・若者の性犯罪・性暴力被害に対する相談体制を拡充しています。今後も、犯罪被害者やそのご家族への支援を引き続き行なっていきます。
- 警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立った各種施策を推進します。
- 被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年相談専門職員による指導助言や継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施します。
- また、地域において、保護者などと緊密な連携の下に被害を受けた子供を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動を行う「被害少年サポートー」と連携した支援活動を行なっています。

- 児童・生徒が通学する学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、関係機関とのネットワークを活用するなどして、被害を受けた子供の心のケアや立ち直りを支援していきます。

### ＜主な相談窓口＞

- 犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口
- ヤング・テレホン・コーナー
- 少年センター
- 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤルN a N a、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）
- L I N E 相談「性被害相談窓口」
- 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談
- 「インターネットにおける人権侵害」に関する S N S （L I N E）相談
- 犯罪被害者ホットライン
- 性犯罪被害相談電話

### 《連携体制イメージ》



【資料】東京都総務局「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」

## 2 被害防止と保護に係る施策等一覧

### 2-(1) 児童虐待防止対策

◇…新規事項

未然防止対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆とうきょうママパパ応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、こども家庭センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や産後ケアの実施、家事・育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◇都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に児童虐待相談等に対応できるよう、子供家庭支援センターの機能を強化とともに、児童相談所との連携強化に向けた仕組みづくりを推進する区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆養育支援訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆ショートステイ事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ事業の当日の利用申込に対応した利用枠の確保や、ショートステイ事業を受託する協力家庭に対する支援の充実を行い、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆未就園児等全戸訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化します。</li> </ul>	区市町村	福祉局

◆子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
早期発見・早期対応	(実施主体)	(所管局)
◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	区市町村	福祉局
◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	都	福祉局
◇都児童相談センターの体制の強化 ・都児童相談センターの体制を強化し、相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門的向上、人材育成の共同推進に向けた取組を進め、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担います。	都	福祉局
◇都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実 ・都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、1区1児相体制による児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児相と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図ります。	都 区市町村	福祉局
◇児童相談体制強化に係る総合連携事業 ・東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。	都	福祉局
◇一時保護体制強化事業 ・一時保護条例も踏まえ、各施策を実現するための具体的な取組を実施します。	都	福祉局
◇警察との情報共有システム ・児童相談業務における児童相談所と警察との情報連携強化に向け情報共有システムの構築を図ります。	都	福祉局

◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布するとともに都教育委員会のWebページにも掲載し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、支援します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	都	福祉局
◆児童虐待防止の普及啓発 ・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待防止のための普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運の醸成や児童虐待を発見した際の適切な対応の啓発を行うとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。	都 区市町村	福祉局
相談体制	(実施主体)	(所管局)
◆児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 ・親子のかかわりで困っていること等の相談を受ける窓口として、無料通話アプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置することで、子供や保護者がよりアクセスしやすい相談体制の整備を図ります。	都	福祉局
◆子供の権利擁護専門相談事業 ・様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化します。	都	福祉局

## 2-(2) 社会的養護体制の充実

家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していきます。</li> <li>民間フォースターリング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築します。</li> <li>養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を促進します。</li> <li>養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。</li> </ul>	都	福祉局
施設養護の機能強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童福祉施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◆家庭的養育（グループホーム）の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。</li> <li>4か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◆乳児院の家庭養育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都内乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた児童等の支援を充実させ、心身の回復を図る。あわせて、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰等の促進を図ります。</li> <li>また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援等の強化及び地域交流支援等における取組を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図ります。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◆専門機能強化型児童養護施設制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。</li> </ul>	都	福祉局

◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	都	福祉局
◆児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成 ・児童福祉施設に勤務する専門職所職員やリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施し、問題を抱える児童の増加に対応できる体制の確保を図ります。 ・児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの向上と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。 ・児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図ります。 ・児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進める上で、必要な人材の育成を図ります。 ・こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に要する研修受講を支援します。 ・児童養護施設職員など、社会的養護等の分野における新規採用者を対象に奨学金返済を支援します。	都	福祉局
◆子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇子供若者シェルター・相談支援事業 ・家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援します。	都	福祉局 (再掲)
自立支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	都	福祉局
◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	都	福祉局
◆養護児童に対する自立支援機能の強化 ・児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行います（自立支援強化事業）。	都	福祉局

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実を図ります。</li> <li>・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します(ジョブ・トレーニング事業)。</li> <li>・社会的養護経験者等に対し、生活上の問題や求職上の問題について相談支援等を行うことにより自立を支援するとともに、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換を行える相互交流の場を提供します。</li> <li>・義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳未満の者及び満20歳以上の措置解除者等であって、やむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要とされた者を対象に、児童自立生活援助事業所において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う等により社会的自立の促進を目指します。</li> </ul>		
<p>◆自立生活スタート支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。</li> </ul>	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局 (再掲)
子供の権利擁護	(実施主体)	(所管局)
<p>◆被措置児童等虐待の防止・対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3つの電話相談窓口(東京都、児童相談所、児童福祉審議会)」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◇意見表明等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置決定の場面等において、面談等を通じて子供の意見形成を支援し、希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする役割を担う「意見表明等支援員」を導入します。</li> </ul>	都	福祉局

## 2-(3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

### ①児童ポルノ対策

未然防止	(実施主体)	(所管局)
<p>◆被害防止啓発用リーフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年のインターネット・SNS利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態や、それらの防止策に関する啓発用リーフレットを作成し配布しています。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
<p>◆「ファミリールール講座」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年のインターネット・SNS利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態や、それらの</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)

防止策を学べる講座を開催しています。また、大学生を活用したグループワーク等を通じて、家庭でのルール作りや生徒自身による自主ルール作りも実施しています。		
◆SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化 ・SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻な中、安全・安心にインターネット等を利用できる環境の整備に取り組んでいく必要があります。この課題に対処するため、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNSでの出会いの危険性等について普及啓発を実施しています。	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
相談支援	(実施主体)	(所管局)
◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援を行います。 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援を行います。	都	福祉局 警視庁
◆STOP!児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	都	警視庁
◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト、自画撮り被害等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。	都	都民安全総合対策本部

## ②犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

犯罪被害者への情報提供	(実施主体)	(所管局)
◆被害者の手引の作成・配布 ・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	都	警視庁
◆被害者連絡制度 ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	都	警視庁

相談・カウンセリング体制の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「犯罪被害者ホットライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じます。</li> </ul>	都	警視庁
<p>◆「ハートさん#8103」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が潜在化しやすい性犯罪被害者への支援を拡充するため、全国共通短縮ダイヤルを導入し、ダイヤルすると発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながり、24時間・365日（一部を除く。）対応しています。</li> </ul>	都	警視庁
<p>◆犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。</li> </ul>	都	総務局
<p>◆東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤル N a N a 、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（S A R C 東京）が協働して性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤルN a N a 、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）を設け、24時間365日被害者からの相談を電話で受け付けています。</li> <li>・S A R C 東京の支援員が、被害者の状況に応じて、都内協力医療機関や警察などに付き添うほか、面接相談、精神的ケアも実施しています。</li> </ul>	都	総務局
<p>◇L I N E 相談「性被害相談窓口」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層に普及しているL I N E を活用した「性被害相談窓口」を設け、子供・若者の性犯罪・性暴力被害に対する相談体制を拡充しています。</li> </ul>	都	総務局
<p>◇教職員等による児童・生徒性暴力の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員等による児童・生徒への性暴力を防止するため、「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営や教職員向け研修を実施します。</li> <li>また、関係機関と連携し、実効的な対応が行うことができるよう情報共有するほか、専門家の協力を得た調査の実施を行います。</li> </ul>	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

◆「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の書き込みなどが名誉棄損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題について、相談予約電話を受け付けた後、弁護士が面接により相談に応じます。	都	総務局
◇「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関する相談について、専門の相談員がLINEによるチャット形式で相談に応じます。	都	総務局
◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。 ・被害に遭った少年の立ち直りを支援するため、都内8か所にある少年センターにおいて、少年相談専門職員による継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施しています。	都	警視庁
◇被害少年の継続的支援 ・都内8か所にある少年センターでは、少年警察ボランティアである「被害少年サポートー」の協力を得て、被害を受けた少年の支援活動の充実を図っています。	都	警視庁
◇「スクールカウンセラー活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の推進 ・都内公立小・中・高等学校等にスクールカウンセラーを配置しており、児童・生徒へのカウンセリングを行っています。また、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して補助しています。 ・各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、教職員と共に関係機関と連絡を図り、児童・生徒への支援を行っています。	都 区市町村	教育庁
精神的・経済的負担の軽減に関する制度	(実施主体)	(所管局)
◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	都	警視庁

◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	都	警視庁
◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	都	警視庁
◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	都	東京都公安委員会
◆犯罪被害遺児に関する支援施策 ・犯罪により家族を亡くした児童(以下「被害遺児」という。)を社会全体で支える活動の一環として、協力団体等と協働で各種イベントへの被害遺児の招待活動を行っています。	都	総務局 警視庁
◆経済的負担の軽減 ・犯罪被害に遭ったことで生じる経済的負担を軽減するため、医療費・カウンセリング費用や一時的な宿泊費用に係る支援制度に加え、見舞金の支給、転居費用の助成、無料法律相談の実施、被害者参加制度における弁護士費用の助成を行っています。	都	総務局
犯罪被害者支援体制	(実施主体)	(所管局)
◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	都	警視庁
◆「東京都犯罪被害者等支援計画」に基づく被害者支援施策の推進 ・犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、関係機関相互の連携強化を図りながら、犯罪被害者等支援を総合的に推進しています。本計画に基づき、犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として「被害者等支援専門員(コーディネーター)」を都に配置し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、適切な支援につなげています。	都	総務局

人間は、社会や他者との関わりの中で生き、成長していく存在です。しかし、都市化の進展に加え、核家族化や少子化によって地域や家族の子育て力が低下している都市部では、子供の成長・発達にとって必要な地域や他者との関係性が薄れ、様々な経験が不足しがちです。

子供・若者の成長を社会全体で応援していくことは、子供・若者一人ひとりが困難を抱えずにすむ環境づくりにもつながります。

地域、学校、家庭が、それぞれの特性を生かしながら、相互に緊密に連携・協力して重層的に支援し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが必要です。

## 1 家庭の養育力・教育力の向上

子供にとって、家庭は安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の場でもあります。子供・子育て支援の充実を図るとともに、学校と家庭とが子育てや教育について理解を深め合い、ともに協力しあって取組を進めていくことが重要です。

### 【1 子育て支援の充実】

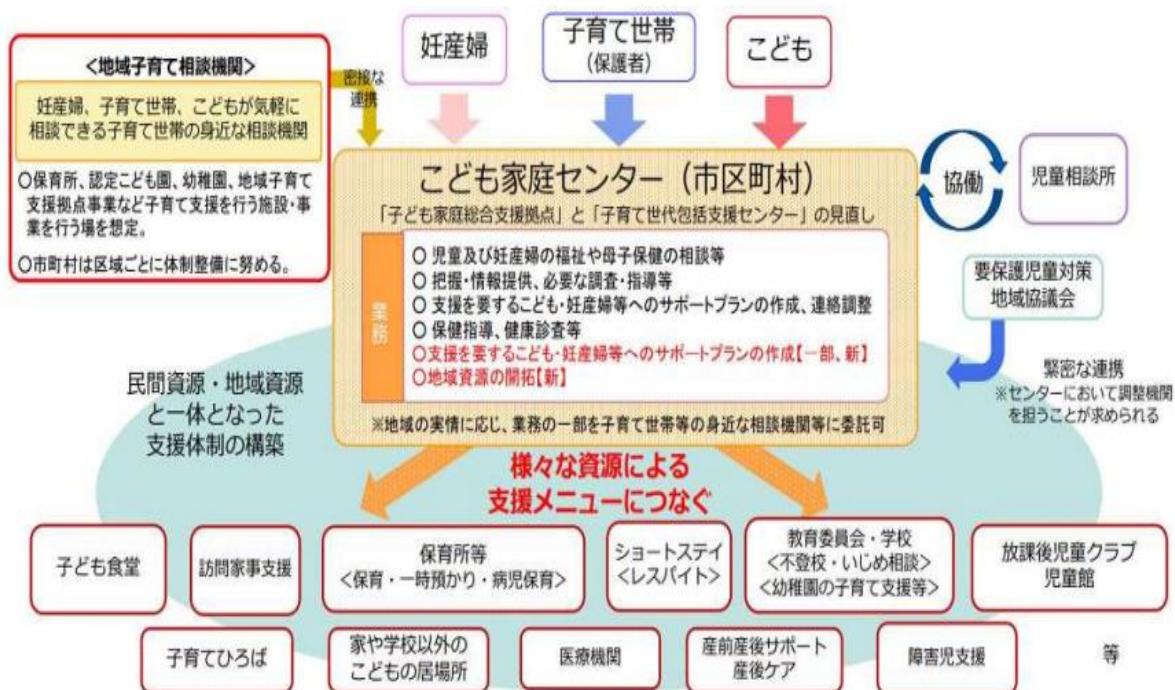
- 子育て家庭の社会的孤立は、親の問題に止まらず、子供の自立や社会性の獲得にも影響を与えます。親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりを持ち、必要な時に身近な地域でサポートを活用できるように支援していきます。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談する相手がなく、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。若い人たちが妊娠・出産に関して正しい知識を持ち、自分自身のライフプランを考えられるよう、様々な普及啓発を行っていきます。
- また、予期しない妊娠に関する相談などに看護師等の専門職が電話やメールで応える妊娠相談ほっとラインを実施し、継続的な支援が必要な場合には区市町村へ直接連絡を行います。あわせて、妊娠相談ほっとラインの相談者のうち、自分では医療機関の受診が難しい人に対しては、産科等医療機関などへの同行支援も行います。
- 親としての不安や悩みを軽減するため、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談窓口等を整備するとともに、親子で気軽に外出し、地域の子育て親子同士が交流できるような環境整備を行います。
- 妊娠期の前から子育て期にわたってきめ細かな支援を切れ目なく行えるよう、東京都の母子保健部門と子育て支援部門等が連携して、専門職による継続的な状況把握やサポートを実施する区市町村を支援します。また、こども家庭センターの設置促進とともに体制強化を図ります。

- 地域の中核病院と医療機関等とが連携しつつ適切な役割分担を行うことで、若い人たちが安心して子供を産んで育てられる医療を提供できるように、周産期医療や小児救急医療の体制を構築します。
- 無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備するため、費用助成を開始するとともに、無痛分娩を行う医療機関に対し研修機会等を提供します。
- 早産や早産児に関する知識・体験談等を伝えるイベントを実施し、早産に対する理解を促進します。
- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めています。
- アプリから必要な情報が先回りで届き、知りそびれや申請忘れをなくすプッシュ型子育てサービスを推進します。
- デジタル庁が開発した基盤を活用し、マイナンバーカード1つで医療費助成や予防接種、母子保健（健診）を申請可能とする母子保健オンラインサービスを推進します。
- 保育園探しから入園までの手続がオンラインで完結する保活ワンストップサービスを推進します。
- 出生届と後続手続のワンストップ・ワンスオナリー化などを区市町村と連携して実践し、好事例を創出します。
- 全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。
- 国が実施するまでの間、保育料等無償化を第一子まで拡大します。
- 保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が認定する事業者の取組を支援し、評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。
- デジタルを活用して会計業務を担える職員の配置を支援し、保育施設長の負担軽減に繋げてマネジメント力を強化します。
- 住宅の価格や家賃が上昇する中、民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給を推進します。
- 家事・育児分担に関し、夫婦の気づき、行動変容につなげることを目的とした子育て夫婦向け広報をWeb上で展開します。
- 育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の機運を醸成するとともに、「育業」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にした多様な働き方を推進します。

## 【2 家庭教育への支援】

- 子供の教育は家庭から始まります。家庭教育を担う保護者がその役割を十分に果たすことができるよう支援していきます。
- 乳幼児期からの家庭教育を支援するためには、地域の状況に応じた活動を行うことが必要となります。保護者を対象とした学習機会の提供や、保護者の相談に気軽に乗り、きめ細かな助言を行う地域人材の養成などの区市町村の取組を支援します。
- 就学前の子供の多くが保育所・幼稚園・認定こども園等に通っている状況を踏まえ、「就学前教育カリキュラム」や「就学前教育プログラム」を提供するなど、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実を図ります。
- いじめや不登校など児童・生徒に課題が見られる場合は、学校に配置したスクールカウンセラーが保護者からの相談に応じたり、「家庭と子供の支援員」が、家庭を訪問したりするなどして支援していきます。また、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして支援を行います。さらに、これらの活動を充実させるための環境整備にも取り組みます。

### 《こども家庭センター》



【資料】「こども家庭センターの設置とサポートプランの作成」(こども家庭庁資料)  
[令和4年改正児童福祉法の概要](#)

# 1 家庭の養育力・教育力の向上に係る施策等一覧

## 1-(1) 子育て支援の充実

◇…新規事項

妊娠・出産・子育てに関する支援の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆保健所・保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期にわたって、総合的な相談支援を行う地域のワンストップ拠点の一つです。</li> <li>・子供と子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他の支援機関に繋げます。</li> </ul>	区市町村	福祉局 (保健医療局)
<p>◆子供家庭支援区市町村包括補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◆性と健康の相談センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する悩みについて、電話等で相談に応じるとともに、チャットボットを活用した妊娠不安相談や妊産婦が抱える不安に対応した助産師によるオンライン相談を行います。また、初回産科受診料の費用助成を行う区市町村の取組に加え、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費を支援する区市町村の取組を支援します。さらに、早産や早産児に関する普及啓発の取組等を実施します。</li> </ul>	区市町村 都	福祉局
<p>◇早産に対する理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早産や早産児に関する知識・体験談等を伝えるイベントを実施し、早産に対する理解を促進します。</li> </ul>	都	福祉局
<p>◆とうきょうママパパ応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、こども家庭センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や産後ケアの実施、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局 (再掲)
<p>◇東京都出産・子育て応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進します。</li> </ul>	都 区市町村	福祉局
<p>◆要支援家庭の早期発見に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。</li> </ul>	区市町村	福祉局

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇5歳児健診区市町村支援事業 ・5歳児健診について、関係者への周知や区市町村におけるフォローアップ体制の構築を支援することにより、健診の推進及び実施後の切れ目ない支援につなげます。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇ファミリー・アテンダント ・子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの予防・解消に向け、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添う、「アウトリーチ型支援」を展開します。	区市町村	子供政策連携室
◇子育て世帯訪問支援事業 ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援をする子育て世帯訪問支援事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇子育て世帯訪問支援員資質向上事業 ・訪問支援員のサービスの質向上を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇子育て世帯訪問支援員人材確保・定着支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・訪問支援員の人材確保を図るため、都のカリキュラムに基づく研修を受講した訪問支援員に対し、報酬の上乗せを行う区市町村の取組を支援します。	区市町村	福祉局
◇親子関係形成支援事業 ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、	区市町村	福祉局

情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。		
<p>◆児童育成支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局 (再掲)
<p>◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。</li> <li>・障害の有無にかかわらず、全ての親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、発達障害を含む障害のある子供や多胎児のいる家庭など、特に配慮が必要な子育て家庭に向けた交流の場の提供や相談支援、講習等の区市町村の取組を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局

◆保育サービスの充実 ・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを提供する区市町村を支援していきます。	区市町村	福祉局
◆子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・公的な支援につながっていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 ・心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポートー等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進します。	都	福祉局
◆情報バリアフリーの充実への支援 ・地域のバリアフリーマップの作成やＩＣＴを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。	都	福祉局
◆子育て応援とうきょうパスポート事業 ・社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。	都	福祉局
◇プレコンセプションケア ・プレコンセプションケアに関する講座を開催し、希望する方が検査を受け、その結果を踏まえ、医師から助言を受けられるよう支援を行っています。 また、啓発動画を作成し、ＳＮＳ等で発信するなど、若い世代が将来の妊娠、出産に関する正しい知識を身につけられるよう引き続き支援していきます。	都	福祉局 (再掲)
◇こども家庭センタ一体制強化事業 ・児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。また、都独自の指標を用いた支援効果モニタリングシステムを構築します。	区市町村	福祉局

◇乳幼児医療費助成 ・乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的として、就学前の乳幼児を養育している方に対し、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇義務教育就学児医療費助成 ・児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的として、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童を養育している方に対し、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇高校生等医療費助成 ・高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的として、高校生等（15歳の4月1日から18歳の3月31日までの間にある者）を養育している方に対し、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇0・1・8サポート ・全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「0・1・8サポート」を実施します。	都	福祉局
◇妊娠婦メンタルヘルス対策事業 ・妊娠婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築します。	都	福祉局
◇東京都無痛分娩費用助成等事業 ・無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備するため、費用助成を開始するとともに、無痛分娩を行う医療機関に対し研修機会等を提供します。	都	福祉局 保健医療局
◇保育所等利用世帯負担軽減事業 ・認可保育所等の保育料（利用者負担分）について、負担軽減を行う区市町村を支援します。 ・国が実施するまでの間、保育料等無償化を第一子まで拡大します。	区市町村	福祉局
◇緊急1歳児等受入事業 ・待機児童が多い1歳児等を、新設の認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、緊急的に受け入れる区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇認証保育所1歳児等受入促進事業 ・認証保育所の空き定員や余裕スペースを活用し、待機児童が多い1歳児等の受け入れを促進します。	区市町村	福祉局

◇キャリアとチャイルドプラン両立支援事業	都	産業労働局
・不妊治療等と仕事の両立を図ることができる職場づくりを推進し、卵子凍結に関する様々な知識が広まり、適切な活用が進むように、不妊治療等や卵子凍結を総合的に情報発信します。  また、都内企業の人事労務担当者等を対象に研修を実施して知識を付与するとともに、①不妊治療・不育症治療に係る職場環境の整備、②卵子凍結に係る職場環境の整備に取り組む企業に対し、奨励金を支給することで、職場環境の整備に係る取組を促進します。	都	産業労働局
◇ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業	都	福祉局
・保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が主体となり、区市町村と連携しながら、急な依頼にも対応可能な体制の確保やベビーシッターの待遇改善等に取り組む、都が認定する事業者の取組を支援し、評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。	都	福祉局
◇ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	区市町村 (再掲)	福祉局 (再掲)
・就学前の児童の保護者等が都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料等の一部を補助します。	区市町村 (再掲)	福祉局 (再掲)
相談体制等	(実施主体)	(所管局)
◆TOKYO子育て情報サービス	都	福祉局
・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	都	福祉局
◆東京都こども医療ガイド	都	保健医療局
・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。	都	保健医療局
◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	都	保健医療局
・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスを毎日24時間実施し、都民の多様なニーズに対応します。	都	保健医療局
◆電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）	都	福祉局
・子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図ります。	都	福祉局
◆4152（よいこに）電話	都	福祉局
・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。	都	福祉局

◇子供・子育てメンター“ギュッとチャット” ・日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防します。	都	子供政策連携室 (再掲)
周産期・小児救急医療体制整備の推進	(実施主体)	(所管局)
◆総合的な周産期医療体制の確保 ・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。	都	保健医療局
◆小児救急医療体制の確保 ・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中心として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。	都 区市町村	保健医療局
子育てにやさしい環境の整備	(実施主体)	(所管局)
◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 ・東京こどもすくすく住宅について、既存ストックの有効活用や良質な賃貸住宅の供給を促進する観点から、一層メリハリある制度に見直しを図るとともに、住宅市場全体の取組を強化するため、制度の対象を戸建住宅にも拡大します。 ・こうした取組のほか、分譲マンションの区分所有者や賃貸マンションの居住者等の子育て世帯を対象に、子供の安全の確保を図る改修費用等の一部を都が直接支援する『『子供を守る』住宅確保促進事業』を実施し、子育て世帯の居住の安全性の向上を推進します。	都	住宅政策本部
◇子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給 ・金融スキームの活用 ファンドへの出資を通じて、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅を提供します。 ・空き家の有効活用 区市町村と連携し、空き家を地域資源として活用し地域の課題解決に取り組む民間事業者等に対して、ひとり親世帯等を対象としたシェアハウスへの改修に係るメニューを新たに設けるなど、取組を後押しします。 ・開発と合わせた導入 都市開発諸制度等による開発と合わせたアフォーダブル住宅の導入に向けた促進策を検討します。 ・多摩ニュータウンのまちづくり 子育て世代に選ばれ、ライフステージに合わせて、空き住戸の活用など多様な住まいの供給を促進します。	都 民間	産業労働局 都市整備局 住宅政策本部 (再掲)

◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」 ・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めます。	都	福祉局
◆子供・子育て応援とうきょう事業 ・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の機関、団体、区市町村と連携・協力し、子供と子育て家庭を応援する機運の情勢を図ります。 (1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 (2) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施	都	福祉局
◆子供が輝く東京・応援事業 ・社会全体で子育てを支えることを目的として、都の出えん等による基金を活用し、N P O 法人等による、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組みを支援するため、新たに実施する事業（定額助成）と、既存事業のレベルアップにつながる事業（成果連動型助成）に対して、助成金を交付します。	都【公益財団法人東京都福祉保健財団】	福祉局
◆ライフ・ワーク・バランスの充実 ・Web サイト「TEAM家事・育児」において、男性の家事・育児を推進するため、子育て中の夫婦、プレパパ・プレママ、経営者・管理職、若者からシニアまであらゆる方々に向け役立つ情報を発信する等、家事・育児に対する社会全体のマインドチェンジを促します。 ・家事・育児分担に関し、夫婦の気づき、行動変容につなげることを目的とした子育て夫婦向け広報を Web 上で展開します。	都	生活文化局
◇育業 ・育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成するとともに、「育業」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にした多様な働き方を推進します。	都	子供政策連携室
◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進 ・生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ライフ・ワーク・バランス等、「働き方の見直し」について社会的気運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ライフ・ワーク・バランス EXPO 東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図ります。	都	産業労働局

・育児と仕事の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。		
◇テレワークトータルサポート事業 ・ I C T 等の専門家により、業務の棚卸やツール選定、規程の整備、運用課題の解決等についての助言を行い、テレワークの導入・定着・促進に向けた取組の支援とテレワーク機器及びツール導入経費、環境整備に係る経費助成を実施します。	都	産業労働局
◆医療的ケア児保育支援事業 ・ 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	区市町村	福祉局
◇地域開発整備事業 ・「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」に基づき、都営住宅の建替えに当たり地元自治体の基本構想等に整合させながら、道路・公園等の公共施設や保育所等の公益的施設を整備しています。	区市町村 社会福祉法人	住宅政策本部
◇鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助） ・ 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。	都	都市整備局
◇鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） ・ J R ・ 私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行います。	都	都市整備局
◇鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業） ・ J R ・ 私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドアの整備に対する補助を行います。	都	都市整備局
◇鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業） ・ J R ・ 私鉄の鉄道駅における車椅子使用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリートイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行います。	都	都市整備局
◇地下高速鉄道建設助成 ・ 地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良（ホームドア、エレベーター等整備含む。）に対する補助を行います。	都	都市整備局

◇だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図ります。	都	都市整備局
◇地下鉄車両へのフリースペース導入 ・新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置します。また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線へ展開し、導入車両を順次拡大します。	都	交通局
◇トイレの改修（グレードアップ） ・老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ベビーチェア・おむつ交換台の増設、パウダーコーナーの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップします。	都	交通局
◇マタニティマークの普及への協力 ・出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの配布を引き続き行います。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努めます。	都	交通局
◇地域幹線道路の整備 ・幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心で安全なまちを実現します。	都	建設局
◇連続立体交差事業 ・歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却します。	都	建設局
◇緑の拠点となる公園の整備 ・都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進します。	都	建設局
◇こことからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり ・都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備します。 ・野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に来園する都民が増加し楽しめる公園を整備します。	都	建設局
◇道路のバリアフリー化 ・多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。また、既設道路橋の「優先的に整備する橋梁」について、バリアフリー化整備を順次進めていきます。	都	建設局

◇歩道の整備・改善	都	建設局
・歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図ります。また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行います。	区市町村	福祉局
◇保育所等の業務負担軽減支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・施設長等の業務負担を軽減し、保育の質の向上を図るため、ICTを活用した会計業務を行える職員の配置に要する経費を支援します。	都	デジタルサービス局
◇こどもDXの推進 ・アプリから必要な情報が先回りで届き、知りそびれや申請忘れをなくすプッシュ型子育てサービスを推進します。 ・デジタル庁が開発した基盤を活用し、マイナンバーカード1つで医療費助成や予防接種、母子保健（健診）を申請可能とする母子保健オンラインサービスを推進します。 ・保育園探しから入園までの手続がオンラインで完結する保活ワンストップサービスを推進します。 ・出生届と後続手続のワンストップ・ワンスオンリー化などを区市町村と連携して実践し、好事例を創出します。	都	デジタルサービス局
◇予防のための子供の死亡検証（CDR） ・子供の死亡事例について、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。	都	福祉局

## 1-(2) 家庭教育への支援

就学前教育の充実	(実施主体)	(所管局)
◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。	都 区市町村	教育庁 (再掲)
◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	都 区市町村	教育庁 (再掲)

<p><b>◆私立幼稚園等への助成</b></p> <p>(1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。</p> <p>(2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。</p> <p>(3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。</p>	都 区市町村	生活文化局
<p><b>◆私立幼稚園等における預かり保育の充実</b></p> <p>(1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</p> <p>(2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設等との連携による卒園時児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行います。</p>	都 区市町村	生活文化局
<p><b>◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</li> </ul>	都 区市町村	生活文化局 (再掲)
<p><b>◆公立幼稚園における預かり保育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p><b>◆私立幼稚園等施設等利用費負担金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>	区市町村	生活文化局 (再掲)

◇<保育サービスの拡充>認定こども園 ・開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援します。	区市町村	生活文化局
◇認定こども園の設置支援 ・開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援します。 ・幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が必要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定します。	区市町村	生活文化局
◇保育教諭の確保 ・保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図ります。	区市町村	生活文化局
地域における家庭教育支援活動の促進	(実施主体)	(所管局)
◆地域の家庭教育支援活動の取組支援 ・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るために、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。	区市町村	教育庁
◆広域的な家庭教育の啓発 ・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。（小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供）	都	教育庁
家庭と学校との連携	(実施主体)	(所管局)
◆「家庭と子供の支援員」の配置 ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置します。 ・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。	区市町村	教育庁
◇「スクールカウンセラー活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の推進 ・都内公立小・中・高等学校等にスクールカウンセラーを配置しており、児童・生徒へのカウンセリングにとどまらず、保護者への助言・援助も行い、学校における教育相談体制の充実を図っています。また、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して補助しています。	都 区市町村	教育庁 (再掲)

・各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、教職員と共に関係機関と連絡を図り、児童・生徒への支援を行っています。		
◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置 ・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。	区市町村	教育庁
◆「スーパーバイザー」の配置 ・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー(弁護士、医師、臨床心理士など)が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします	区市町村	教育庁

## 2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成

都市化が進み、地縁が希薄になる中、子供・若者を健やかに育んでいくためには、地域・学校・家庭がそれぞれの特性を活かしつつ、一体となって取組を進めていくことが重要です。

### 【1 開かれた学校づくり】

- 都立学校では、保護者や地域住民等が学校運営に参加する学校運営連絡協議会を設置し、教育活動をはじめとする学校運営の状況について評価を受け、その結果に基づいて学校運営の改善を図っていきます。また、評価結果や学校情報をホームページなどで公表するとともに、学校行事等を地域の人たちに開放するなど、開かれた学校づくりを推進していきます。
- 地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設置して、地域における教育活動や学校教育に対して企業・大学・N P O等が有する専門的教育力を効果的に導入し、地域や学校での教育活動を活性化させる取組を推進していきます。また、地域の専門人材やボランティア等を活用し、実践的な教育活動の充実も図っていきます。

『教育施策の持続的改善のための指標・評価』



【資料】東京都教育委員会「東京都教育ビジョン（第5次）」

## 【2 放課後等の居場所づくり】

- 就労等で保護者が昼間家庭にいない子供が放課後に安心して過ごせる居場所として、学童クラブ（放課後児童クラブ）を設置しています。また、開所時間の延長や常勤職員を配置するなどサービスの充実に取り組む区市町村を支援しています。
- 都独自の運営基準を定める認証学童クラブ制度を創設し、学童クラブの質・量ともに拡充します。
- 全ての児童の安全安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して放課後子供教室を設置します。学童クラブ（放課後児童クラブ）と一体的に又は連携して実施することで、共働き家庭か否かを問わず、全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができるようになります。
- 各地域において、学習、文化活動やスポーツ活動等、多様なプログラムを実施するため、地域の人材や資源を活用します。
- 子供が気軽に立ち寄ることができるよう、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置します。また、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村の支援も行います。
- 放課後の多様な子供の居場所づくりなど、学童クラブの待機児童解消に取り組む区市町村を支援します。
- 始業前の小学校を活用し、朝の子供の居場所を確保する区市町村を都独自に支援します。

## 【3 地域における多様な活動の展開】

- 図書館は、地域の知の拠点として、子供や高齢者など、多様な利用者の学習活動を支えています。その場を活用し、乳幼児期の子供の情操の涵養にも資する取組として、絵本の読み聞かせなどの活動を支援していきます。
- 児童館は、遊びの提供などを通じて同年齢・異年齢の子供集団が交流する機会を提供しています。音楽スタジオや学習室を備えた児童館は、中・高生の居場所としても活用されており、その施設のさらなる充実を図っていきます。
- こうした地域活動に子供・若者が積極的に関わることで、地域社会の中で活躍する青年像をモデルとして、子供・若者の社会参加や地域貢献の精神が培われていきます。また、世代を超えた交流がそこに生まれ、地域が活性化していきます。そのためには、こうした地域活動にまずは子供・若者自身の意見を反映させることが重要であり、そのための仕組み作りを推進していきます。
- 地域の中で、高齢者や障害者、外国人など様々な人との交流を通じて「他者を思いやる」、「多文化への理解を深める」など、子供・若者のダイバーシティの意識を育む取組を進めます。
- 地域の実情に即した青少年健全育成活動を行っている組織として、都内各地域には青少年健全育成地区委員会があります。地区委員会の取組への一部補助や、モデ

ル事例の指定・紹介、必要な知識をもった専門家の派遣などを通じて、地域活動のさらなる展開を推進していきます。

- 社会の様々な主体と連携し、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を推進しています。

## 2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成に係る施策等一覧

### 2-(1) 開かれた学校づくり

◇…新規事項

学校運営への保護者や地域の参加	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学校運営連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。</li> <li>学校運営連絡協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていくことが期待されています。</li> <li>学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。</li> </ul>	都	教育庁
地域の社会資源等の活用	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「地域学校協働活動推進事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。</li> </ul>	都 区市町村	教育庁
<p>◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・N P O等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◆人材バンク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校が必要とする多様な外部人材の情報を収集・蓄積し、学校のニーズを踏まえたマッチングを行います。</li> </ul>	公益財団法人東京都教育支援機構	教育庁

### 2-(2) 放課後等の居場所づくり

放課後等の居場所づくり	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◆放課後子供教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供します。</li> <li>子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。</li> </ul>	区市町村	教育庁

◇東京都認証学童クラブ事業 ・子供と保護者のニーズに応える多様なサービスを提供する、都独自の新たな運営基準を創設し、運営基準に基づく運営費補助により、学童クラブの質の向上を図ります。	区市町村	福祉局
◇学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業 ・既存施設等を活用した多様な居場所づくりを支援することにより、学童クラブにおける待機児童の解消を図ります。	区市町村	福祉局
◇学童クラブにおける人材確保事業 ・就職相談会を実施するなど学童クラブにおける人材確保を推進します。	区市町村	福祉局
◆子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇朝の子供の居場所づくり ・学校始業前に小学校を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、企業やNPO等の協力を得て、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する区市町村を支援します。	区市町村	教育庁 (再掲)
◆子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆地域における多世代交流拠点の整備 ・地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることができる、空き家等を活用した地域における多世代交流拠点の整備を支援します。	区市町村	福祉局
◇地域における多様な居場所確保事業 ・地域の社会資源を活用し、学校に通うことが難しい児童等の居場所を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修 ・学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施します。 ・放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施します。	都	福祉局

## 2-（3）地域における多様な活動の展開

地域における多様な活動の展開	(実施主体)	(所管局)
<p>◇図書館における乳幼児サービスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立多摩図書館には絵本を並べた「えほんのこべや」があり、来館者が読み聞かせを楽しむことができます。また、乳幼児とその保護者を対象としたおはなし会（登録制）も実施しています。</li> <li>絵本や読み聞かせに関する啓発資料を作成し、読み聞かせの普及、啓発を行うとともにそれらを活用した区市町村立図書館への支援も行っています。</li> </ul>	都	教育庁
<p>◇児童館環境整備補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援します。</li> </ul>	区市町村	福祉局
<p>◇青少年応援プロジェクト@地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「多文化」「多様性」「障害者」「高齢者」「スポーツ」「職業体験」等をテーマに、青少年や青年に関わっている人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティの意識を育むイベントを実施します。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◇中学生の主張東京都大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都内の中学生からの作文（スピーチ原稿）を募集し、発表する機会を設けることで、中学生が、広い視野と柔軟な発想や創造性などと共に、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付ける契機とします。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◇家族ふれあいの日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用するとサービスが受けられる優待制度のある協力店や施設を紹介することで、家族とのふれあいを促進します。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◇地域における青少年健全育成応援事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の規範意識やコミュニケーション力を育むと共に、地域の中でダイバーシティの意識を育むため、区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助します。補助事業では、子供たちの主体的な参画や、継続的な事業運営の視点も重視しています。</li> </ul>	都 区市町村	都民安全総合対策本部
<p>◇あいさつ音楽劇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都内の小学校において、あいさつをテーマにした音楽劇を上演し、児童、保護者、地域の大人に、あいさつの大切さなどについて考えてもらう契機とします。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◇青少年健全育成地区委員会等推進モデルの指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会、家庭、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで育成する取組を「青少年健全育成地区委員会等推進モデル」として広く紹介し、地域における青少年の健全育成のための活動に活用してもらうことを目的として実施します。</li> </ul>	都 区市町村	都民安全総合対策本部

◇地区委員会アドバイザー派遣事業	都	都民安全総合対策本部
・地域の課題の解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な知識をもった専門家を派遣します。	都	子供政策連携室

### 3 子供・若者の育成環境の整備

次代を担う子供・若者の健やかな成長を図っていくためには、犯罪や事故による被害の防止を図るとともに、万が一被害に遭った場合の相談先も確保するなどして、安全安心に暮らせる環境づくりが重要です。

#### 【1 地域における子供の安全対策】

- 近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 子供が保育所や学校等で安全に過ごすことができるよう設置された警視庁とボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を活用したり、地域住民等の防犯行動を促進するための情報発信（警視庁の「メールけいしちょう」や防犯アプリ「デジポリス」など）などを活用したりして、地域、学校・家庭が一体となった子供の安全を見守る活動を推進していきます。また、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなども充実させていきます。
- 地域の防犯対策を促進するため、町会・自治会などが独自に行う防犯カメラの設置やパトロールなど、見守り活動の実施を支援します。
- 区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が放課後活動時間帯における子供の安全その他の地域の安全のために必要と認め、道路・公園へ設置する防犯カメラの整備に要する経費を支援します。また、子供自身が通学路の安全を点検し、犯罪の起きやすい場所を地図に表わす安全マップづくりの活動も支援し、子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。
- 都内各地域で実施される防犯活動等には、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体も参加して、地域の安全対策に貢献しているため、学生ボランティアを都としても積極的に活性化させていきます。
- 小・中・高等学校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加・体験型の交通安全教育（自転車安全利用五則や道路交通法改正に伴う自転車の安全利用を含む。）を実施します。自転車の安全利用にあっては、正しいルールを教示するとともに、自転車は車両であり運転者としての責任が生じる乗り物であることを理解させ、自転車実技を中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルール遵守意識の向上を図ります。
- 子供の死亡事例について、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

## 【2 社会環境の健全化の推進】

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、青少年<sup>※1</sup>の健全な育成環境を整備するため、行政、事業者、保護者の責務を明らかにするとともに、様々な取組を実施します。
- インターネット利用に起因する子供の犯罪被害や加害行為が発生していることを踏まえ、青少年を有害情報から守り健全な育成を図るため、青少年をはじめ保護者等を対象に、ファミリールール講座の開催や、ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営など、安全安心にインターネットを利用できるよう啓発を図っていきます。
- 青少年のインターネット適正利用を推進するため、安全・安心なスマートフォンやスマートフォンのアプリケーション等を推奨する制度を活用しつつ、フィルタリングなどのペアレンタルコントロール等の普及啓発に取り組みます。
- 青少年が性犯罪等の被害に遭わないよう、保護者の同意や正当な理由のない青少年の夜間外出を都としても独自に制限する施策を推進します。また、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェなどの経営者に対して、青少年を深夜に立ち入らせないように指導します。
- 青少年の健全な成長を阻害する恐れがある図書類やがん具類、刃物について、指定を行い、彼らへの販売等を制限します。
- 「自画撮り被害」の防止に向けて平成30年2月に改正した東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、被害防止のための普及啓発や教育、相談等の施策をさらに充実させていきます。

※1：東京都青少年の健全な育成に関する条例における「青少年」：18才未満の者をいいます。

## 【3 若者自立支援の総合的な展開】

- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」では、幅広い分野にまたがる若者の悩みの一次的な受け皿として、若者やその家族等からの相談を受け、適切な支援につなぐことで、若者の社会的自立を後押ししていきます。また、若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供や助言等の支援者支援を実施していきます。
- 東京都子供・若者支援協議会と東京都若者総合相談センター「若ナビα」とが中心となって、若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」なども活用し、各地域・各分野で子供・若者支援を行う関係機関や民間団体相互の情報共有やネットワークづくりを促進していきます。
- 若者の支援の担い手を対象とした研修や講習会、啓発活動や情報提供等、様々な機会を通じ、子供・若者育成支援の機運を醸成するとともに、地域における支援の充実を図っていきます。

《若ナビα相談の流れ》



【資料】東京都都民安全総合対策本部資料

### 3 子供・若者の育成環境の整備に係る施策等一覧

#### 3-（1）地域における子供の安全対策

◇…新規事項

学校の防犯対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「学校 110 番」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校 110 番」を設置しています。</li> </ul>	区市町村 都	教育庁 警視庁
<p>◇地域住民等の防犯行動を促進するための情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警視庁の「メールけいしちょう」や警視庁防犯アプリ「デジポリス」などを活用して、地域住民等の防犯行動を促進するための情報発信を実施しています。</li> </ul>	都	警視庁
<p>◇防犯ポータルサイトの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地理情報システムを活用した各種マップ（犯罪情報の提供や安全マップづくりの支援）、防犯ボランティア団体の概要や活動事例、子供の安全対策、都・区市町村の取り組み等を掲載したポータルサイトを運営します。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◆セーフティ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。</li> </ul>	区市町村 都	警視庁 (再掲)
<p>◆スクールガード、スクールガード・リーダー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。</li> <li>防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。</li> </ul>	区市町村	教育庁
<p>◆スクールサポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。</li> </ul>	区市町村 都	警視庁
<p>◆子供たちの見守り活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。</li> </ul>	区市町村	教育庁 警視庁

通学路の安全対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆通学路等における児童の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。</li> </ul>	都	警視庁
<p>◇通学路安全運転呼びかけ隊活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供の交通事故を防止するために、都内の各警察署長が委嘱した交通ボランティアであり、通学路を通行する車両の運転者に対する安全運転の呼びかけと登下校中の児童の保護誘導活動を実施します。</li> </ul>	都	警視庁
地域の防犯活動	(実施主体)	(所管局)
<p>◆地域における見守り活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、町会・自治会等が行う防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品等の購入経費について区市町村を通じて補助しています。</li> <li>区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動等の経費を補助しています。</li> </ul>	区市町村 都	都民安全総合対策本部
<p>◇地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が、放課後活動時間帯における子供の安全及びその他地域の安全のため必要と認める道路・公園へ設置する防犯カメラの整備に関し、その経費の一部を補助し、地域の安全確保を図っています。</li> </ul>	区市町村 都	都民安全総合対策本部
<p>◆「子ども 110 番の家」活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体や P T A 等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。</li> </ul>	区市町村	警視庁
<p>◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。</li> </ul>	都	警視庁
<p>◆防犯ボランティア団体結成促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都内で活動している市民ランナーや犬の飼い主を対象に、防犯や子供の安全に関する意識を啓発することにより、防犯ボランティア活動を担う人材を発掘し、裾野を広げていきます。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◆ながら見守り連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪や事故の被害に遭いやすい子供等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進めています。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◆在住外国人等の子供の安全・安心等に関する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在住外国人等の子供を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部

き込まれないために安全に関する啓発等の安全・安心に関する取組を実施し、地域の防犯力の底上げにつなげます。		
◇子供を守る事業者連携事業（TOKYOこども見守りの輪プロジェクト） ・親子で訪れることが多い商業施設の運営事業者と連携し、利用客に対する啓発動画の放映や、店舗周辺の見守り活動、従業員等への啓発等を通じ、子供・保護者の防犯意識向上と、地域ぐるみで子供を守るという社会機運の醸成を図っています。	都	都民安全総合対策本部
交通安全教育 ◆交通安全教育の推進 ・小学生等を対象とした歩行者シミュレータ等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。	都	都民安全総合対策本部
◇交通安全教育の推進 ・子供が正しい交通安全知識を身につけるために、幼稚園・小学校・中学校・高校等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。 ・自転車の安全利用を推進するため、子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の自転車交通安全教室を開催します。また、中学生以上に対して、スタントマンによる交通事故再現 Stanton Manによる交通事故再現スタントを中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルールの遵守意識の向上を図ります。	都	警視庁
事故防止 ◇セーフティ・レビュー事業 ・関係各局と連携し、事故事例データの収集・分析、専門家の知見等を活かした事故防止策の提言等を実施します。	都	子供政策連携室
◇事故情報等データベース構築事業 ・産官学民で利活用できる子供の事故情報データベースを構築します。	都	子供政策連携室
◇死亡事故を検証 ・子供の死亡事例について、関係機関と連携の上、子供の死に至る情報の収集、予防可能な要因の検証、効果的な予防策の提言を実施します。（チャイルド・デス・レビュー）	都	福祉局 (再掲)
◇子供の安全を確保するための取組の推進 (1) 子育て世代への情報発信・普及啓発 乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まるイベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行います。	都	生活文化局

また、消費者及び事業者との情報交流等を通じて商品等の安全対策に役立てるため、NPOが運営する「子どものケガを減らすためにみんなをつなぐプラットフォーム」で普及啓発を実施します。

#### (2) 安全な商品の普及を推進

事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図ります。

### 3-(2) 社会環境の健全化の推進

インターネット利用環境の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆インターネットを適切に活用する能力の習得（「ファミリ e ルール講座」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年のインターネット・SNS利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態や、それらの防止策を学べる講座を開催しています。また、大学生を活用したグループワーク等を通じて、家庭でのルール作りや生徒自身による自主ルール作りも実施しています。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
<p>◆ペアレンタルコントロール（フィルタリング）の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全安心にインターネットを利用する手助けをするサービスであるフィルタリングを設定することは保護者の責務（青少年インターネット環境整備法第6条）であり、子供の年齢等に応じた適切なフィルタリングの設定等のペアレンタルコントロールを家庭で話し合うよう啓発を進めています。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◆携帯電話端末等推奨制度（九都県市連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の健全な育成に配慮した端末及びインターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマートフォンアプリ等を推奨する制度を設けています（都条例）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同して推奨することとしています。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部
<p>◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト、自画撮り被害等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)

◇SNSトラブル防止動画コンテスト ・都内在住・在学・在勤の13歳から29歳までの青少年等からSNS利用に起因するトラブル防止を啓発する動画・静止画を募集するコンテストを開催し、受賞作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る気運を醸成しています。	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
◇SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化 ・SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻な中、安全・安心にインターネット等を利用できる環境の整備に取り組んでいく必要があります。この課題に対処するため、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNSでの出会いの危険性等について普及啓発を実施しています。	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
◇被害防止啓発用リーフレットの作成 ・青少年のインターネット・SNS利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態やそれらの防止策に関する啓発用リーフレットを作成し、配布しています。	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
環境浄化活動の推進等	(実施主体)	(所管局)
◆青少年の性被害等の防止 ・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。	都	都民安全総合対策本部
◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守 ・インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマートアプリ等を推奨する制度を設けています（条例第5条の2）。 ・青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（①青少年に拒まれたにもかかわらず求める②威迫する③欺く④困惑させる⑤対償を供与し、又はその供与の約束をする）の禁止（条例第18条の7）し、違反した場合には罰則（条例第26条）が科せられます。 ・児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の8）。 ・青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。 ・保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を経営する者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例	都	警視庁 都民安全総合対策本部

第 16 条) しています。違反した場合は罰則（条例第 26 条）が科せられます。		
◆東京都青少年の健全な育成に関する条例第 8 条の規定による図書類等の指定 ・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を指定（条例第 8 条）し、青少年への販売等を禁止しています（条例第 9 条、第 13 条、第 13 条の 2）。	都	都民安全総合対策本部
◆風俗営業等の規制及び業務の適正化 ・警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18 歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。	都	警視庁
◇児童に対する情報モラル教育の推進 ・事業者と共同で実施する「～みんなで学ぶ～TOKYOネット教室」を活用し、警察及び事業者双方の専門性を活かした質の高い情報モラル教育を推進していきます。 ・ネットルールに関する教育DVDを制作し、各警察署へ配付するとともに、警視庁ホームページに掲載し、低年齢の少年たちが正しいネットルールを学べるよう対策を講じていきます。	区市町村 都	警視庁

### 3- (3) 若者自立支援の総合的な展開

若者自立支援の総合的な展開	(実施主体)	(所管局)
◆東京都若者総合相談センター「若ナビ α」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE 相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築し AI 音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI 等を活用して若ナビ α に集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを府内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。 ・若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供等を通じて、地域における若者支援のネットワークづくりに寄与していきます。	都	都民安全総合対策本部 (再掲)

<p><b>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。</li> <li>・若者が抱える複雑な課題や若者支援の取組を関係機関や民間団体と共有し、意見交換をすることを通じて、相互の情報共有やネットワークづくりを促進していきます。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)
<p><b>◇若者をサポートするポータルサイト「若ぽた+」の運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイトを運営し、専門家によるコラム&amp;メッセージを掲載するほか、都内の支援団体と連携して、サポート・居場所の内容を動画で分かりやすく紹介していきます。</li> <li>・また、支援団体相互の連携強化のためデジタルプラットフォームを導入し、地域支援者向け講習会の動画等を掲載していきます。若者支援の担い手を対象とした情報提供等を行うことで、子供・若者育成支援の気運を醸成していきます。</li> </ul>	都	都民安全総合対策本部 (再掲)

## 第4章 推進体制等の整備

都が、本計画に掲げた理念を実現し、子供・若者一人ひとりが希望を持って生き生きと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など、様々な分野で取り組んでいるそれぞれの施策や事業を連携して推進していくことが欠かせません。特に、社会的自立に困難を抱えている子供・若者とその家族には、相談体制を確保するとともに、社会的自立や地域社会での円滑な生活をきめ細かく支援していくことが必要です。

これまで実施してきた子供・若者支援に関わる様々な分野の施策をより効果的に推進するため、全ての関係部局や関係団体等がこれまで以上に連携・協力し、着実に取り組んでいきます。

また、子供・若者が困難を抱えるに至った背景が複雑・多様化していることから、国、都、区市町村、家庭、地域のNPO団体等や企業など、幅広い関係機関が機能的ネットワークを構築し、相互に連携・協力し、一体となって対応していきます。

### 1 都における計画の推進体制

#### (1) 東京都青少年問題協議会

東京都青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」等に基づいて設置された知事の附属機関です。

青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申します。

##### [過去の審議内容]

第31期 (前期) 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について

(後期) ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について

第32期 (前期) 「東京都子供・若者計画」の改定について

(後期) SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成

第33期 犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援について

#### (2) 東京都青少年健全育成審議会

東京都青少年健全育成審議会は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」第19条に基づいて設置された知事の附属機関です。

知事が青少年に有益な図書類、映画等及びがん具類を推奨し、又は青少年の健全

な成長を阻害するおそれのある図書類、映画等、がん具類及び刃物を指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くこととなっていきます。

### (3) 東京都子供・若者支援協議会

東京都子供・若者支援協議会は、「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項の規定に基づき、設置された協議会です。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的とし、本計画で掲げる理念を実現するため、関係部局等との連携・協力を密にし、総合的かつ着実な施策の推進を図ります。

特に、本計画で取り扱う複雑な課題や若者支援の取組の状況等について、様々な立場の支援機関と共有し意見交換を行うことで、重層的な支援の進捗、支援機関同士の連携を通じた本計画の推進を図ります。

また、本計画の検討に際し、20代から30代の若者で構成する部会を東京都青少年問題協議会に設け、意見を聴いてきました。今後は、東京都子供・若者支援協議会に若者部会を設置し、計画の進捗状況の把握等を行うとともに、計画の中間年を目指し、次期計画において見直しを行うまでの課題整理等を行っていきます。

### (4) こども未来会議

「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みにとらわれない幅広い視点で議論を行うことを目的として、令和2年9月に設置しました。

### (5) 区市町村、民間団体等との連携

住民に最も身近な区市町村との連携を推進するとともに、地域で子供・若者の育成支援に関わるNPOなどの民間団体との連携を推進します。

現在、都が設置する東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、18歳で支援が切れてしまうケースなどを中心に、区市町村や地域で子供・若者の支援を行っている民間団体などから相談を受け、子供・若者の状況に応じた助言など支援機関に対する支援を行っているところですが、今後も「若ナビα」が有する様々な団体とのネットワークを活用し、地域における支援機関相互の連携促進に寄与していきます。

さらに、地域のニーズに応じて、区市町村が子供・若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、子供・若者の育成支援に関わる人材等の養成、資質の向上等に取り組むとともに、先駆的な事業や困難事例等の情報や支援ノウハウを収集し、区市町村と共有するなど、区市町村が主体的に事業を実施できるよう支援していきます。

### (6) 社会全体で取り組むための啓発

困難を抱える子供・若者を社会全体で支援していくことの重要性を普及啓発することにより、子供・若者の育成支援に携わる関係機関相互の連携・協力を強化し、地

域における支援のネットワーク整備を推進します。

## 2 区市町村の役割

### (1) 地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進

区市町村は、子供・子育て支援施策の実施主体であり、小・中学校の設置者でもあることから、子供・若者への支援を切れ目なく実施する上で重要な役割を担っています。

このため、区市町村には、住民に身近な自治体として、その区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築していくことが求められます。

都は、区市町村が、地域の子供・若者の支援ニーズの実態や、活用可能な社会資源等を適切に把握し、多様な分野の関係機関等と連携しながら、必要な施策を円滑に推進していくことができるよう支援していきます。

### (2) 区市町村「子ども・若者計画」「こども計画」の策定

区市町村は、国の「こども大綱」における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に係る事項及び「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該区市町村の区域内における子供・若者育成支援についての計画「区市町村子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）を定めるよう努めるものとされています。なお、区市町村は「区市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する区市町村計画その他法令の規定により区市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして「区市町村こども計画」（こども基本法第10条第2項）を作成することができるとされています。

都は、全ての区市町村で、地域の実情に応じた「区市町村子ども・若者計画」又は「区市町村こども計画」が策定されるよう推進していきます。

### (3) 地域における子供・若者育成支援ネットワーク（子供・若者支援地域協議会）の設置

区市町村は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、単独で、又は共同して、関係機関等により構成される子供・若者支援地域協議会を設置するよう努めるものとされています（法第19条第1項）。

都は、社会的自立に様々な困難や課題を抱える子供・若者が、身近な地域である区市町村において適切な支援が受けられるよう、区市町村における子供・若者支援地域協議会の設置を推進していきます。

## ○ 子供・若者支援地域協議会の仕組み

---

### (1) 協議会を設置する趣旨

子供・若者を取り巻く社会状況は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、コロナ禍を経ての孤独・孤立の問題の顕在化、情報通信技術の普及・発展、国際化の進展など、めまぐるしく変化しています。

また、困難を有する子供・若者については、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等の問題が相互に影響しあうなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。

子供・若者の抱える課題が、個別の支援体制における関係機関だけで対応することが困難な場合には、様々な機関が相互にネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして支援していくことが効果的です。また、今後、変容する社会情勢の中で、予想しがたい新たな困難が生じてきた場合においても、協議会のネットワークを活用して支援していくことが求められます。

法により地方公共団体が設置する協議会には、困難を抱えた子供・若者を含め、子供・若者の自立を支援するセーフティーネットとしての役割が期待されています。

### (2) 協議会の基本的な構成等

#### ① 対象となる子供・若者

協議会における支援の対象となる子供・若者とは、修学及び就業のいずれもしていない子供・若者その他の子供・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（法第15条第1項本文）です。

したがって、ひきこもりや若年無業者だけではなく、不登校など様々な困難を有する子供・若者を幅広く含みます。一方、福祉、雇用といった個別の分野におけるそれぞれの担当機関や他のネットワークによる支援も充実してきていることから、他のネットワーク等だけで十分に対応可能な場合は、適切な支援機関へつなぐことが必要です。協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要なものを対象とします。

ここにおける「子供・若者」の対象年齢は30歳代までを想定しています。

#### ② 設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、都道府県、区市町村のほか、地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれます。

なお、複数の区市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することもできます。

#### ③ 協議会の名称

協議会の名称は、設置要綱等において法に基づく協議会であることを示し、位置付けを明確にしていれば、必ずしも「子供・若者支援地域協議会」という文字を用い

る必要はありません。協議会の名称は、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっています。

#### ④ 構成員

協議会の対象となる困難を有する子供・若者への対応は、例えば、(ア)電話相談、個別家族支援、家族療法、家族会の紹介、緊急対応などの家族相談、(イ)カウンセリング、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、(ウ)集団療法、デイケア、居場所作りなどの集団適応支援、(エ)就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源の活用や、多様なアプローチが考えられます。

このため、協議会の構成員としては、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、NPO法人その他の団体並びに学識経験者等であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子供・若者育成支援に関連する分野に従事するものが想定されます（法第15条第1項本文）。

ただし、法律上想定されている全ての分野の団体・個人を必ず含めなければならぬものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能です。

（子供・若者支援地域協議会を構成する関係機関の具体例）

分野	団体	個人
教育	教育委員会、教育相談センター、学校（大学を含む。）	校長その他の教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター
福祉	福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、子供家庭支援センター、社会福祉施設、児童相談所、発達障害者支援センター、ひきこもり地域支援センター	保育士、家庭相談員、民生委員・児童委員、社会福祉士
保健・医療	精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、病院、診療所、心理相談所	医師、看護師、保健師、心理職、精神保健福祉士
矯正、更生保護等	保護観察所、少年鑑別所、少年センター	保護司
雇用	地域若者サポートステーション事業・合宿型自立支援プログラムを運営しているNPO等の法人・団体、ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ	キャリア・コンサルタント
総合相談等	子供・若者総合センター※、子供・若者の支援に携わるNPO等	少年補導員

※「少年補導センター」、「少年センター」等を含む。

## ⑤ 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としています。まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要があります。

協議会の運営方法は、(ア)構成機関の代表者によって組織される代表者会議、(イ)実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、(ウ)個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられますが、設置主体や地域の状況により規模等が異なるため一律に考える必要はありません。

## ⑥ 調整機関（法第 21 条）

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とします。

## ⑦ 指定支援機関（法第 22 条）

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子供・若者に対し法第 15 条第 1 項各号に規定する支援を担うことをその役割とする民間団体です。指定支援機関は、協議会を設置した地方公共団体の長が、構成機関等のうちから、1つの団体を指定することになります。

指定支援機関は、(ア)支援に関する実践的・専門的な情報の提供、(イ)調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待されます。

## ⑧ 子ども・若者総合相談センター（法第 13 条）

子ども・若者総合相談センターは、地方公共団体が子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として設けられるものです。

新たに相談窓口や関係施設を設ける場合のほか、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持つことも可能であり、この場合、当該機関の名称を「子ども・若者総合相談センター」とする必要はありません。

また、当該センターの相談業務を民間委託することや、複数の区市町村が共同で設置することもできます。

# 3 関係機関との連携の強化、人材の養成

## (1) 既存の協議会、ネットワーク等との連携

社会的自立に向けて困難を有する子供・若者への支援を実施するに当たっては、多様な関係機関が連携していくことが必要になります。子供・若者育成支援のネットワークを新たに構築する場合や拡充する場合には、区市町村の実情に応じて、既に地域において様々な支援を行っている既存の協議会やネットワーク等と連携していくことが重要です。

連携に当たっては、既存の仕組みの中で活用可能なものを子供・若者支援地域協議会として機能させていくことも考えられます。

既存の協議会及びネットワークには、例えば以下のようなものがあります。

名 称 等	概 要
要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法第25条の2)	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所などの関係機関が、必要な情報交換や支援内容の協議などを行うネットワーク
生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等の地域ネットワーク	支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワーク
地域若者サポートステーション事業のネットワーク	ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク
児童生徒の不登校・いじめ等に対応するためのネットワーク	不登校や、いじめ等児童・生徒の問題行動等への対応を目的とした、教育委員会、学校、教育支援センター等の関係機関によるサポートのためのネットワークを更に充実させていく。
ひきこもり地域支援センター事業のネットワーク	ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能等を担う事業であり、適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク
少年非行対策ネットワーク	少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク

また、区市町村における若者支援施策の取組状況が様々であることを踏まえると、都や区市町村、民間団体間において組織や分野の壁を越えて広域的に連携していくための基盤整備も重要です。例えば、関係機関同士で相談できたり、有用な情報を即時に伝達し合えたりするなど、関係機関同士の連携を一層強化する仕組みの構築等が考えられます。

#### <関係機関同士の連携強化に向けた取組>

##### ○ 支援機関連携プラットフォームの構築

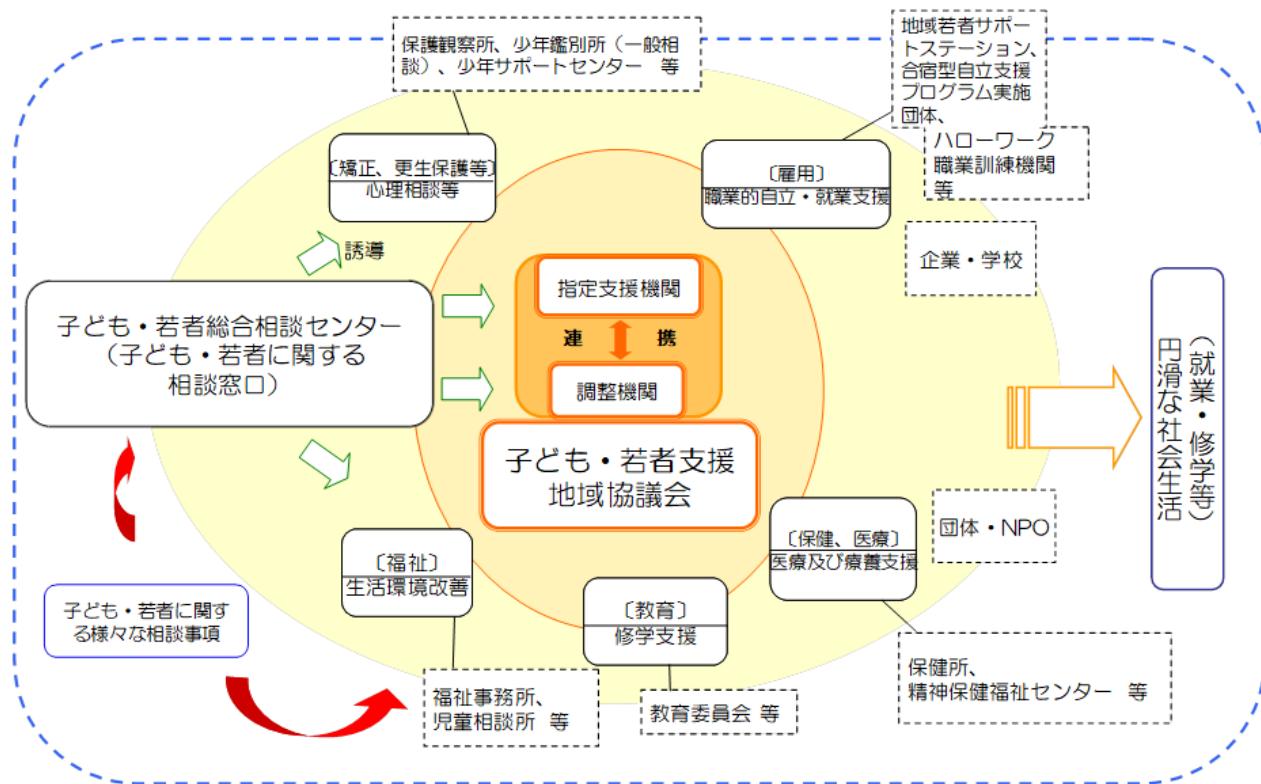
- ・ 「若ぼた+」の関係機関向けページに、支援機関同士で、現場課題についての相談・意見交換や、有用な情報について即時共有・意見交換できるデジタルプラットフォームを新たに構築します。
- ・ 支援機関同士でノウハウの共有や情報交流が進むことで、若者支援の質的向上や量的拡大を図ります。

## (2) 人材の養成

子供・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。都及び区市町村は、子供・若者の育成の課題を具体的に共有し、それぞれの協議

会の円滑な運営を図るため、関係部局や関係機関等と連携しながら、研修等を通じて人材の養成や資質の向上に努めています。

### ≪地域における子供・若者育成支援ネットワーク（イメージ）≫



【資料】「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（こども家庭庁資料）

[運営指針](#)

## 4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組

子供や若者を取り巻く環境は、複雑化・複合化するとともに刻々と変化しています。子供・若者に関する実態や意識の変化を的確に把握し、当事者である子供・若者の意見をつぶさに聴きながら、エビデンスに基づく実効性の高い政策を推進していくことが必要です。

<若者の意見を聴く主な取組>

○ 困難を抱える若者からの意見聴取

- ・ 家庭や職場等に居場所が無い若者やケアラーなど、意見の表明に困難を抱える若者を対象に、社会的自立に向けた若年支援施策の一環として、「困難を抱える若者からの意見聴取」の仕組みを導入
- ・ 困難を抱える若者が集まる場所に出向いたアウトリーチ型手法による意見聴取を実施、各施策へ反映

<実施内容>

- ・ 庁内募集したテーマに応じ、有識者監修を経てヒアリング場所を選定
- ・ 当該場所を運営する支援機関と連携しながら若者にヒアリングを行い、集約結果を所管局に還元、反映結果等については支援機関を通じてフィードバック
- ・ 関係局とも連携し、困難を抱える子供が青年期に移行することで求める支援ニーズの変化等も把握

○ A I を活用した若者相談の分析

A I 等を活用して東京都若者総合相談センター「若ナビ α」に集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げる。

○ 地域とつながる若者フォーラムの開催

若者と地域のつながりを創出するため、若者を対象に、これから町会・自治会活動等に関するフォーラムを開催

<子供の意見を聴く主な取組>

○ 子供の居場所におけるヒアリング

様々な環境下にある子供から、一人ひとりの実情に寄り添って意見を聴くため、子供が日常を過ごす多様な居場所でのヒアリングを実施

○ S N S を活用したアンケート

中高生等延べ 15,000 人に S N S を活用したアンケートを実施

○ 出前授業

都職員が小・中・高校等に出向き、子供政策に関する出前授業を実施

○ こども都庁モニター

年代別に公募した 1,200 人のモニターに、各局の施策に関する Web アンケートを実施

○ 中高生 政策決定参画プロジェクト

中高生が対象となる都の政策について、当事者である中高生自らが議論し、知事に  
対して提案を行い、その提案内容を都の政策に反映

○ こどもワークショップ

都庁全体で子供の意見を聴き、政策に反映させる取組を推進するため、各局の施策  
をテーマに、子供の声やニーズを把握するワークショップを開催

○ 子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」

従来の行政分野の枠組みに捉われることなく、子供に関する実態や意識の変化を  
定点で把握するため、幅広い年代の子供とその保護者 10,500 世帯を対象にアンケー  
ト調査を実施

## ○ 当事者の視点に立った若者の数値目標

日常生活に困難を抱える若者をはじめ、一人ひとりの若者が、円滑に社会生活を営む  
ことができる社会を実現するための目標を新たに設定します。

具体的には、令和 6 年度に実施した若者対象アンケートの結果を踏まえ、困難度が高い  
(生活への困り度が高い) と回答した若者を含めた全体の若者の回答割合を、困難度  
が低い(生活への困り度が低い) と回答した若者の割合に近づけることを目標とします。

項目	目標	現状
「困っていたら周囲の人が助けてくれる」と思う若者 の割合	70%	57.2% (令和 6 年度調査時)
「自分の意見が採用される」と思う若者の割合	60%	50.9% (令和 6 年度調査時)
「自分の行動で社会を変えられる」と思う若者の割合	40%	29.4% (令和 6 年度調査時)

現状：若者を対象とした 3,000 名アンケートのうち、困難度が高い（生活への困り度が  
高い）と回答した若者を含む全体の回答割合

目標：若者を対象とした 3,000 名アンケートのうち、困難度が低い（生活への困り度が  
低い）と回答した若者の回答割合を参考に設定

# 関係資料集

▶ 1 子供・若者の意見を聴く取組	191
▶ 2 東京の子供・若者の現状	201
▶ 3 関係法令等	244
- 1 子ども・若者育成支援推進法	
- 2 こども大綱	
- 3 東京都青少年の健全な育成に関する条例	
- 4 東京都こども基本条例	
▶ 4 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過	300
- 1 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過	
- 2 東京都青少年問題協議会条例	
- 3 東京都青少年問題協議会要綱	
- 4 第34期東京都青少年問題協議会委員名簿	

## 1 子供・若者の意見を聴く取組

### 〈子供の意見を聴く取組の紹介〉

全ての子供が誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていくことができる社会を実現するためには、当事者である子供の意見を聴くことが不可欠です。そのため、現状把握・施策の企画立案・実行などの各段階で、様々な工夫を凝らして子供との対話を重層的に実施し、子供の声を聴く取組を質・量の両面から強化するとともに、子供に関する実態や意識の変化の継続的な把握に取り組んでいます。

#### ■多様な手法を用いた子供への意見聴取

幅広い年代の多くの子供から意見を聴くとともに、子供が思っている率直な意見を引き出し、一人ひとり異なる環境下にある子供の声もしっかり聴き取ることができるよう、多様な手法での意見聴取を実施しています。

#### ○子供の居場所におけるヒアリング

様々な環境下にある子供から、一人ひとりの実情に寄り添って意見を聴くため、子供が日常を過ごす多様な居場所でのヒアリングを実施します。また、児童館、子供食堂、フリースクール、日本語教室、児童養護施設、放課後等デイサービス等、子供が日常を過ごす多様な居場所に足を運びヒアリングを実施するとともに、ヒアリングのノウハウをまとめた事例集を区市町村及び各局と共有していきます。



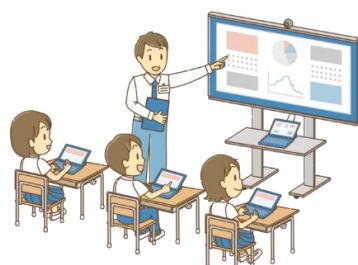
#### ○SNSを活用したアンケート

幅広い子供にリーチし、多くの子供から本音を引き出すため、子供が普段から利用しているSNSを通じたアンケートを実施しています。



#### ○学校での出前授業

都職員が小・中・高校に出向き子供政策に関する出前授業を実施しています。学校という子供にとって日常的な空間で、ストレスを感じさせず、自由な意見を引き出しています。



## ○こども都庁モニター

子供の意見を各局の施策に反映させ、子供目線の取組を全庁的に推進するため、全ての年代の子供を対象とした 1,200 名のモニターから、遊びや学び、居場所、まちづくり、環境など、ハード・ソフトの幅広い分野について、WEBアンケートを実施しています。また、アンケート結果を子供の成長・発達段階に応じて分かりやすくまとめ、周知していきます。



## ○中高生 政策決定参画プロジェクト

中高生が対象となる都の政策について、当事者である中高生自らが議論し、知事に対し提案を行います。提案内容は、都の政策に反映します。



## ■子供に関する定点調査「とうきょうこどもアンケート～みんなと考える「いま」と「みらい」～」

従来の行政分野の枠組みに捉われることなく、子供に関する実態や意識の変化を定点で把握するため、アンケート調査を実施しています。長期にわたって同一年齢の子供とその保護者に同一の質問を行うことで、単年の結果だけでなく経年の変化も把握・分析しています。



## 〈若者の意見を聴く取組の紹介〉

東京都子供・若者計画（第2期）の改定を審議する第34期東京都青少年問題協議会では、20代から30代の若者で構成する若者部会を設置し、困難を抱える若者から意見を聴取していくための仕組みについて意見交換を行いました。また、計画の当事者である若者の一人として、若者支援等に関し、必要な視点や方向性等についても意見交換も行いました。さらに、東京都子供・若者計画（第2期）の改定や、都の新たな戦略に策定に向けて、若い世代の学びや生活などを支援する若者団体の代表等にもヒアリングを実施しました。

### 【若者部会の皆様】（五十音順・敬称略）

荒井佑介 氏（特定非営利活動法人サンカクシヤ）、大橋暉弘 氏（認定特定非営利活動法人育て上げネット）、小奈悠馬 氏（特定非営利活動法人青少年自立援助センター）、土肥潤也 氏（NPO 法人わかものまち・株式会社 C&Y パートナーズ）、西山なつ美 氏（多摩市若者会議）、與那覇千夏 氏（調布市子ども生活部児童青少年課）

### 【若者団体の皆様】（五十音順・敬称略）

石井綾華 氏（特定非営利活動法人 Light Ring.）、宇野晋太郎 氏（一般社団法人ユースキャリア教育機構）、杉本昂熙 氏（NPO 法人おりがみ）、松葉百合香 氏（特定非営利活動法人だーちゃんらぼ）、室橋祐貴 氏（日本若者協議会）

## 若者部会

### ○ 困難を抱える若者から意見を聴取していくための仕組に対する主な意見

- ✓ 聽くテーマによって、出向く場所を変えていくとよいのでは。
- ✓ 課題に応じて、様々な支援団体が運営する場所にヒアリングしてほしい。
- ✓ 移動型で様々な場所に行って意見を聞くという方法もあるかもしれない。
- ✓ 都心や多摩など、場所の設定方法に地域的な観点もあるだろう。
- ✓ 相談窓口でどうやって若者の声を聴くかというのも、一つ観点として入れられるといい。
- ✓ 支援団体がそれぞれ協力・繋がり合えるプラットフォーム（フォーラム型組織）をつくり、そこで協力をお願いするのはどうか。
- ✓ 「意見を集めるために若者を集める」よりも「若者が集まっているところに自分たちが出向く」ことが重要。
- ✓ 若者と信頼関係ができている支援団体と連携しながら進めていく必要がある。
- ✓ 都の職員もヒアリングの場に同席することで、「こういう人たちに声を届ければいいんだ」という意味になる。
- ✓ ネットワーク会議など、何らかの形で意見の聴き方をブラッシュアップしていく考え方も必要。

- ✓ できるだけ仕事感を出さずに来て欲しい。スーツは着ずに私服で。
- ✓ 例えば、その日ごとに聴くテーマを決めて居場所を開放し、当事者から雑談を通じて不満や悩みを伺う。その上で、改善方法や行政に求めるなどを聴くなど、**身近な部分から聴いていく流れが重要**。
- ✓ **行政側の価値観等を出さず、主義主張あまり出さず、本当にただ話を聴ける人**というのが結構大事になる。支援者だと大体そのような資質があるのでないかと思うので、何かしらそういう支援に長けたような人、ある程度きちんと意見を拾えるようなスキルがある人が聴くべき。
- ✓ 何年間か、そのような若者に関わった経験が重要。その上で、スキルを身につけてから現場に行ってもらうような研修があったほうがいい。
- ✓ 課題や困難性、困りごとの種別によって、しっかり網羅していくことが必要。この課題はどこの団体があるのか、リサーチや紹介で網羅していく。そこに対してスーパーバイズがあればよい。
- ✓ スーパーバイズは、就労支援やヤングケアラー、若年女性、生活困窮など、大きいカテゴリーが若者支援分野にあるため、そのカテゴリーで代表する団体にメンバーとして入ってもらえば、担保できる。
- ✓ 全体の方針をスーパーバイズする専門団体は確実に必要。
- ✓ 実際に「自分の意見がどう反映されたのか」というフィードバックをいかに充実させるかが重要。
- ✓ 若者支援施策の数が足りていない。今の施策に穴が多いという点を考えると、**意見を聴き、どこに穴があるのか特定することに意義がある**。
- ✓ 若者が、広告などで都のこうした取組を知る機会が多い方が良い。
- ✓ 進行管理のみコンサルが担い、意見聴取の部分は複数の支援団体が行う。または、これをパッケージにしてもよい。
- ✓ 若者が審査員側にいる、ということもあり得るのでは。
- ✓ 支援団体に対してお金を出し、その代わり声を拾いにくい若者たちから声を聴けるような座組を支援団体がつくることや、例えば、団体の予算の中で、協力した若者にピザを用意するなどの工夫があつてもいい。
- ✓ 実費弁償はあってしかるべきと思うが、民主主義の担い手を育成するという考え方で則ったとき、**変に対価が発生してしまうことに違和感もある**。

## ○ 施策の強化に向けた必要な視点や取り組むべき方向性に対する主な意見

<子育てしやすい東京の実現>

- ✓ **保護者の時間的余裕を生み出す取組が必要。**
- ✓ 障害を持つ子供の親は、学校との打合せの機会が多く、仕事との両立が困難と聞いた。より柔軟な働き方を整え、**保護者をサポートしていく必要**。
- ✓ 「子育て支援」という言葉に、漠然とした違和感。「子育て」というと、親側に視点が寄り過ぎていないか。本当に

子供の権利を保障する施策になっているか改めて点検する必要。

<若者の声を聴き、あらゆる若者の成長を社会全体で応援>

- ✓ 「成長支援」以前に「命を守る」も必要な取組。孤独・孤立は深刻な課題であり、特に困難を抱える若者の声を拾うことに関し、しっかり取り組む姿勢を示して欲しい。
- ✓ 若者がいかに「頼れる大人」に出会えるかが重要。つながることができる大人がライフステージで分断されてしまう点や、本人からの相談があった時にしかつながることができない点が課題。
- ✓ 若者が集まりやすい様々なバリエーションの居場所的な空間を整備して、そこでキャッチした若者を、時間かけて個別に対応することが効果的。
- ✓ 「子供の権利」という前提があるかないかで、政策の方向性は大きく変わってくる。ソウル市の「ソウル子供権利章典」も参考にしては。
- ✓ 政策のPDCAを回していく中で、**子供・若者の意見を聴いていくことが必要**。

<世界に羽ばたく若者の育成>

- ✓ 本人の置かれた状況に関わらず、**様々な体験活動に参加できること**が重要。
- ✓ 様々なチャレンジをしている「意識高い系」の若者がいる一方で、地道に学校に通っているだけ、という人も多い。一人ひとりがわくわくする成功体験を少しずつ積み重ねていくだけで、成長を遂げることも。

<若者たちがポジティブに働くことができる社会の実現>

- ✓ 引きこもり等で経歷にブランクが生じたときに、どうしたら就職できるかなどを明らかにしてあげることが重要。
- ✓ オンラインでの働き方が定着する中で、これまで居場所の一つであった職場が、居場所でなくなるケースも生じているので。

<誰もが自分らしく生きるインクルーシブシティ東京の実現>

- ✓ 地域の中などで**自分の役割を見出すこと**が必要。地域の畠づくりの活動などで、体力のある若者が周囲から重宝されるなど、本人が思いもよらないところで、有用感を抱くケースもある。
- ✓ 相談所や支援機関が現在多様化しており、どこに相談すればいいか分からないという問題が存在する。**様々な悩みや課題に対応できる窓口を設けること**が重要。
- ✓ たとえ負の経験であったとしても、その苦しんだ経験が、他の人にとって貴重な情報源となることも。そうした貴重性に気付く機会を作っていくことが重要。
- ✓ **体験機会**が多ければ多いほど、**自己肯定感**が上がるのでは。

<2050年代の東京>

- ✓ テクノロジーが変化する中で、リアルなつながりが更に見直されるのでは。現在の家族や世帯というコミュニティも限界を迎え、別の形が生まれるのではないか。
- ✓ 仕事と家庭、という二項対立ではなく、「ポジティブに働く」の先の世界が見えていてほしい。義務的な労働はテ

クノロジーに任せ、制約なく好きなことで暮らしていくとよい。

- ✓ 各地域に信頼できる場があり、その場がハブとなっているとよい。
- ✓ 「勝ち組」「負け組」のような所得層で分断される社会ではなく、置かれた状況に関わらず、様々な人と関わる社会であってほしい。
- ✓ テクノロジーの変化で、学校に求められることが勉強ではなく、様々な活動や、はたまたビジネス体験となるなど、**学校の在り方も変わるので**は。
- ✓ 子供・若者が当たり前に審議会の委員となっているなど、意思決定に関われる社会となってほしい。

<その他>

- ✓ これまで動きのなかった「若者支援」がついに動き出していると実感している。重点政策方針などで、**都としてのメッセージや姿勢が明確**になるとよい。

✓

## 若者団体

特定非営利活動法人 Light Ring.

<悩みを受け止める友人等支え手の子供たちへの支援>

- ✓ ゲートキーパーは自殺念慮者に限らずひとり親家庭、いじめなどに悩む身近な友達もサポート。支え手としての子供たちはヤングケアラーに近しい状況にあり、ヤングケアラーと同様にサポートする必要。
- ✓ 相談された側は、相手の悩みを自分ごとに捉えてしまい、相手の悩みと支える上の悩みを二重に抱えている。**支え手としての知識や技術**がなく、夜中に悩みを聞いて、次の朝学校に行けないといったケースも。
- ✓ 気付いてどうしていいかわからない、自分だけで抱え込んで辛くなっているというのが、子供の支え手に多い特徴。専門家に相談できる機会をつくるなど、支え手の負荷を受け止められる場所があるといい。
- ✓ 問題を抱えている当事者の家族は心の余裕がないケースが多いため、家族への支援のみならず、その周囲の人々がクラスメイトやネット上の友人など誰であっても受け止められるような支援も必要ではないか。
- ✓ シンガポールのように学年に一人ずつコミュニケーションリーダーがいて、そのリーダーが集まって相談の乗り方や専門家の継ぎ方を検討するような、「コミュニケーションの生徒会」を形成できるといい。

<団体運営に関して>

- ✓ 自治体職員や民間企業の社員、NPO 職員同士の**人材出向の促進**ができるのか。この出向によって他分野との横の繋がりができる。そういう仕組みがあると NPO の活性化にもなる。

<関係機関同士の連携強化に向けた取組>

- ✓ 2、3年の期間で人を採用しようとしても、来年助成金が取れるか分からない。**複数年の助成制度**があると有難い。
- ✓ **自分たちの SNS**だけだと広がりがない。広報に協力いただけると有難い。

<未来の東京について>

- ✓ 孤独・孤立が増え、自殺も過去最大という中、安心できる関係がない子供たちが多い。コミュニティのような安心できる関係性が保証される未来であって欲しい。
- ✓ 家庭を持ちたいと思った時、自分が離れた時に法人が保てるかとの怖さがある。起業した時に会社を続けられる支援があると、女性がもっと気軽に起業しやすくなる。起業家も一人にさせない取組があるといい。

一般社団法人 ユースキャリア教育機構

<団体に来る若者の印象について>

- ✓ 自分がこういうことしたいと思える・言える子の人数は年々減っていると実感。今の子は画一的で、マイルド化が進んでおり、社会に合わせていく中で、やりたいこと見失っていくという傾向は強い印象。

<現在の教育について>

- ✓ 親に注いでもらった教育分を回収できる会社に就職しなければ、という気持ちの子もいる。親の期待に応える「間違えない選択」を考えキャリアを描いている。
- ✓ 体験活動を通じて、社会に貢献する視点が大事ということを学んでもらったが、今の教育フォーマットではそうした学びを評価できず、評価する評価者もいない状況。
- ✓ 学生のやりたいことではなく、SDGs など、人類のゴールに重きを置かれてしまって、個人のゴールをあまり考えられない子はどうしても増えている印象。

<若者と接する中で思った意見>

- ✓ ちょっと先輩ぐらいから学んでいくことが大事。近い年齢層の先輩方が、イメージがつきやすい。
- ✓ 行政には徹底的に尖ったものを作る組織体・予算組みという横軸があるといいのでは。
- ✓ 今できないことを取っ払った場所や、尖ったものを伸ばすためのルール改正ができるのかと思っている。尖った人材が意図的に生まれるような特区・許される制度づくりをお願いできたら嬉しい。

<未来の東京について>

- ✓ 夢を持てる国にしておきたい。人口統計で見ると 2050 年は、東京も人口が減り始めているタイミングで、東京都が子供を育てる最後の砦みたいになっているのでは。何かしら夢が持てる形にできないかと願っている。
- ✓ 今は若者に東京は夢があるぞという話をしている。今後、2050 年に夢が持てるまちをどうやって作るのかと危惧。

NPO 法人 おりがみ

<ボランティアの活性化>

- ✓ ボランティアが活性化するポイントは、楽しみながら活躍できるかだと思う。
- ✓ ボランティア人口を増やすには、ポジティブな活動情報が若者たちに広がっていくといいのではないか。

- ✓ 文化系やスポーツ系、イベント系など、色々な幅広いボランティアがジャンルとして平行に扱われていくといい。
- ✓ ボランティアは自分を殺して人に尽くすものから変わってきている。ボランティア自体がいいものだよねというムーブメントをつくることが大事。
- ✓ 会社に入ると精神的忙しさにやられる人もいたが、ボランティアは仕事を忘れる、サードプレイス的な役割も果たしている。

<団体運営に関して>

- ✓ NPO も飛び抜けたところは寄付も集まっているが、最初のスマートスタートの部分で苦心している。
- ✓ NPO への助成金や補助金について、事業費助成だけだと活動を延命されているだけの感覚がある。
- ✓ 学生ボランティア団体が苦労するのが信頼性獲得。東京都からの後援名義だったり、都のホームページで紹介してもらったりすれば、頑張っている学生団体は非常に喜ぶと思う。
- ✓ 行政への申請が難しく、後援名義の取得など学生からすると申し込みや手続きの段階で諦めてしまう。

<未来の東京について>

- ✓ 2050 年には、日常に面白い体験とか、自分の知らない発見がいっぱい溢れている社会になってもらいたい。
- ✓ ボランティアに色々な体験機会が溢れている状況になれば、環境系に興味があると思っていたけど、実はスポーツ系に興味があったと気付ける。気付きの機会が日常生活の中に溢れている社会になってほしい。

特定非営利活動法人 だーちゃんらぼ

<居場所について>

- ✓ 「こういう活動をします」という「Do」を打ち出しているだけで、「こういう方向け」といった支援のカテゴリーを明確にしていない。このようなカテゴライズされない居場所ももっと増やしていくべき。
- ✓ 助けを求めた時に、誰かが助けてくれた経験がないと、人を信頼するという素地がなくなってしまう。どのタイミングでも助けを求めたら、ぴったり合うような支援があるといい。

<子供・若者について>

- ✓ 子供たちは YouTube 等でなんでも知っている、なんとなくこういうものみたいな概念はあるが、実態を求めているし、リアルに感じたいという欲求がある。
- ✓ 人生の目標を立て、実際に何をしていくかを自分では組み立てられないと思うので、それを相談できたり、話ができる相手がいたりすることも大事。
- ✓ 今の若者は、もっと自分が役に立てた実感を得たい、と思っているのではないか。

<団体運営に関して>

- ✓ 大学生のボランティアで何とか回っており、NPO の補助金の対象経費が広がると有難い。
- ✓ 区外の支援団体とは連携が取れておらず、リソースを全く知らない。区外の利用者もいるため、せめて都内は知

っておきたい。

- ✓ 他の支援団体との連携により、支援者側も「一人で見ているわけではない」と安心できる。連携という観点からの支援があつたらいい。

<未来の東京について>

- ✓ 明るい未来と言ったときに、やはり安心して人と関わり、様々な価値観に触れて、挑戦できて、失敗もできて、人って悪くないのだなと思えるような環境が必要。

一般社団法人 日本若者協議会

<権利の主体である子供・若者>

- ✓ 「権利の主体」といった時に、**子供・若者が決定に関与していくことが極めて重要。**
- ✓ **自己決定権**というキーワードに入れるだけでも、受け手の印象は違ってくると思う。
- ✓ 「こども基本法」ができた意味合いは大きく、**皆が使えるユニバーサルな施策を整えていく観点が必要。**

<意見聴取について>

- ✓ 自分たちの世代でどのような課題があるかを議論して提言を出すといった機会が必要。個々の若者がその場の感覚だけで答えると、ソリューションが抽出できない。
- ✓ 意見聴取は個人単位だと意見がバラバラとなるため、**若者を束ねる団体の声も聞くべき。**
- ✓ 日常的に過ごすコミュニティで**自分たちの声が聴かれた経験がないと、大きなことを聽かれても意見を言えない。**

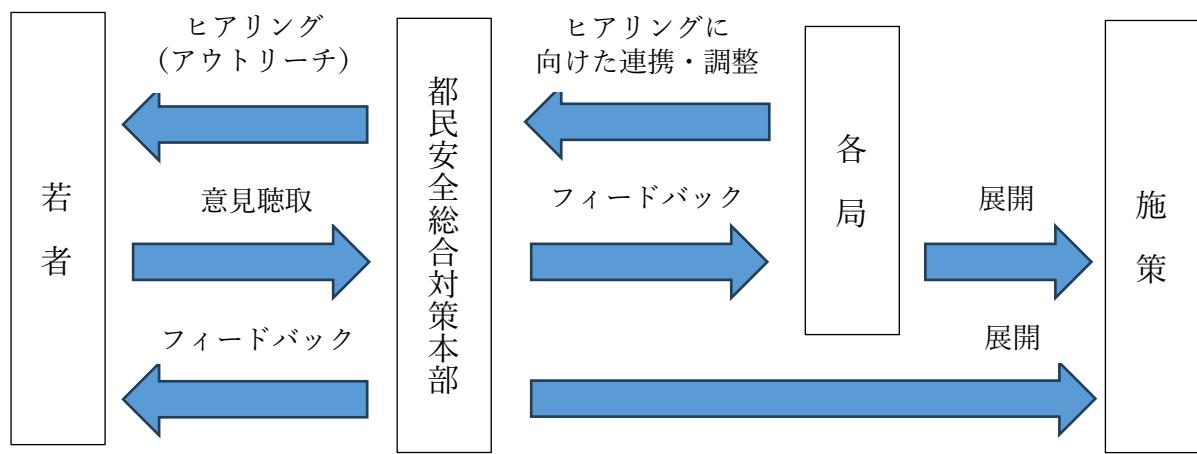
<海外における子供・若者の自己決定権>

- ✓ スウェーデンやデンマークの幼稚園では、今日はどんな遊びをするかなども子供たちで決めている。小学校では子供も入った給食協議会が設置。中学校だと学校の設備も皆で話し合って決めている。
- ✓ 中学・高校になると、若者議会、ユースカウンシルが設置、**自分たちの代表を自分たちで選んでいる。**世代代表として意識が芽生え、学校で声を聞き、困難を抱える人たちにヒアリングに行ったりしている。
- ✓ ヨーロッパでは**自己決定権を子供の権利の中で最も重視。**決めたことが仮に大人から見て最善でなくても子供たちが自分で決定しているから責任を持って進める。失敗しても学べるし、軌道修正も自分でできる。
- ✓ 日本の場合、大人が手前でどんどん砂利を除いてしまい、主導してしまう。そのため逆に失敗もできなくなってしまう、**自分の中で価値観を形成しにくいし、何がいいのか、何が悪いのか、トレーニングとして積めない。**

<未来の東京について>

- ✓ 自分が声を上げて社会を変えられるといった数値や、自国の将来は明るいといった数値が極めて重要。やはり将来が明るくないと、どうしても生活に保守的になって、リスクヘッジをしてしまいチャレンジしづらくなる。
- ✓ どのような境遇であれ子供がきちんと支援を受けられ、あらゆる子供の選択肢を保障することが必要。

(困難を有する若者から意見聴取する仕組み)



## **2 東京の子供・若者の現状**

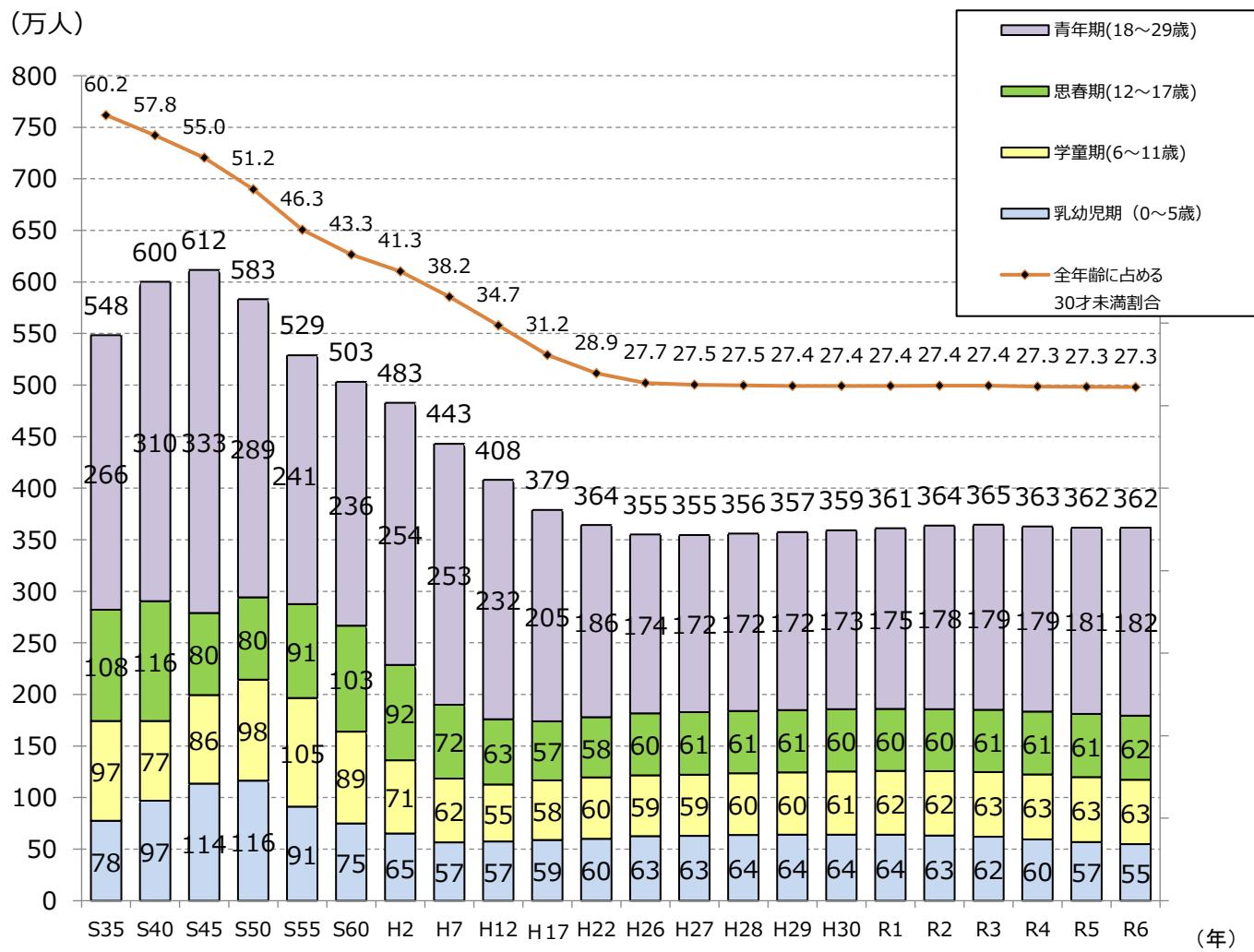
---

- 1 30歳未満人口の推移等
- 2 学校数・在学者数
- 3 中学校卒業者の進路状況
- 4 高等学校卒業者（全日制及び定時制）の進路状況
- 5 学齢期の子供たちの状況
- 6 H.I.V感染者・AIDS患者の報告数の推移
- 7 体験と自己肯定感の関係
- 8 労働力人口と労働力人口比率
- 9 インターンシップの実施状況
- 10 完全失業率
- 11 いじめの認知件数
- 12 小学校、中学校における不登校の状況
- 13 高等学校における長期欠席・中途退学者数等の状況
- 14 障害のある児童・生徒数の将来推計
- 15 障害者の雇用状況等
- 16 若年無業者数
- 17 非正規雇用比率
- 18 ひきこもりの状況
- 19 刑法犯少年の検挙・補導人員
- 20 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者の推移
- 21 刑法犯成人、少年別人口比の推移
- 22 薬物事犯検挙人員
- 23 ひとり親世帯の状況
- 24 自殺者数の推移
- 25 10代の出産・人工中絶件数
- 26 児童虐待対応
- 27 社会的養護の下で育つ児童数の推移
- 28 児童養護施設等退所者の雇用状況
- 29 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害少年数の推移
- 30 子供のいる世帯の家族類型
- 31 子供と一緒に過ごす時間
- 32 父母の帰宅時間
- 33 子供の交通事故
- 34 インターネットに接続する機器の利用状況
- 35 生成AIの利用・活用状況
- 36 一日のインターネット利用時間（ゲーム）
- 37 一日のインターネット利用時間（SNS）
- 38 インターネット利用によるトラブルの有無
- 39 インターネット利用によるトラブルの内容
- 40 年齢階級別孤独感

# 1 30歳未満人口の推移等

- 令和6年1月1日現在、東京都に住む30歳未満の人口は約362万人になります。  
全年齢に占める30歳未満人口の割合は横ばいにて推移しています。

図表1 30歳未満人口の推移等

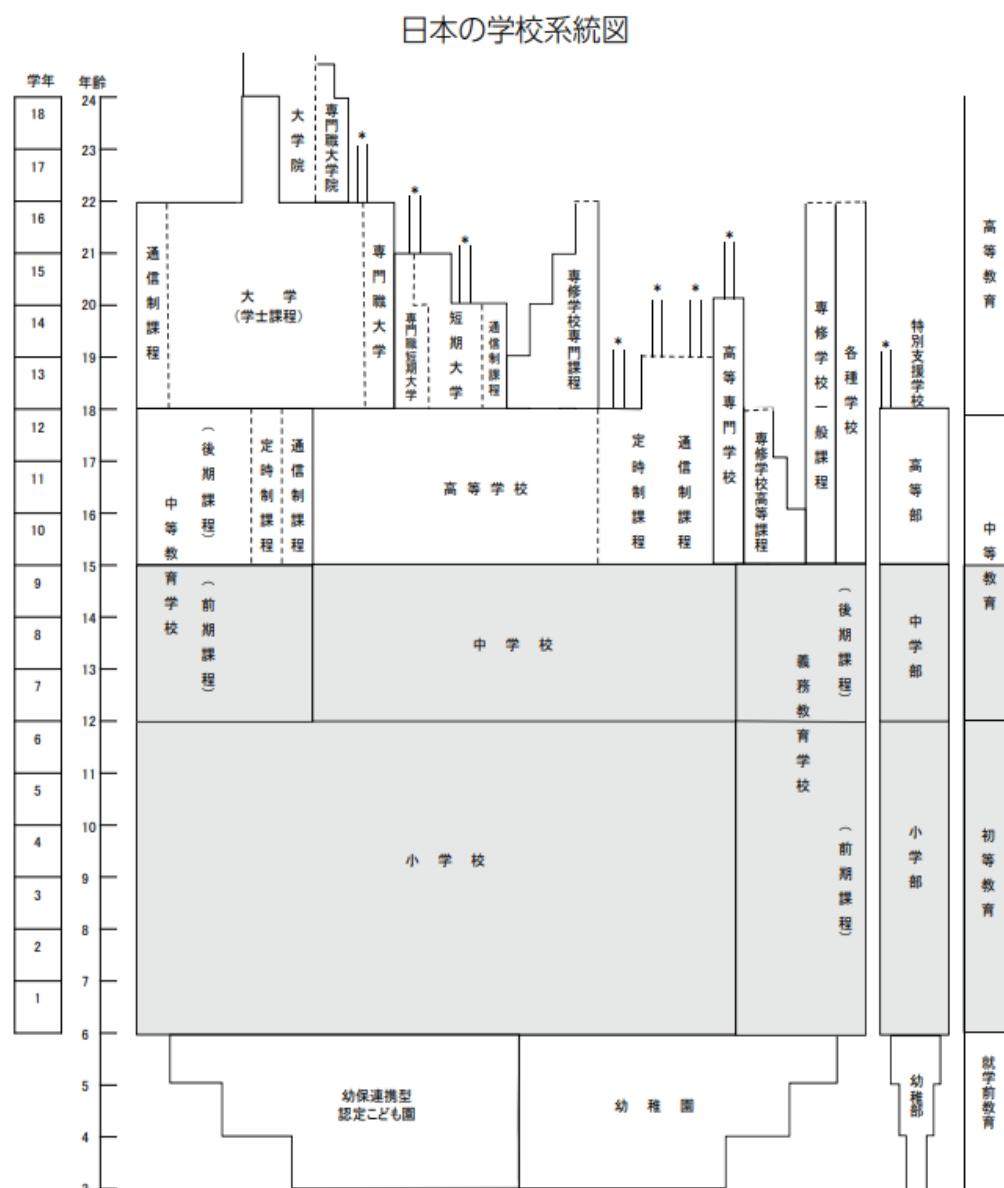


【資料】東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)」より作成

## 2 学校数・在学者数

○ 令和6年度の在学者数は、幼稚園が10万人、幼保連携型認定こども園が9千人、小学校が62万1千人、中学校が31万4千人、義務教育学校が9千人、高等学校(全日制・定時制)が30万2千人、高等学校(通信制)が1万2千人、中等教育学校が7千人、特別支援学校が1万5千人、専修学校が12万8千人、各種学校が2万5千人、高等教育課程(大学、短期大学、高等専門学校)が79万5千人となっています。(百人単位四捨五入) ※「令和6年度 学校基本統計(学校基本調査報告)」より

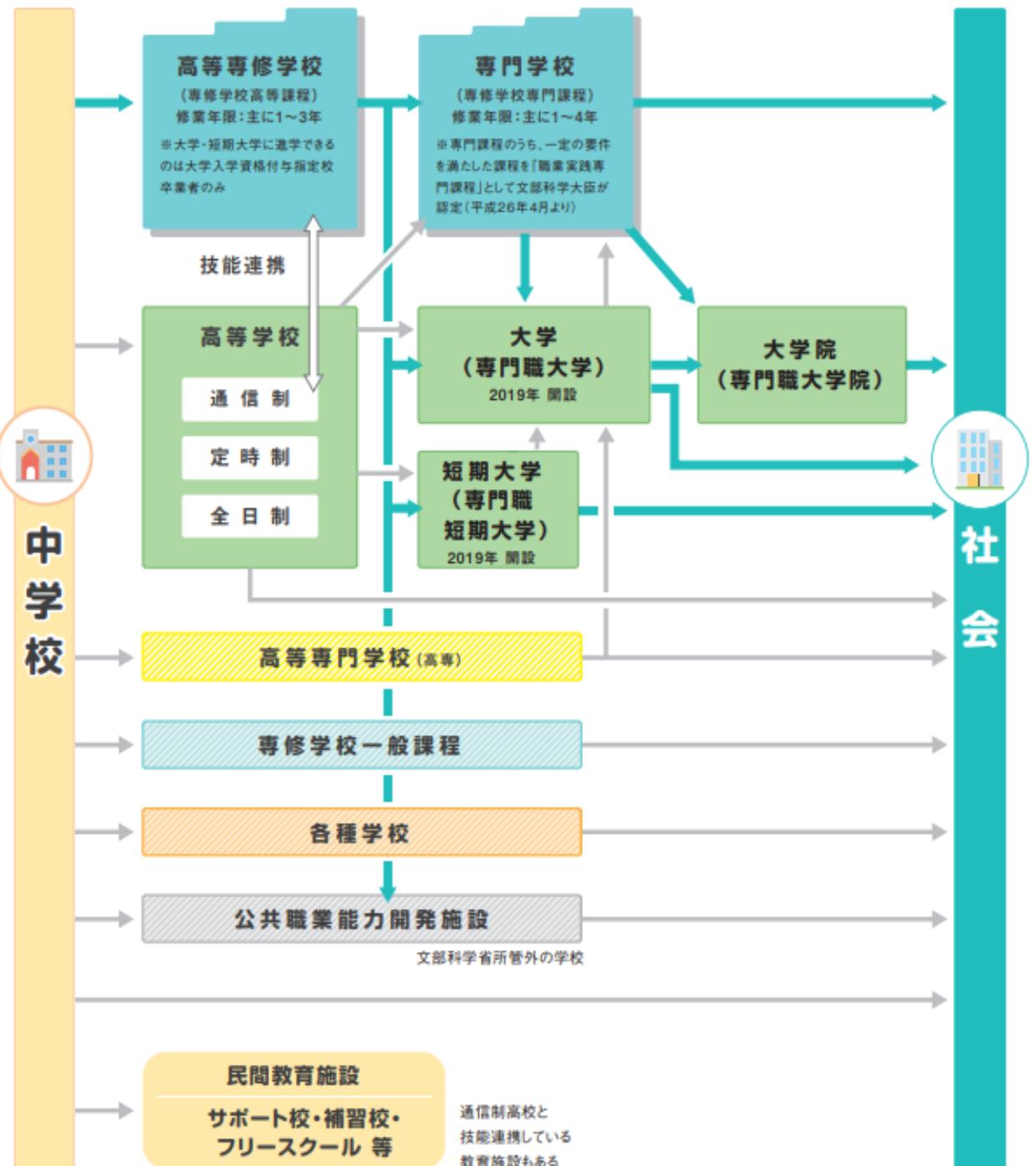
図表2 学校系統図



- (注) (1) ■部分は義務教育を示す。  
 (2) \*印は専攻科を示す。  
 (3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。  
 (4) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。  
 (5) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。

図表3 中学生の多様な進路

## 1 中学生の進路チャート

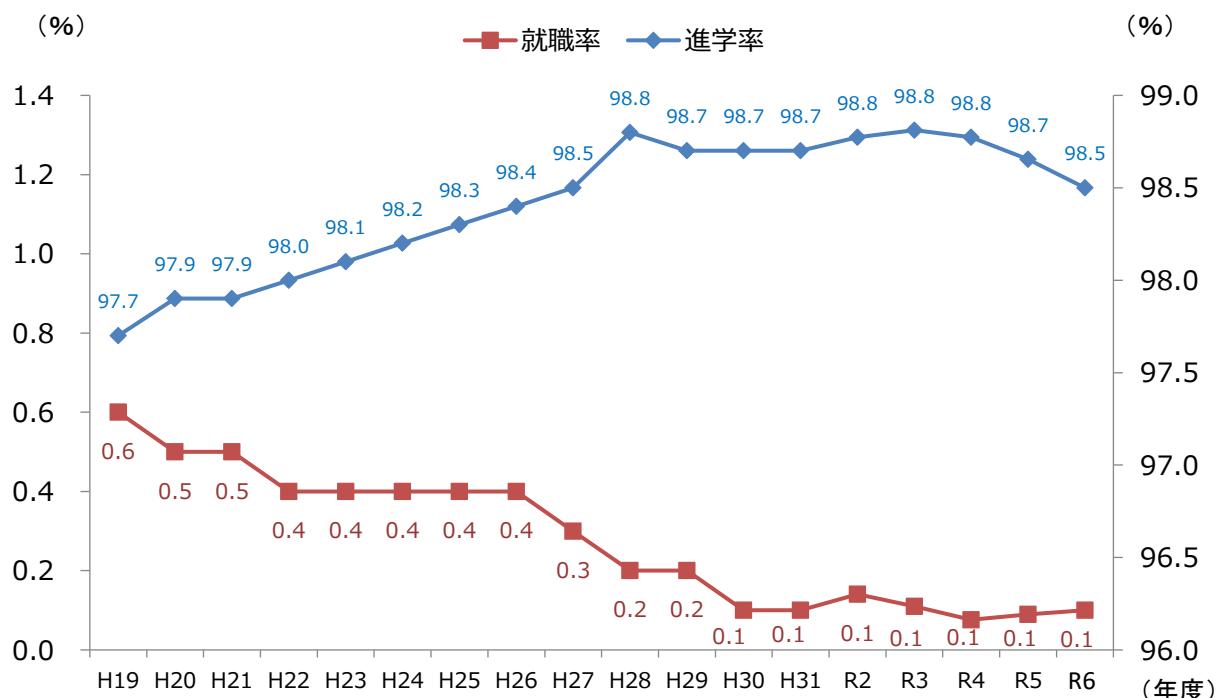


【資料】文部科学省「未来をひらく高等専修学校」

### 3 中学校卒業者の進路状況

- 高等学校等進学者(進学者のうち就職している者を含む。)は103,081人で高等学校等進学率は98.5%となり、前年度から0.2ポイント減少しました。  
就職者は94人で、卒業者に対する割合は0.1%となり、前年度とほぼ横ばいで推移しました。

図表4 高等学校等進学率・就職率の推移



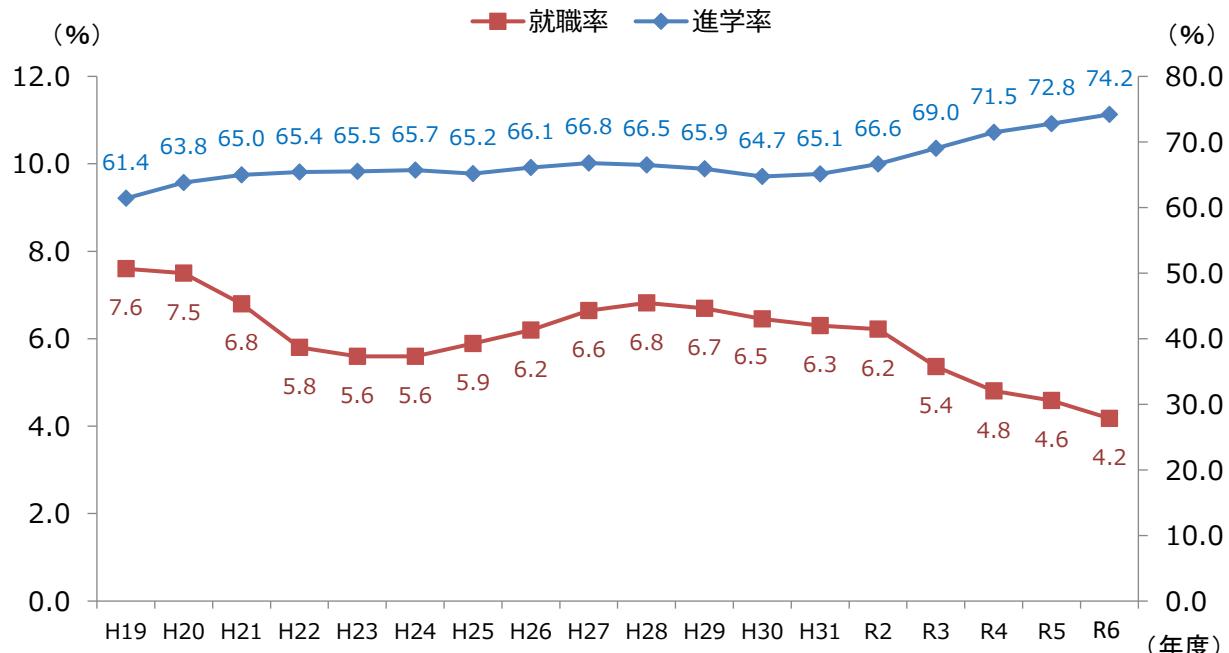
※「進学者」には「進学者のうち就職している者」を含む。

【資料】東京都総務局「令和6年度 学校基本統計(学校基本調査報告)」より作成

## 4 高等学校卒業者（全日制及び定時制）の進路状況

- 令和6年3月の高等学校の卒業者は93,495人で、前年度より3,317人減少しました。大学等進学者（進学者のうち就職している者を含む。）は69,369人で、大学等進学率は74.2%となり、前年度より1.4ポイント増加しました。就職者は3,907人で、就職率は4.2%となり、前年度より0.4ポイント減少しました。

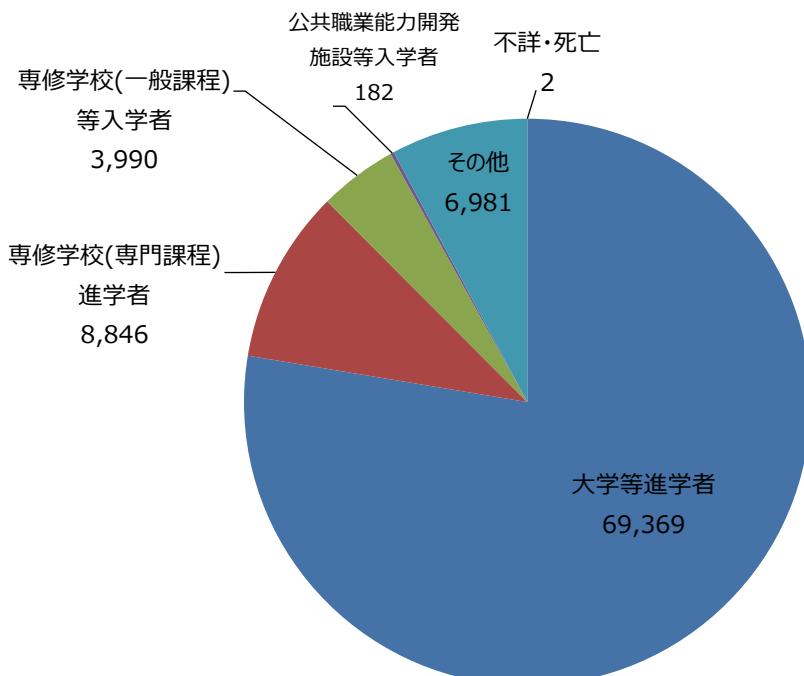
図表5 大学等進学率・就職率の推移



※進学率：「大学等進学者 / 卒業者 × 100」大学等進学者には就職しながら進学しているものも含む。

※就職率：「就職者総数 / 卒業者 × 100」就職者には進学しながら就職している者及び、専修学校、各種学校等へ入学しながら就職している者も含む。

図表6 状況別卒業者数（人）



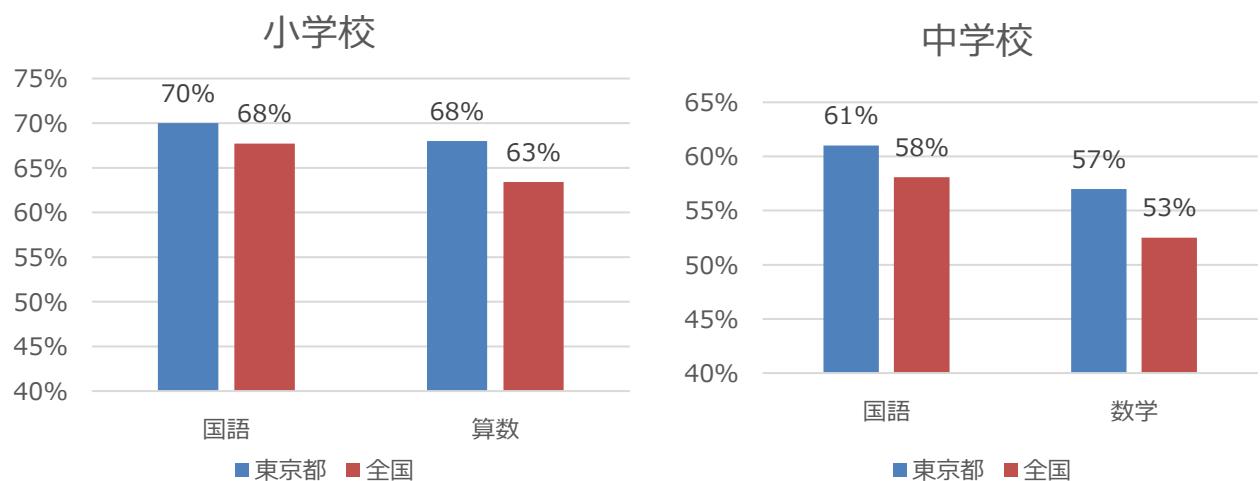
【資料】東京都総務局「令和6年度 学校基本統計(学校基本調査報告)」より作成

## 5 学齢期の子供たちの状況

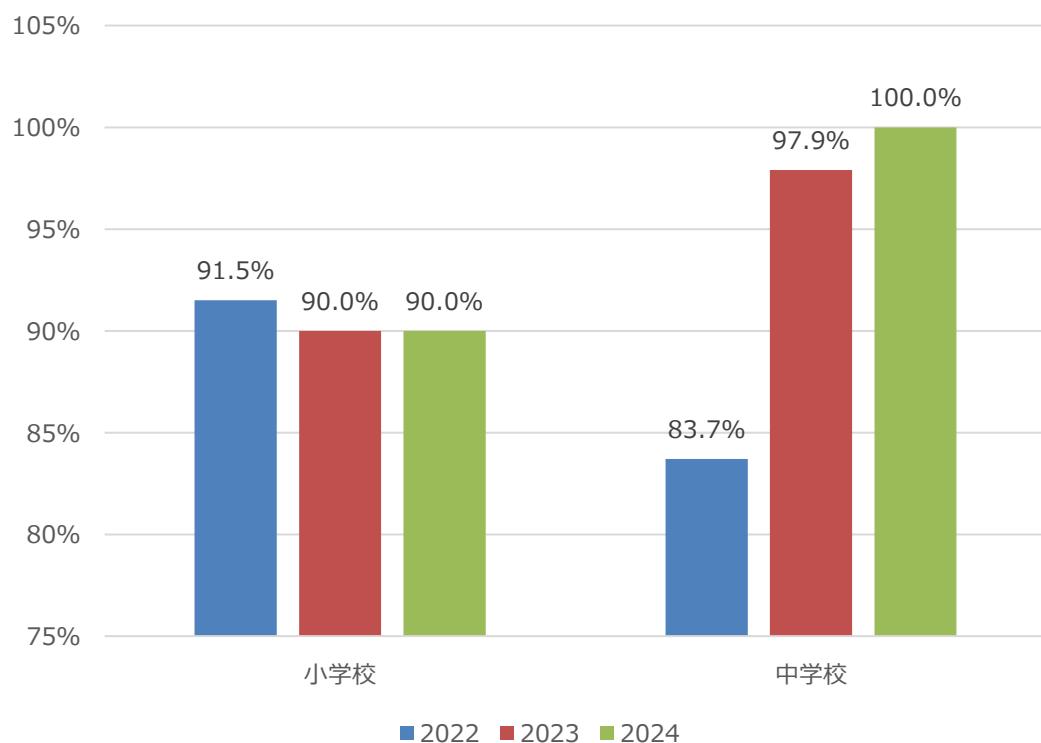
- 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小・中学生の平均正答率は、全ての教科において全国平均正答率を上回っています。しかし、全国平均正答率を上回っていない設問もあるため、今後とも、「確かな学力※」の定着と伸長に取り組む必要があります。

※ 確かな学力……知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表7 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率）



図表8 全国学力・学習状況調査の結果（全国平均正答率を上回っている設問の割合）



【資料】国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 調査結果資料」より作成

※ 全ての教科の正答数を合計して割合を算出

※ 実施教科は、令和4年：国語、算数・数学、理科、令和5年：国語、算数・数学、英語（英語は中学校のみ）、  
令和6年：国語、算数・数学

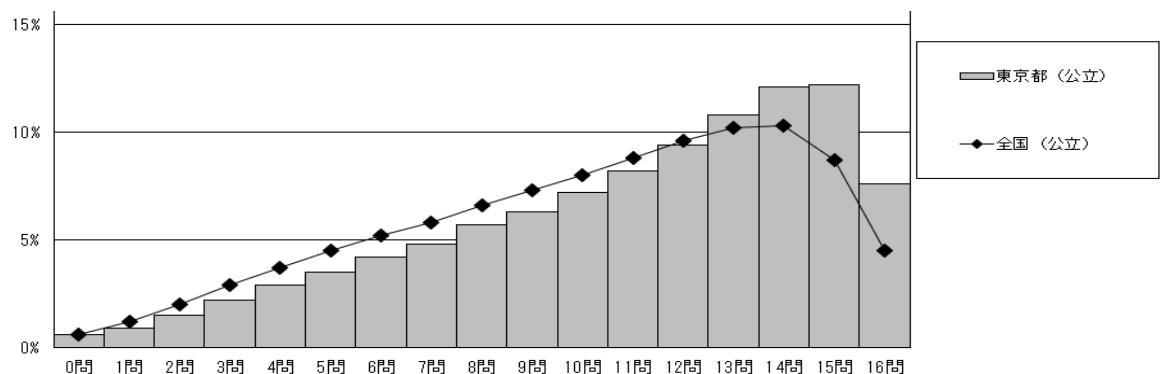
○ 国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

また、令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生男子は全国平均を超えたものの、小学生女子及び中学生は全国平均を下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

図表9 小学校第6学年「小学校算数」正答数分布

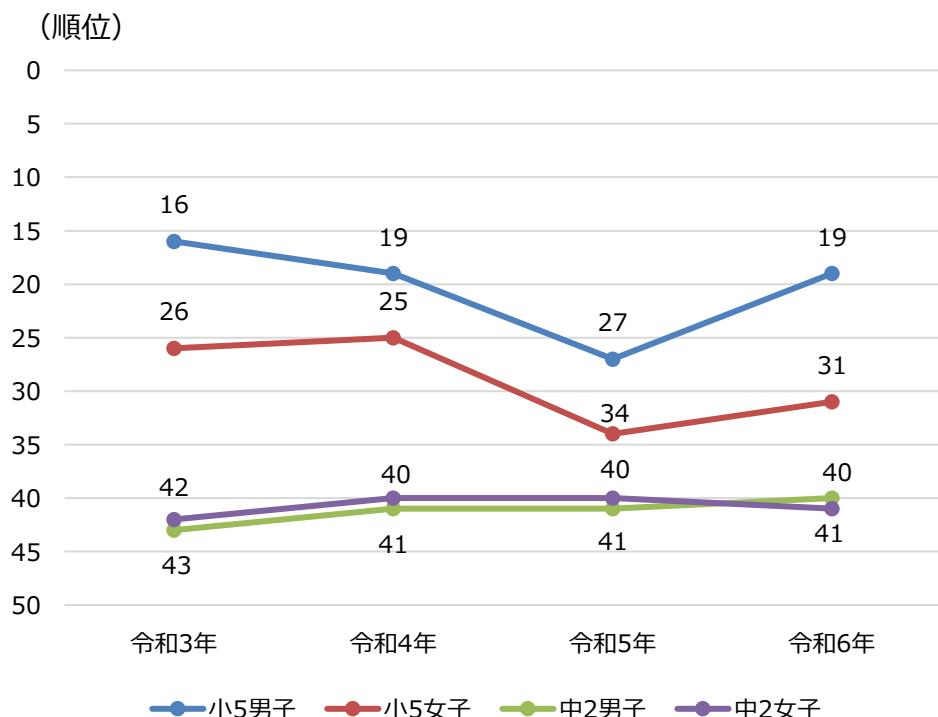
	児童数	平均正答数	平均正答率(%)	中央値	標準偏差
東京都（公立）	92,782	10.9 / 16	68	12.0	3.9
全国（公立）	947,579	10.1 / 16	63.4	11.0	3.9

正答数分布グラフ(横軸:正答数 縦軸:割合)



【資料】国立教育政策研究所 令和6年度「全国学力・学習状況調査 調査結果資料」

図表10 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位

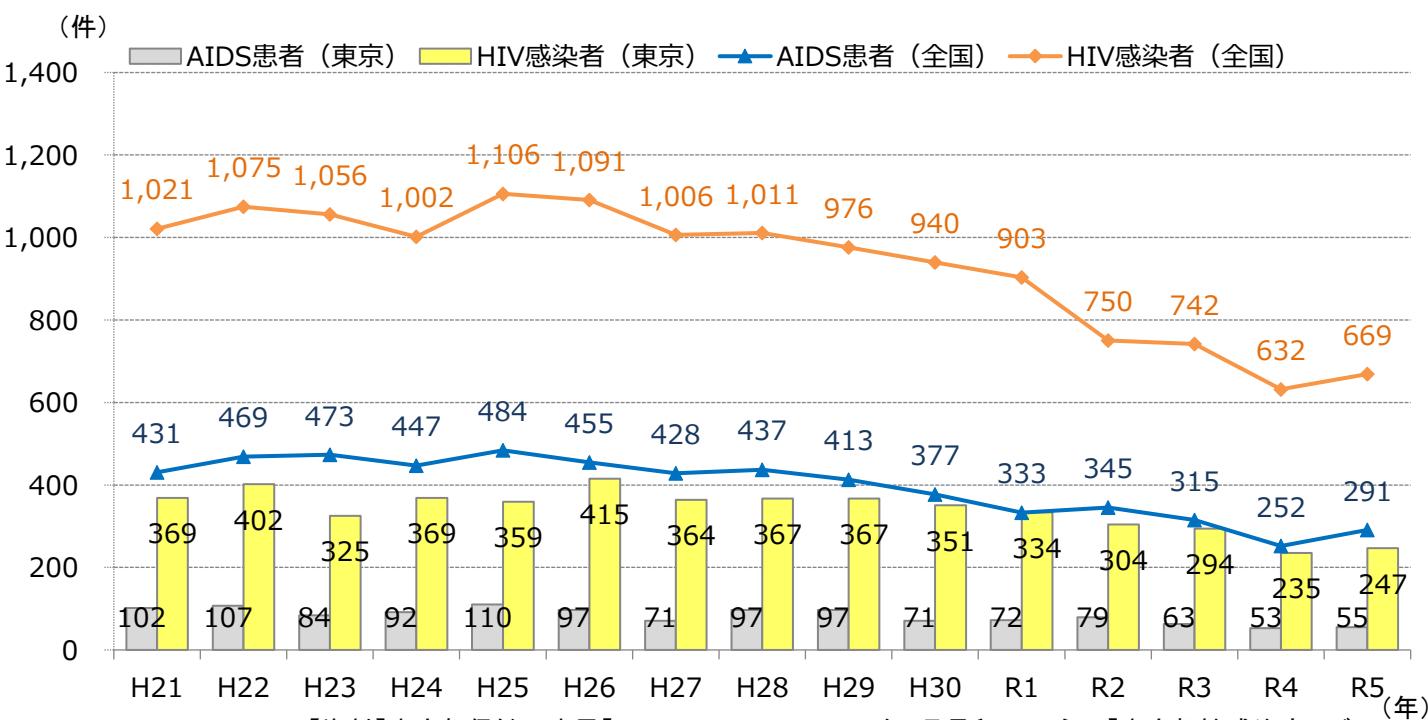


【資料】スポーツ庁「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」より作成

## 6 HIV感染者・AIDS患者の報告数の推移

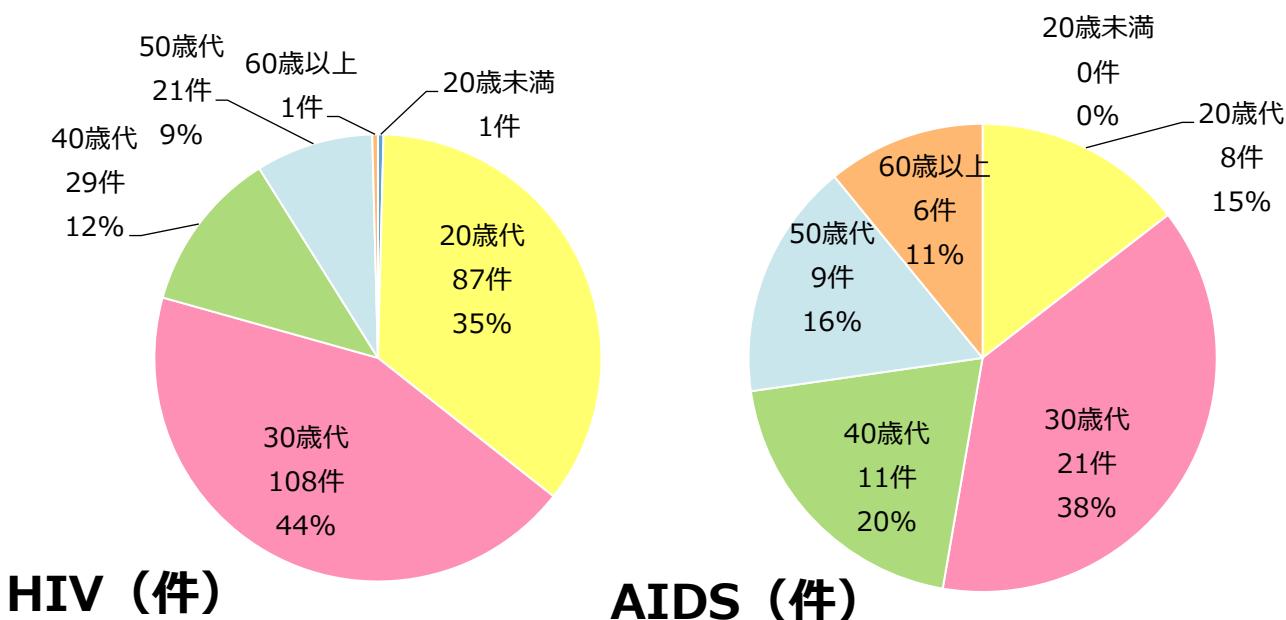
○ 東京都におけるHIV感染者及びAIDS患者の新規報告数は、近年、300件前後を推移しており、全国の約3割を占めています。年齢別では、HIV感染者は20歳代～30歳代が全体の約8割を占める一方、AIDS患者は30歳代～40歳代で約6割を占めています。

図表11 東京都のHIV感染者・AIDS患者報告数の推移



【資料】東京都保健医療局「AIDS News Letter 2025年1月号[No.185]」、「東京都性感染症ナビ」、厚生労働省「令和5(2023)年エイズ発生動向年報(1月1日～12月31日)」より作成

図表12 東京都のHIV感染者及びAIDS患者の年齢別割合（令和5年）

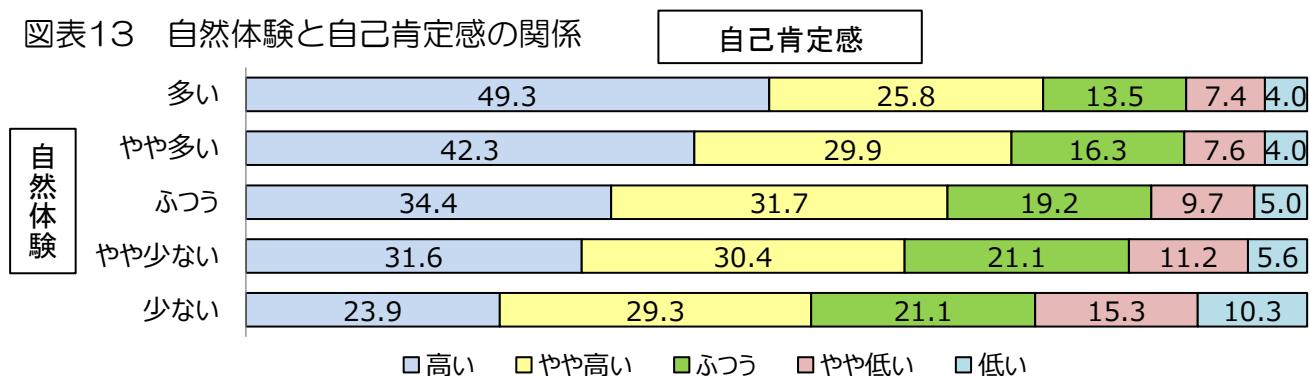


【資料】東京都保健医療局「東京都性感染症ナビ」より作成

## 7 体験と自己肯定感の関係

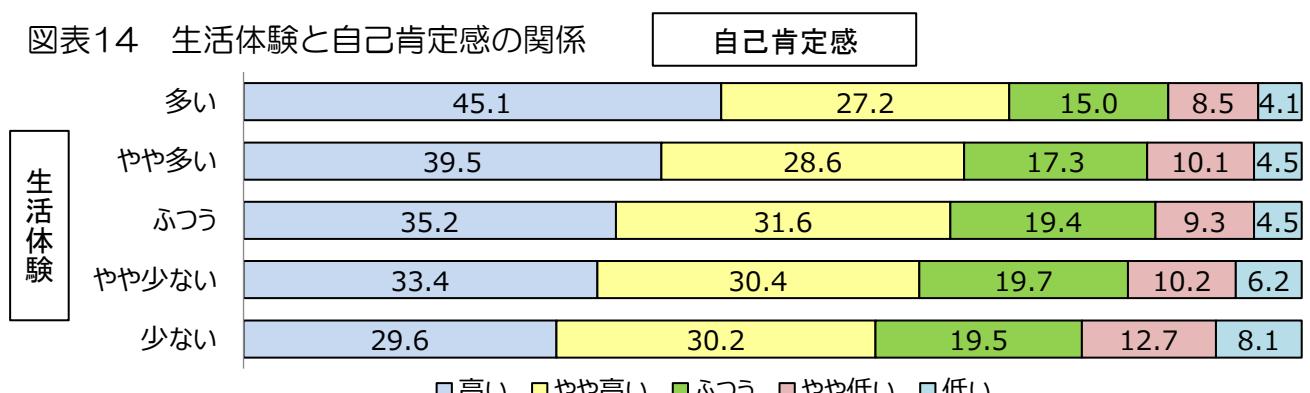
○「自然体験」「生活体験」「お手伝い」が「多い」、また、「生活習慣」が「身についている」と回答した青少年ほど、自己肯定感が高い傾向が見られます。

図表13 自然体験と自己肯定感の関係



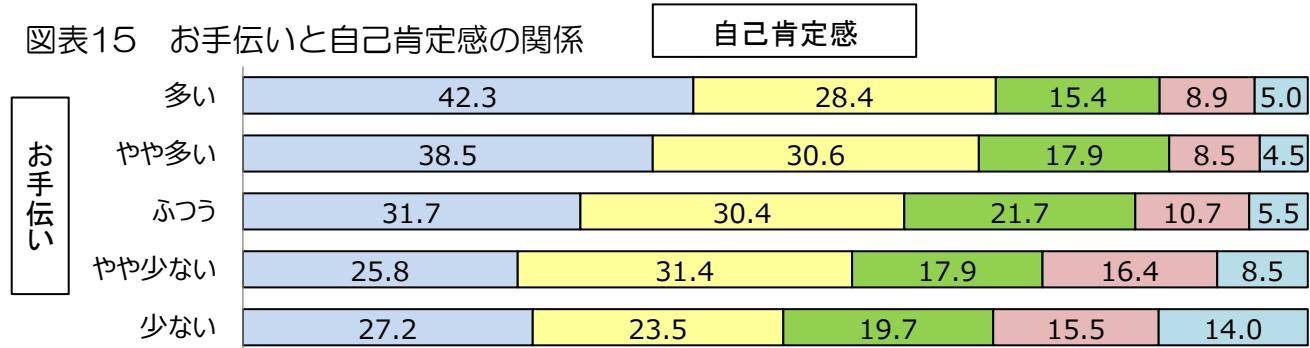
□高い □やや高い □ふつう □やや低い □低い

図表14 生活体験と自己肯定感の関係



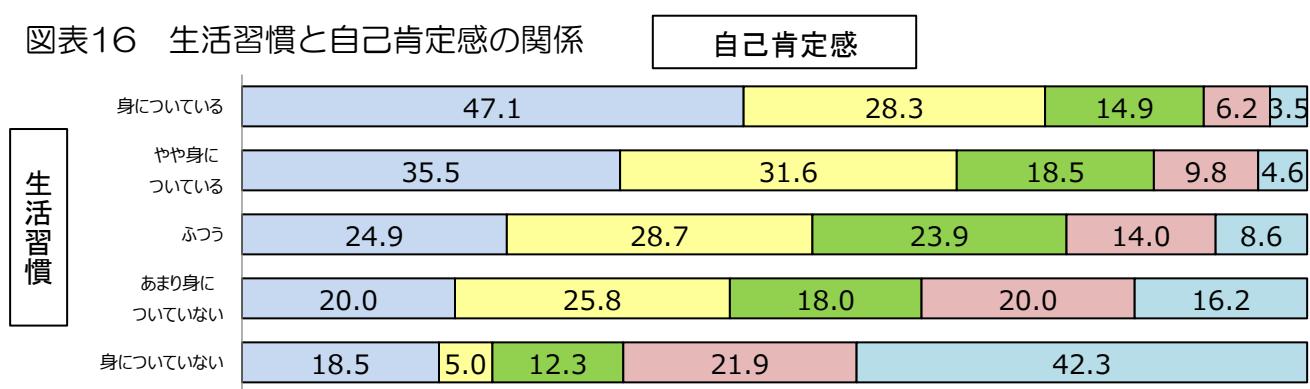
□高い □やや高い □ふつう □やや低い □低い

図表15 お手伝いと自己肯定感の関係



□高い □やや高い □ふつう □やや低い □低い

図表16 生活習慣と自己肯定感の関係



□高い □やや高い □ふつう □やや低い □低い

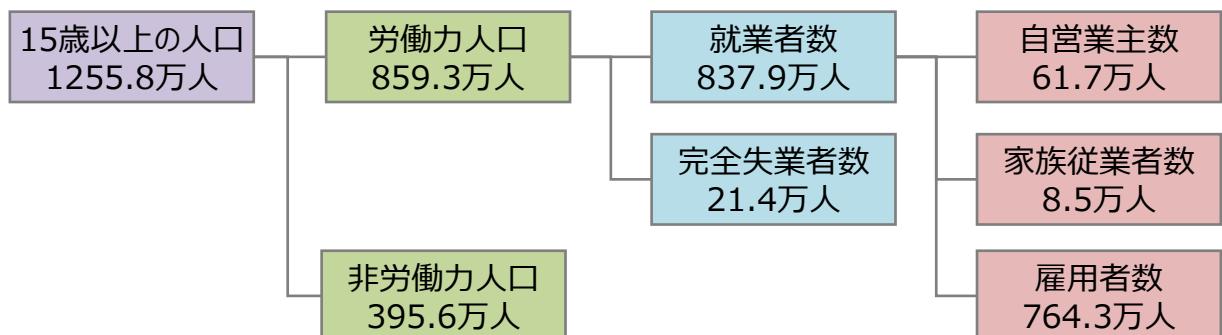
【資料】国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)〈令和6年3月発行〉」より作成

## 8 労働力人口と労働力人口比率

○ 令和5年の東京の15歳以上の人口は1,255.8万人で、そのうち労働力人口が約7割、非労働力人口が約3割になっています。労働力人口は、就業者と完全失業者に分けられ、労働力人口のうち約2%が完全失業者です。また、就業者は、自営業主、家族従業者、雇用者に分けられ、雇用者が約9割を占めています。

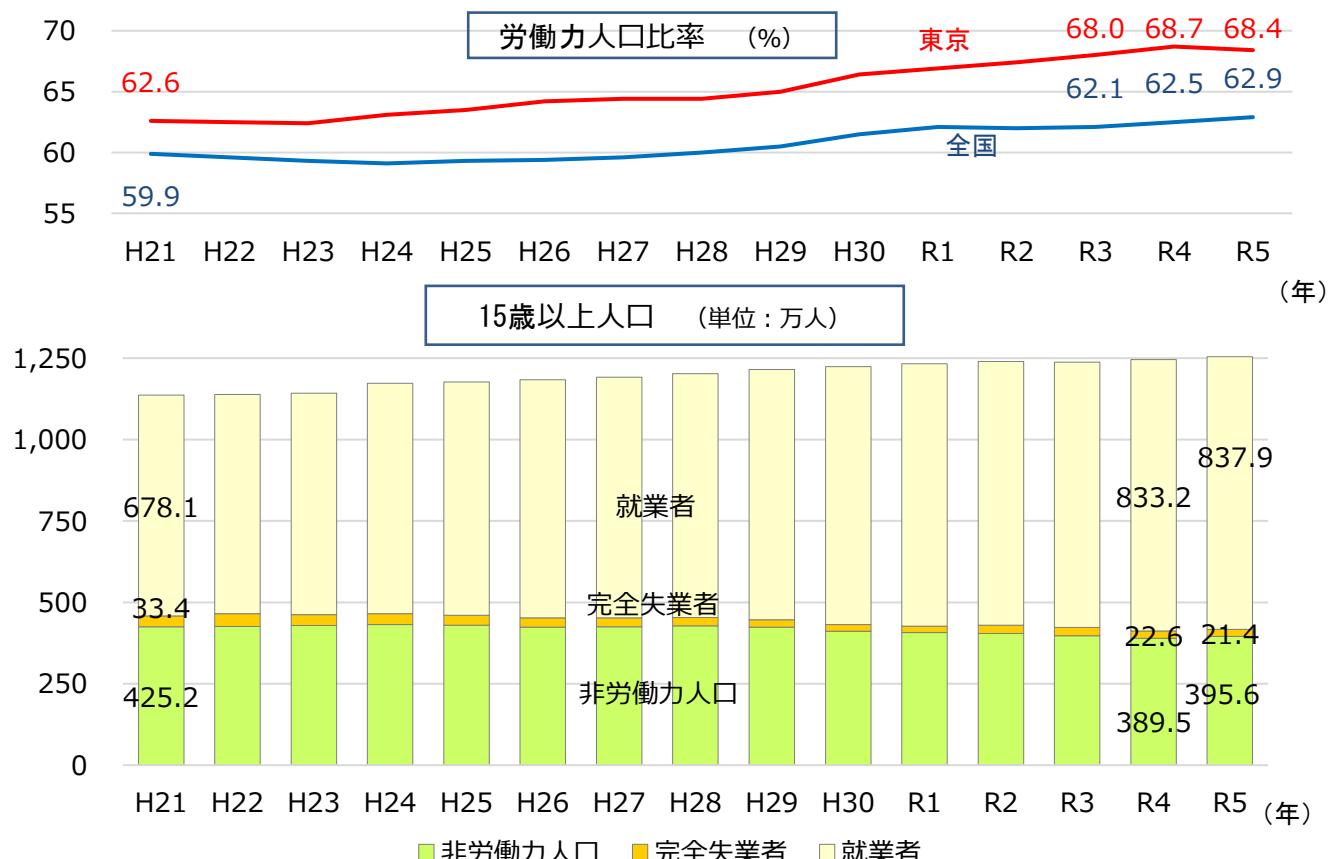
推移をみると、東京の労働力人口は増加傾向にあり、非労働力人口は減少傾向にあります。また、15歳以上人口に占める労働人口の比率を示す労働力人口比率は、東京ならびに全国で上昇傾向となっています。

図表17 東京の就業状態（令和5年平均）



【資料】東京都総務局「東京の労働力（労働力調査結果）（令和5年）」より作成

図表18 労働力人口比率の推移（全国、東京都）、就業状態別15歳以上（東京都）



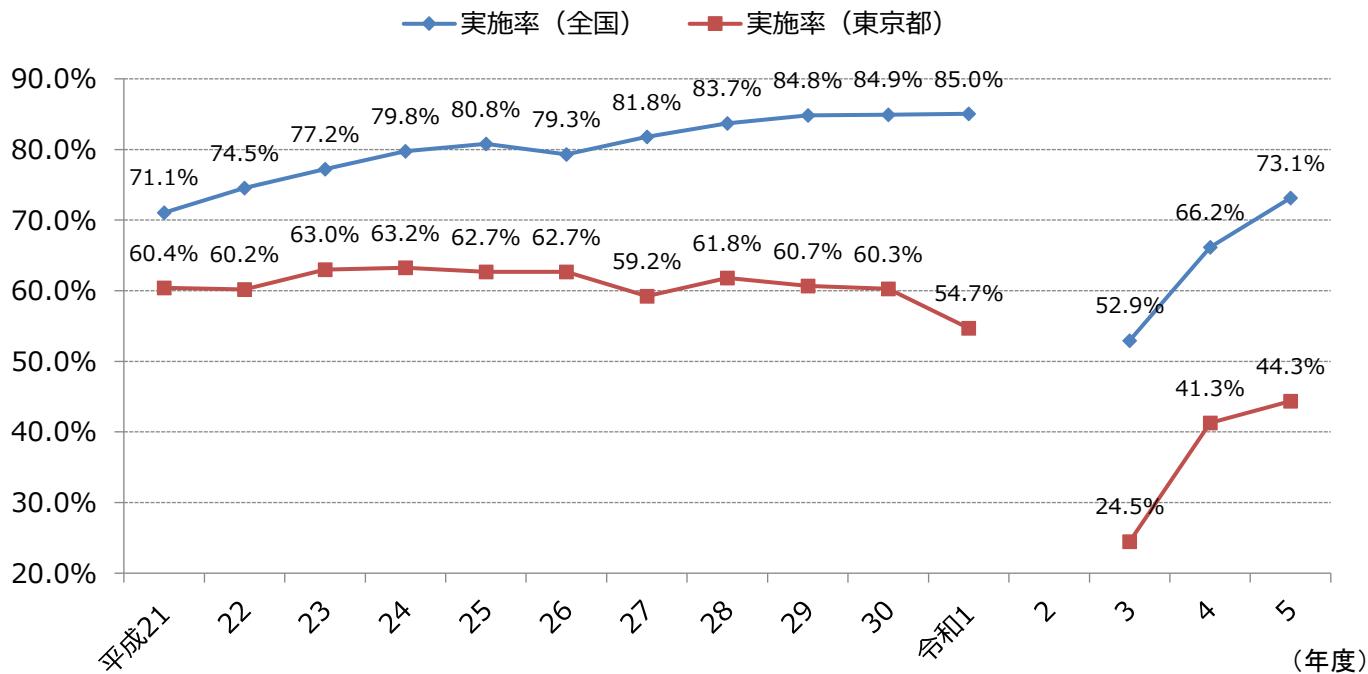
※ 全国の平成23年の値は補完推計値。

【資料】総務省「労働力調査結果」、東京都総務局「東京の労働力（労働力調査結果）」より作成

## 9 インターンシップの実施状況

- 公立高等学校(全日制・定時制)における実施率は、全国では昨年度より6.9ポイント上回り73.1%となっています。東京都では昨年度より3ポイント上回り44.3%となっています。

図表19 都立高等学校（全日制・定時制）におけるインターンシップ実施率の推移



※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査が中止されている。

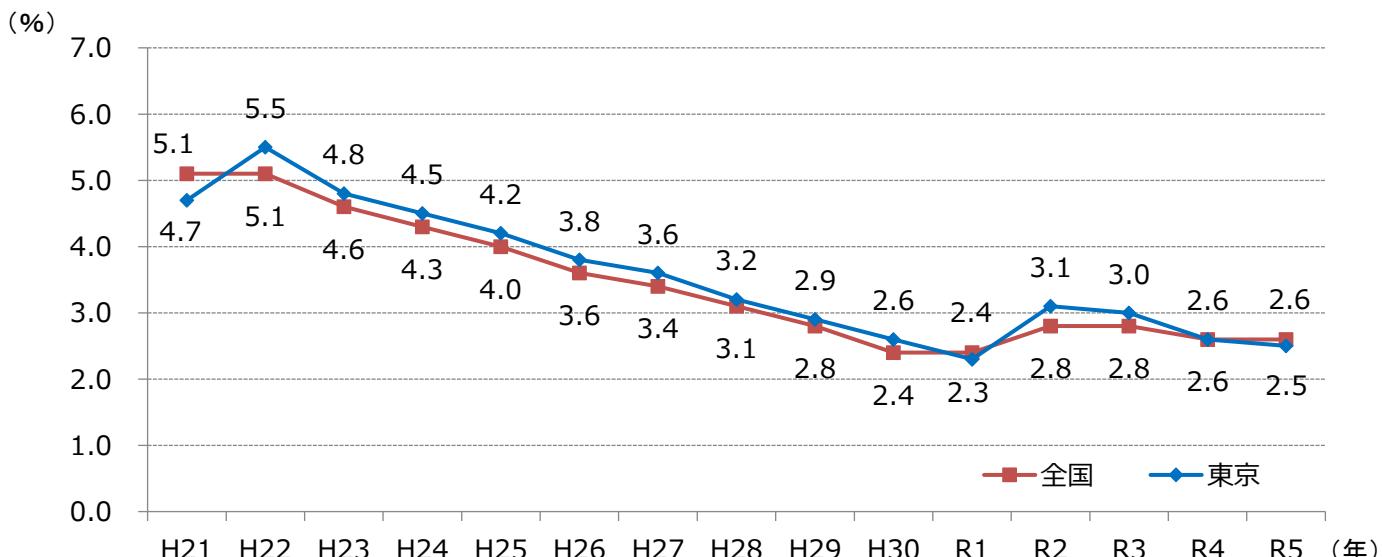
【資料】国立教育政策研究所「(各年度)職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」より作成

# 10 完全失業率

○ 全国の完全失業率は低下傾向にあったものの令和2年に増加に転じ、令和4年に0.2ポイント減少した後は横ばいで推移しています。東京都の完全失業率も同様、令和2年に増加に転じたものの、その後は改善傾向にあります。

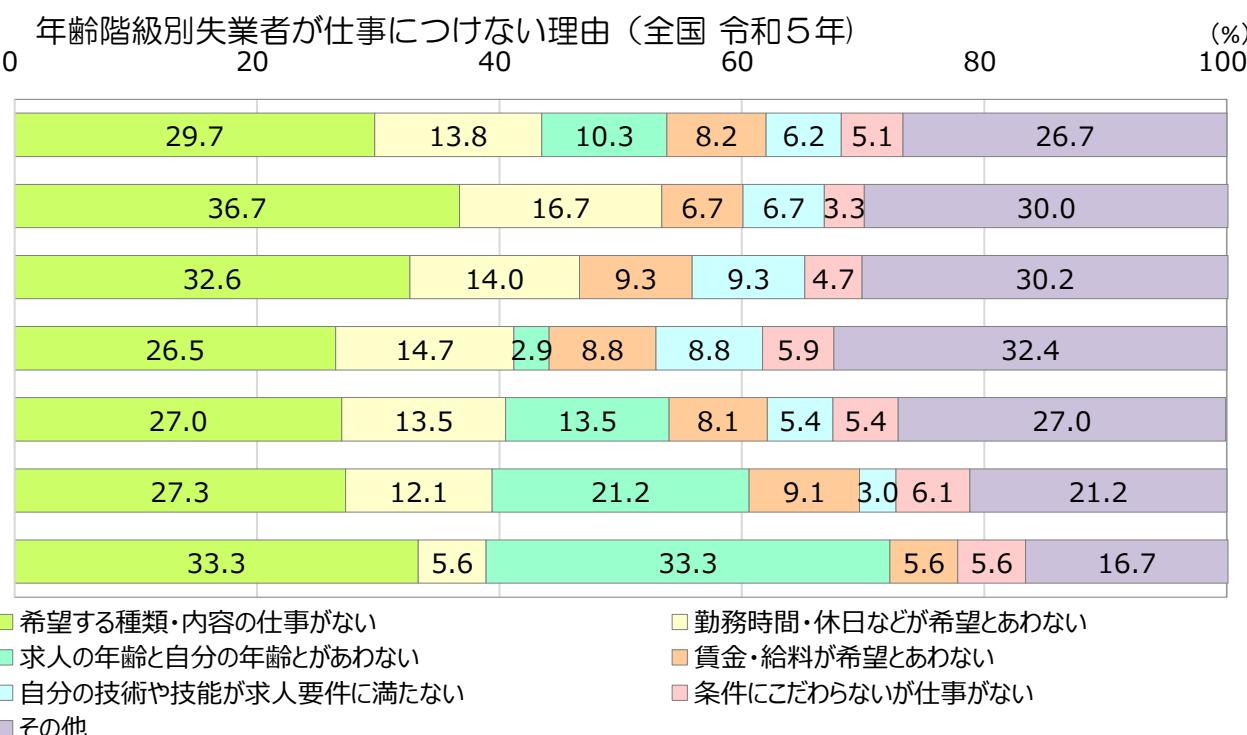
失業者が仕事につけない理由をみると、若い年齢では「希望する種類・内容の仕事がない」の割合が高くなっています。

図表20 完全失業率の推移（全国・東京都）



【資料】総務省「労働力調査結果」、東京都総務局「東京の労働力(労働力調査結果)」より作成

図表21 年齢階級別失業者が仕事につけない理由（全国 令和5年）



※15~24歳及び25~34歳の「求人の年齢と自分の年齢とがあわない」の割合及び65歳以上の「自分の技術や技能が求人要件に満たない」の割合は、当該人数が表章単位に満たないため、表章していない。

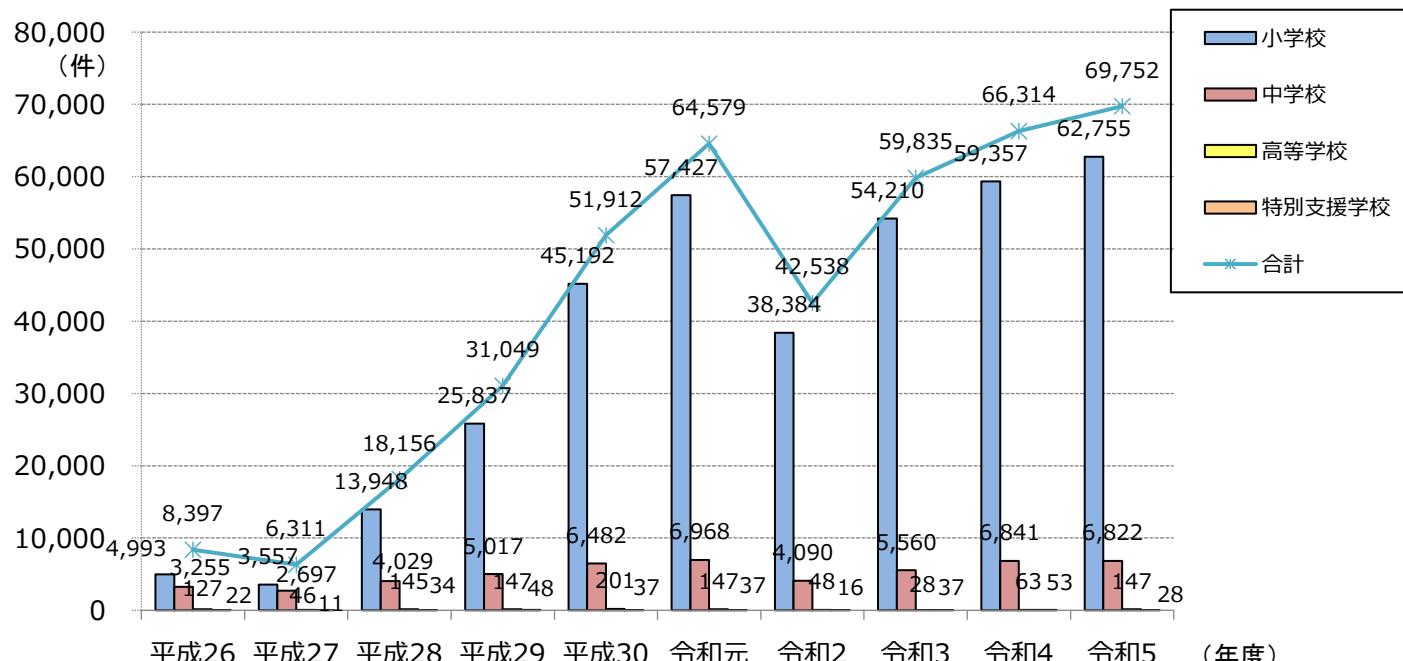
【資料】総務省「労働力調査結果」より作成

# 11 いじめの認知件数

○ 令和5年度のいじめの認知件数は、公立学校では69,752件でした。前年度から、小学校・高等学校において大きく増加しています。

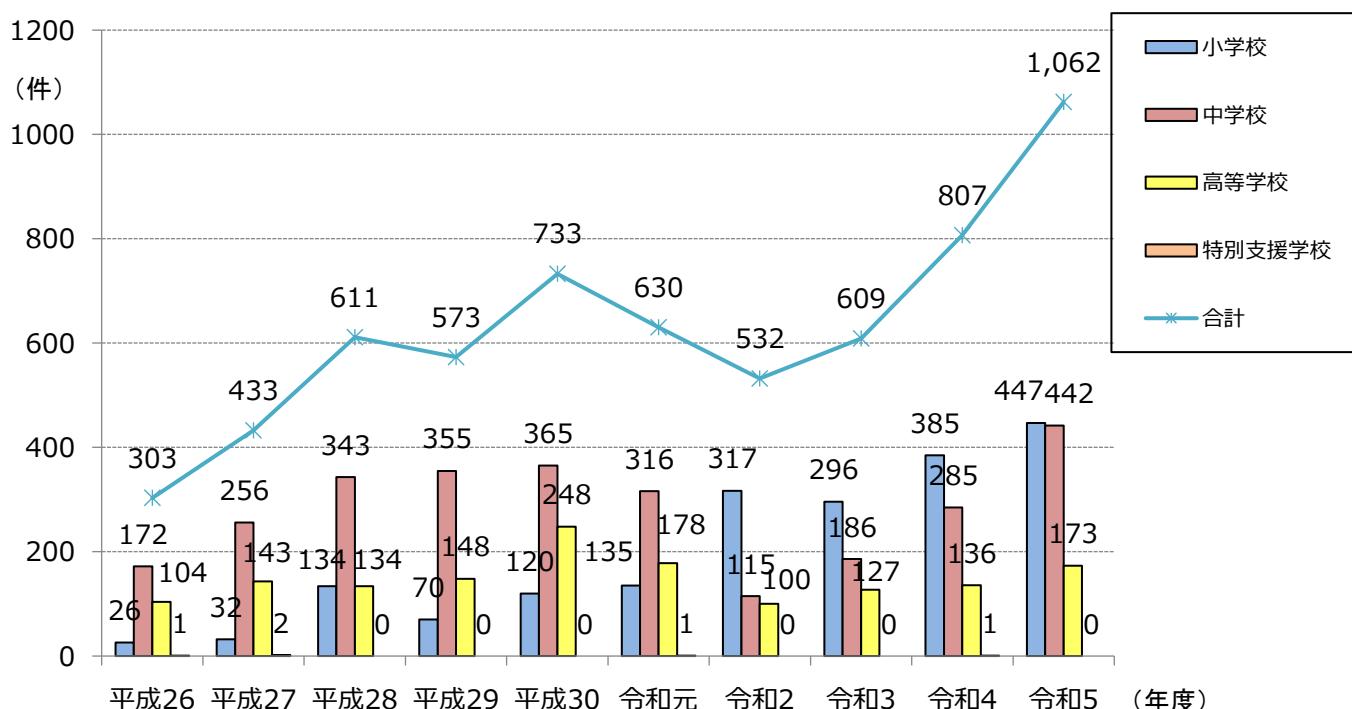
私立学校では、1,062件で、前年度から、特別支援学校以外の学校種において増加しています。

図表22 都内公立学校のいじめ認知件数の推移



【資料】東京都教育委員会「『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」より作成

図表23 都内私立学校のいじめ認知件数の推移



【資料】東京都生活文化局「(各年度)都内私立学校の児童生徒の問題行動・不登校等の実態」より作成

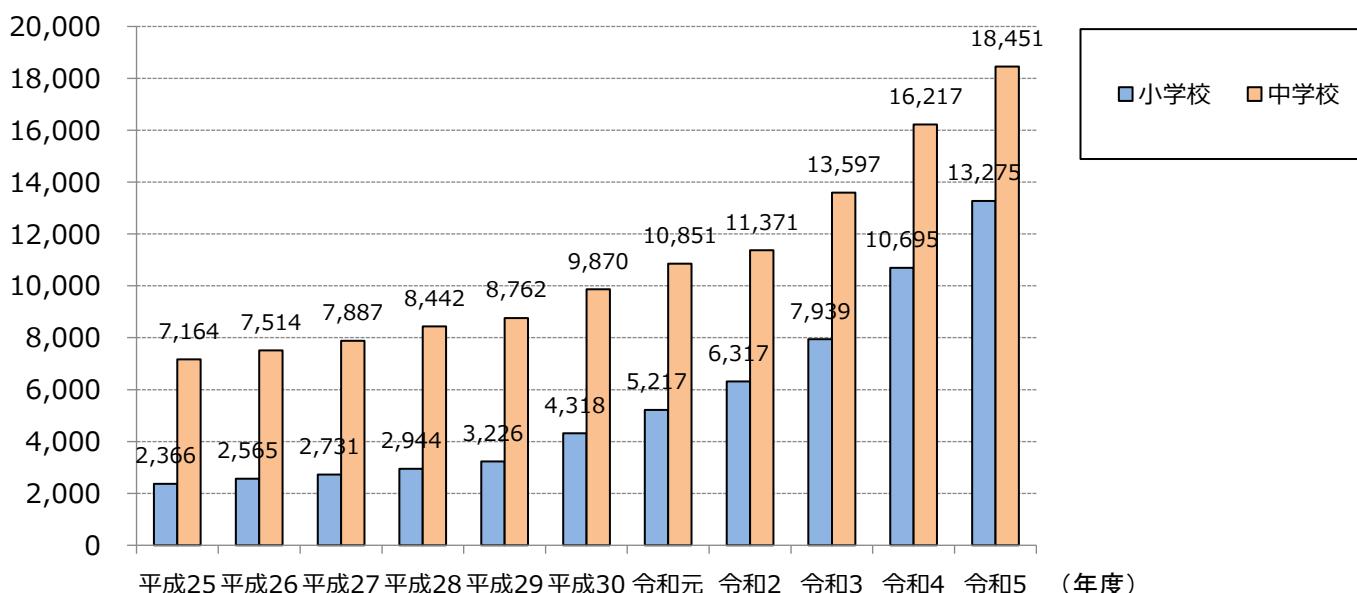
## 12 小学校、中学校における不登校の状況

○ 令和5年度の都内公立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小学校13,275人、中学校18,451人であり、前年度と比較して小学校、中学校ともに増加しています。

都内私立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小学校189人、中学校2,193人であり、前年度と比較して小学校は減少したものの、中学校は増加しています。

図表24 都内公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

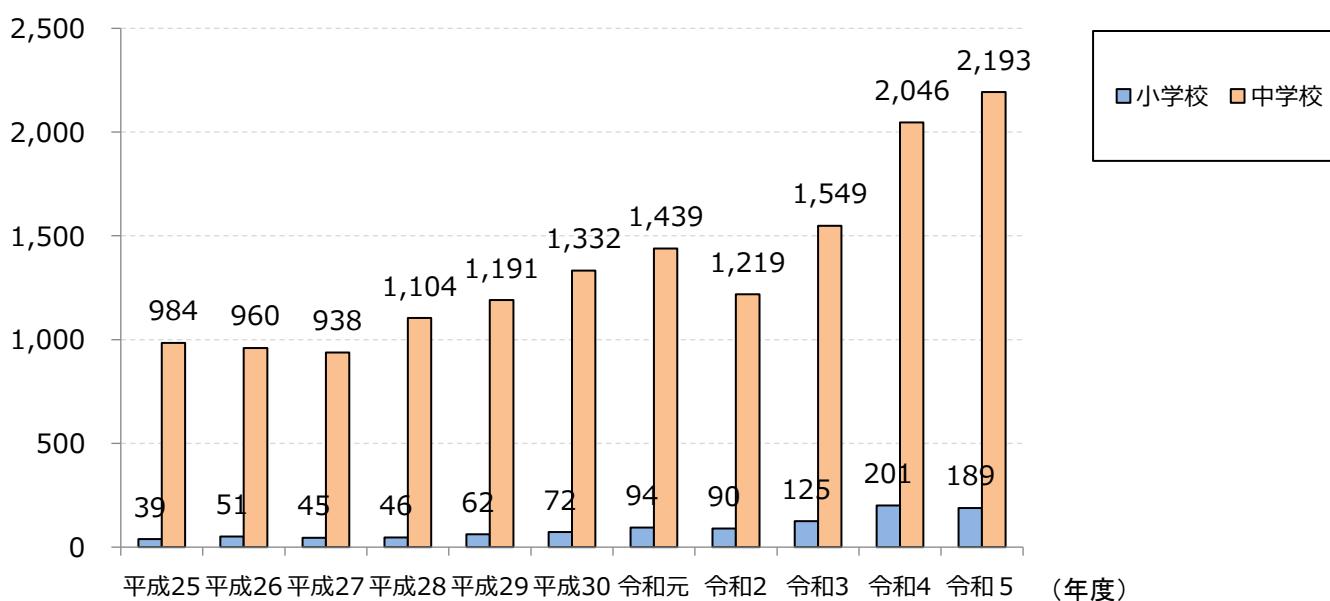
(人)



【資料】東京都教育委員会「『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」より作成

図表25 都内私立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

(人)



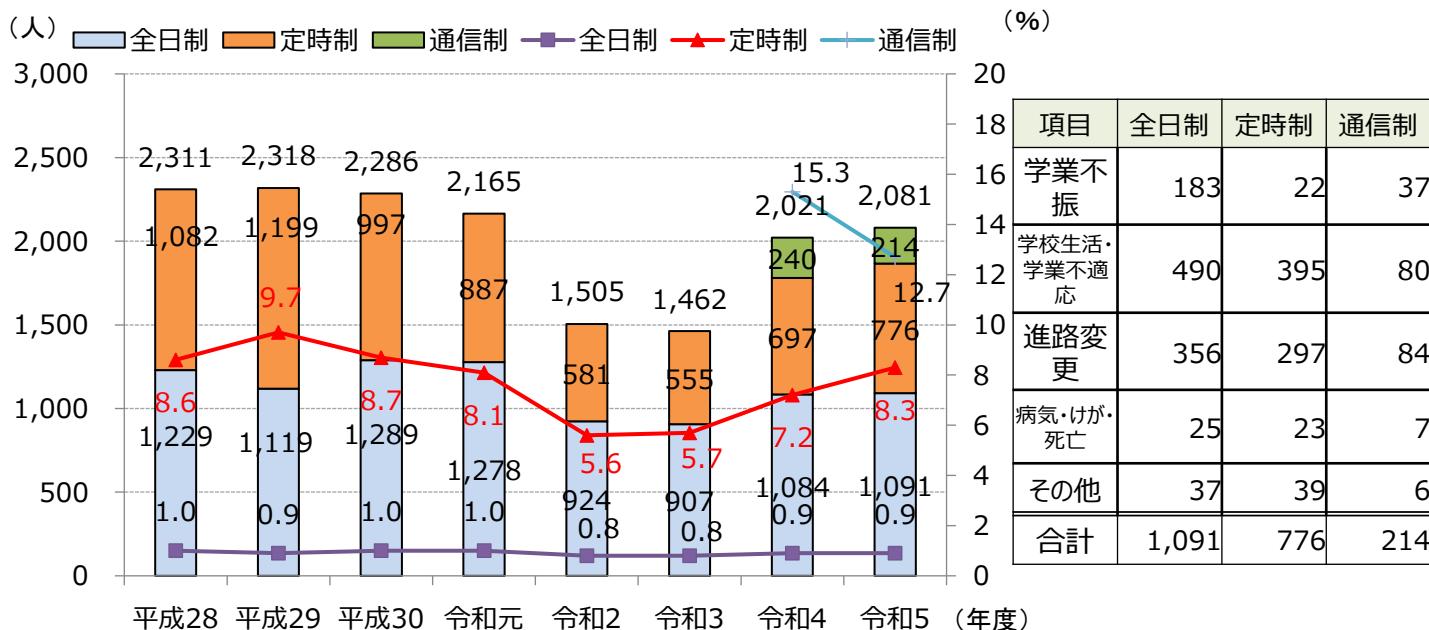
【資料】東京都生活文化局「(各年度)都内私立学校の児童生徒の問題行動・不登校等の実態」より作成

# 13 高等学校における長期欠席・中途退学者数等の状況

○ 都内公立高等学校における中途退学者の主な理由は、全日制・定時制が「学校生活・学業不適応」が最も多く、通信制が「進路変更」が最も多くなっています。

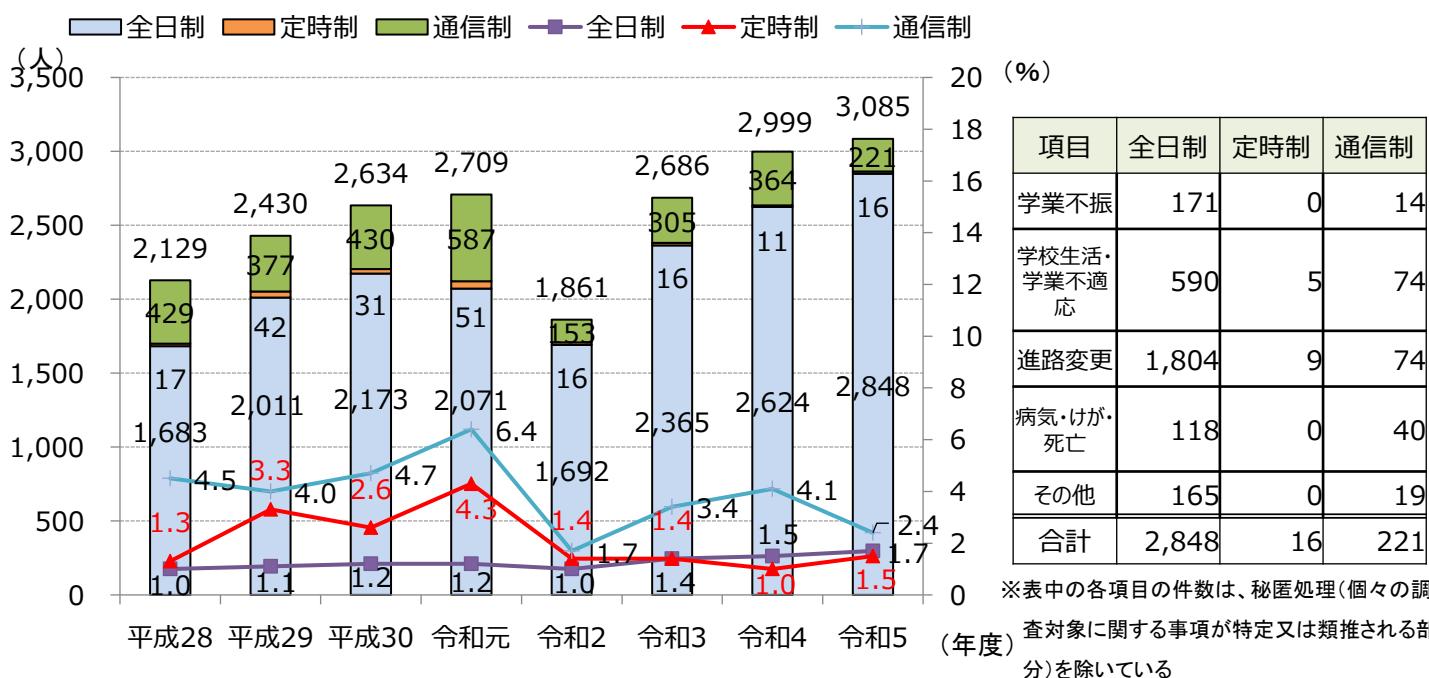
都内私立高等学校における中途退学者の主な理由は、全日制・定時制が「進路変更」が最も多く、「通信制」が「学校生活・学業不適応」「進路変更」が最も多く(同数)となっています。

図表26 都内公立高等学校における中途退学者数と退学率の推移及び退学理由



【資料】東京都教育委員会「『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」より作成

図表27 都内私立高等学校における中途退学者数の推移及び退学理由

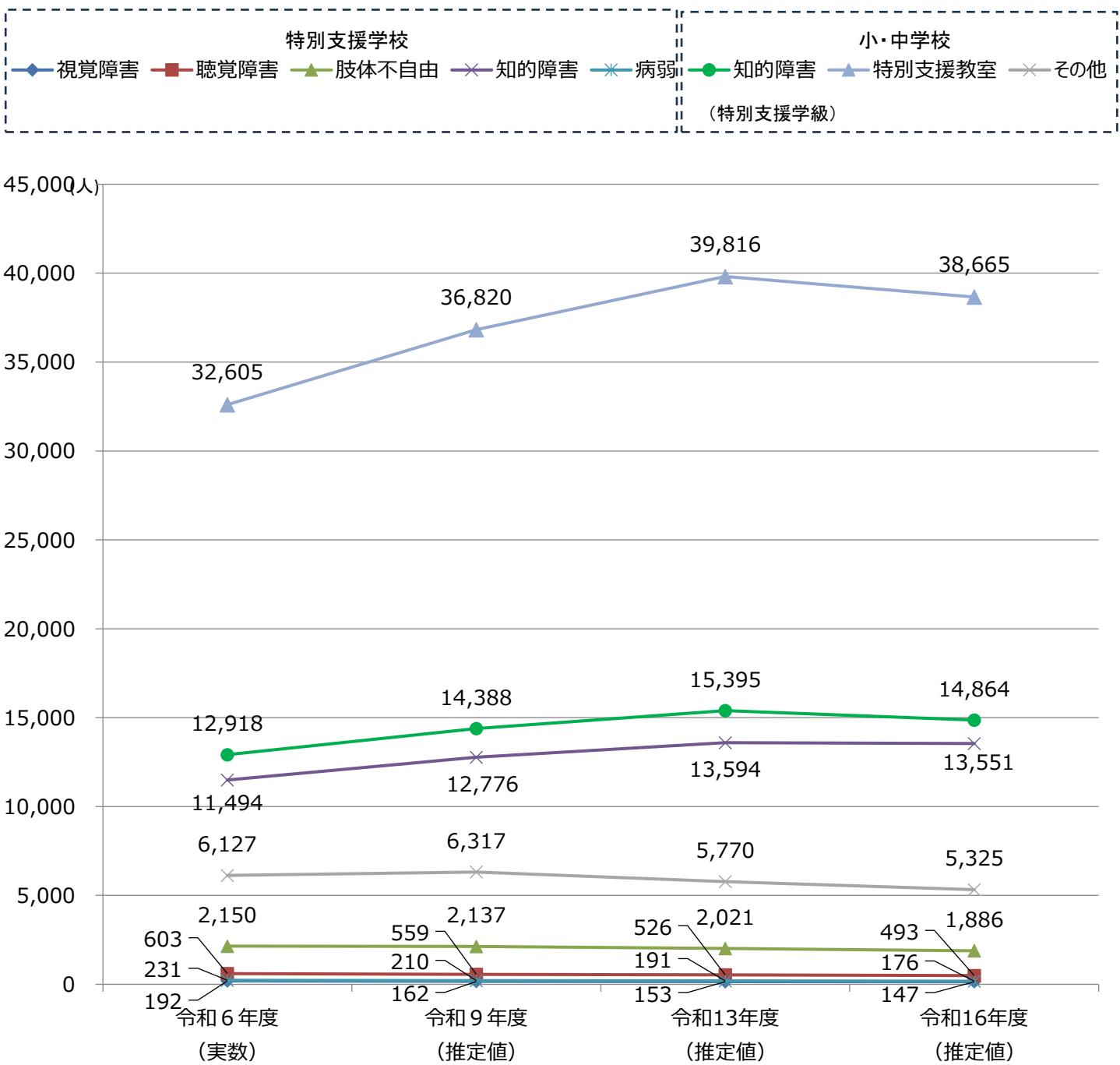


【資料】東京都生活文化局「(各年度)都内私立学校の児童生徒の問題行動・不登校等の実態」より作成

## 14 障害のある児童・生徒数の将来推計

- 特別支援学校の令和6年度の在籍者数は、14,670人となっていますが、令和16年度には約16,300人まで増加する見込みとなっております。特に、知的障害特別支援学校の在籍者数については、今後10年間で約2,100人増加することが見込まれています。

図表28 障害のある児童・生徒数の将来推計



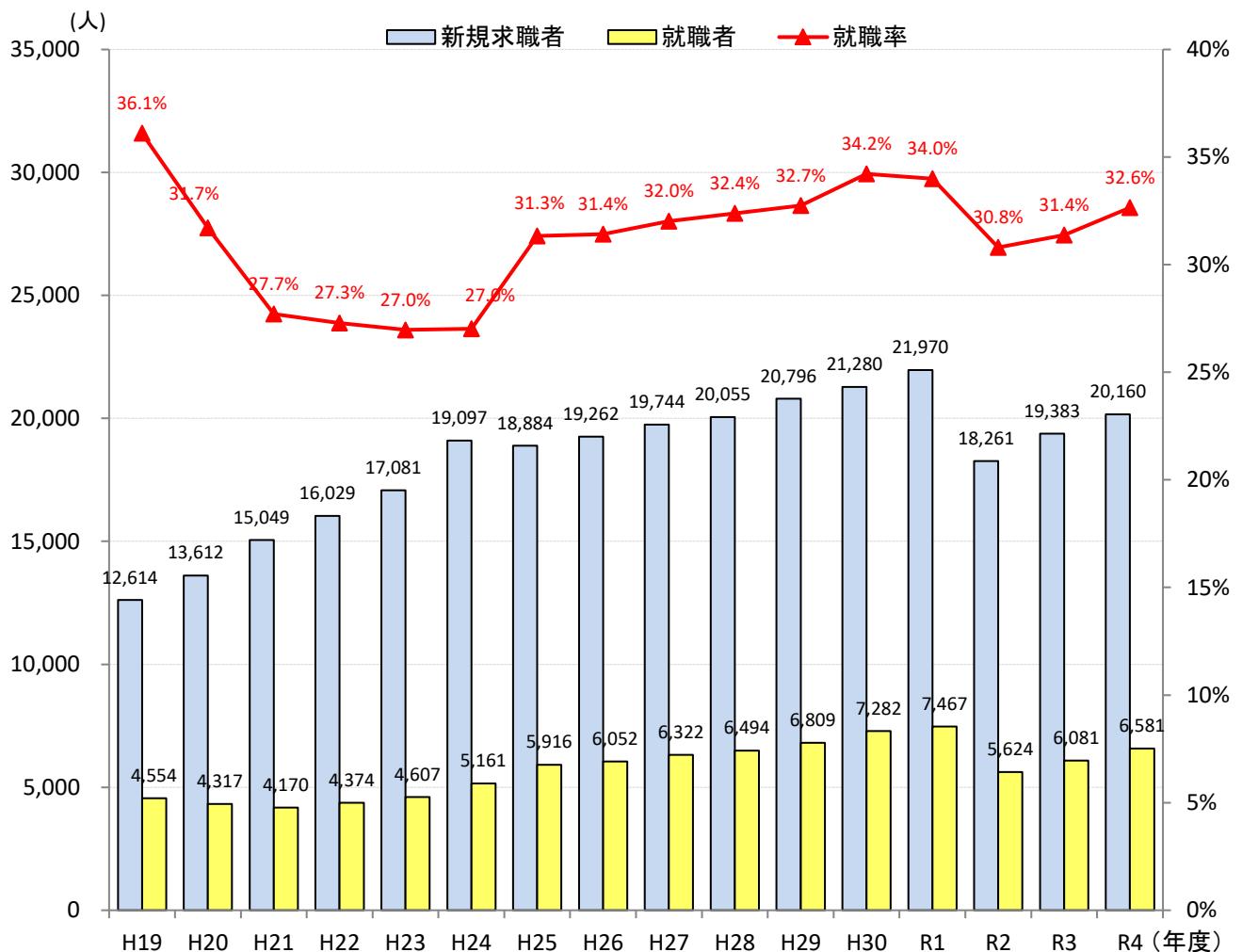
※特別支援学校には区立特別支援学校を含む。小・中学校には、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程)を含む。

【資料】東京都教育委員会「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」より作成

# 15 障害者の雇用状況等

- 令和4年度は、令和2年度から2年続けて新規求職者数・就職者数・就職率のいずれも増加しています。

図表29 障害者の就職活動状況

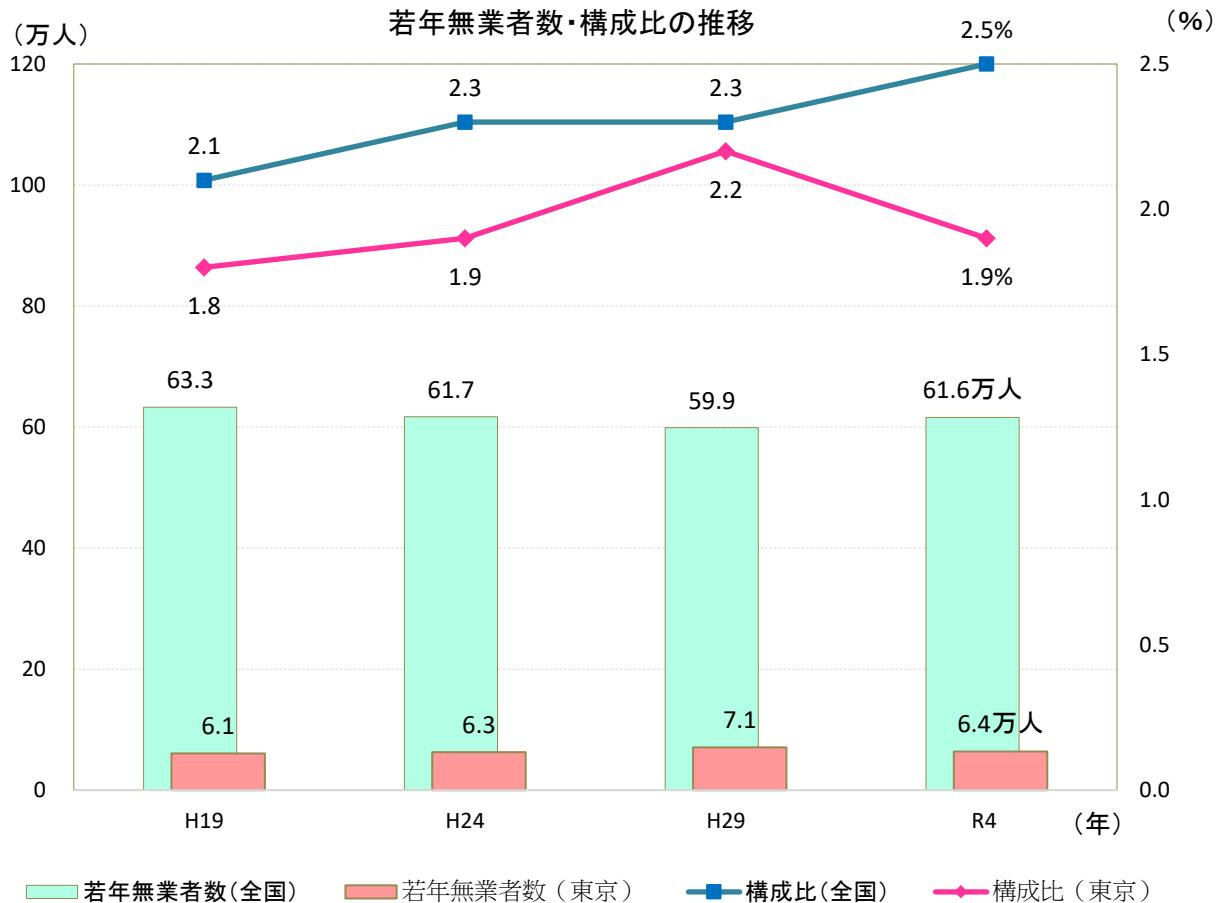


【資料】東京労働局資料より作成

## 16 若年無業者数

- 東京の若年無業者数は6万4千人で15～34歳人口に占める構成比は1.9%となっており、全国構成比と比べると、0.6ポイント低くなっています。

図表30 若年無業者数・構成比の推移（全国・東京都）

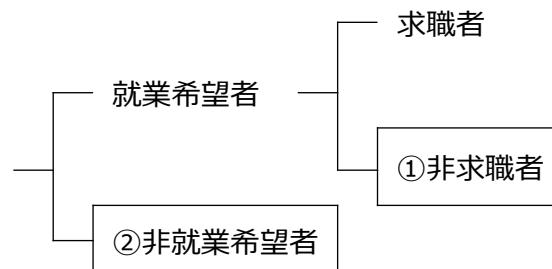


※若年無業者とは

15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者の中、以下（①及び②）の者をいう。

- ① 就業を希望している者の中、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

15～34歳の無業者で、  
家事も通学もしていない者

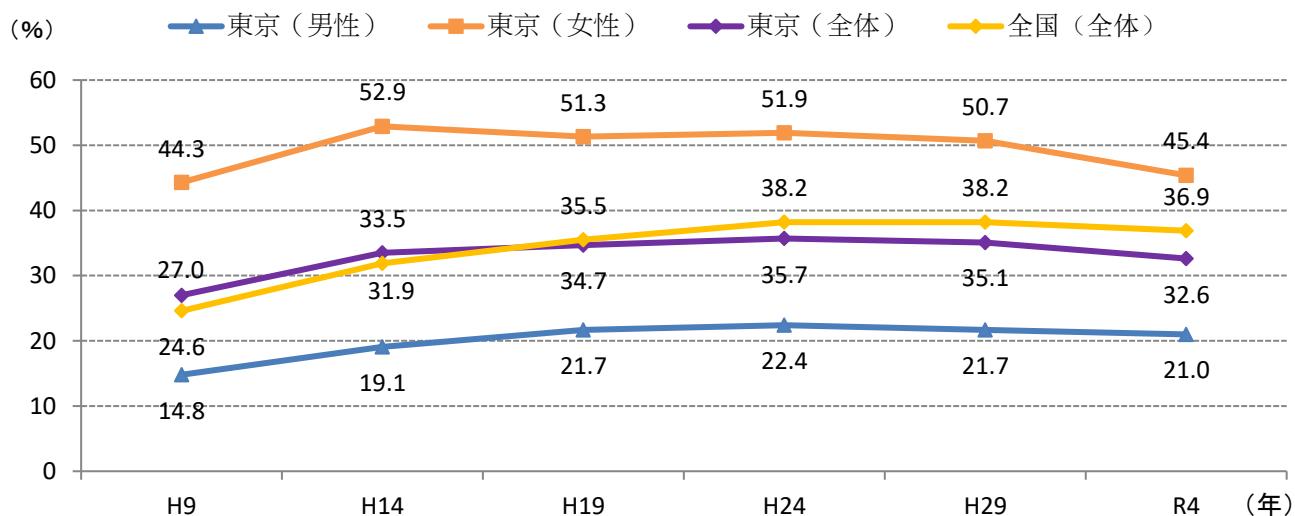


【資料】東京都総務局「都民の就業構造」より作成

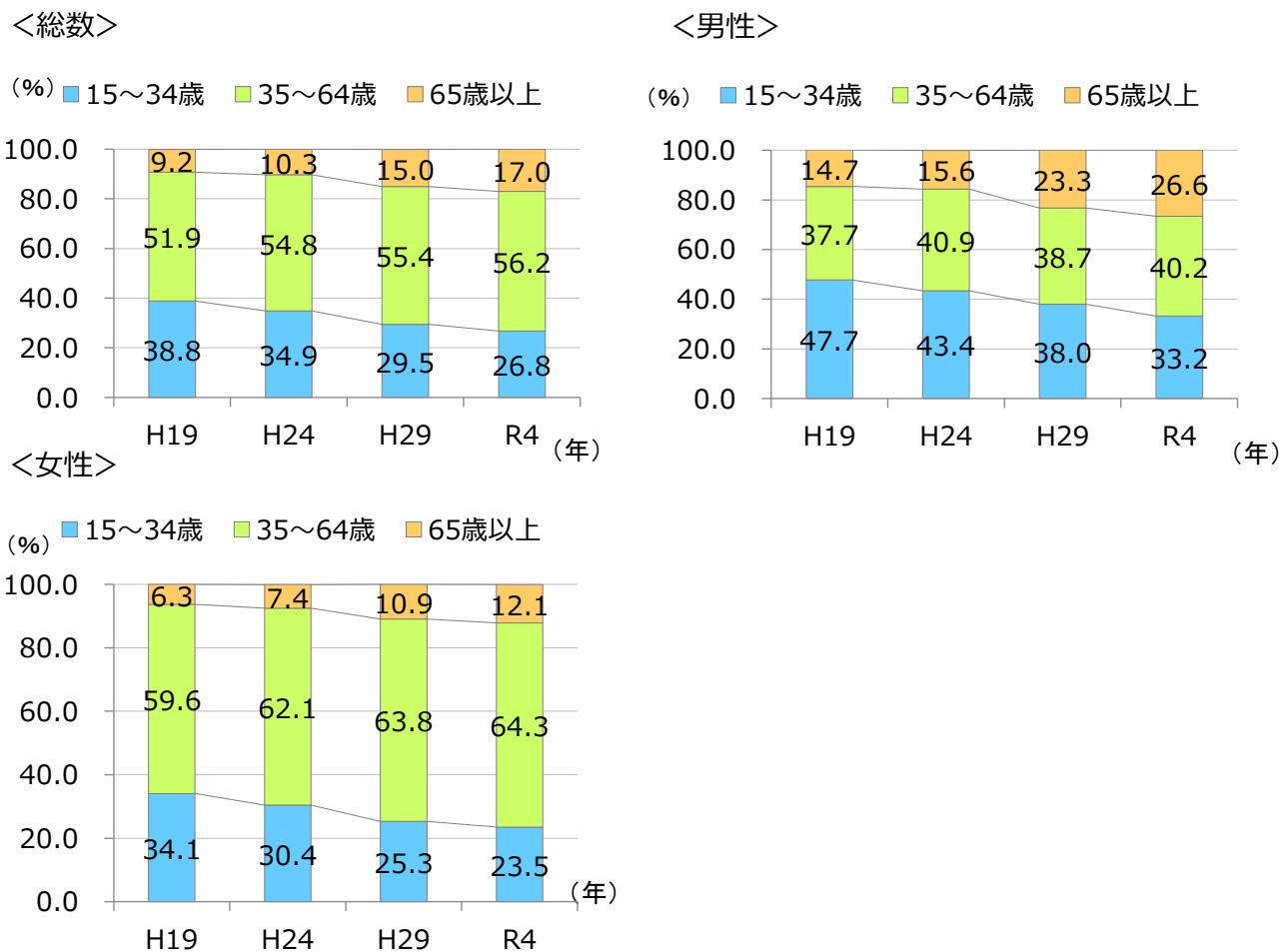
# 17 非正規雇用比率

○ 平成9年からの非正規雇用比率の推移では、東京も全国も上昇しており、令和4年には約3人に1人以上が非正規雇用者になっています。東京の非正規雇用比率をみると、平成29年の35.1%より、2.5ポイント低下しています。

図表31 非正規雇用比率の推移（全国、東京都）



図表32 年齢階級別非正規の職員・従業員数構成比の推移（東京都）

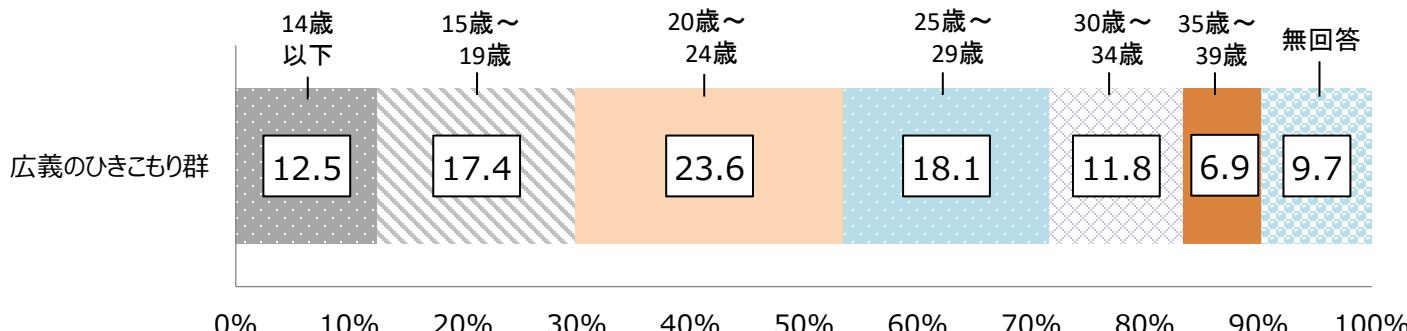


【資料】東京都総務局「都民の就業構造」、総務省「就業構造基本調査結果」より作成

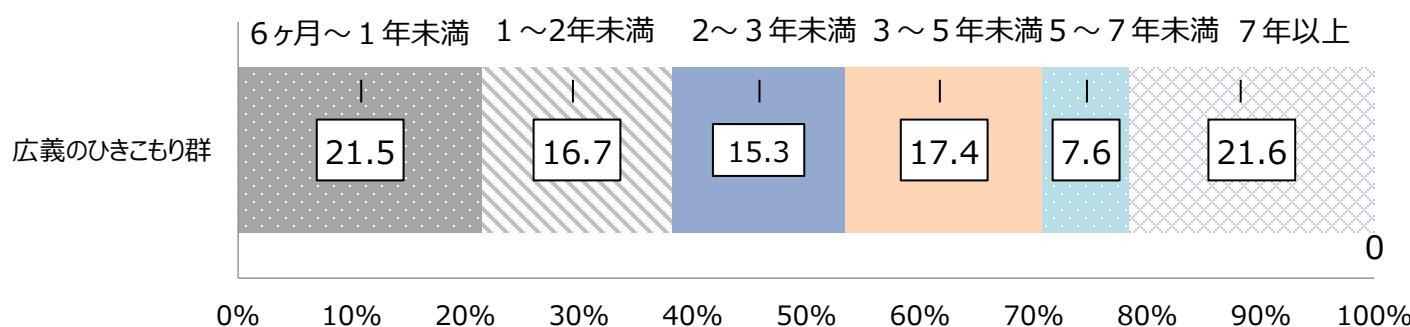
# 18 ひきこもりの状況

○ 令和5年3月内閣府「こども・若者の生活に関する調査報告書」によると、15歳から39歳までの年齢層では、広い意味で「ひきこもり」と定義している「趣味の用事のときだけ外出する」や「自室からほとんど出ない」などの状態が6か月以上続いている人は、約2%であることが分かりました。現在の外出状況になった理由として、「小学校・中学校・高校時代の不登校」をあげた者の割合は32.0%、「退職した」をあげた者の割合は21.5%、「人間関係がうまくいかなかった」をあげた者の割合は20.8%、「新型コロナウイルス感染症が流行した」をあげた者の割合は18.1%となっています。

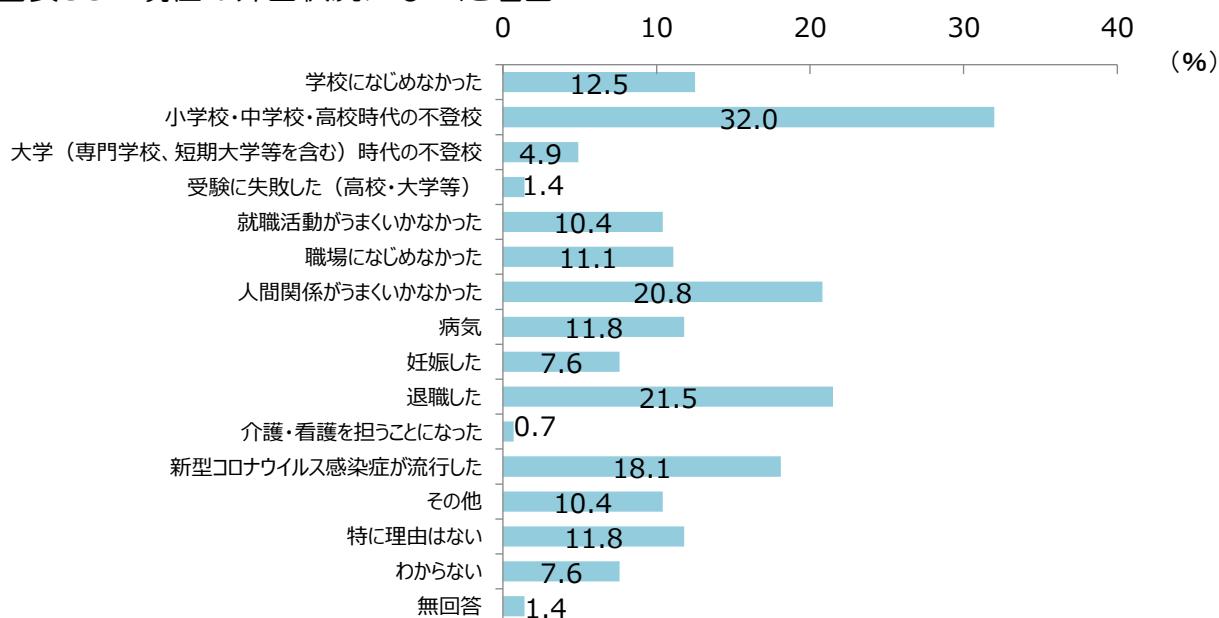
図表33 現在の外出状況になった年齢



図表34 現在の外出状況になってからの期間



図表35 現在の外出状況になった理由

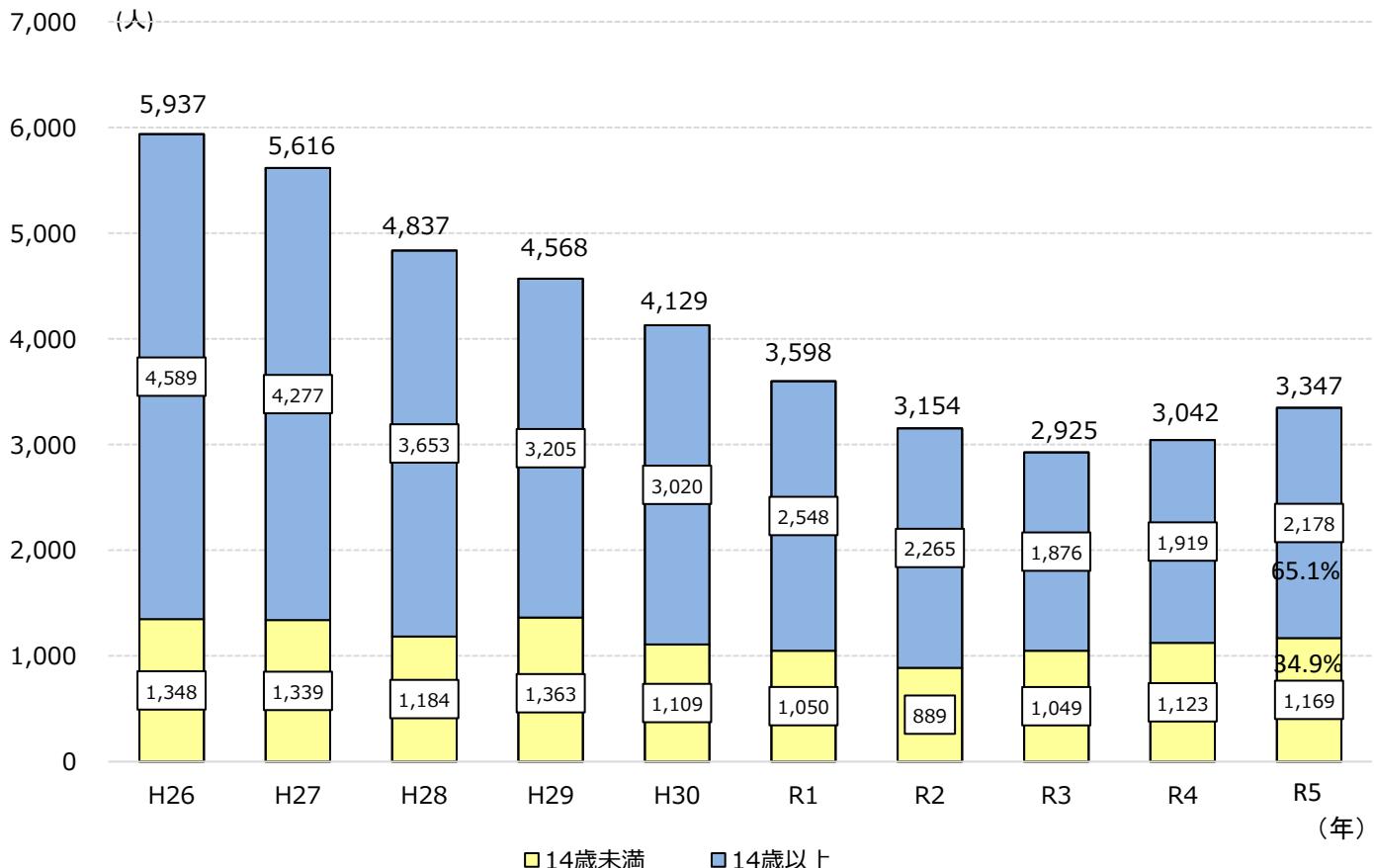


【資料】内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」より作成

# 19 刑法犯少年の検挙・補導人員

○ 都内における刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にあったものの、令和4年に増加に転じ、令和5年も増加しています。

図表36 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移



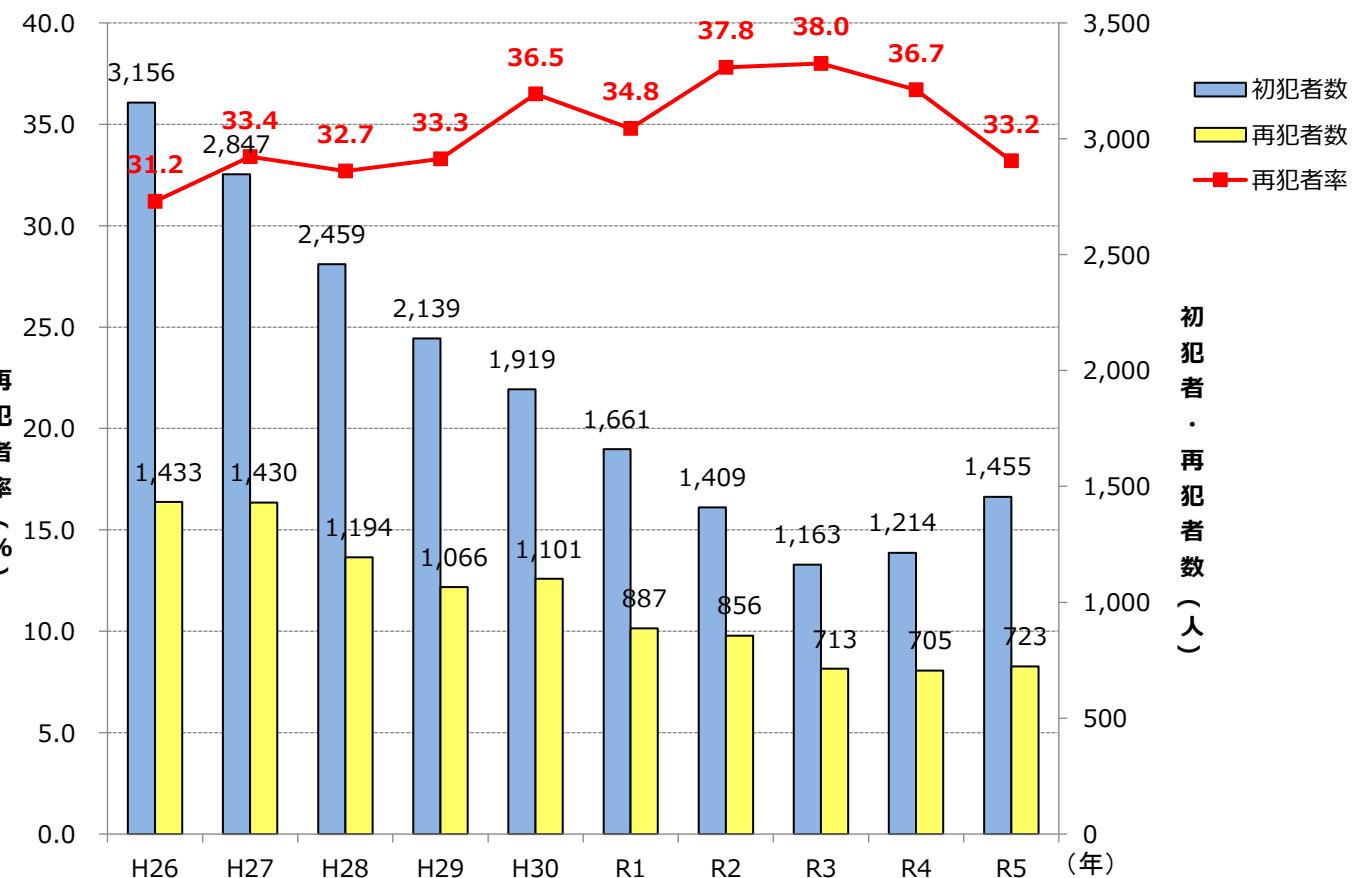
【資料】警視庁「令和5年中 少年育成活動の概況」より作成

## 20 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者の推移

○ 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者推移を見ると、令和3年まで減少傾向にありましたが、以降は横ばい傾向となっています。

再犯者率は33.2%で、前年比3.5ポイント減少しました。

図表37 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者等の推移



※対象年齢：14歳－19歳

※ 初犯者とは、過去に非行歴のない少年をいい、再犯者とは、過去に何らかの非行歴（同一罪種に限らず、触法及びぐ犯を含む。）のある少年をいう。

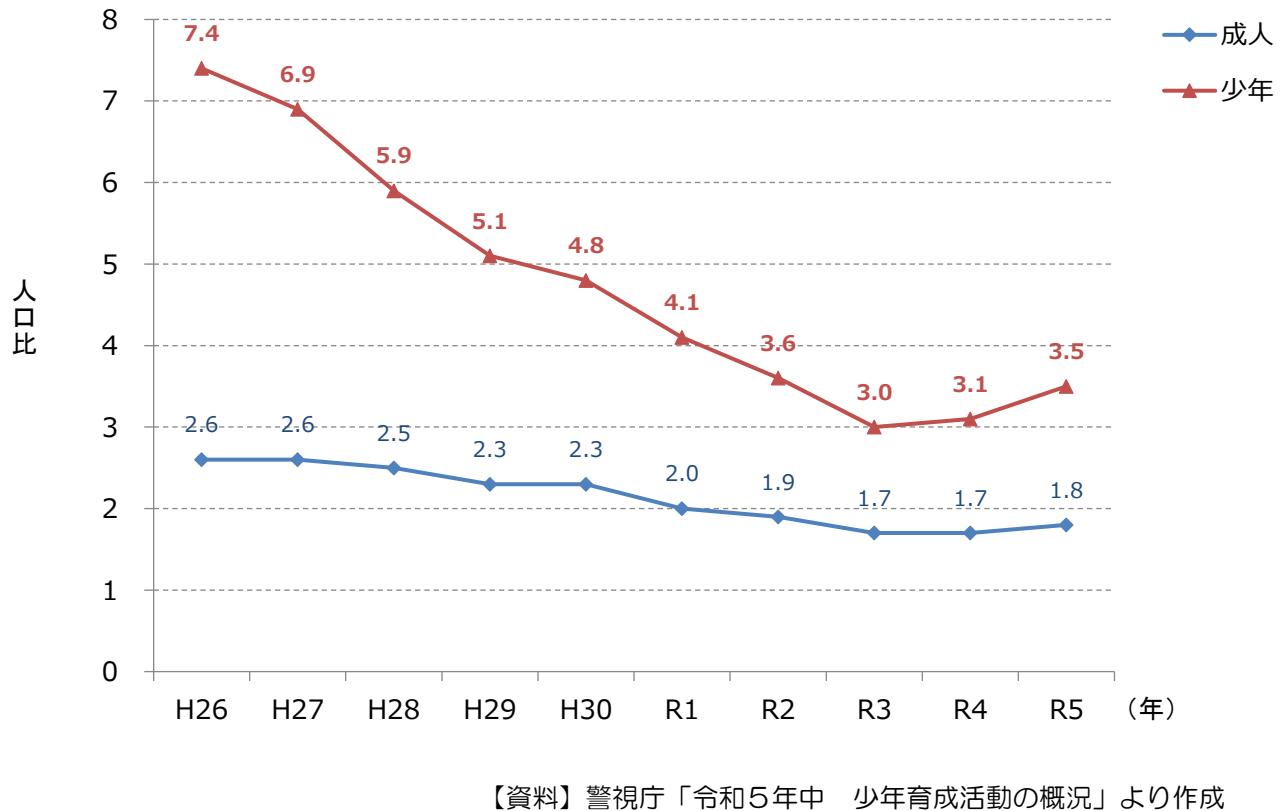
※再犯者率とは、刑法犯少年（犯罪少年）の検挙人員に占める再犯者の割合をいう。

【資料】警視庁「令和5年中 少年育成活動の概況」より作成

## 21 刑法犯成人、少年別人口比の推移

- 刑法犯における犯罪少年の人口比(同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員)推移を見ると、令和3年までは減少傾向にありましたが、令和4年から増加が続いています。令和5年の犯罪少年の人口比は3.5人で、成人人口比(1.8人)の約2倍でした。

図表38 刑法犯成人、少年別人口比の推移

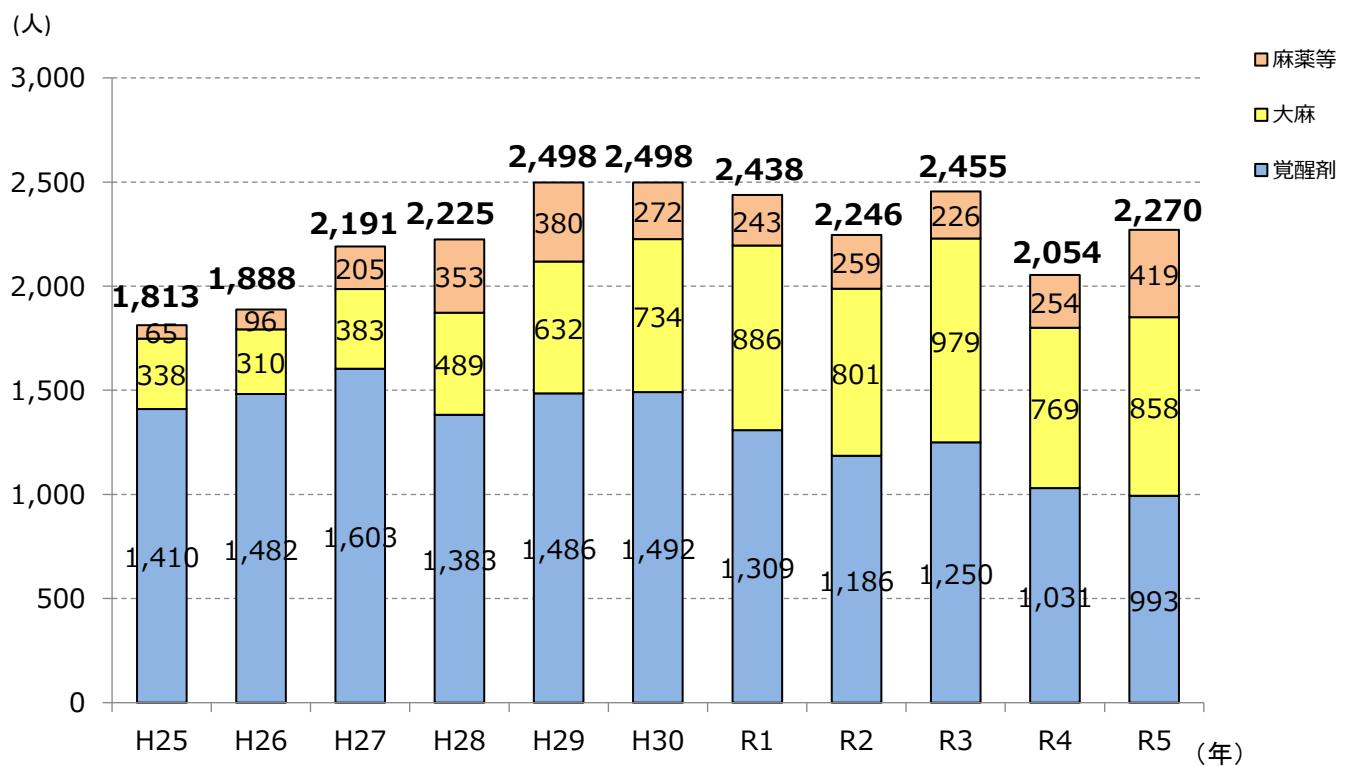


【資料】警視庁「令和5年中 少年育成活動の概況」より作成

## 22 薬物事犯検挙人員

- 令和5年における都内の薬物事犯(覚醒剤・大麻・麻薬等)検挙人員は2,270人となっています。そのうち、大麻検挙人員は、前年に比べ89人増加し、覚醒剤検挙人員に迫っています。

図表39 薬物事犯検挙人員

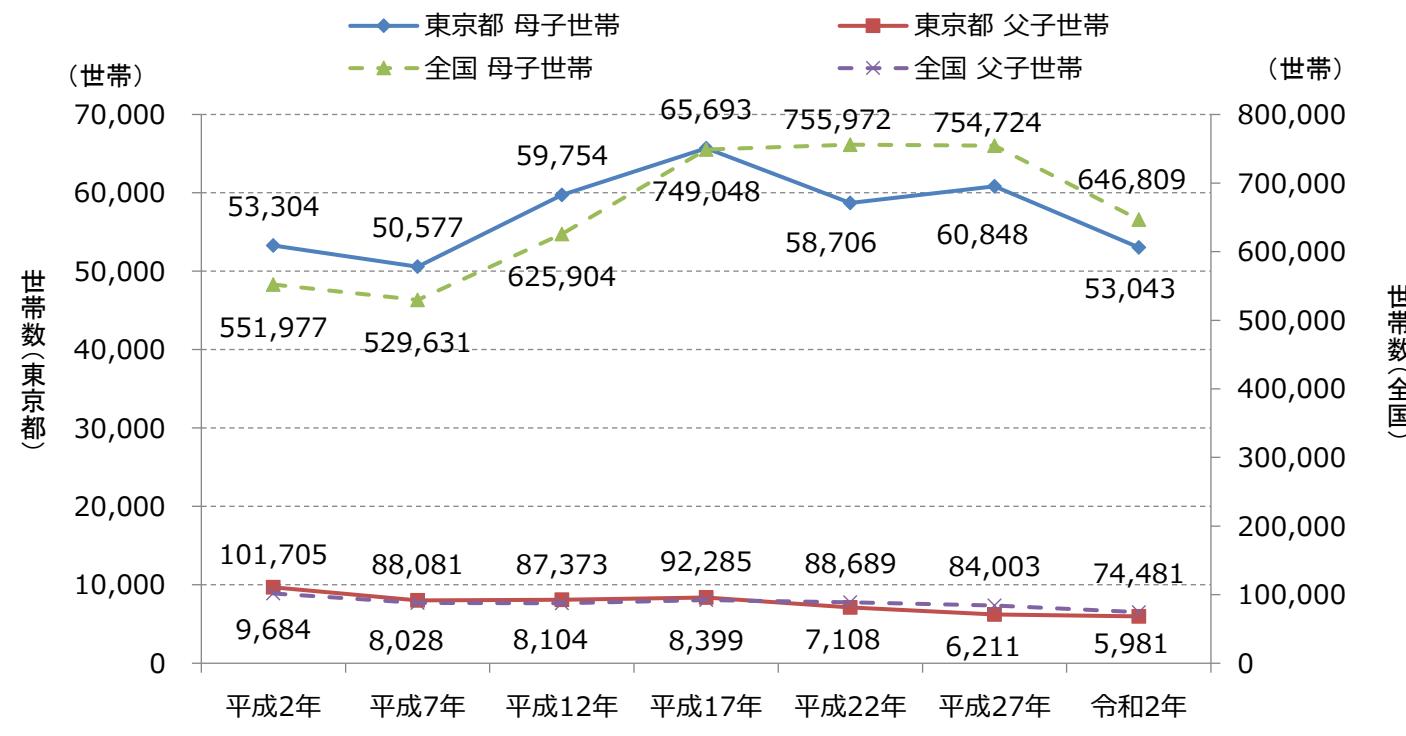


【資料】警視庁の統計（令和5年）より作成

## 23 ひとり親世帯の状況

- 令和2年の東京都のひとり親世帯の数は、母子世帯・父子世帯ともに前年に比べ減少しています。暮らし向きのことや子育てに関して今までに困ったことがあったか聞いたところ、「あった」の割合は79.7%となっています。

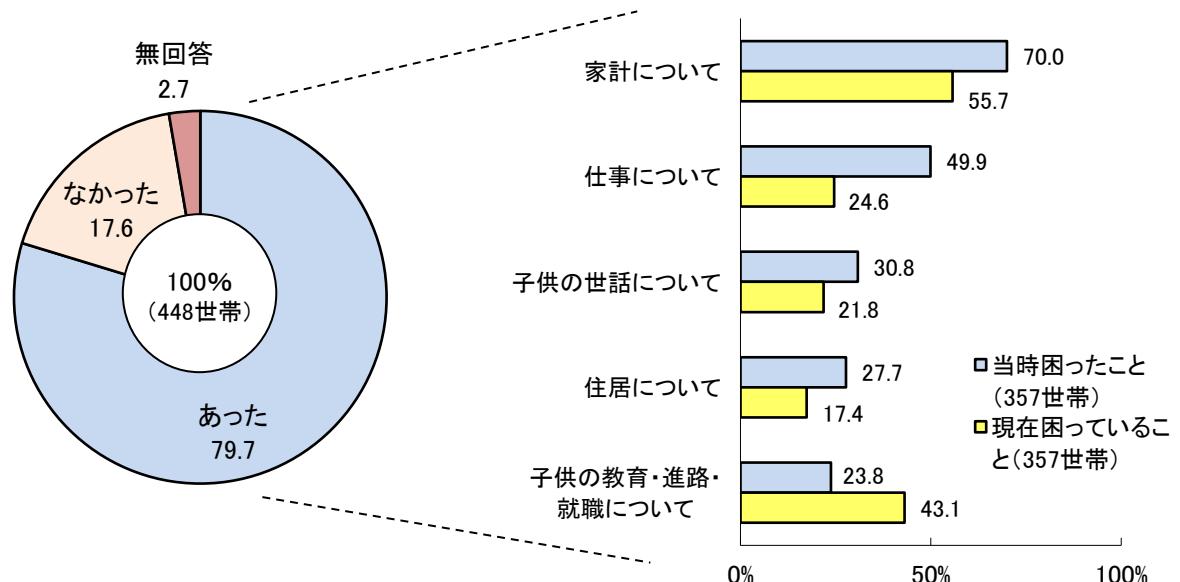
図表40 母子世帯と父子世帯数の推移



【資料】総務省「国勢調査」より作成

図表41 むらし向きで困窮した理由（現在ひとり親になった当時との比較）

「暮らし向きや子育てに関して今までに困ったことがあったひとり親（357世帯）の当時困ったこと及び現在困っていること」〔複数回答〕  
〔当時困ったこと、現在困っていること合計値 上位5位〕

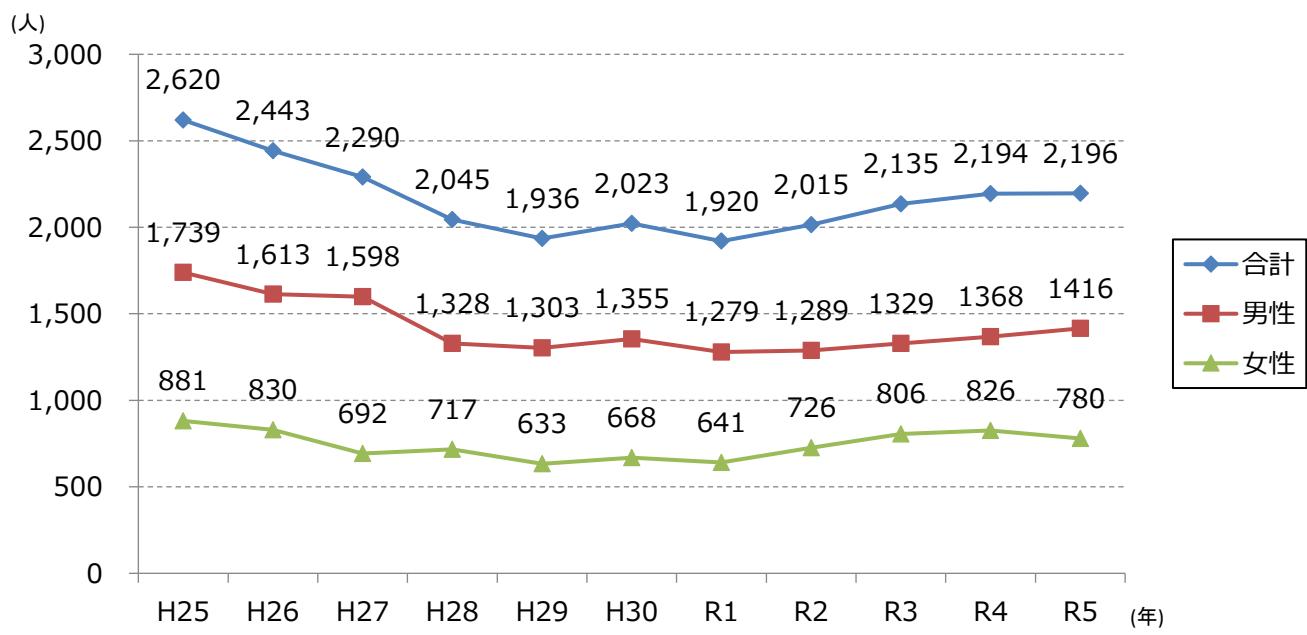


【資料】東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』」より作成

## 24 自殺者数の推移

- 東京都自殺者数は、増加傾向となっており、令和5年には2,196人となっています。  
10代、20代、30代の死因のトップは自殺となっています。

図表42 自殺者数の推移（東京都）



【資料】厚生労働省「人口動態統計」より作成

図表43 年齢別死因（令和5年、東京都）

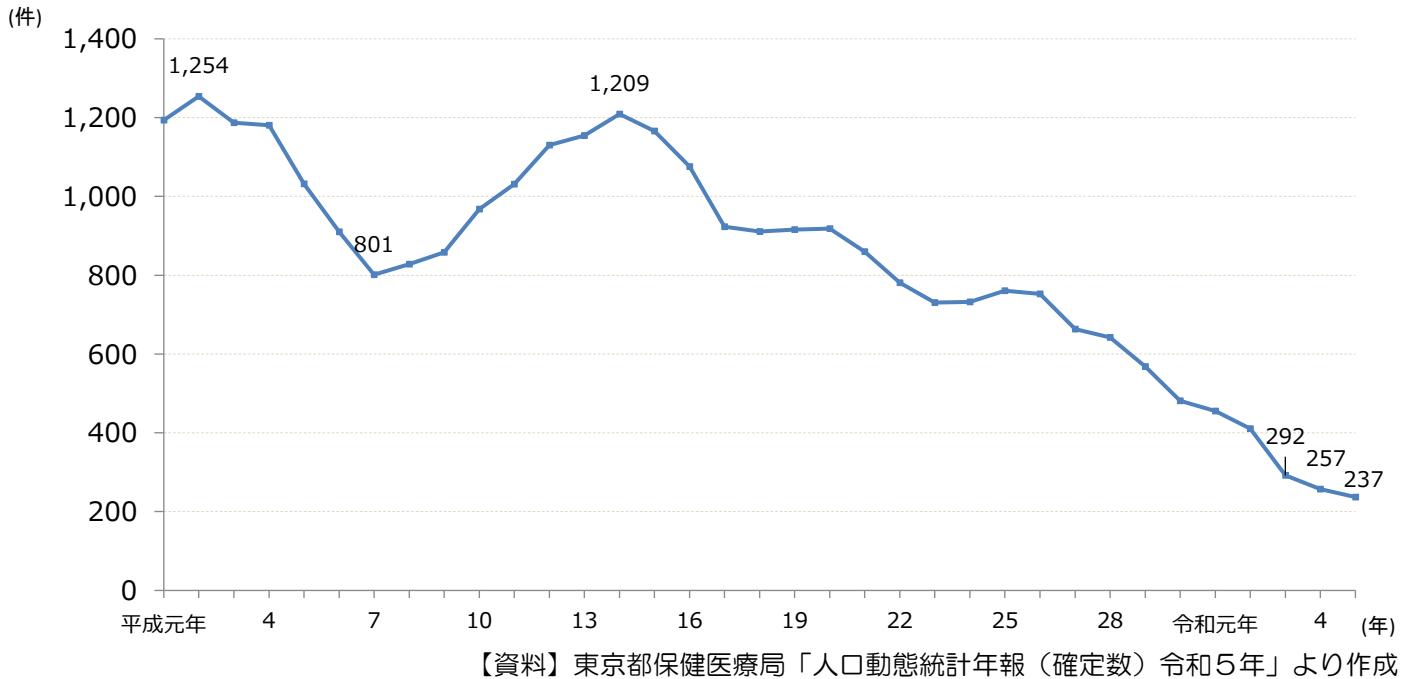
	10代	20代	30代	40代	50代	60代
1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2位	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	自殺	心疾患	心疾患
3位	不慮の事故	不慮の事故	心疾患	心疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
4位	心疾患	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患	自殺	肝疾患
5位	先天奇形、変形 及び染色体異常	脳血管疾患 先天奇形、変形 及び染色体異常	脳血管疾患	肝疾患	肝疾患	不慮の事故

【資料】厚生労働省「人口動態統計」より作成

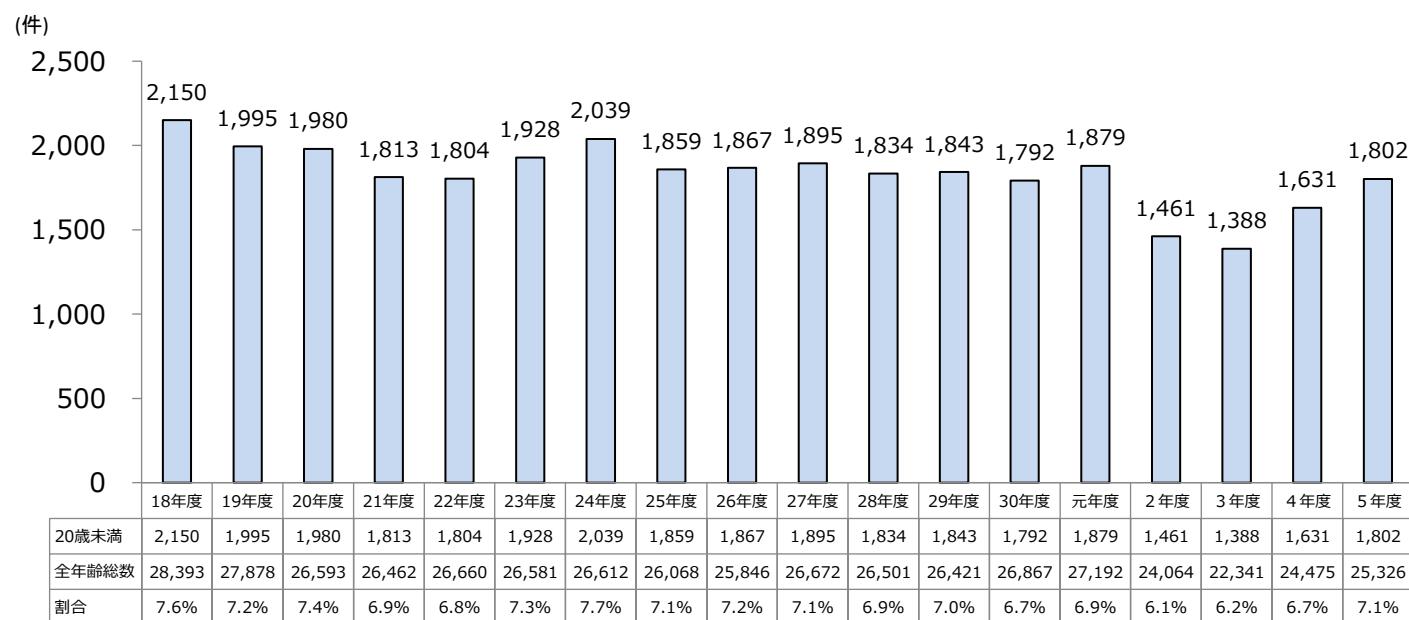
## 25 10代の出産・人工中絶件数

- 東京都の20歳未満の出生数は減少傾向となっており、令和5年には237人となっています。一方、10代の人工中絶数は前年度より171人増加しました。

図表44 20歳未満の出生数



図表45 20歳未満の人工中絶件数



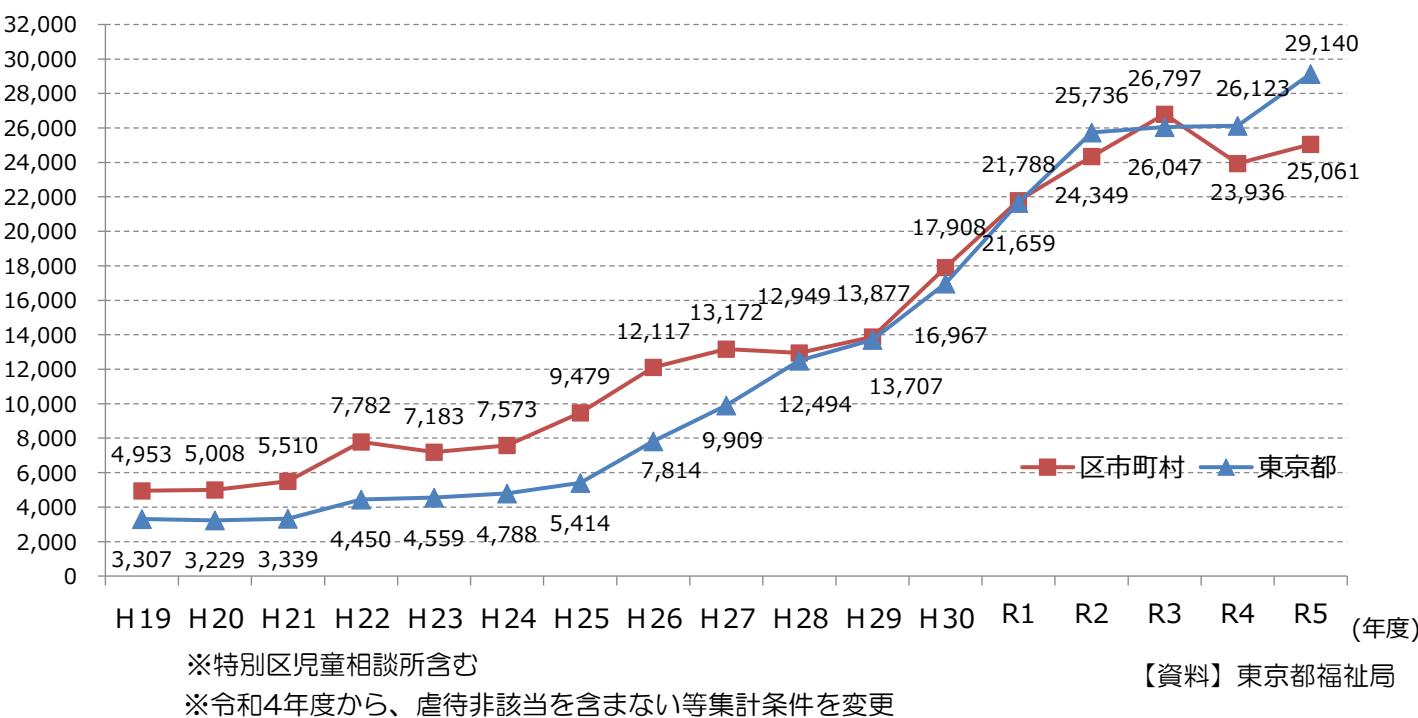
【資料】厚生労働省「（各年度）衛生行政報告例」より作成

## 26 児童虐待対応

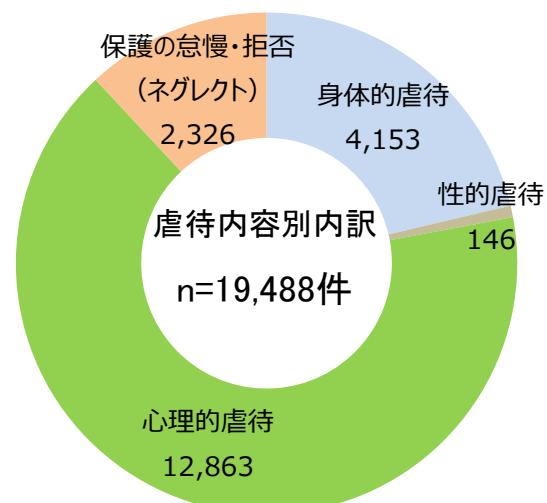
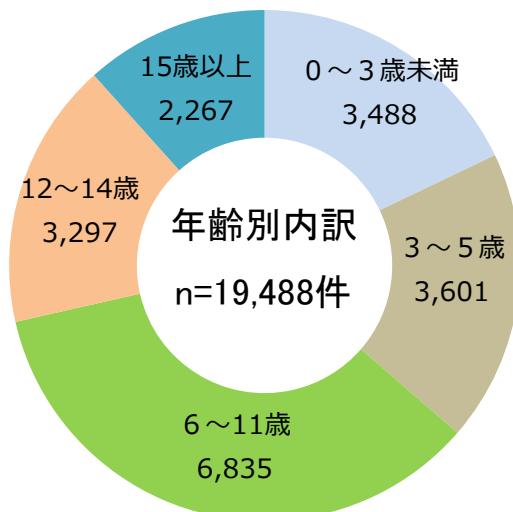
○ 東京都における令和5年度の児童虐待相談の対応件数は29,140件、区市町村における児童虐待相談の対応件数は25,061件となっています。

図表46 児童虐待相談の対応件数

(件)



図表47 令和5年度虐待相談対応状況（東京都）



※非該当を含まない

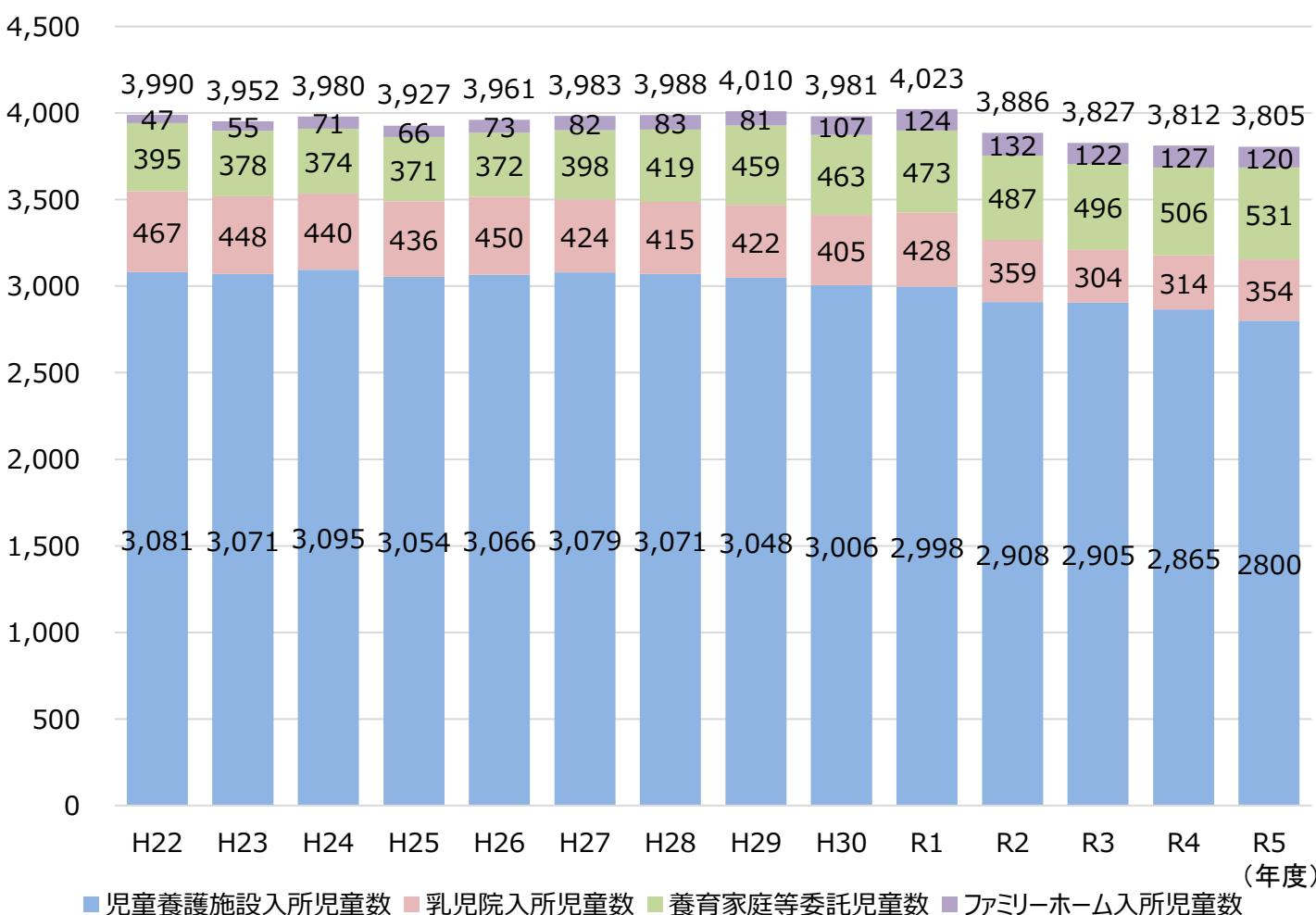
※「虐待対応」は特別区児童相談所設置に伴い、援助未決定で移管したケースを含む等、集計条件を変更

## 27 社会的養護の下で育つ児童数の推移

○ ここ数年、児童養護施設等の社会的養護施設の下で育つ子供たちは、約4千人にて推移しています。内訳をみると、乳児院入所児童数、養育家庭等委託児童数が増加しています。

図表48 児童養護施設・乳児院入所及び里親委託数の推移

(人)



■児童養護施設入所児童数 ■乳児院入所児童数 ■養育家庭等委託児童数 ■ファミリーホーム入所児童数

※児童養護施設入所児童及び乳児院入所児童数については各年度3月1日現在、養育家庭等委託児童数及びファミリーホーム入所児童数については各年度末現在

【資料】東京都福祉局資料より作成

## 28 児童養護施設等退所者の雇用状況

### 【調査の概要】

<調査時期>令和2年12月9日から令和3年1月31日まで

<調査対象者>

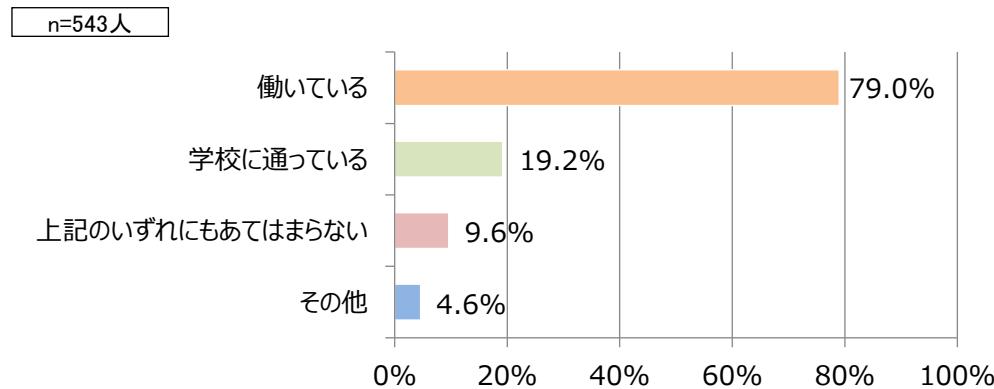
児童養護施設や児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親から退所した人

<回答者数>545人

※設問ごとに総回答数から「無記入」を除いた有効回答数を母数とした。

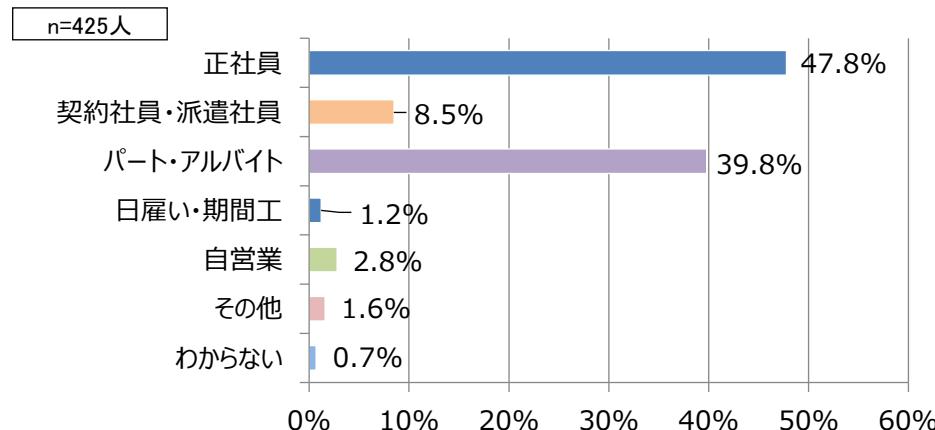
- 現在の就労・就学の状況について聞いたところ、「働いている」割合は79.0%、「学校に通っている」が19.2%、「上記のいずれにもあてはまらない」が9.6%となっています。

図表49 現在の就労・就学の状況（複数回答）



図表50 雇用形態（複数回答）

- 雇用形態については、「正社員」の割合が47.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」(39.8%)、「派遣・契約社員」(8.5%)となっています。



図表51 退所後に就いた最初の仕事をすでに辞めている方の継続期間

- 退所後に就いた最初の仕事について、「すでに辞めている」を回答した人にたずねたところ、「1年～3年未満」の割合が最も高く45.2%となっている。次いで、「3ヶ月～6ヶ月未満(15.9%)」、「1ヶ月～3ヶ月未満(11.9%)」、「3年以上(11.9%)」となっている。

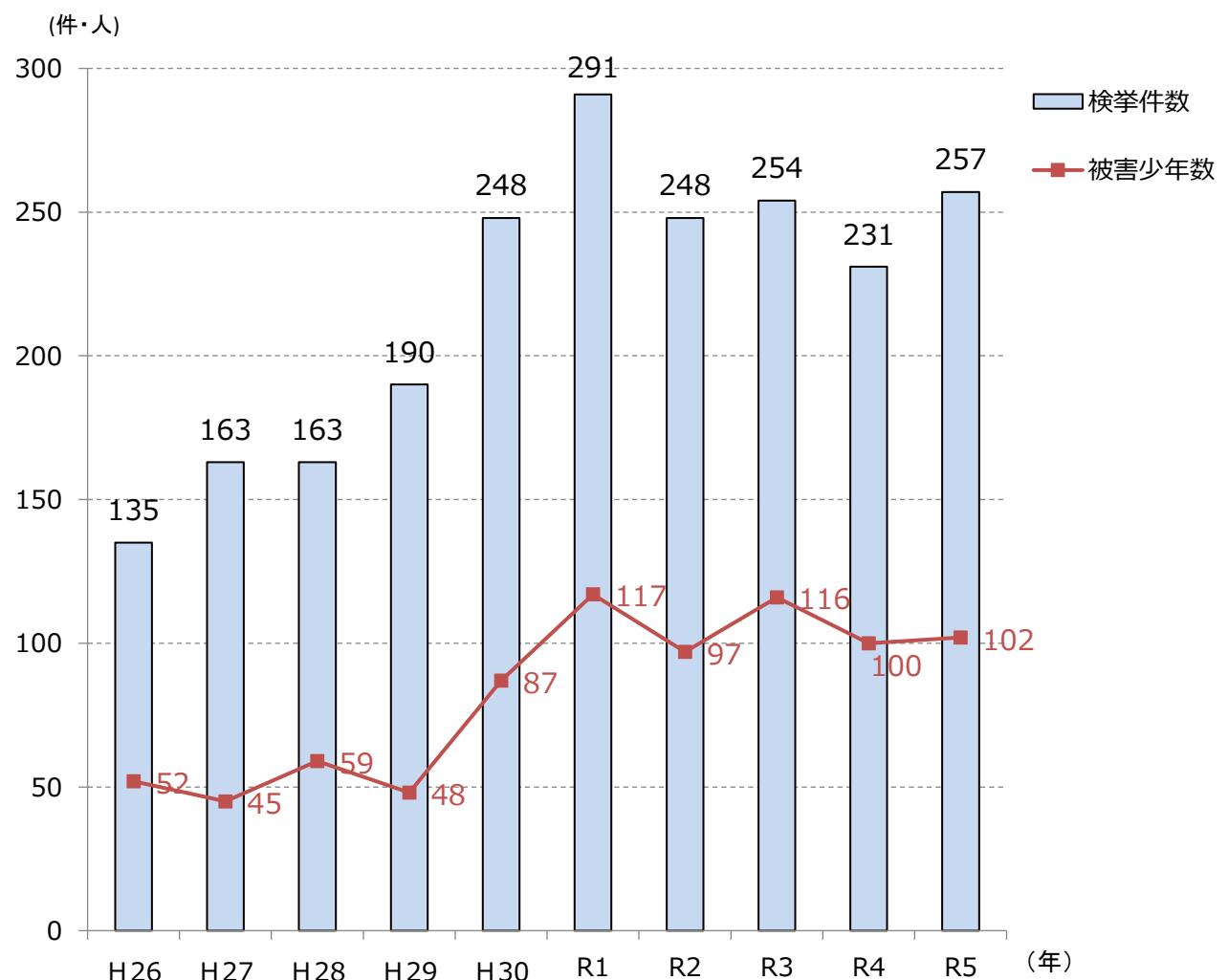
1ヶ月以内	1ヶ月～3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～12ヶ月未満	1年～3年未満	3年以上
4.0%	11.9%	15.9%	11.1%	45.2%	11.9%

【資料】東京都福祉局「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査【報告書】」より作成

## 29 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害少年数の推移

- 令和5年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は、前年から26件増加となっています。被害少年数は、前年から2人増加となっています。

図表52 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害少年数の推移

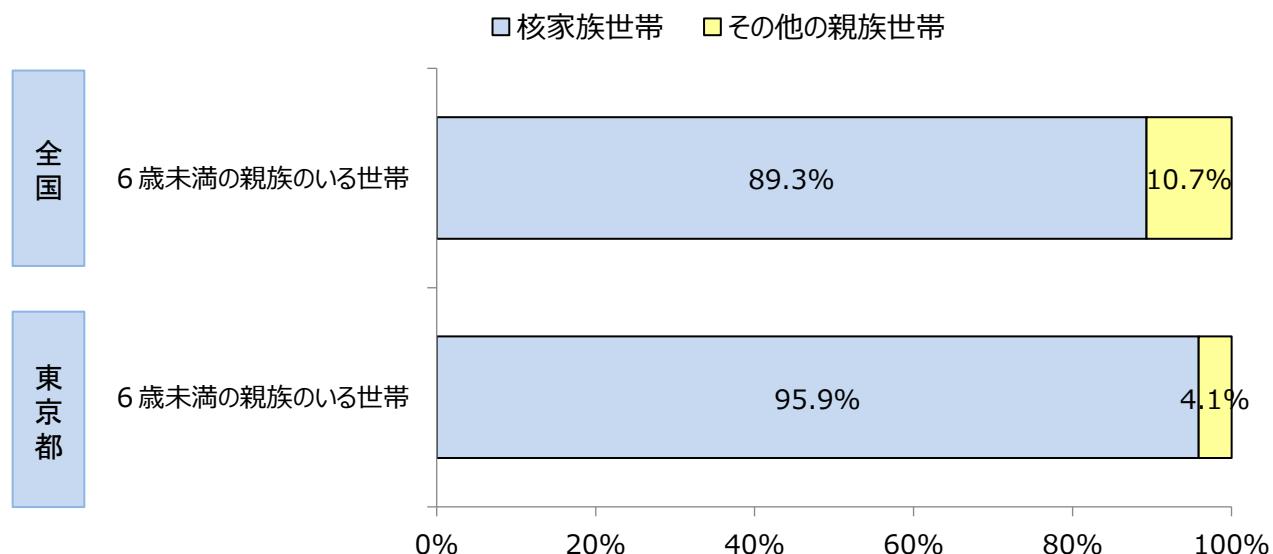


【資料】警視庁の統計より作成

## 30 子供のいる世帯の家族類型

- 子供のいる世帯の家族類型は、核家族が主流となっています。  
6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、令和2年の東京都の核家族世帯の割合は、95.9%となっており、全国の割合(89.3%)より高い状況です。

図表53 子供のいる世帯の家族類型（令和2年全国、東京都）

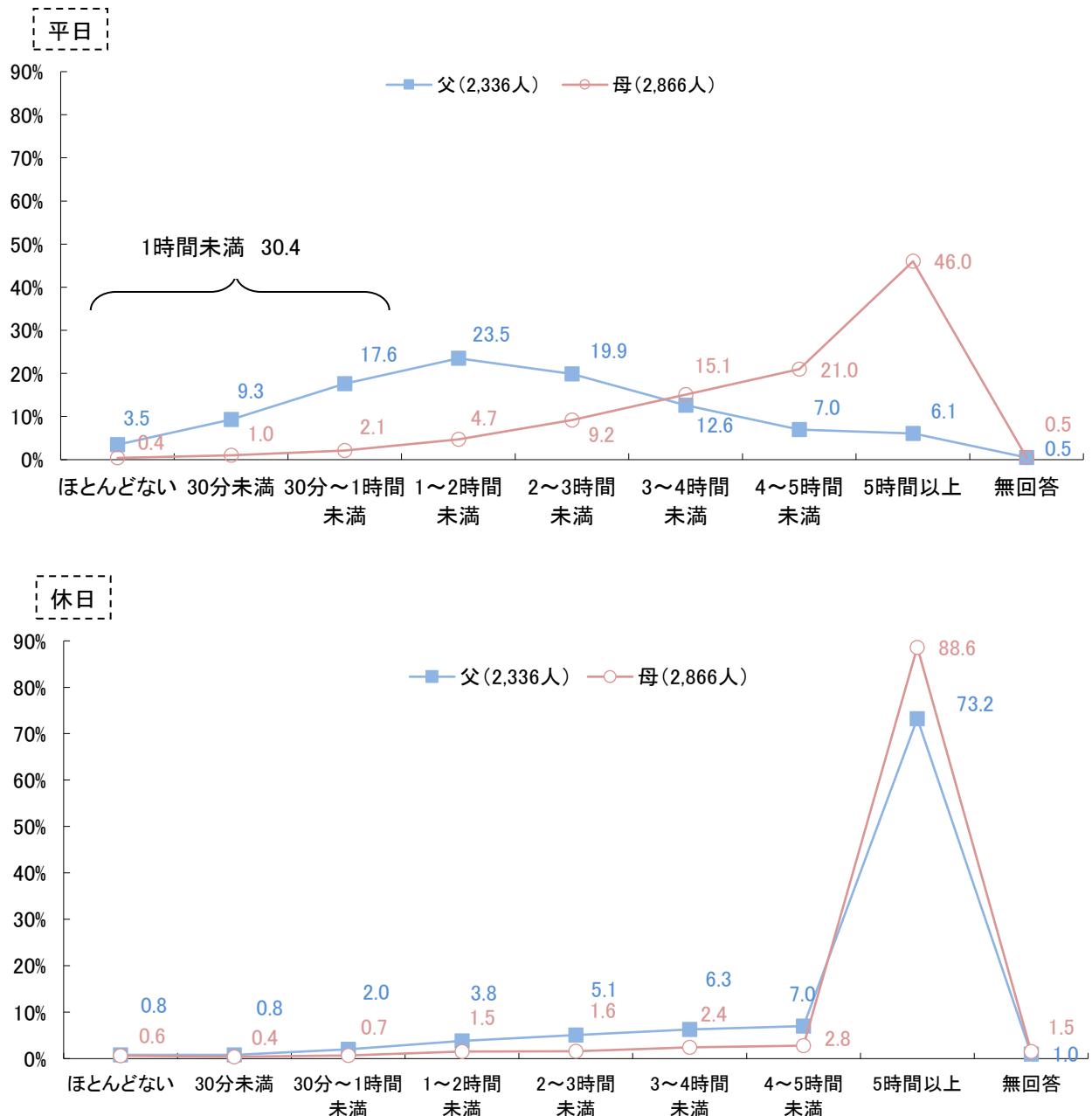


【資料】】総務省「令和2年国勢調査」より作成

# 31 子供と一緒に過ごす時間

- 家族、特に子供と一緒に過ごす時間については、父と母さらに平日と休日とで、偏りが生じています。平日に子供と一緒に過ごす時間について、「1時間未満」の父親が3割を超えています。一方で、休日については、父母ともに5時間以上の割合が最も多くなっています。

図表54 子供と一緒に過ごす時間（平日と休日）



【資料】東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』」より作成

## 32 父母の帰宅時間

- 帰宅時間についてみると、働いている父親は「午後7時～午後7時59分」の割合が19.0%で最も高く、次いで「午後8時～午後8時59分」が16.8%となっています。
- 母は、「午後6時～午後6時59分」の割合が26.7%で最も高くなっています。

図表55 父母の帰宅時間

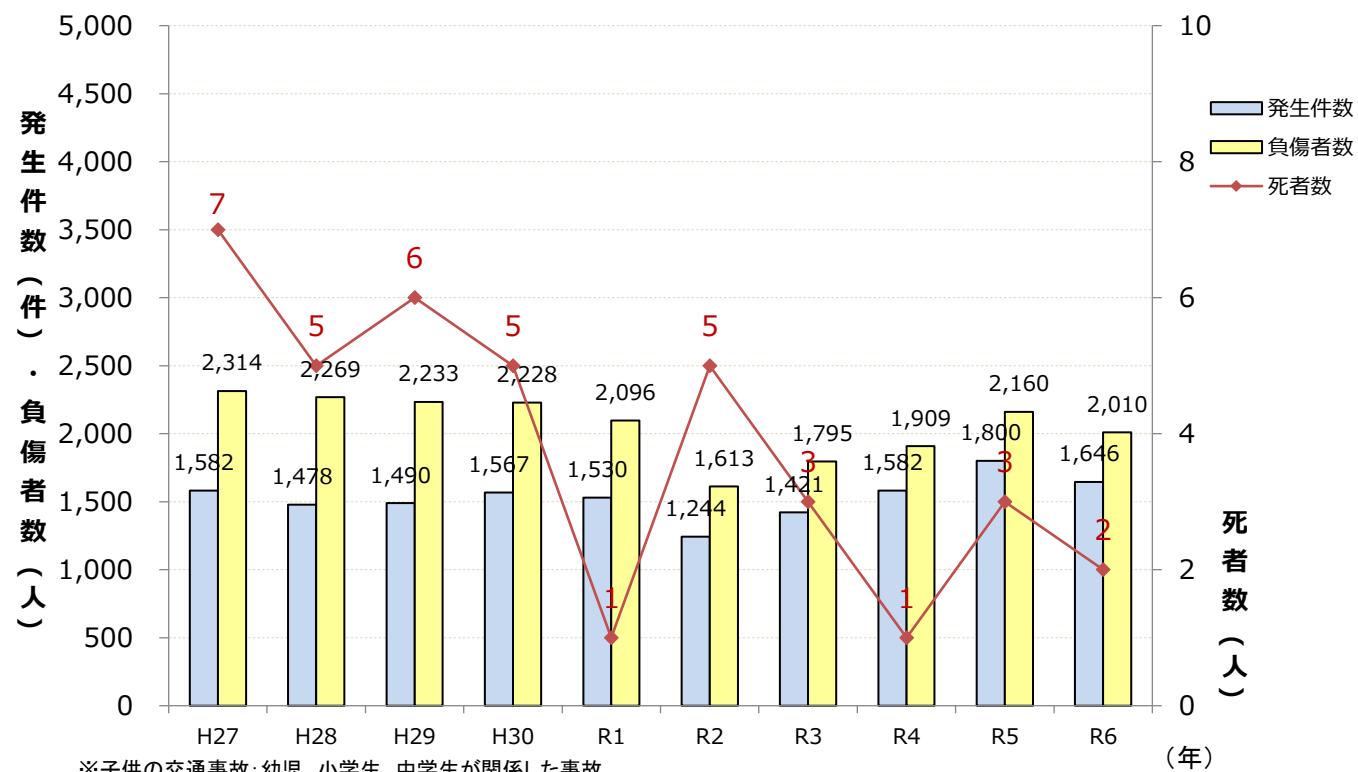


【資料】東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』」より作成

### 33 子供の交通事故

- 子供(幼児～中学生)の交通人身事故は、前年と比べ発生件数、死者数ともに減少しましたが、発生件数は過去10年間で2番目に多くなっています。

図表56 子供の交通人身事故発生状況



※子供の交通事故: 幼児、小学生、中学生が関係した事故

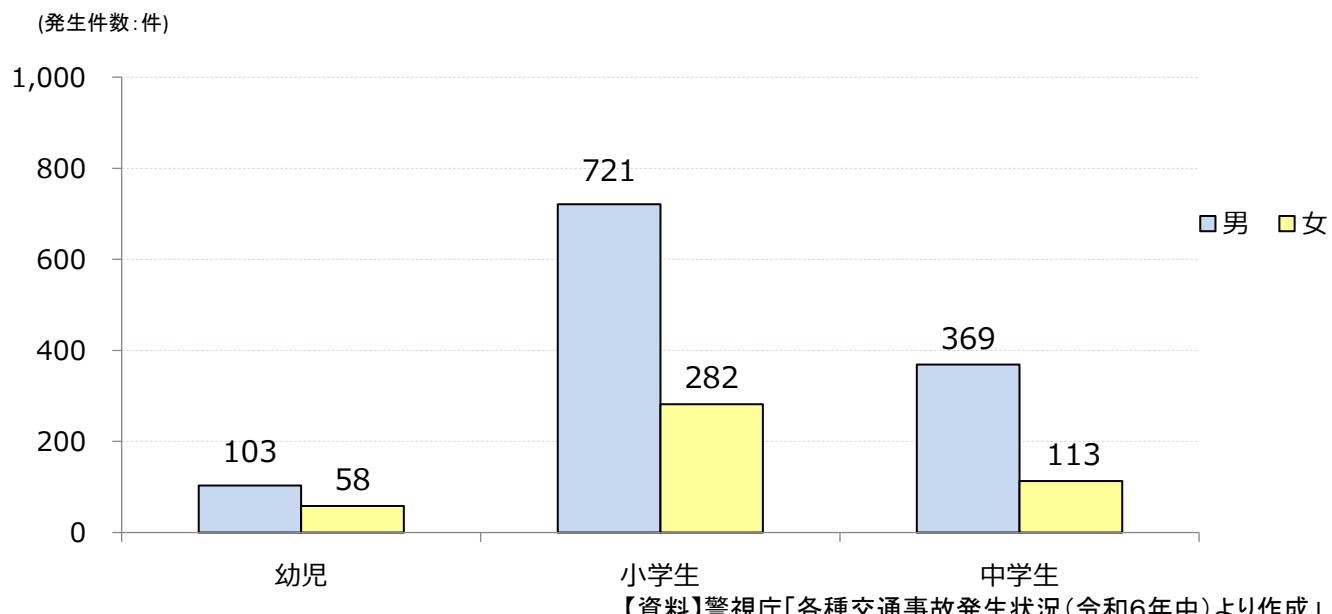
※発生件数: 子供が第1、第2当事者となった事故の合計件数

※死者数・負傷者数: 車両同乗等を含む子供の被害者数

※令和元年の表記には平成31年1月から4月を含む

※表中の数字は2025年1月10日現在のものであり、今後修正される可能性がある

図表57 令和6年中の子供の交通人身事故発生状況（男女別）



【資料】警視庁「各種交通事故発生状況(令和6年中)より作成」

## 34 インターネットに接続する機器の利用状況

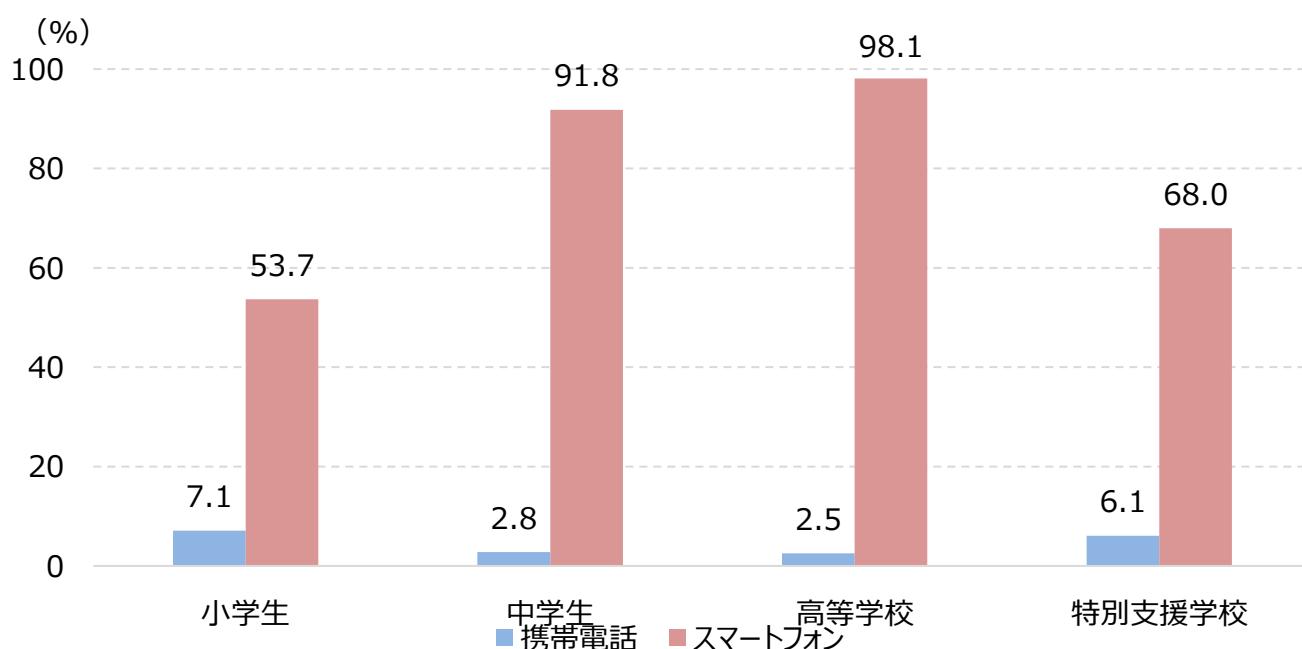
- 児童・生徒がインターネットを利用するための機器の割合として、全体では「タブレット端末・パソコン」71.7%、「スマートフォン」68.1%、「ゲーム機」56.8%、「携帯型音楽プレーヤー」7.7%、「携帯電話」5.6%の順に割合が高くなっています。小学校・特別支援学校で「タブレット端末・パソコン」が最も高く、中学校・高等学校で「スマートフォン」が最も高くなっています。

図表58 インターネットを利用するための機器（学校種別）

学校種	児童・生徒数	インターネットを利用するための機器の割合 (%)				
		①携帯電話	②スマートフォン	③タブレット端末・パソコン	④ゲーム機	⑤携帯型音楽プレーヤー
全体	11,662	5.6	68.1	71.7	56.8	7.7
小学校	7,069	7.1	53.7	74.2	59.8	8.4
中学校	2,395	2.8	91.8	66.2	60.3	6.9
高等学校	1,508	2.5	98.1	67.8	44.1	5.0
特別支援学校	690	6.1	68.0	72.8	42.3	9.9

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

<携帯電話・スマートフォンの利用率>（上記表より抜粋）



## 35 生成AIの利用・活用状況

○ 児童・生徒の生成AIの利用状況について、全体で「使ったことがない」85.3%の割合が高くなっています。また、「使ったことがある」は14.7%となっています。

また、生成AIを活用している教員の有無について、全体では「いる」29.4%で「いない」70.6%となっています。

図表59 自宅でインターネットを使って学習をする際の生成AIの利用状況（学校種別）

学校種	児童・生徒数	生成AIの利用状況の割合 (%)	
		①使ったことがある	②使ったことがない
全体	11,662	14.7	85.3
小学校	7,069	11.7	88.3
中学校	2,395	19.6	80.4
高等学校	1,508	21.7	78.3
特別支援学校	690	13.3	86.7

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

図表60 生成AI等を活用して授業準備や教材研究を行っている教員の有無（学校種別）

学校種	学校数	教員の生成AI等の活用状況の割合 (%)	
		①いる	②いない
全体	102	29.4	70.6
小学校	44	36.4	63.6
中学校	28	28.6	71.4
高等学校	15	26.7	73.3
特別支援学校	15	13.3	86.7

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

# 36 一日のインターネット利用時間（ゲーム）

○ 各学校種の児童・生徒における一日のインターネット利用時間（ゲーム）の割合では、全体で「ほとんど使わない」28.4%、「1時間程度」27.5%、「2時間程度」17.6%の順に割合が高くなっています。

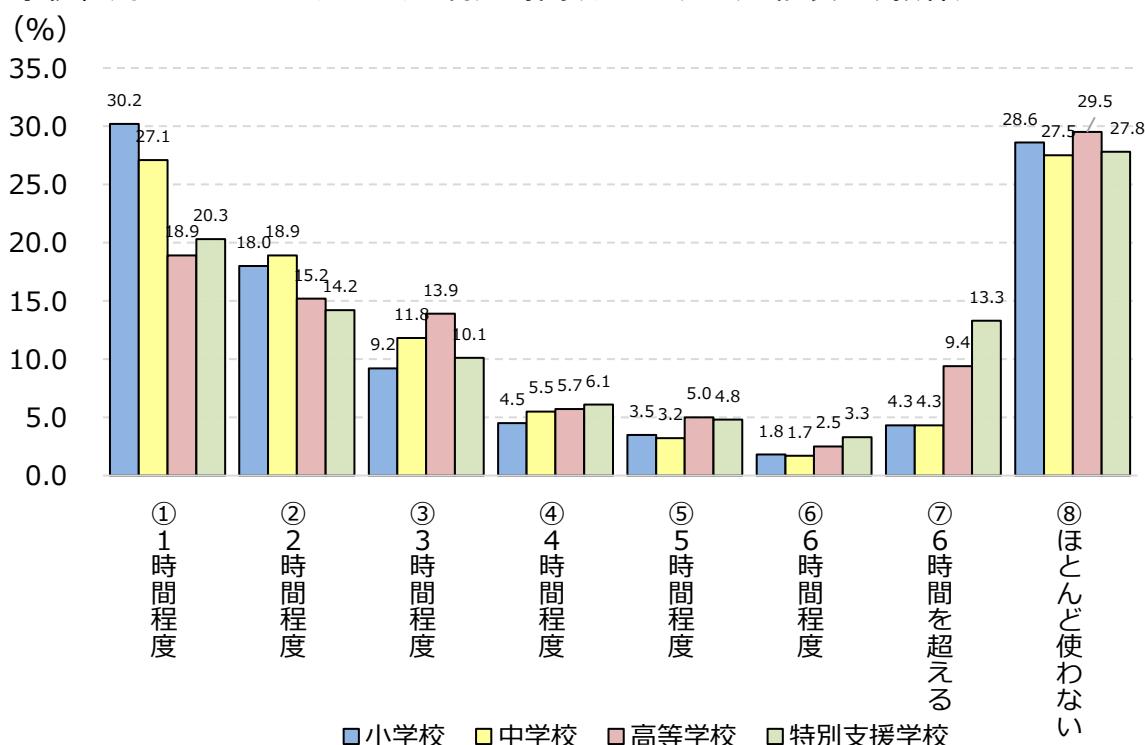
小学校で「1時間程度」が最も高く、中学校・高等学校・特別支援学校で「ほとんど使わない」が最も高くなっています

図表61 一日のインターネット利用時間（ゲーム）（学校種別）

学校種	児童・生徒数	一日のインターネット利用時間（ゲーム）の割合（%）							
		① 1時間程度	② 2時間程度	③ 3時間程度	④ 4時間程度	⑤ 5時間程度	⑥ 6時間程度	⑦ 6時間を超える	⑧ほとんど使わない
全体	11,662	27.5	17.6	10.4	4.9	3.7	1.9	5.5	28.4
小学校	7,069	30.2	18.0	9.2	4.5	3.5	1.8	4.3	28.6
中学校	2,395	27.1	18.9	11.8	5.5	3.2	1.7	4.3	27.5
高等学校	1,508	18.9	15.2	13.9	5.7	5.0	2.5	9.4	29.5
特別支援学校	690	20.3	14.2	10.1	6.1	4.8	3.3	13.3	27.8

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

<学校種別 一日のインターネット利用時間(ゲーム)> (上記表より抜粋)



【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

### 37 一日のインターネット利用時間（SNS）

○ 各学校種の児童・生徒における一日のインターネット利用時間（SNS）の割合では、全体で「ほとんど使わない」45.5%、「1時間程度」21.4%、「2時間程度」12.0%の順に割合が高くなっています。

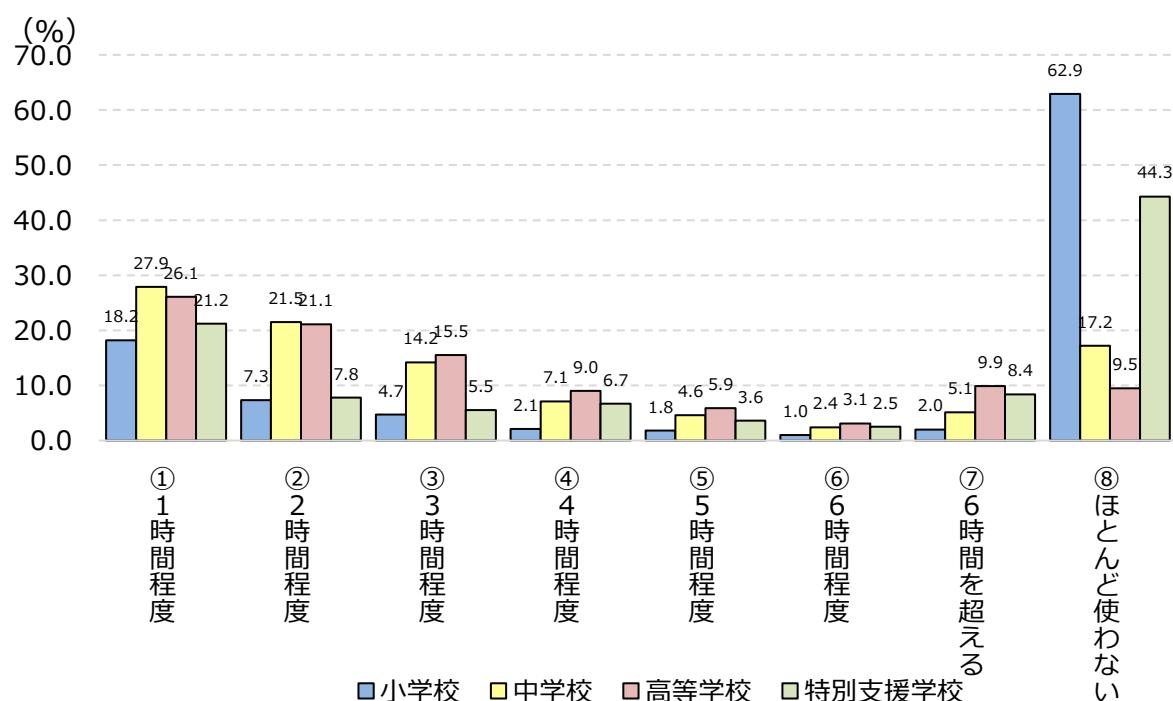
小学校・特別支援学校で「ほとんど使わない」が最も高く、中学校・高等学校で「1時間程度」が最も高くなっています。

図表62 一日のインターネット利用時間（SNS）（学校種別）

学校種	児童・生徒数	一日のインターネット利用時間（SNS）の割合（%）							
		①1時間程度	②2時間程度	③3時間程度	④4時間程度	⑤5時間程度	⑥6時間程度	⑦6時間を超える	⑧ほとんど使わない
全体	11,662	21.4	12.0	8.1	4.3	3.0	1.6	4.1	45.5
小学校	7,069	18.2	7.3	4.7	2.1	1.8	1.0	2.0	62.9
中学校	2,395	27.9	21.5	14.2	7.1	4.6	2.4	5.1	17.2
高等学校	1,508	26.1	21.1	15.5	9.0	5.9	3.1	9.9	9.5
特別支援学校	690	21.2	7.8	5.5	6.7	3.6	2.5	8.4	44.3

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

<学校種別 一日のインターネット利用時間（SNS）>（上記表より抜粋）



【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

## 38 インターネット利用によるトラブルの有無

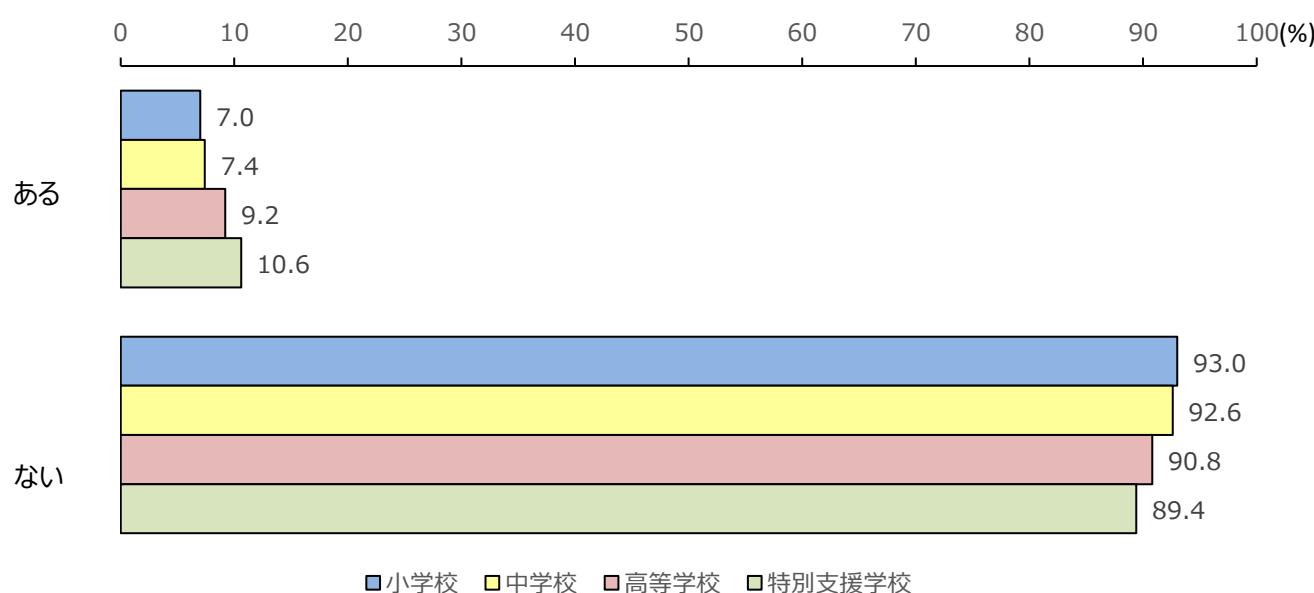
- 全体では「ない」が 92.4%で高く、「ある」は 7.6%となっています。また、すべての学校種で「ない」が高くなっています。

図表63 インターネット利用時のトラブルや嫌な思いの経験の有無（学校種別）

学校種	児童・生徒数	インターネット利用時の トラブルや嫌な思いの経験の有無の割合	
		① あ る	② な い
全体	11,662	7.6	92.4
小学校	7,069	7.0	93.0
中学校	2,395	7.4	92.6
高等学校	1,508	9.2	90.8
特別支援学校	690	10.6	89.4

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

<学校種別 インターネット利用時のトラブルや嫌な思いの経験の有無>（上記表より抜粋）



【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

## 39 インターネット利用によるトラブルの内容

○「その他」を除くと、全体では「メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友だちとけんかになった」49.2%、「グループ内や、誰もが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた」26.5%、「無料通話アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした」19.5%の順に割合が高くなっています。

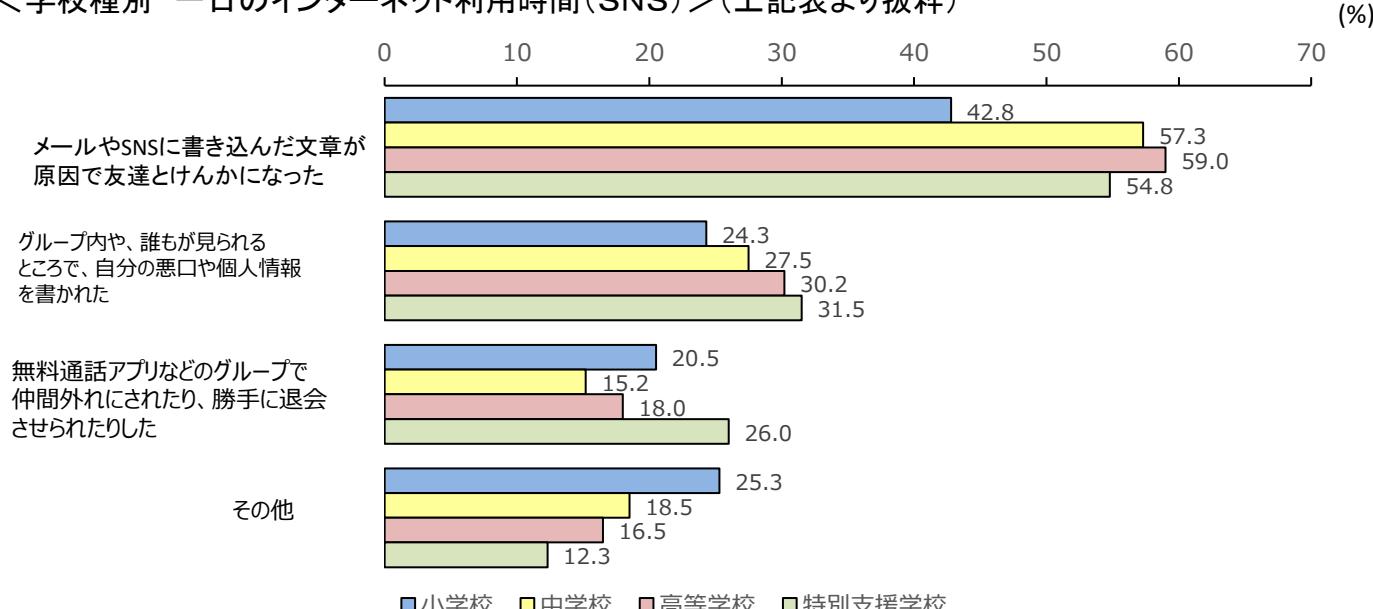
すべての学校種で「メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友だちとけんかになった」が最も高くなっています。

図表64 インターネット利用によるトラブルや嫌な思いをした経験の内容（学校種別）

学校種	児童・生徒数	トラブルや嫌な思いをした経験の内容の割合 (%)			
		① けだめん文 か章ル にがや な原 つた でに 友 だき込 とん	② た悪らグ られル やる一 個人情 報とこ 内や、 情報で、 を書か 自もが れの見	③ れたル無 たり、ブ 通話ア 勝で仲 手間外 に退会 にされ させられ るが	④ その他
全体	888	49.2	26.5	19.5	21.5
小学校	498	42.8	24.3	20.5	25.3
中学校	178	57.3	27.5	15.2	18.5
高等学校	139	59.0	30.2	18.0	16.5
特別支援学校	73	54.8	31.5	26.0	12.3

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

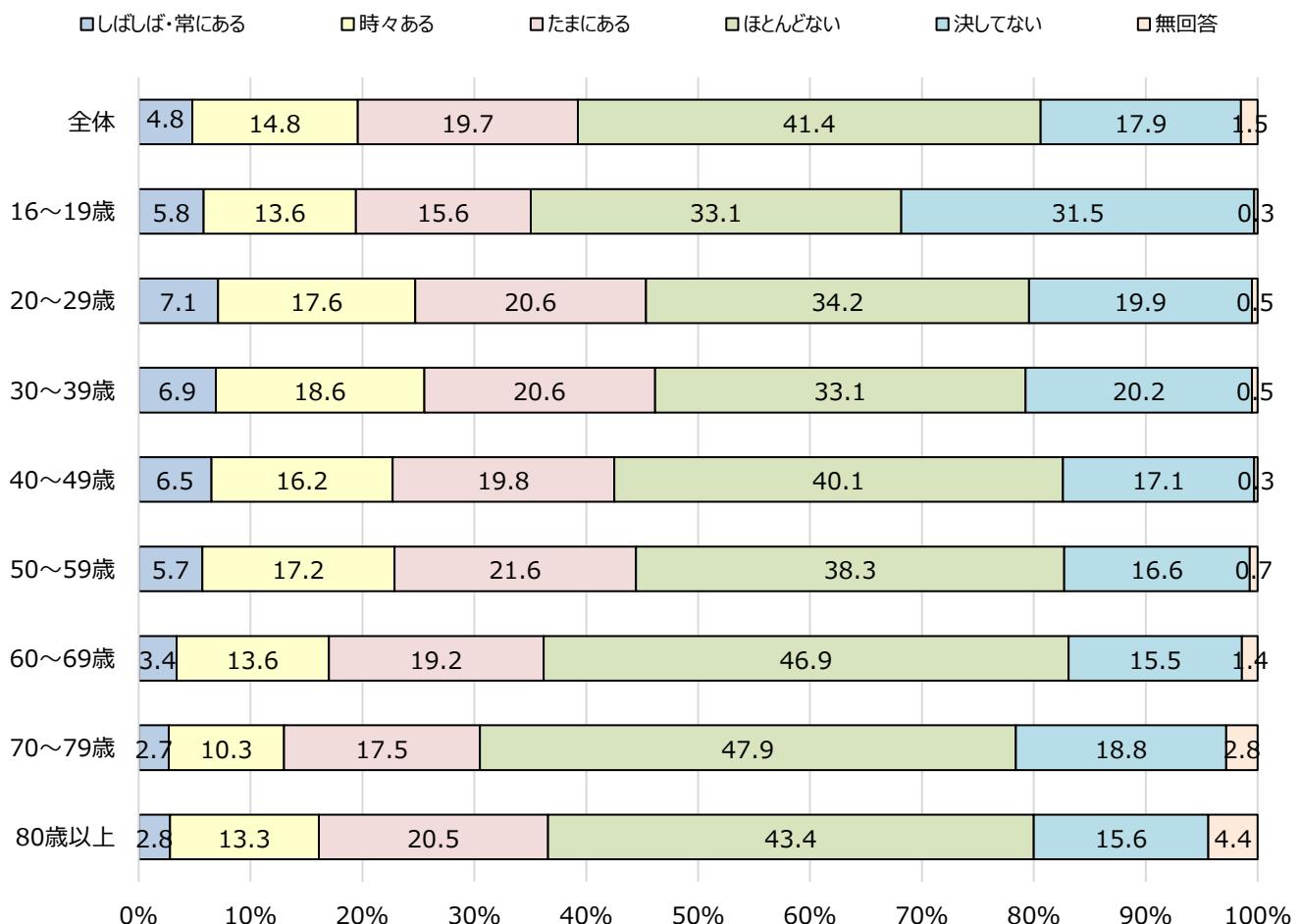
<学校種別 一日のインターネット利用時間(SNS)>（上記表より抜粋）



## 40 年齢階級別孤独感

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代から50歳代で高くなっています。

図表65 年齢階級別孤独感（直接質問）



※直接質問：「孤独」について、直接的に質問する内容

内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査(令和5年)調査結果の概要」より作成

## ▶ 3-1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日 法律第71号）

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようとするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 削除
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようとするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

#### （基本理念）

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を

十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

#### （国の責務）

**第三条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (法制上の措置等)

**第五条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告)

**第六条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

### (子ども・若者育成支援施策の基本)

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### (子ども・若者育成支援推進大綱)

**第八条** 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関

### する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するため必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

### (都道府県子ども・若者計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### (国民の理解の増進等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

### (社会環境の整備)

**第十一條** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (意見の反映)

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### (子ども・若者総合相談センター)

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

### (関係機関等による支援)

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

### (関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

### (調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

### (人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知識を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (子ども・若者支援地域協議会)

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したとき

は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

#### (協議会の事務等)

- 第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

#### (子ども・若者支援調整機関)

- 第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。
- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。
- 3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

#### (子ども・若者指定支援機関)

- 第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうち

から一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

#### (指定支援機関への援助等)

- 第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

#### (秘密保持義務)

- 第二十四条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

- 第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第四章 削除

#### 第二十六条から第三十三条まで削除

### 第五章 罰則

- 第三十四条** 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ▶ 3－2 こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

### 第1 はじめに

#### 1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約<sup>1</sup>」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策<sup>2</sup>に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している<sup>3</sup>。そして、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられている。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として

行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないとされている（第9条第1項）。

こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり、規定されている。

- ・ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。（第9条第2項）
- ・ こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。（第9条第3項）
- ・ こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。（第9条第4項）
- ・ 都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする。（第10条）
- ・ 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（第16条）
- ・ こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行なう民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする（第

### 17 条第2項第1号及び同条第3項)

政府は、令和5年4月、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議を開催し、こども大綱の案の作成に当たり、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論を進めることを決定した。これを踏まえ、内閣総理大臣から諮問を受けたこども家庭審議会が、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、同年12月に答申を取りまとめた。

政府として、この答申を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図り、こども政策推進会議において案を作成した上で、ここに、こども大綱を策定する<sup>4</sup>。

## 2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価<sup>5</sup>において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考え方の下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング<sup>6</sup>、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、こども・若者が過ごす場

ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書<sup>7</sup>において、現場には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

## 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的<sup>8</sup>に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・ 心身ともに健やかに成長できる
- ・ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる

- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

こうした「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要なである。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。こども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「こどもまんなか社会」の実現に向か、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実

現に向けたこども未来戦略<sup>9</sup>の推進とあわせて、こども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

## 第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
  - ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
  - ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
  - ④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
  - ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
  - ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとての最善の利益を図る。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述

べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいく。声を上げにくい状況にある子ども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる<sup>10</sup>。

思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生き立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。

## (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあって声を聽かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表

明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成に資する。

## (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がある。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れことなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する。

また、保護者・養育者の「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。子育て当事者が、こどもを産み、育てることを経済的理由で諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら人生の幅を狭めずに夢を追いかけられるよう、

多子やひとり親世帯に配慮しつつ、取組を進めていく。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、單一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。

#### (4) 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）<sup>11</sup>の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。

こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、全てのこども・若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化する。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的な配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。インクルージョンの観点から、一般施策において、困難な状況にあるこども・若者を受け止められる施策を講じる。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、

いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係るこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指して、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において安定的、継続的な養育を提供する。

こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう、また、自身が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

#### (5)若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保する。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備する。若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に

希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものである。また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたいたることは決してあってはならない。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要である。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

こどもや若者が、発達の程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利<sup>12</sup>、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。

妊娠後やこどもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進める。

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間ができる、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。

#### (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども家庭庁は、こども大綱等を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を

行使することも含め、リーダーシップを發揮する。

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司など、こどもや若者に関わる様々な関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできないため、これらの共助を支える。

国際機関や国際社会における様々な取組と連携する。こどもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解やO E C D、G 7 やG 20 における国際的な議論などを踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する。

### 第3 こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ここでは、こども・若者のライフステージ別に提示することとする。まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示し、その後に、ライフステージ別に見た重要事項を示す。続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項を示す。

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要である。

また、おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものであること、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があることに留意する必要がある。

さらに、こども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーション<sup>13</sup>であることが多い。そうしたニーズや課題は、こども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どのようなこども・

若者や子育て当事者でも多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要である。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、次の重要事項に取り組む。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組については、こども政策推進会議が「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。

## 1 ライフステージを通した重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

### (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

#### (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないよう配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

#### (こどもまんなかまちづくり)

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

#### (こども・若者が活躍できる機会づくり)

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていくよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘(へい)・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進する。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育(起業

家庭教育)、S T E A M教育<sup>14</sup>等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

#### (こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消)

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるように努める。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

#### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

##### (プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア<sup>15</sup>の取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテック<sup>16</sup>の利活用に係る支援を行う。

国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関

するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン<sup>17</sup>に基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

##### (慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

#### (4) こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。

どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、

国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

## (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システム<sup>18</sup>の実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

## (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

### (児童虐待防止対策等の更なる強化)

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どの

のような困難があつてもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進する。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、こどもからの聴取を適切に行える

よう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進める。

こども家庭福祉分野は、こうした虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るために人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進する。

#### (社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援)

社会的用語を必要とするすべての子供が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていくような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

#### (ヤングケアラーへの支援)

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

#### (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

##### (こども・若者の自殺対策)

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱<sup>19</sup>及びこどもの自殺対策緊急強化プラン<sup>20</sup>に基づく総合的な取組を進めしていく。

##### (こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようになることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報<sup>21</sup>も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことと踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進<sup>22</sup>、ペアレンタルコントロール<sup>23</sup>による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

##### (こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の全国展開を図る。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けて取り組む。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

##### (犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー<sup>24</sup>（CDR:Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

##### (非行防止と自立支援)

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図る。

保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。

## 2 ライフステージ別の重要事項

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようになければならない。

これらを踏まえ、後述の「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」と併せ、以下の施策に取り組む。

#### (妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。

周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度

化の検討を進め、着実に実施する。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マスクリーニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマスクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

#### (こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実)

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連續性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通して質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養

育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

## (2) 学童期・思春期

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期の子どもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが望まれる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

### (子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摶を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。

住んでいる地域に関わらず、全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、子ども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステ

ークホルダーからの意見聴取や対話をを行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に發揮できるようにしていく。

インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一連的に進め、子どもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、在外教育施設の魅力を高め、多様な子どものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。

体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域における子どもの体力の向上のための取組を推進する。

子ども・若者の健康的な保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。

学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中心とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。

### (居場所づくり)

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要がある。もとより子ども・若者の「居場所」とは、子ども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかは子ども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、子どもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くの子ども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取

り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針<sup>25</sup>に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

#### (小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図る。

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。

#### (成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、

意識啓発や情報提供に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。

#### (いじめ防止)

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。首長部局と教育委員会が連携し、国公私立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があつたり、その保護者にも虐待体験があつたり経済的困難の問題があつたりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。

地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。

いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

#### (不登校のこどもへの支援)

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのない

ように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。

不登校の子どもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校の子どもの数の増加に係る要因分析を行う。

#### （校則の見直し）

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。

#### （体罰や不適切な指導の防止）

体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要<sup>26</sup>等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。

#### （高校中退の予防、高校中退後の支援）

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る。

高校を中退した子どもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内

容について、学校が高校を中退した子どもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。高校を中退した子どもの高校への再入学・学びを支援する。

### （3）青年期

青春期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがある。

青春期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

#### （高等教育の修学支援、高等教育の充実）

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。

大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進める。

在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。

大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。

青春期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促す。

#### （就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。

「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブ<sup>27</sup>の解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。

いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

#### （結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

#### （悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実）

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートに

つなげることができるよう情報等を周知する。

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

#### （1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

児童教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、児童期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。

児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。

地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

#### （2）地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含

めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

### (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する。

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

### (4) ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率<sup>28</sup>がO E C D加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援

を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。

また、こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる<sup>29</sup>。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ① こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要

である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていく必要がある。

こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならない。また、こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、おとの経験や考えを一方的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとの姿勢が重要である。

こどもや若者の社会参画と意見反映に関する国や地方公共団体の取組を社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、その意欲を育むことが肝要である。その際、全てのこどもや若者について、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、留意する。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、以下の施策に取り組む。

#### (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぶらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

#### (2) 地方公共団体等における取組促進

こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。

こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

#### (3) 社会参画や意見表明の機会の充実

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

#### (4) 多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明すること

への意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

#### (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。

#### (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンシルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

#### (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。

## 2 こども施策の共通の基盤となる取組

#### (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

##### (こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備)

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効

果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく（EBPM：Evidence Based Policy Making）。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をEBPMの観点から支援する体制を整備する。

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方公共団体が行うこども施策におけるEBPMに関する取組について、好事例の展開等を行う。

##### (こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築)

良質なデータがあつてこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の観点を考慮するとともに、こどもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握<sup>30</sup>に努める。

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。

こども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客觀性を高める。

こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。

## (2) こども・若者、子育て当事者に関する人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図る。

## (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させること

を通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

## (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る。

## (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進める。子育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調査結果を踏まえ、国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。

## 3 施策の推進体制等

### (1) 国における推進体制

#### （こども政策推進会議）

こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって、こども大綱

を総合的に推進する。その際、教育振興基本計画<sup>31</sup>やこども未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級からなる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属府省庁におけるこども施策の推進の中核として府省庁内関係施策の取りまとめと推進を担う。

#### (こどもまんなか実行計画によるP D C Aとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

#### (こども家庭審議会)

こども家庭審議会は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議し、当該重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又はこども家庭庁長官に意見を述べる権限を持つ。内閣総理大臣等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議を行い、内閣総理大臣等へ意見を述べることができる。

こども家庭審議会は、こども家庭庁設置法案・こども基本法案に係る国会での審議を受け止め、こどもや若者の視点に立って、公平性や透明性を確保しつつ、こども大綱の下で進められる各般の施策の実施状況や評価等について分科会や部会において幅広く充実した調査審議を行い、当該施策や制度の改善等に関して、これらの権限を適切に行使する。

#### (こども政策を担当する内閣府特命担当大臣)

こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第11条の3の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領<sup>32</sup>に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設置法第12条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。

#### (全ての施策においてこども・若者の視点や権利を

#### 主流化するための取組の在り方)

各種施策を企画立案・実施するに当たりこどもや若者の権利に与える影響を事前又は事後に評価する取組<sup>33</sup>の在り方について、調査研究等を進める。

#### (2) 数値目標と指標の設定

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定する。併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2のとおり設定する。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定する。

おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討する。

#### (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

##### (自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一緒にものとして作成できる<sup>34</sup>こととされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

##### (地方公共団体との連携等)

国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していく。地方公共団体の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方公共団体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。

こども施策に係る地方公共団体との人事交流を推進する。

## (参考) こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

### (4) 國際的な連携・協力

持続可能な開発のための 2030 アジェンダに含まれる持続可能な開発目標（S D G s）に関し、S D G s 実施指針改定版<sup>35</sup>に基づく取組を進める。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（G P e V A C）の参加国（パスファインディング国）として、子どもに対する暴力撲滅行動計画<sup>36</sup>の着実な実施を通じて、こどもに対する暴力撲滅に取り組む。

こどもの権利条約を誠実に遵守<sup>37</sup>する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める<sup>38</sup>。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた必要な措置を適切に講ずる。また、国際社会と協調しつつ、日本の考え方について正しい情報発信を行う。

「ビジネスと人権」に関する行動計画<sup>39</sup>に基づく取組を進める。

各種国際会議における議論の内容を踏まえて国内施策を進めるとともに、当該会議等の場において我が国のことども施策を積極的に国際社会に発信する。

国連児童基金（ユニセフ）やO E C D を始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する。

### (5) 安定的な財源の確保

ことども基本法第 16 条の趣旨を踏まえ、ことども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。

特に、ことども未来戦略で示された「ことども・子育て支援加速化プラン」については、大宗を 3 年間（2026 年度まで）で実施し、同プランの実施が完了する 2028 年度までに安定財源を確保する。

### (6) ことども基本法附則第 2 条に基づく検討

ことども基本法附則第 2 条に基づき、ことども基本法の施行後 5 年を目途として、ことども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったことども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

これまで、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組んできた。

例えば、消費税の引上げにより確保した財源などをことどもや若者への支援の充実に投入し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組を進め、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対G D P 比は、平成 25 年度の 1.13% から令和 3 年度には 2.46% まで上昇した。

また、ことどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における里親等委託の推進、家庭や養育環境の支援の強化を行う児童福祉法等の改正、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やS N S 等を活用した相談体制の整備など、困難な状況にあることどもや若者、子育て当事者への支援についても充実を図ってきた。

一方で、相対的に貧困の状態にあることどもの割合は 11.5 % となっており、特にひとり親家庭は 44.5 % と高くなっている<sup>40</sup>。令和 4 年度には、小・中学校における不登校、いわゆる「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談対応件数が、それぞれ過去最多となっている<sup>41</sup>。いじめの重大事態は 923 件発生している<sup>42</sup>。令和 4 年には大変痛ましいことに約 800 人の 10 歳から 19 歳のことども・若者が自殺しており、10 代の死因の最多は自殺となっている<sup>43</sup>。S N S に起因する事犯の被害にあったことどもの数も高い水準で推移している<sup>44</sup>。

さらにここ数年は、コロナ禍が追い打ちをかけるように、友達とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少<sup>45</sup>などをもたらした。ことどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。

我が国のことども・若者の自己肯定感や幸福感は低く、内閣府の調査によれば、「自分自身に満足している」ことども・若者の割合は半数を下回り、諸外国と比べて低い状況にある<sup>46</sup>。我が国のことどもが、38 か国中、身体的健康は 1 位だが、精神的幸福度は 37 位であることを示す国連児童基金の調査もある<sup>47</sup>。

多様な指標を参照しつつ、日本社会に根差したことども・若者のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められている。

S D G s（持続可能な開発目標）は、令和 12 年

(2030年)までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、我が国もコミットしている。17の目標はいずれも、こども・若者に深く関係し、こども・若者自身も、SDGs推進の担い手として育ち、積極的に関与することが期待されている。

出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない。令和4年の出生数は77万759人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は1.26と過去最低となった。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、国際社会における存在感を失うおそれもある。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点である。

少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下である。特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少である。若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望<sup>48</sup>しており、また、夫婦は2人以上のことごとを育てることを理想としているが、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、こうした希望や理想が叶わない状況にある<sup>49</sup>。

子育て当事者にとって、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている<sup>50</sup>。子育てしづらい社会環境<sup>51</sup>や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境<sup>52</sup>がある。さらには、子育ての経済的・精神的負担感<sup>53</sup>が存在する。

若い世代が将来に明るい希望を持てる社会をつくるない限り、少子化トレンドの反転は叶わない。

## 用語（注）

1 児童の権利に関する条約は、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍（ふえん）し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。日本は平成6年に批准。児童の権利に関する条約第1条において、児童は「18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。」と定義されている。ここでは、

こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、こどもの権利条約と記すこととする。

2 こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策とされている。

1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるべきこどもの健やかな成長に対する支援

2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われるべき支援

3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

一体的に講すべき施策とは、例えば、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て当事者に関する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）や、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）が含まれるものと解されている。

3 「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

4 これに伴い、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）及び子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）は、廃止する。

5 内閣府少子化社会対策大綱の推進に関する検討会「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会中間評価～若者・子育て世代を真ん中に据え、「未来への投資」～」（令和4年7月）。なお、同検討会はこども家庭庁創設に伴い廃止されている。

6 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

7 内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議「子

供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」(令和5年1月)。なお、同会議はこども家庭庁創設に伴い廃止されている。

8 身体的・精神的・社会的な観点から総合的に適切に支援を行う観点をバイオサイコソーシャルの観点という。

9 令和5年12月22日閣議決定。

10 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版(令和5年12月19日持続可能な開発目標(SDGs)推進本部決定)において、「2030アジェンダでは、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要」であり、ジェンダーの視点を「主流化していくことは不可欠」である旨明記されており、女性・女児は、多様なステークホルダーと連携しつつ、SDGsの推進に貢献していくことが強く期待されている。また、人権の保護、ジェンダー平等の実現、女性・女児のエンパワーメントを含め、SDGsの全ての目標の達成に向けた取組において、多様なステークホルダーがジェンダーの視点を共有することが重要である。」とされている。

11 こどもが怖くて不安なときに身近なおとな(愛着対象)がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、自らや他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていくとされている。

12 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR: Sexual and Reproductive Health and Rights)。リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

G7広島サミットの首脳コミュニケ(2023年5月20日)において、「特に脆弱な状況にある妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年を含む全ての人

の包括的な性と生殖に関する健康と権利(SRHR)を更に推進することにコミットする」とされている。

13 こども・若者や子育て当事者の中には、重大な課題を抱えており、より多くの支援を必要とするケースもあれば、比較的少ない支援を必要とするケースもある。また、支援の対象となっていないこども・若者や子育て当事者であっても、多かれ少なかれ課題を抱えているケースもある。このように、個別の課題や支援ニーズについては、それぞれのこども・若者や子育て当事者の状況に応じて、段階的に変化するものとして捉える必要がある。

14 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育。STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲(Liberal Arts)で定義し、推進することが重要である。

15 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

16 Female(女性)とTechnology(テクノロジー)からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

17 令和5年12月22日閣議決定。

18 障害者の権利に関する条約では「障害者を容するあらゆる段階の教育制度」とされている。

19 令和4年10月14日閣議決定。

20 令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

21 法令上は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条において、「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう」と定義されており、下記が例示されている。また、「青少年」とは、18歳に満たない者と定義されている。

(1) 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

(2) 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

(3) 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

22 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年

法律第79号)の平成30年改正を受けて、フィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進をしており、

- (1) 事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底
- (2) 製造事業者による利用容易化措置義務及びOS開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底

に取り組んでいる。なお、同法第3条第3項において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向か多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。」とされていることに留意が必要である。

23 保護者が子どものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理すること。子どもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段(フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等)と、非技術的手段(親子のルールづくり等)とに分かれる。

24 孩童の死亡時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としたもの。

25 令和5年12月22日閣議決定。

26 令和4年12月文部科学省。

27 女性の年齢階級別正規雇用比率。

28 貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

29 子どもの権利条約第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利(the right to express those views freely)」が定められている。その「意見」は、原文(英語)では「view(s)」であり、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号(2009年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされている。

30 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)において、「国際連合統計部は、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘しており、ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努めることが求められる」とされている。

31 令和5年6月16日閣議決定。

32 令和5年8月2日内閣府特命担当大臣(こども政策少子化対策若者活躍男女共同参画)決定。

33 いわゆる子どもの権利影響評価と呼ばれる取組。全ての施策において子どもの視点や権利を主流化するための取組の一つと言われている。

34 都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する都道府県計画・市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画などと一体のものとして作成することができる。

35 令和5年12月19日持続可能な開発目標(SDGs)推進本部決定。

36 令和3年8月18日関係府省庁連絡会議。

37 日本国憲法第98条第2項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定されている。

38 児童の権利委員会は、条約の効果的な実施を促進するため、条約に基づき、締約国による政府報告審査を受けた当該審査対象国に対する見解や勧告を含む総括所見を発出することができ、また、条約の解釈についての委員会としての見解を整理した一般的意見を発出することができる。なお、いずれも法的拘束力はない。

39 令和2年10月16日ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議。

40 厚生労働省「国民生活基礎調査」。

41 令和4年度において、小・中学校における不登校児童生徒数は29万9048人(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)、いじめの態様別状況において、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数は2万3920件(複数回答可)。文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)、令和4年度において、児童相談所における児童虐待相談対応件数は21万9170件(令和5年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料)といずれも過去最多。

42 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

43 令和4年の10~14歳、15~19歳のいずれにおいても、死因第1位は自殺となっている(厚生労働省「人口動態統計」)。自殺の原因・動機をみると、19歳以下では、健康問題のほか、家庭問題や学校問題も多い(厚生労働省・警察庁「令和4年中における自殺の状況」)。

- 44 令和4年で1,732人の18歳未満の者が被害にあっている。SNSとは、多人数とコミュニケーションをとれるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)(警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」)。
- 45 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和元年度調査)」。
- 46 「私は、自分自身に満足している」という問いに「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した13歳～29歳の割合は、日本においては45.1%であり、その他の調査対象6か国においては73.5%～86.9%(内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(令和元年)」)。なお、本調査はこども家庭庁に引き継がれている)。
- 47 国連児童基金(ユニセフ)イノチェンティ研究所の調査において精神的幸福度は「生活満足度の高い15歳の子どもの割合(平成30年)」、「15～19歳の若者の自殺率(平成25～27年の3年間の平均値)」という二つの指標で構成されている。
- 48 令和3年において、18～19歳、20～24歳、25～29歳の未婚男女いずれにおいても、「いずれ結婚するつもり」と答えた割合が8割を超えており、一方で、令和2年の50歳時点で男性の28.25%(約3.5人に1人)、女性で17.81%(約5.6人に1人)が未婚である。また、近年、「一生結婚するつもりはない」とする者の割合が増加傾向となっている(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」「人口統計資料集2023改訂版)。
- 49 令和3年の夫婦の平均理想こども数は2.25人となっている。一方で、妻の年齢45～49歳の夫婦の最終的なこども数は1.81人であり、また、未婚者の希望するこども数は、減少傾向が続いている。令和3年には未婚男性で1.82人、未婚女性で1.79人と、特に女性で大きく減少し、初めて2人を下回った(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)。
- 50 地域子育て支援拠点を利用する前の子育て当事者の状況として「子育てをしている親と知り合ったかった(71.9%)」「子育てで、つらいと感じることがあった(62.6%)」など孤立した育児の実態がみられる(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点におけるつながり」に関する調査研究事業報告書(平成29年))。
- 51 「自国はこどもを生み育てやすいと思うか」との問い合わせに対し、スウェーデン、フランス、ドイツでは、いずれも約8割以上が「そう思う」と回答しているのに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答している。また、「日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問い合わせに対し、約7割が「そう思わない」と回答している(内閣府「少子化社会に

関する国際意識調査(令和3年)」「少子化社会対策に関する意識調査(令和元年)」)。なお、本調査はこども家庭庁に引き継がれている)。

- 52 共働き世帯が増加する中で、令和3年には、女性が考える「理想のライフコース」も、男性がパートナーとなる女性に望むライフコースも、いずれも、結婚・出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多になっている(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)。一方、女性(妻)の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向にある(厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」)が、日本の夫の家事・育児関連時間は2時間程度(総務省「社会生活基本調査」と国際的に見ても低水準である。また、こどもがいる共働きの夫婦について平日の帰宅時間は女性よりも男性の方が遅い傾向にあり(総務省「社会生活基本調査」)、保育所の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中している傾向もある。男性について見ると、正社員の男性について育児休業制度を利用しなかった理由を尋ねた調査では、「収入を減らしたくなかった(39.9%)」が最も多かったが、「育児休業制度を取得しづらい職場の雰囲気、育児休業取得への職場の無理解(22.5%)」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があった(22.0%)」なども多く、制度はあっても利用しづらい職場環境が存在していることがうかがわれる(令和4年度厚生労働省委託調査 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」)。
- 53 令和3年において、理想の子ども数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由が52.6%で最も高くなっている。また、妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由としては、35歳未満では経済的理由が高い傾向にあるが、35歳以上の夫婦では、「ほしいけれどもできないから」といった身体的な理由も多い。「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」はいずれの世代でも約2割が選択している(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)。

## 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

本文第1の「3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）として、以下を設定する。

項目	目標	現状	出典
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	15.7% (2023年) (注1)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%	60.8% (2022年) (注2)	OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	60.0% (2022年) (注3)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」(注4)
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%	74.2% (2022年) (注5)	OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%	84.1% (2022年) (注6)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022年) (注7)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%	51.5% (2022年) (注8)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらっている」と思う子ども・若者の割合	70%	20.3% (2023年) (注9)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%	66.4% (2022年) (注10)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%	31.0% (2018年) (注11)	こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(注12)
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	27.8% (2023年) (注13)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% (2022年) (注14)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成

注1：16～49歳の回答結果。

注2：0～10の選択肢で7以上と答えた15歳の割合。OECD平均は61.4%（2022年）。

注3：15～39歳の回答結果。

注 4 : 調査実施当時は内閣府所管。

注 5 : 「学校ではすぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ 15 歳の割合。OECD 平均は 74.6% (2022 年)。

注 6 : 15~39 歳の回答結果。

注 7 : 15~39 歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。

注 8 : 15~39 歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった（ない）」又は「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した者の割合。

注 9 : 16~29 歳の回答結果。

注 10 : 15~39 歳の回答結果。

注 11 : 13~29 歳の回答結果。調査対象国全体での平均は 52.8%。

注 12 : 調査実施当時は内閣府所管。

注 13 : 16~49 歳の回答結果。

注 14 : 18 歳未満のこどもがある世帯の者のうち「頼れる人（子どもの世話や看病）の有無」について「いる」と回答した割合。

## こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

項目	現状	出典
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	54.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	40.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
BMI 18.5未満の20~30歳代の女性の割合	18.1% (2019年)	厚生労働省「国民健康・栄養調査」
子どもの貧困率 (注1)	11.5% (2021年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」
	10.3% (2019年)	総務省「全国家計構造調査」
生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率	93.8% (2022年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属する子どもの高校等中退率	3.3% (2022年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	42.4% (2022年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査(特別集計)」
食料又は衣服が買えない経験(こどもがある全世帯)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査(特別集計)」
「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されている」と思う人の割合	27.2% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
里親等委託率	3歳未満 25.3% 3歳以上就学前 30.9% 学童期以降 21.7% (2021年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」

項目	現状	出典
児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後 97.7% 高校等卒業後 38.6% (2022年5月1日現在)	こども家庭庁支援局家庭福祉課 調べ
児童相談所における児童虐待相談対応件数	207,660件 (2021年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」
「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	中学2年生 1.8% 全日制高校2年生 2.3% 定時制高校2年生相当 4.6% 通信制高校生 7.2% (2020年度) 大学3年生 2.9% (2021年度)	厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
小・中・高生の自殺者数	514人 (2022年)	警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成
30歳未満の自殺者数	~19歳 798人 20~29歳まで 2,483人 (2022年)	警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成
SNSに起因する事犯の被害児童数	1,732人 (2022年)	警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」
小・中・高校における暴力行為発生件数	小学校 61,455件 中学校 29,699件 高校 4,272件 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
30歳未満の不慮の事故での死者数	850人 (2022年)	厚生労働省「人口動態統計」
妊娠婦死亡率	4.2(出産10万対) (2022年)	厚生労働省「人口動態統計」
妊娠・出産について満足している者の割合	84.3% (2021年度)	こども家庭庁成育局母子保健課 調べ
「学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	54.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合	98.1% (2022年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」

項目	現状	出典
児童・生徒における肥満傾向児の割合	10歳(小学5年生)男子：15.1% <参考> 10歳(小学5年生)女子：9.7% 13歳(中学2年生) 男子：12.3%、女子：9.1% 16歳(高校2年生) 男子：11.1%、女子：7.0% (2022年度)	文部科学省「学校保健統計」
児童・生徒における痩身傾向児の割合	16歳(高校2年生)女子：2.9% <参考> 10歳(小学5年生) 男子：2.4%、女子：2.5% 13歳(中学2年生) 男子：2.6%、女子：3.3% 16歳(高校2年生)男子：3.7% (2022年度)	文部科学省「学校保健統計」
裸眼視力1.0未満の者	小学生 37.9% 中学生 61.2% 高校生 71.6% (2022年度)	文部科学省「学校保健統計」
「食育」に関心を持っている国民の割合	78.9% (2022年度)	農林水産省「食育に関する意識調査」
「こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だ」と思う人の割合	43.1% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合	51.8% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
いじめの重大事態の発生件数	923件 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害	23,920件 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

項目	現状	出典
小・中学校における不登校児童生徒数	299,048人 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校における不登校生徒数	60,575人 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校中退率	1.4% (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
大学進学率	56.6% (2022年)	文部科学省「学校基本統計」
若年層の平均賃金	~19歳 正社員・正職員 185.0千円 正社員・正職員以外 170.1千円 20~24歳 正社員・正職員 221.0千円 正社員・正職員以外 196.2千円 25~29歳 正社員・正職員 255.9千円 正社員・正職員以外 212.3千円 (2022年)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合	15~34歳 97.2% (2023年1~3月平均)	総務省「労働力調査」
50歳時点の未婚率	男性 28.25% 女性 17.81% (2020年)	国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2023改訂版」
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	男性 81.4% 女性 84.3% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
合計特殊出生率	1.26 (2022年)	厚生労働省「人口動態統計」
出生数	770,759人 (2022年)	厚生労働省「人口動態統計」

項目	現状	出典
夫婦の平均理想こども数	2.25人 (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
夫婦の平均予定こども数	2.01人 (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
未婚者の平均希望こども数	男性 1.82人 女性 1.79人 (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	52.6% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
理想のこども数が3人以上の夫婦で理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合（注2）	59.3% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	30.9% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「保護者が、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合	30.7% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
男性の育児休業取得率	17.13% (2022年度)	厚生労働省「雇用均等基本調査」
(育児休業後復職した者のうち) 男女の育児休業取得期間	2週間以上の育児休業取得 男性：48.3% 女性：99.7%  1か月以上の育児休業取得 男性：35.1% 女性：99.6% (2021年度)	厚生労働省「雇用均等基本調査」
6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間	1日あたり114分（2021年）	総務省「社会生活基本調査」
週労働時間40時間以上の雇用者の中 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.9% (2022年平均)	総務省「労働力調査（基本集計）」

項目	現状	出典
「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合	34.5% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
第1子出産前後の女性の就業継続率	69.5% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	79.8% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（注3）
ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後 94.7% 高校等卒業後 65.3% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 83.0% 父子世帯 87.8% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 50.7% 父子世帯 71.4% (2020年)	総務省「国勢調査」

項目	現状	出典
ひとり親世帯の貧困率	44.5% (注4) (2021年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」
	53.3% (注5) (2019年)	総務省「全国家計構造調査」

注1：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たないこども（17歳以下）の数をこどもの数で除したもの。

注2：予定こども数が理想こども数より少ない夫婦のうち、理想こども数が3人以上で予定こども数が2人以上の夫婦が、理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。

注3：調査実施当時は厚生労働省所管。

注4：貧困線に満たない大人一人（18歳以上 65歳未満）とこども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人とこどもからなる世帯の世帯員数で除したもの。

注5：貧困線に満たない大人一人（18歳以上）とこども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人とこどもからなる世帯の世帯員数で除したもの。

## ▶ 3-3 東京都青少年の健全な育成に関する条例

制定 昭和39年8月1日条例第181号  
最終改正 平成29年12月22日条例第 74号

### 前文

- 第一章 総則(第一条—第四条の三)
- 第二章 優良図書類等の推奨等(第五条—第六条)
- 第三章 不健全な図書類等の販売等の規制(第七条—第十八条の二)
- 第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成(第十八条の三—第十八条の七)
- 第三章の三 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務(第十八条の八・第十八条の九)
- 第三章の四 インターネット利用環境の整備(第十八条の十一—第十八条の十三)
- 第四章 東京都青少年健全育成審議会(第十九条—第二十四条の二)
- 第五章 罰則(第二十四条の三—第三十条)
- 第六章 雜則(第三十一条)
- 付則

われら都民は、次代の社会をになうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところをわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもつて生活を律するよう努めなければならない。

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年十八歳未満の者をいう。
- 二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。
- 三 自動販売機等物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 四 広告物屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

#### (適用上の注意)

**第三条** この条例の適用に当たつては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、都民の権利を不正に侵害しないように留意しなければならない。

#### (青少年の人権等への配慮)

**第三条の二** この条例の適用に当たつては、青少年の人権を尊重するとともに、青少年の身体的又は精神的な特性に配慮しなければならない。

#### (都の責務)

- 第四条** 都は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 都は、都民、区市町村、事業者及び都民又は事業者で構成する団体並びに青少年の健全な育成にかかる団体と協働して、前項の施策を推進するための体制を整備するものとする。
- 3 都は、区市町村その他の公共団体又は公共の団体が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業について、これを指導し、助成するよう努めるものとする。
- 4 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する都の施策の内容を都民に公表しなければならない。

#### (保護者の責務)

- 第四条の二** 保護者(親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。以下同じ。)は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚して、青少年を保護し、教育するように努めるとともに、青少年が健やかに成長することができるよう努めなければならない。
- 2 保護者は、青少年の保護又は育成にかかる行政機関から、児童虐待等青少年の健全な育成が著しく阻害されている状況について、助言又は指導を受けた場合は、これを尊重し、その状況を改善するために適切に対応するよう努めなければならない。

#### (都民の申出)

- 第四条の三** 都民は、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの又は青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるものがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

## 第二章 優良図書類等の推奨等

#### (優良図書類等の推奨)

- 第五条** 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。
- 一 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
  - 二 映画、演劇、演芸及び見せもの(以下「映画等」という。)で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
  - 三 がん具その他これに類するもの(以下「がん具類」という。)で、その構造または機能が特にすぐれていると認められるもの

#### (携帯電話端末等の推奨)

- 第五条の二** 知事は、携帯電話端末又はPHS端末(これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。)で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行つてることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。
- 2 知事は、インターネット接続機器(インターネットと接続する機能を有する機器であつて

青少年により使用されるものをいう。)に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

- 3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に關係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

#### (表彰)

- 第六条** 知事は、青少年の健全な育成を図る上で必要があると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。
- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
  - 二 青少年又は青少年の団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
  - 三 第五条の規定により知事が推奨した図書類、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、公衆の観覧に供し、又はこれらに関与したもの
  - 四 次条の規定による自主規制を行つた者で、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

## 第三章 不健全な図書類等の販売等の規制

#### (図書類等の販売等及び興行の自主規制)

- 第七条** 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条の興行場をいう。以下同じ。)を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。
- 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
  - 二 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描

写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

#### (がん具類の販売等の自主規制)

**第七条の二** がん具類の製造又は販売を業とする者は、がん具類の構造又は機能が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該がん具類を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

#### (刃物の販売等の自主規制)

**第七条の三** 刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。)の製造又は販売を業とする者は、刃物の構造又は機能が、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該刃物を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

#### (不健全な図書類等の指定)

**第八条** 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七条第二号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害する

おそれがあると認められるもの

- 四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの
- 2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによってこれを行わなければならない。
  - 3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

#### (指定図書類の販売等の制限)

**第九条** 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者(以下「図書類販売業者等」という。)は、前条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した図書類(以下「指定図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。)は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。
- 3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。
- 4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

#### (表示図書類の販売等の制限)

**第九条の二** 図書類の発行を業とする者(以下「図書類発行業者」という。)は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの(以下「自主規制団体」という。)又は自らが、次の各号に掲げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める内容に該当すると認める図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

- 一 第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘

- 発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 第八条第一項第二号の東京都規則で定める基準 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものの
- 2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類(指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。
- 3 図書類発行業者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。
- 4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。)は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。
- 5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は閲覧させないように努めなければならない。

#### (表示図書類に関する勧告等)

- 第九条の三** 知事は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするように自主規制団体又は図書類発行業者に勧告することができる。
- 2 知事は、図書類発行業者であつて、その発行する図書類が第八条第一項第一号又は第二号の規定による指定(以下この条において「不健全指定」という。)を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあつては当該過去一年間に、過去一年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあつては当該勧告を受けた日(当該勧告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日)の翌日までの間に、不健全指定を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発行業者の発行する図書類が、同項の勧告を行つた日の

翌日から起算して六月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第二項の勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 5 知事は、表示図書類について、前条第二項から第四項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者等又は図書類発行業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (東京都青少年健全育成協力員)

**第九条の四** 知事は、都民の協力を得て、第九条及び第九条の二の規定による指定図書類及び表示図書類の陳列がより適切に行われるよう、知事が定めるところにより、東京都青少年健全育成協力員を置くことができる。

#### (指定映画の観覧の制限)

- 第十条** 興行場において、第八条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した映画(以下「指定映画」という。)を上映するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。
- 2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないように努めなければならない。

#### (指定演劇等の観覧の制限)

**第十一條** 興行場において、第八条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した演劇、演芸又は見せもの(以下「指定演劇等」という。)を上演し、又は観覧に供するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

#### (観覧等の制限の掲示)

**第十二条** 指定映画または指定演劇等を上映し、上演し、または観覧に供している興行場を経営する者は、当該興行場の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

#### (指定がん具類の販売等の制限)

**第十三条** がん具類の販売を業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に關してがん具類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、第八条第一項第三号の規定により知事が指定したがん具類(以下

「指定がん具類」という。)を青少年に販売し、又は頒布してはならない。

- 2 何人も、青少年に指定がん具類を所持させないように努めなければならない。

#### (指定刃物の販売等の制限)

**第十三条の二** 何人も、第八条第一項第四号の規定により知事が指定した刃物(以下「指定刃物」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

- 2 何人も、青少年に指定刃物を所持させないように努めなければならない。

#### (自動販売機等管理者の設置等)

**第十三条の三** 自動販売機等による図書類又は特定がん具類(性的感情を刺激するがん具類で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類及び性器を模したがん具類をいう。以下同じ。)の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならぬ。

- 2 自動販売機等管理者は、東京都内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。

- 3 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者は、販売又は貸付けを開始する日の十五日前までに、当該自動販売機等ごとに、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号
  - 二 自動販売機等の機種及び製造番号
  - 三 自動販売機等の設置場所
  - 四 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
- 五 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

- 4 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内に、東京都規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 第三項の規定による届出をした者は、東京都規則で定めるところにより、当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、自動販売機等業者及び自動販売機等管理者の氏名又は名称、住所その他東京都規則で定める事項を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更

の届出をしたときも、同様とする。

#### (自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

**第十三条の四** 自動販売機等業者は、指定図書類又は指定がん具類(特定がん具類であるものに限る。)を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等業者及び自動販売機等管理者は、当該自動販売機等業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又は特定がん具類が指定図書類又は指定がん具類となつたときは、直ちに当該指定図書類又は指定がん具類を撤去しなければならない。

#### (自動販売機等に対する措置)

**第十三条の五** 自動販売機等業者は、表示図書類若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納している自動販売機等について、青少年が当該図書類又は特定がん具類を観覧できず、かつ、購入し、又は借り受けることができないように東京都規則で定める措置をとらなければならない。

#### (自動販売機等の設置に関する距離制限)

**第十三条の六** 自動販売機等業者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び幼稚園を除く。)の敷地の周囲百メートルの区域内においては、前条に規定する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

#### (自動販売機等に関する適用除外)

**第十三条の七** 前四条の規定は、他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書類又は特定がん具類を購入し、又は借り受けることができない場所に設置される自動販売機等については適用しない。

#### (自動販売機等業者等への勧告)

**第十三条の八** 知事は、自動販売機等業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等業者が設置し、又は当該自動販売機等管理者が管理する自動販売機等に係る図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けの状況が、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、販売若しくは貸付けの方法又は自動販売機等の設置場所について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (有害広告物に対する措置)

**第十四条** 知事は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるとときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(質受け及び古物買受けの制限)

**第十五条** 質屋(質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(次条第一項に規定する物を除く。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

- 2 古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、青少年から古物(次条第一項に規定する物を除く。)を買い受けてはならない。
- 3 前二項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又は保護者の同行若しくは同意を得て、物品の質入れ又は古物の売却をするものと認められるときは、適用しない。
- 4 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないように努めなければならない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

**第十五条の二** 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買い受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

- 2 何人も、前項に規定する行為が行われることを知つて、その場所を提供してはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

**第十五条の三** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。
- 二 性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規

定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。)の客となるよう勧誘すること。

(深夜外出の制限)

**第十五条の四** 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜(午後十一時から翌日午前四時までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめではならない。
- 3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

**第十六条** 次に掲げる施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

- 一 興行場
- 二 設備を設けて客にボウリング、スケート又は水泳を行わせる施設
- 三 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- 四 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館を除く。)

- 2 前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜において営業を営む場合は、当該営業の場所の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(立入調査)

**第十七条** 知事が指定した知事部局の職員は、この条例の施行に必要な限度において、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所又は営業に関して図書類を頒布する者の営業の場所に営業時間内において立ち入り、調査

- を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 知事が指定した知事部局の職員及び警視総監が指定した警察官は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に営業時間（第六号に掲げる営業の場所にあつては、深夜における営業時間とする。）内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 一 興行場
  - 二 がん具類若しくは刃物の販売を業とする者の営業の場所又は営業に関するがん具類若しくは刃物を頒布する者の営業の場所
  - 三 自動販売機等業者の営業の場所
  - 四 質屋又は古物商の営業の場所
  - 五 第十五条の二第一項に規定する行為を行うために提供されている場所
  - 六 前条第一項第二号から第四号までに掲げる施設を経営する者の営業の場所
- 3 前二項の場合において、知事が指定した知事部局の職員は東京都規則で、警視総監が指定した警察官は東京都公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、あらかじめ、これを関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （警告）

- 第十八条** 前条第一項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。
- 一 第九条第一項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者
  - 二 第九条第二項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかつた者
  - 三 第九条第三項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかつた者
- 2 前条第二項の知事が指定した知事部局の職員及び警視総監が指定した警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。
- 一 第十条第一項の規定に違反して青少年に指定映画を観覧させた者
  - 二 第十一条の規定に違反して青少年に指定演劇等を観覧させた者
  - 三 第十三条第一項の規定に違反して青少年に指定がん具類（特定がん具類であるものに限る。）を販売し、又は頒布した者
  - 四 第十三条の三第五項の規定に違反して表

示を怠つた者

- 五 第十三条の四第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機等に指定図書類又は指定がん具類を収納し、又は撤去しなかつた者
- 六 第十三条の五の規定に違反して同条に規定する措置をとらなかつた者
- 七 第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、同条第一項の規定に違反して青少年から物品を質に取つて金銭を貸し付けた者
- 八 第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、同条第二項の規定に違反して青少年から古物を買い受けた者
- 九 第十五条の三の規定に違反して同条各号に掲げるいずれかの行為を行つた者
- 十 第十二条又は第十六条第二項の規定に違反して掲示を怠つた者
- 3 第一項各号及び前項第一号から第九号までの各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人及びこれらの代理人に対しても、これらの項の規定による警告を発することができる。
- 4 第一項各号及び第二項第一号から第九号までの警告は、知事が指定した知事部局の職員が行う場合は東京都規則で、警視総監が指定した警察官が行う場合は東京都公安委員会規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

#### （審議会への諮問）

- 第十八条の二** 知事は、第五条の規定による推奨をし、第八条の規定による指定をし、又は第十四条の規定による措置を命じようとするときは、第十九条に規定する東京都青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、第七条から第七条の三までに規定する自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない。

## 第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成

#### （青少年の性に関する保護者等の責務）

- 第十八条の三** 保護者及び青少年の育成にかかる者（以下「保護者等」という。）は、異性との交友が相互の豊かな人格のかん養に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損

ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

- 2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。
- 3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない。

#### (青少年の性に関する都の責務)

**第十八条の四** 都は、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るとともに、当該判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の健全な育成が阻害されないように、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。

(安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取組)

**第十八条の五** 青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたずらに助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的な取組に努めなければならない。

#### (青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)

**第十八条の六** 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行つてはならない。

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

**第十八条の七** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ(以下単に「児童ポルノ」という。)又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うよう求めること。

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係

る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

### **第三章の三 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務**

#### (児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等)

**第十八条の八** 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

- 2 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。
- 3 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保つて成長することができるよう、支援のための措置を適切に講ずるものとする。

#### (青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務)

**第十八条の九** 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち十三歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態(これらと同等とみなされる状態を含む。)にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性欲の対象として描写した図書類(児童ポルノに該当するものを除く。)又は映画等において青少年が性欲の対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち十三歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。

3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち十三歳未満の者に係る第一項の図書類又は映画等で著しく扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを閲覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

### **第三章の四 インターネット利用環境の整備**

#### (インターネット利用に係る都の責務)

**第十八条の十** 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るために、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

- 2 都は、青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするため、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を定めるものとする。

#### (インターネット利用に係る事業者の責務)

**第十八条の十一** 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)を開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を提供する事業者は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの性能及び利便性の向上を図るように努めなければならない。

- 2 青少年インターネット環境整備法第三十条第一号のフィルタリング推進機関並びに同条第二号及び第六号の民間団体は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その業務を通じ、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの性能の向上及び利用の普及が図られるように努めるものとする。

- 3 インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。)は、インターネット接続役務(同条第五項に規定するインターネット接続役務をいう。)に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するよう努めなければならない。

- 4 第十六条第一項第四号に掲げる施設を経営

する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用した機器又は青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けた機器の提供に努めなければならない。

- 5 青少年のインターネットの利用に関する事業を行う者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害並びにこれらの除去に必要な知識について青少年が適切に理解できるようにするための啓発に努めるものとする。

#### (携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

**第十八条の十二** 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき又は青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、東京都規則で定めるところにより、保護者が携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により青少年がインターネット上の青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)を閲覧することができないように適切に監督することその他の東京都規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。第三項において同じ。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の東京都規則で定める事項を説明

するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第一項の規定により保護者から提出を受けた書面に記載又は記録をされた事項を、東京都規則で定めるところにより、保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第二項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第四項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない。
- 7 知事が指定した知事部局の職員は、第二項から第五項までの規定の施行に必要な限度において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (インターネット利用に係る保護者等の責務)

- 第十八条の十三** 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、青少年のインターネットの利用を的確に管理するよう努めなければならない。
- 2 保護者等は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るために、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。
  - 3 都は、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をした場合におけるその保護者に対

し、必要に応じ、再発防止に資する情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

## 第四章 東京都青少年健全育成審議会

### (設置)

**第十九条** 第十八条の二第一項の規定に基づく知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (組織)

**第二十条** 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員二十人以内をもつて組織する。

- 一 業界に関係を有する者 三人以内
- 二 青少年の保護者 三人以内
- 三 学識経験を有する者 八人以内
- 四 関係行政機関の職員 三人以内
- 五 東京都の職員 三人以内

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

### (委員及び専門委員の任期)

**第二十一条** 前条第一項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

### (会長)

**第二十二条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

**第二十三条** 審議会は、知事が招集する。

### (定足数及び表決数)

**第二十四条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員(会長である委員(第二十二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。)を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (小委員会)

**第二十四条の二** 会長は、審議会の定めるところ

により、第八条の規定による指定に関する事項について必要があると認めるときは、第十八条の二第一項の規定に基づく知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。

- 2 小委員会は、会長(第二十二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。)及び会長が審議会の委員のうちから第二十条第一項各号に掲げる区分ごとに指名する委員五人をもつて組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、会長をもつて充てる。
- 4 小委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、小委員会の定足数及び表決数について準用する。

## 第五章 罰則

### (罰則)

**第二十四条の三** 第十八条の六の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第二十四条の四** 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の二第一項の規定に違反する行為をすることを業として行つた者
- 二 第十五条の二第二項の規定に違反した者

**第二十五条** 第十八条第一項各号、同条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号から第九号まで又は同条第三項の規定による警告(同条第二項第四号に係る場合を除く。)に従わず、なお、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条第一項、第十一项、第十三条第一項(特定がん具類に関して適用される場合に限る。)、第十三条の四第一項若しくは第二項、第十三条の五、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第二十六条** 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して、青少年に指定がん具類(特定がん具類を除く。)を販売し、又は頒布した者
- 二 第十三条の二第一項の規定に違反した者
- 三 第十四条の規定による知事の措置命令に従わなかつた者

四 第十五条の二第一項の規定に違反した者(第二十四条の四第一号に該当する場合を除く。)

五 第十五条の四第二項の規定に違反して、深夜に十六歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

六 第十六条第一項の規定に違反した者  
七 第十八条の七の規定に違反した者

**第二十六条の二** 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第三項若しくは第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項の規定による知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第二項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視総監が指定した警察官の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者及びこれらの項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は資料の提出の要求に応ぜず、若しくは虚偽の資料を提出した者

**第二十七条** 第十八条第二項第四号又は同条第三項の規定による警告(同号に係る場合に限る。)に従わず、なお、第十三条の三第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

**第二十八条** 第九条第一項、第十条第一項、第一条、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第十五条の三、第十五条の四第二項又は第十六条第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十四条の四、第二十五条又は第二十六条第一号、第二号若しくは第四号から第六号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

### (両罰規定)

**第二十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十四条の四から第二十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

### (青少年についての免責)

**第三十条** この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

## 第6章 雜則

### (委任)

**第三十一条** ここの条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、東京都規則で定める。

### 付則

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

### 附則(平成四年条例第一九号)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二十五条から第二十七条までの改正規定は同年五月一日から、第二条、第七条及び第九条第二項の改正規定は同年六月一日から施行する。
- 2 第二十五条から第二十七条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附則(平成九年条例第七五号)

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

### 附則(平成一三年条例第三〇号)

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十八条第一項の改正規定(同項第一号の次に一号を加える部分に限る。)は、同年十月一日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 施行日から平成十三年九月三十日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二十五条中「第九条第一項若しくは第二項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えて適用するものとする。

- 3 この条例の施行の際、現に自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業としている者は、改正後の条例第十三条の二第三項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十五日前」とあるのは、「平成十三年七月三十一日」とする。

### 附則(平成一六年条例第四三号)

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定(「第十八条」を「第十八条の二」に改める部分に限る。)、第八条第一項に一号を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第十七条第一項第三号及び第四号の改正規定、同項に二号を加える改正規定、第十八条第一項第四号の改正規定(「指定がん具類」の下に「(特定がん具類であるものに限る。)」を加える部分に限る。)、同項第七号の改正規定、同項に三号を加える改正規定、第十八条の次に一条を加える改正規定、第十九条の改正規定、第二十四条の二第一項の改正規定(「第十五条第一項」を「第十八条の二第一項」に改める部分に限る。)、第二十四条の三の改正規定(「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める部分に限る。)、同条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定(第十八条第二項第七号から第九号まで又は同条第三項の規定による警告(同条第二項第七号から第九号までに係る場合に限る。)に従わず、なお、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者に係る部分に限る。)、第二十六条の改正規定、第二十六条の二の改正規定、第二十六条の三の改正規定、第二十七条を削る改正規定、第二十八条の改正規定並びに第二十九条の改正規定 平成十六年六月一日
- 二 第二条の改正規定、第九条第一項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の改正規定(「(自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。)」を削る部分に限る。)、第九条の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(第九条の三に係る部分に限る。)、第十六条の改正規定、第十八条に第一項として一項を加える改正規定(同項第二号に係る部分に限る。)及び第二十五条の改正規定(第十八条第一項第二号又は同条第三項の規定による警告(同条第一項第二号に係る場合に限る。)に従わず、なお、第九条第二項の規定に違反した者に係る部分に限る。) 平成十六年七月一日
- 三 第十三条の三の改正規定(同条第三項を削る部分に限る。)、第十三条の四の次に二条を加える改正規定(第十三条の五に係る部分に限る。)、第十七条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、第十八条第一項第五号の次に一号を加える改正規定及び第二十五

- 条の改正規定(第十八条第二項第六号又は同条第三項の規定による警告(同条第二項第六号に係る場合に限る。)に従わず、なお、第十三条の五の規定に違反した者に係る部分に限る。) 東京都規則で定める日
- 2 この条例の施行の日から平成十六年五月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十五条第二項中「第七条」とあるのは「第七条から第七条の三まで」と、第十七条第二項中「第六号」とあるのは「第四号」と、第十八条第三項及び第四項中「第九号」とあるのは「第五号」と、第二十五条中「第十三条第一項(特定がん具類に関して適用される場合に限る。)」とあるのは「第十三条第一項」と、第二十六条の二中「第十三条の二第三項」とあるのは「第十三条の三第三項」と、第二十六条の三中「第十八条第一項第五号又は同条第二項」とあるのは「第十八条第二項第四号又は同条第三項」と、「第十三条の二第五項」とあるのは「第十三条の三第五項」と、第二十七条中「関係公務員」とあるのは「知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第二項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視総監が指定した警察官」と、「同項」とあるのは「これらの項」とする。
- 3 この条例の施行の日から附則第一項第三号に規定する日の前日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十三条の六中「前条に規定する自動販売機等」とあるのは「表示図書類若しくは青少年に対し性的感情を刺激し、残虐性を助長し、若しくは自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納している自動販売機等」と、第十三条の七中「前四条」とあるのは「第十三条の三、第十三条の四及び前条」と、第二十五条中「同条第三項」とあるのは「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年東京都条例第四十三号)附則第二項及び第五項においてそれぞれ読み替えて適用される第十八条第三項」とする。
- 4 平成十六年六月一日から同月三十日までの間、附則第一項第一号の規定の施行による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十六条第一項中「深夜(午後十一時から翌日午前四時までの時間をいう。以下同じ。)」とあるのは「深夜」と、第十七条第二項第六号中

「前条第一項第二号から第四号までに掲げる施設を経営する者」とあるのは「ボーリング場等経営者」とする。

- 5 平成十六年六月一日から附則第一項第三号に規定する日の前日までの間、同項第一号の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十八条第三項中「及び前項第一号から第九号まで」とあるのは「並びに前項第一号から第五号まで及び第七号から第九号まで」と、同条第四項中「及び第二項第一号から第九号まで」とあるのは「並びに第二項第一号から第五号まで及び第七号から第九号まで」とする。
- 6 この条例(第一項ただし書の規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### **附則（平成一七年条例第二五号）**

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 目次の改正規定(「第四条の二」を「第四条の三」に改める部分に限る。)、第四条の二の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第十五条の改正規定、第十八条の三の改正規定、第十八条の四の次に二条及び一章を加える改正規定(第十八条の五及び第十八条の六に係る部分に限る。)並びに第二十四条の三の改正規定 平成十七年六月一日
- 二 第十八条の四の次に二条及び一章を加える改正規定(第十八条の七及び第十八条の八に係る部分に限る。) 平成十七年十月一日
- 2 この条例の施行の日から平成十七年五月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第十八条の三—第十八条の六」とあるのは「第十八条の三・第十八条の四」とする。
- 3 この条例の施行の日から平成十七年九月三十日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第十八条の七—第十八条の九」とあるのは「第十八条の九」とする。
- 4 第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### **附則（平成一九年条例第九号）**

(この条例は、平成十九年七月一日から施行する。)

#### **附則（平成二二年条例第九七号）**

- 1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十三年一月一日
- 二 第二条の規定中目次の改正規定(「児童ポルノの根絶等に向けた都の責務(第十八条の六の二)」を「児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務(第十八条の六の二・第十八条の六の三)」に、「(第十八条の七一第十八条の九)」を「(第十八条の六の四—第十八条の八)」に改める部分に限る。)、第七条、第九条の三、第三章の三の章名及び第十八条の六の二の改正規定、第三章の三中第十八条の六の二の次に一条を加える改正規定、第三章の四中第十八条の七の前に一条を加える改正規定、第十八条の七の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第十八条の八の改正規定並びに第十八条の九を削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十三年四月一日
- 2 平成二十三年四月一日から同年六月三十日までの間、第二条の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例(以下「新条例」という。)第九条の三第二項中「第八条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第八条第一項第一号」とする。
- 3 新条例第九条の三第二項に規定する指定の回数の算定に当たっては、平成二十三年四月一日以後に新条例第八条第一項第一号の規定に該当するものとしてなされた指定及び同年七月一日以後に同項第二号の規定に該当するものとしてなされた指定を対象とする。
- 4 新条例第八条第一項第二号の規定(図書類の指定に係る部分に限る。)は、平成二十三年七月一日以後に発行された図書類について適用し、同日前に発行された図書類については、なお従前の例による。

#### **附則（平成二六年条例第一一六号）**

この条例は、公布の日から施行する。

#### **附 則(平成二八年条例第五号)**

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### **附 則(平成二九年条例第七四号)**

- 1 この条例は、平成三十年二月一日から施行する。ただし、第十八条の七の改正規定(同条を第十八条の十一とする部分を除く。)及び第十八条の七の二の改正規定(同条を第十八条の十二とする部分を除く。)は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律

第七十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成三〇年二月一日)

- 2 この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十八条の十二第四項から第七項までの規定は、第十八条の七の二の改正規定(同条を第十八条の十二とする部分を除く。)の施行の日以後にした契約について適用し、同日前にした契約については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ▶ 3-4 東京都こども基本条例

制定 令和3年3月31日条例第51号

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育つていく環境を整備していくなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

### （目的）

**第一条** この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

### （基本理念）

**第三条** こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先

とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育つていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

### （こどもの権利）

**第四条** 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

### （こどもにやさしい東京の実現）

**第五条** 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

### （こどもの安全安心の確保）

**第六条** 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るために、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

### （こどもの遊び場、居場所づくり）

**第七条** 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

### （こどもの学び、成長への支援）

**第八条** 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

### （子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援）

**第九条** 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

### （こどもの意見表明と施策への反映）

**第十条** 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(こどもの参加の促進)

**第十一條** 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

**第十二條** 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

**第十三条** 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

**第十四条** 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こどもに関する計画の策定)

**第十五条** 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

**第十六条** 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

**第十七条** 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聞く機会を設けるものとする。

## 4 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過

### ▶ 4-1 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過

都は、青少年をめぐる様々な問題について調査・審議するため、地方青少年問題協議会法第一条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都青少年問題協議会を設置しています。

本計画策定に当たっては、令和6年6月14日第34期東京都青少年問題協議会第1回総会において知事から青少年問題協議会に対し「東京都子供・若者計画（第2期）の改定」について諮詢され、審議を重ねた後、令和6年12月25日に青少年問題協議会から知事宛てに答申されました。

都では、この答申を受け、令和7年2月10日から3月11日までの意見募集を経て、令和7年3月31日に本計画（第3期）を策定しました。

#### ＜第34期東京都青少年問題協議会 審議経過＞

時期	会議	主な審議内容
令和6年 6月14日	第1回 総会	<ul style="list-style-type: none"><li>・副会長選任</li><li>・諮詢事項</li><li>・協議会の運営</li></ul>
6月14日	第1回 若年支援部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1章（計画の策定に当たって）に関する検討</li><li>・第2章（計画の「理念」「基本方針」）に関する検討</li><li>・次期計画の構成に関する検討</li><li>・数値目標に関する検討</li><li>・困難を抱える若者へのヒアリング事項に関する意見交換</li></ul>
6月14日	第1回 若者部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・困難を抱える若者から意見を聴くための仕組みに関する検討</li></ul>
7月19日	第2回 若年支援部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・若者支援団体からのヒアリング「若者の居場所について」</li><li>・第3章（基本方針Ⅱ※）に関する検討 ※「居場所のない子供・若者」「ヤングケアラー」</li><li>・第4章（推進体制等の整備※）に関する検討 ※「子供・若者施策の共通の基盤となる取組」「関係機関との連携の強化、人材の養成」</li></ul>

7月 22 日	第 2 回 若者部会		・困難を抱える若者から意見を聴くための仕組みに関する検討
8月 26 日	第 3 回 若者部会		・若者支援等に関する意見交換
9月 17 日	第 3 回 若年支援部会		・若者部会における審議経過の共有 ・第 3 章（基本方針Ⅰ）に関する検討 ・第 3 章（基本方針Ⅲ）に関する検討
10月 21 日	第 4 回 若年支援部会		・困難を抱える若者へのヒアリング結果に関する検討 ・数値目標に関する検討 ・第 3 章（基本方針Ⅱ）に関する検討 ・第 4 章（推進体制等の整備）に関する検討
10月 30 日	第 4 回 若者部会		・第 3 回までの検討まとめ ・若者団体へのヒアリング結果に関する意見交換
11月 29 日	第 5 回 若年支援部会		・「東京都子供・若者計画（第 3 期）」中間（案）まとめ
12月 19 日	第 1 回 拡大専門部会		・審議経過等報告 ・東京都子供・若者計画（第 3 期）答申（案）
12月 25 日	第 2 回 総会		・東京都子供・若者計画（第 3 期）答申（案）

## ► 4 – 2 東京都青少年問題協議会条例

制定 昭和28年10月20日条例第101号  
最終改正 平成26年3月31日条例第12号

### (設置)

**第一条** 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)第一条の規定に基づき、東京都に、知事の附属機関として、東京都青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平一二条例一七一・一部改正)

### (組織)

**第二条** 協議会は、会長及び委員三十五人以内をもつて組織する。

2 会長は、知事をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 東京都議會議員 六人
- 二 学識経験者 十六人以内
- 三 関係行政庁の職員 五人以内
- 四 東京都の職員 八人以内

(平二六条例一二・一部改正)

### (委員の任期)

**第三条** 前条第二号の委員の任期は、二年とし、

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

但し、再任をさまたげない。

### (会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

**第四条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長をおく。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

### (招集)

**第五条** 協議会は、知事が招集する。

### (専門委員)

**第六条** 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

### (定数及び表決数)

**第七条** 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委任)

**第八条** この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年七月二十五日から適用する。

### 附 則(平成一二年条例第一七一号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

### 附 則(平成二六年条例第一二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

## ► 4 – 3 東京都青少年問題協議会要綱

施行 昭和28年10月30日  
最終改正 令和6年6月13日

### (委員の構成)

**第1条** 東京都青少年問題協議会条例（昭和28年東京都条例第101号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する関係行政庁の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 東京労働局職業安定部長
  - 2 東京矯正管区第三部長
  - 3 東京保護観察所長
  - 4 東京地方検察庁刑事部長
  - 5 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
- 2 条例第2条第4号に規定する東京都の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。
- 1 政策企画局長
  - 2 子供政策連携室長
  - 3 生活文化スポーツ局生活安全担当局長
  - 4 総務局理事
  - 5 福祉局長
  - 6 産業労働局長
  - 7 教育長
  - 8 警視庁生活安全部長

### (協議題の付議)

**第2条** 委員が協議のための議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催予定日の10日前までに生活文化スポーツ局都民安全推進部に送付するものとする。

### (幹事会等)

**第3条** 東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事及び書記若干を置く。

- 2 幹事及び書記は、東京都の職員及び関係行政庁の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け事務に従事する。
- 5 協議会の庶務は、生活文化スポーツ局都民安全推進部において行う。

### 付 則

この要綱は、昭和28年10月30日から施行する。

### 付 則（最終改正）

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

「東京都青少年問題協議会要綱」第3条第2項に基づく幹事の職

政策企画局	計画調整部長
政策企画局	戦略広報部長
総務局	人権部長
財務局	主計部長
生活文化スポーツ局	都民安全推進部長
生活文化スポーツ局	私学部長
都市整備局	市街地建築部長
福祉局	企画部長
福祉局	子供・子育て支援部長
保健医療局	企画部長
保健医療局	健康安全部長
産業労働局	総務部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	公園緑地部長
港湾局	総務部長
教育庁	総務部長
教育庁	指導部長
教育庁	地域教育支援部長
警視庁	生活安全部少年育成課長
東京保護観察所	民間活動支援専門官
東京家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官

## ▶ 4-4 第34期東京都青少年問題協議会委員名簿

令和6年12月25日現在

区分	氏名	所属等	備考
会長	小池百合子	東京都知事	
都議会議員 6人	吉住はるお こまざき美紀 まつば多美子 米倉春奈 風間ゆたか 田の上いくこ	東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員	
区長・市長 2人	大久保朋果 長友貴樹	江東区長 調布市長	
学識経験者 (若年支援部会) ※50音順	井利由利 小西暁和 新保幸男 杉浦ひとみ 土井隆義 堀有喜衣	公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブ 早稲田大学法学学術院教授 神奈川県立保健福祉大学教授 弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所 筑波大学教授 独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員	
学識経験者 (若者部会) ※50音順	荒井佑介 大橋暉弘 小奈悠馬 土肥潤也 西山なつ美 與那覇千夏	特定非営利活動法人サンカクシャ代表理事 認定特定非営利活動法人育て上げネット 特定非営利活動法人青少年自立援助センター NPO法人わかもののまち・株式会社C&Yパートナーズ 多摩市若者会議 調布市子ども生活部児童青少年課	
関係行政庁 の職員 5人	川島敦子 杉山弘晃 阿部健一 茂原徳雄 及川裕康	東京矯正管区第三部長 東京保護観察所長 東京地方検察庁刑事部長 東京労働局職業安定部長 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京都の 職員 8人	佐藤章 田中愛子 豊田義博 竹迫宜哉 山口真 田中慎一 坂本雅彦 宇田川佳宏	東京都政策企画局長 東京都子供政策連携室長 東京都総務局理事（人権担当） 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長 東京都福祉局長 東京都産業労働局長 東京都教育委員会教育長 警視庁生活安全部長	